二六 往けり。二五 遂に海の彼方にてイエスに遇ひて言ふ『ラビ、何時ここに來り給ひしか』二六イエス答へて言ひ給ふ
二七 『まことに誠に汝らに告ぐ、汝らが我を尋ぬるは、徴を見し故ならでパンを食ひて飽きたる故なり。二七朽つる糧
のためならで永遠の生命にまで至る糧のために働け。これは人の子の汝らに與へんと爲るものなり、父なる神は
二八 印して彼を證し給ひたるに因る』二八ここに彼ら言ふ『われら神の業を行はんには何をなすべきか』二九イエス答へ
三〇 て言ひたまふ『神の業はその遣し給へる者を信ずる是なり』三〇彼ら言ふ『さらば我らが見て汝を信ぜんために、
三一 何の徴をなすか、何を行ふか。三一我らの先祖は荒野にてマナを食へり、錄して「天よりパンを彼らに與へて食は
三二 しめたり」と云へるが如し』三二イエス言ひ給ふ『まことに誠に汝らに告ぐ、モーセは天よりのパンを汝らに與へ
三三 しにあらず、然れど我が父は天よりの眞のパンを與へたまふ。三三神のパンは天より降りて生命を世に與ふるもの
三四 なり』三四彼等いふ『主よ、そのパンを常に與へよ』三五イエス言ひ給ふ『われは生命のパンなり、我にきたる者は
三五 飢ゑず、我を信ずる者はいつまでも渴くことなからん。三六然れど汝らは我を見てなほ信ぜず、我さきに之を告げ
三六 たり。三七父の我に賜ふものは皆われに來らん、我にきたる者は、我これを退けず。三八夫わが天より降りしは我が
三七 意をなさん爲にあらず、我を遣し給ひし者の御意をなさん爲なり。三九我を遣し給ひし者の御意は、すべて我に賜
三八 ひし者を、我その一つをも失はずして終の日に甦へらする是なり。四〇わが父の御意は、すべて子を見て信ずる者
三九 の永遠の生命を得る是なり。われ終の日にこれを甦へらすべし』

イ 太二三・七を見よ　ロ 約一・三を見よ　ハ 約六・二四　ニ 約六・二、一四、三〇　ホ 箴五五・二　ヘ 約三・一五、一六、四・一四、六・四〇、四七、五四、一〇。　ト 約一・一八を見よ　チ 約三・三三を見よ　リ 太三・一七、一七、五 可一・一一、九　ヌ（雅創二・一一）約雅三・一三　ル 約三・一七を見よ　ヲ 太一一・三八を見よ（約六・二一、一四、二六）　ワ 出一六・二一 民一一・八 約六・四九、五八　カ 出一六・四、一五 尼九・一五 詩七八・二四、一〇五・四〇　ヨ 約三・三を見よ　タ 約六・五〇（約六・四一）　レ（約四・一五）　ソ 約六・四八、五一　ツ 約四・一四　ネ 約六・二六　ナ 約一七・二、二四　ラ 約三・一三を見よ　ム 太二六・三九を見よ　ウ 約六・二九　非 約四・三四、五・三　ヤ 約三・一六を見よ　ノ 約一七・二、一八・九　オ 約六・四〇、四四、五四（雅五・一五）　ク 約一二・四五（約一四・一七、一九）

四一 四一爰にユダヤ人ら、イエスの『われは天より降りしパンなり』と言ひ給ひしにより、四二呟きて言ふ『これは
四二 ヨセフの子イエスならずや、我等はその父母を知る、何ぞ今「われは天より降れり」と言ふか』四三イエス答へて
四三 言ひ給ふ『なんぢら呟き合ふな、四四我を遣しし父ひき給はずば、誰も我に來ること能はず、我これを終の日に甦
四四 へらすべし。四五預言者たちの書に「彼らみな神に教へられん」と錄されたり。すべて父より聽きて學びし者は我
四五 にきたる。四六これは父を見し者ありとにあらず、ただ神よりの者のみ父を見たり。四七誠に誠に、なんぢらに告
四六 ぐ、信ずる者は永遠の生命をもつ。四八我は生命のパンなり。四九汝らの先祖は荒野にてマナを食ひしが死にたり。
四七 五〇天より降るパンは、食ふ者をして死ぬる事なからしむるなり。五一我は天より降りし活けるパンなり、人このパ
四八 ンを食はば永遠に活くべし。我が與ふるパンは我が肉なり、世の生命のために之を與へん』
四九 五二爰にユダヤ人、たがひに爭ひて言ふ『この人はいかで己が肉を我らに與へて食はしむることを得ん』五三イ
五〇 エス言ひ給ふ『まことに誠に、なんぢらに告ぐ、人の子の肉を食はず、その血を飲まずば、汝らに生命なし。五四
五一 わが肉をくらひ、我が血をのむ者は永遠の生命をもつ、われ終の日にこれを甦へらすべし。五五夫わが肉は眞の
五二 食物、わが血は眞の飲物なり。五六わが肉をくらひ、我が血をのむ者は、我に居り、我もまた彼に居る。五七活ける
五三 父の我をつかはし、我の父によりて活くるごとく、我をくらふ者も我によりて活くべし。五八天より降りしパン
五四 は、先祖たちが食ひてなほ死にし如きものにあらず、此のパンを食ふものは永遠に活きん』五九此等のことはイエ

マ 約一・一九を見よ　ケ 約六・五一、五八（約六・三三）　フ 詩四・二二　コ（約七・二七、二八）　エ 約八・三八、六二　テ 耶三一・三　何一一　ア 約六・三九　サ（徒七・四二）、一三・四〇）　キ 箴五四・一二　耶三一・三四　附三・一五　ユ 約一・一八を見よ　メ 約三・三を見よ　ミ 約三・三六、五・二四、五八、六・四七、五一、五八　シ 約六・三五—五一　エ 約六・二一、五八　ヒ 默二・一七　モ 約六・三三　セ 約六・四一、五八　ス 約六・三五、四八　イ 約六・五三—五六　ロ（約一・二九、三一）　ヘ 約六・三九を見よ　ト 約一五・四、五 約箴一〇・一〇）　チ（太一六・一六 約五・二六）　リ 約三・一七を見よ　ヌ 約六・四一、五一（約六・三三）　ル 約六・三一、四九　ヲ 約六・四七を見よ　ワ 出一六・四、一五 民一一・一、一〇・一九　ヨ 約三・三を見よ　タ 約六・五〇　レ（約四・一五）　ソ 約六・四八、五一　ツ 約四・一四　ネ 約六・二六　ナ 約一七・二、二四　ラ 約三・一三を見よ　ム 太二六・三九を見よ　ウ 約六・二九　非 約四・三四、五・三　ヤ 約三・一六を見よ　ノ 約一七・二、一八・九　オ 約六・四〇、四四、五四（雅五・一五）　ク 約一二・四五（約一四・一七、一九）

六〇 ス、カペナウムにて教ふるとき、會堂にて言ひ給ひしなり。
六一 六〇弟子たちの中おほくの者これを聞きて言ふ『こは甚だしき言なるかな、誰か能く聽き得べき』六一イエス
六二 弟子たちの之に就きて呟くを自ら知りて言ひ給ふ『このことは汝らを躓かするか。六二さらば人の子の原居りし處
六三 に昇るを見ば如何。六三活すものは靈なり、肉は益する所なし、わが汝らに語りし言は、靈なり生命なり。六四されど汝らの中に信ぜぬ者どもあり』イエス初より信ぜぬ者どもは誰、おのれを賣る者は誰なるかを知り給へるなり。
六五 六五斯て言ひたまふ『この故に我さきに汝らに告げて父より賜はりたる者ならずば我に來るを得ずと言ひしなり』
六六 六六斯において弟子等のうち多くの者、かへり去りて、復イエスと共に歩まざりき。六七イエス十二弟子に言ひ
六七 給ふ『なんぢらも去らんとするか』六八シモン・ペテロ答ふ『主よ、われら誰にゆかん、永遠の生命の言は汝
六八 にあり。六九又われらは信じ、かつ知る、なんぢは神の聖者なり』七〇イエス答へ給ふ『われ汝ら十二人を選びしに
六九 七〇 あらずや、然るに汝らの中の一人は惡魔なり』七一イスカリオテのシモンの子ユダを指して言ひ給へるなり、彼は
七一 十二弟子の一人なれど、イエスを賣らんとする者なり。

第七章

一 一この後イエス、ガリラヤのうちを巡りゐ給ふ、ユダヤ人の殺さんとするに因りてユダヤのうちを
二 巡ることを欲し給はぬなり。二ユダヤ人の假廬の祭ちかづきたれば、三兄弟たちイエスに言ふ『な
三 んぢの行ふ業を弟子たちにも見せんために、此處を去りてユダヤに往け。四誰にても自ら顯れんことを求めて隱
四

イ 約六・二四を見よ　ロ 太四・二三を見よ　ハ 約六・五二　ニ 約六・六四　ホ 太一・一〇を見よ　ヘ 約六・五三　ト 可一六・一九を見よ　チ 哥後三・六　リ 約六・六八　ヌ 約六・六〇、六六　ル 太一〇・四を見よ　ヲ 約六・七一　ワ 約六・三七、四四　カ（太一三・二一　約三・二七）　ヨ 約六・六〇、六四　タ 太一〇・二　二、六・七〇、七一、二〇・二四　レ（太一六・一六）　ソ 約六・六三（約一二・四九、五〇　徒五・二〇）　ツ 約六四・一六　ネ 可一・二四を見よ　ナ 路六・一三　約一五　ラ（約八・四四、一三・二、二七、一七・一二）　ム 約一二・四、一三・二、二六　ウ 可一四・一〇　井 約六・六四を見よ　ノ 約四・三、六・一（約一・一・五四）　オ 約五・一、六、一八、七・九、三七、四〇、一一・五三　ク 利二三・三四　亞一四・一六—一九（申一六・一六）　ヤ 太一二・四六を見よ　約七・五・一〇　マ 約二・一を見よ　ケ 可三・二

ヲ（太二六・一八　約七・三を見よ　約八・三〇）　ア 約七・三を見よ　サ 約一・五六　コ 約一・五・一八、一九　キ 約七・四〇—四三　エ 約三・一九、二〇　ユ 約七・四七　テ（約七・六）　メ 約九・二二、一九・　シ（路二・四七、四・　三八、二〇・一九（約二二・四二）　ミ 太二六・五五を見よ　約三・二九　徒四・二三）　エ 約三・一一を見よ　約一四・一〇（約三・二四）　ヒ（路二五・九、一四　使三・三二　但一二・一〇　約三・二一、八・四三、四四）　セ 約壹三・二九　ス 約一・一七　イ 約七・一を見よ　可八・四　五〇、五四、四三）　一二・　一一・一八　ロ 太一一・一八　約八・四八、四九、五二、一〇・二〇　ホ 創一七・一〇—一四、二三—二七、二一・四　徒七・八　七・二三　ニ 利一二・三

に業をなす者なし。汝これらの事を爲すからには己を世にあらはせ』五是その兄弟たちもイエスを信ぜぬ故な
五 り。六爰にイエス言ひ給ふ『わが時はいまだ到らず、汝らの時は常に備れり。七世は汝らを憎むこと能はねど我
六 七 を憎む、我は世の所作の惡しきを證すればなり。八なんぢら祭に上れ、わが時いまだ滿たねば、我は今この祭に
八 のぼらず』九かく言ひて尙ガリラヤに留り給ふ。
九 一〇而して兄弟たちの、祭にのぼりたる後、あらはならで潛びやかに上り給ふ。一一祭にあたりユダヤ人等イエ
一〇 一一 スを尋ねて『かれは何處に居るか』と言ふ。一二また群衆のうちに囁く者おほくありて、或は『イエスは善き人
一二 なり』といひ、或は『いな群衆を惑はすなり』と言ふ。一三然れどユダヤ人を懼るるに因りて誰もイエスのことを
一三 公然に言はず。
一四 一四祭も、はや半となりし頃イエス宮にのぼりて教へ給へば、一五ユダヤ人あやしみて言ふ『この人は學びし事
一五 一六 なきに、如何して書を知るか』一六イエス答へて言ひ給ふ『わが教はわが教にあらず、我を遣し給ひし者の教なり。
一七 一七人もし御意を行はんと欲せば、此の教の神よりか、我が己より語るかを知らん。一八己より語るものは己の榮光
一八 をもとむ、己を遣しし者の榮光を求むる者は眞なり、その中に不義なし。一九モーセは汝らに律法を與へしにあら
一九 二〇 ずや、然れど汝等のうちに律法を守る者なし。汝ら何ゆゑ我を殺さんとするか』二〇群衆こたふ『なんぢは惡鬼に憑
二〇 二一 かれたり、誰が汝を殺さんとするぞ』二一イエス答へて言ひ給ふ『われ一つの業をなしたれば汝等みな怪しめり。
二一 二二 二二モーセは汝らに割禮を命じたり（これはモーセより起りしとにあらず、先祖より起りしなり）この故に汝ら

二三 安息日にも人に割禮を施す。二三 モーセの律法の廢らぬために安息日に人の割禮を受くる事あらば、何ぞ安息日に
二四 人の全身を健かにせしとて我を怒るか。二四 外貌によりて審くな、正しき審判にて審け』
二五 爰にエルサレムの或る人々いふ『これは人々の殺さんとする者ならずや。二六 視よ、公然に語るに之に對し
二七 て何をも言ふ者なし、司たちは此の人のキリストたるを眞に認めしならんか。二七 然れど我らは此の人の何處より
二八 かを知る、キリストの來る時には、その何處よりかを知る者なし』二八 爰にイエス宮にて教へつつ呼はりて言ひ給
二九 ふ『なんぢら我を知り、亦わが何處よりかを知る。されど我は己より來るにあらず、眞の者ありて我を遣し給へ
三〇 り。汝らは彼を知らず、二九 我は彼を知る。我は彼より出で、彼は我を遣し給ひしに因りてなり』三〇 爰に人々イエ
三一 スを捕へんと謀りたれど、彼の時いまだ到らぬ故に手出する者なかりき。三一 斯て群衆のうち多くの人々イエスを
三二 信じて『キリスト來るとも、此の人の行ひしより多く徵を行はんや』と言ふ。三二 イエスにつきて群衆のかく囁く
三三 ことパリサイ人の耳に入りたれば、祭司長・パリサイ人ら彼を捕へんとて下役どもを遣ししに、三三 イエス言ひ給
三四 ふ『我なほ暫く汝らと偕に居り、而してのち我を遣し給ひし者の御許に往く。三四 汝ら我を尋ねん、されど逢はざ
三五 るべし、汝等わが居る處に往くこと能はず』三五 爰にユダヤ人ら互に言ふ『この人われらの逢ひ得ぬいづこに往か
三六 んとするか、ギリシヤ人のうちに散りをる者に往きてギリシヤ人を教へんとするか。三六 その言に「なんぢら我を
尋ねん、然れど逢はざるべし、汝ら我がをる處に往くこと能はず」と云へるは何ぞや』

イ(太一二・二)約五・一〇　ロ(利一九・一五)賽一一・三、亞七・九、哥後約八・一五　ハ路二三・一三を見よ　ニ(約四・二九)七・一四　ホ約六・四二、一・四二　ヘ約七・一四　ト約八・四二　チ太一一・二七を見よ　リ約六・四六　ヌ約三・一七を見よ　ル約七・三二、四四、一〇・三九(太二一・四六)　ヲ約八・二〇(約七・一六)　ワ約八・三〇、一〇・四二、一一・四五、一二・一一、四二(約一二・一三)　カ約七・二六　ヨ約二・一一を見よ　タ約七・三〇(太一一・一二)　レ太二六・五八を見よ　ソ約一二・三五、一三・一四・一九、一六・一六—一九　ツ約一六・五、一〇・一七・二八(約一四・一四・四四)　ネ約七・三六、八・二一、一一・一三・三三　ナ約八・二一、二二　ラ雅一・一彼前一・一(詩一四七・二)　ム約一二・二〇徒一四・一、一七・四、一八・四羅一・二二・九、四・一六、一〇　ウ約七・三四

ヤ(耳二・二八)約一・三三、一九・二)　フ太二一・二一を見よ　ヲ(約一・二一)　コ約七・五二(約一・四四)　ア路二・五—七　サ約一〇・一九(約九・一六)　キ約七・三〇　ユ約七・三二、四六　メ太七・二八を見よ　ミ約七・一二　シ路二三・一三を見よ　ヱ(約一二・四二)　ヒ約三・一、一九・三九　モ出二三・一利一九・二六　申一七・六八、一九・一五　懺一八・一三(徒二三・三)　セ(賽九・一二)

ノ(約四・一〇・一四、六・三五)　マ約一二・一六、二三、一三・三一、三二、一六・一四、一七・一)　ケ徒一・四、五(約二〇・二二)　エ米五・二(母後七・一二)　ヲ太一・一、二・五、六　ス路二・四　ヘ路一・五—七　ヱ(約一二・一三)　ヒ約三・一、一九・三九

オ賽四四・三、五五・一、五八・一一　タ約四・一〇を見よ　ケ徒二・四、

三七 祭の終の大なる日にイエス立ちて呼はりて言ひたまふ『人もし渴かば我に來りて飲め。三八 我を信ずる者
三八 は、聖書に云へるごとく、その腹より活ける水、川となりて流れ出づべし』三九 これは彼を信ずる者の受けんとす
三九 る御靈を指して言ひ給ひしなり。イエス未だ榮光を受け給はざれば、御靈いまだ降らざりしなり。四〇 此等の言を
四〇 ききて群衆のうちの或人は『これ眞にかの預言者なり』といひ、四一 或人は『これキリストなり』と言ひ、又ある
四一 人は『キリスト爭でガリラヤより出でんや、四二 聖書にキリストはダビデの裔またダビデの居りし村ベツレヘムよ
四二 り出づと云へるならずや』と言ふ。四三 斯くイエスの事によりて、群衆のうちに紛爭おこりたり。四四 その中には、
四三 イエスを捕へんと欲する者もありしが、手出する者なかりき。
四四 四五 而して下役ども、祭司長・パリサイ人らの許に歸りたれば、彼ら問ふ『なに故かれを曳き來らぬか』四六 下役
四五 ども答ふ『この人の語るごとく語りし人は未だなし』四七 パリサイ人等これに答ふ『なんぢらも惑されしか、
四六 四八 司たち又はパリサイ人のうちに一人だに彼を信ぜし者ありや、四九 律法を知らぬこの群衆は詛はれたる者なり』
四七 五〇 彼等のうちの一人にて曩にイエスの許に來りしニコデモ言ふ、五一『われらの律法は先その人に聽き、その爲す
四八 五一 ところを知るにあらずば、審く事をせんや』五二 かれら答へて言ふ『なんぢもガリラヤより出でしか、査べ見よ、
四九 五二 預言者はガリラヤより起る事なし』
五〇 五三 〔*斯ておのおの己が家に歸れり。

第八章

一イエス、オリブ山にゆき給ふ。二夜明ごろ、また宮に入りしに、民みな御許に來りたれば、坐して教へ給ふ。三爰に學者・パリサイ人ら、姦淫のとき捕へられたる女を連れきたり、眞中に立てて
四イエスに言ふ、『師よ、この女は姦淫のをり、そのまま捕へられたるなり。五モーセは律法に斯る者を石にて擊
六つべき事を我らに命じたるが、汝は如何に言ふか』六斯く云へるはイエスを試みて訴ふる種を得んとてなり。イ
七エス身を屈め、指にて地に物書き給ふ。七かれら問ひて止まざれば、イエス身を起して『なんぢらの中、罪なき
八者まづ石を擲て』と言ひ、八また身を屈めて地に物書きたまふ。九彼等これを聞きて良心に責められ、老人を
九はじめ若き者まで一人一人いでゆき、唯イエスと中に立てる女とのみ遺れり。一〇イエス身を起して、女のほかに
一〇誰も居らぬを見て言ひ給ふ『をんなよ、汝を訴へたる者どもは何處にをるぞ、汝を罪する者なきか』一一女いふ
『主よ、誰もなし』イエス言ひ給ふ『われも汝を罪せじ、往け、この後ふたたび罪を犯すな』
一二斯てイエスまた人々に語りて言ひ給ふ『われは世の光なり、我に從ふ者は暗き中を歩まず、生命の光を得
べし』一三パリサイ人ら言ふ『なんぢは己につきて證す、なんぢの證は眞ならず』一四イエス答へて言ひ給ふ『われ
自ら己につきて證すとも我が證は眞なり、我は何處より來り何處に往くを知る故なり。汝らは我が何處より來
一五り、何處に往くを知らず。一五なんぢらは肉によりて審く、我は誰をも審かず。一六されど我もし審かば、我が審判
は眞なり、我は一人ならず、我と我を遣し給ひし者と偕なるに因る。一七また汝らの律法に、二人の證は眞なりと

イ太二一・一を見よ　ロ（路二一・三八）　ハ太二六・五五を見よ　太五・一　路四・二〇　ホ申二二・二四　結一　ヘ太一六・一、一九・三、二二・一八、三五、可八・一一、一二　ト可三・二を見よ　チ約八・一〇　リ（太七・一　羅二・一、二二）　ヌ申一七・七　ル約八・七　ヲ（路一二・一四　約三　ワ約五・一四　彼前一・一七、八・一五）　カ約一・四、一二・三　タ（約五・三一）　レ約一八・三七　默一・五、三・一四　ソ約一三・三、一六・二八（約八・四二）　ツ（約七・二八、九・二九）　ム申一七・六　又太一八・一六を見よ　ラ約五・三〇　ナ約三・一七を見よ　ヨ（太五・一四　約一二・二六、三五、二一・一九）　ヨ（太二四・五）　ヨ約三・一四、一一・三二　メ約八・二四を見よ　ミ約五・一九を見よ　ヒ約七・三二を見よ　シ（約四・三四）　ヱ約八・一六、一六、三二　モ約一五・七　約貳九　セ約二二を見よ

一八鍊されたり。一八我みづから己につきて證をなし、我を遣し給ひし父も我につきて證をなし給ふ』一九ここに彼ら言
ふ『なんぢの父は何處にあるか』イエス答へ給ふ『なんぢらは我をも我が父をも知らず、我を知りしならば、我
二〇が父をも知りしならん』二〇イエス宮の内にて教へし時これらの事を賽錢函の傍らにて語り給ひしが、彼の時いま
だ到らぬ故に、誰も捕ふる者なかりき。
二一斯てまた人々に言ひ給ふ『われ往く、なんぢら我を尋ねん。されど己が罪のうちに死なん、わが往くとこ
二二ろに汝ら來ること能はず』二二ユダヤ人ら言ふ『わが往く處に汝ら來ること能はず』と云へるは、自殺せんとて
二三か』二三イエス言ひ給ふ『なんぢらは下より出で、我は上より出づ、汝らは此の世より出で、我はこの世より出で
二四ず。二四之によりて我なんぢらは己が罪のうちに死なんと云へるなり。汝等もし我の夫なるを信ぜずば、罪のうち
二五に死ぬべし』二五彼ら言ふ『なんぢは誰なるか』イエス言ひ給ふ『われは正しく汝らに告げ來りし所の者なり。
二六われ汝らに就きて語るべきこと審くべきこと多し、而して我を遣し給ひし者は眞なり、我は彼に聽きしその
二七事を世に告ぐるなり』二七これは父をさして言ひ給へるを、彼らは悟らざりき。二八爰にイエス言ひ給ふ『なんぢら
二八人の子を擧げしのち、我の夫なるを知り、又わが己により何事をも爲さず、ただ父の我に教へ給ひしごとく、
二九此等のことを語りたるを知らん。二九我を遣し給ひし者は、我とともに在す。我つねに御意に適ふことを行ふに
三〇よりて、我を獨おき給はず』三〇此等のことを語り給へるとき、多くの人々イエスを信じたり。
三一爰にイエス己を信じたるユダヤ人に言ひたまふ『汝等もし常に我が言に居らば、眞にわが弟子なり。三二ま

ウ約五・三七（約壱五九）　ノ約七・一四を見よ　井約一四・七、一六、三（約七・二八、八・五五、一四・九）　ク約七・三〇　ヤ約七・三四を見よ　マ約八・二四　ケ（約七・三五）　フ（約三・二一）　コ約貳四・五　エ約一七・一四、一六　デ約八・二一　ア可一三・六、八、約四・二六、　ス約七・二八（約三・三三）　キ（約八・四〇、一二・四九、一五、五）　ユ約三・一四、一二・四九、一五、五）　ヨ約三・一一

三三 た眞理を知らん、而して眞理は汝らに自由を得さすべし』三三 かれら答ふ『われらはアブラハムの裔にして未だ人
三四 の奴隷となりし事なし。如何なれば「なんぢら自由を得べし」と言ふか』三四 イエス答へ給ふ『まことに誠に汝ら
三五 に告ぐ、すべて罪を犯す者は罪の奴隷なり。三五 奴隷はとこしへに家に居らず、子は永遠に居るなり。三六 この故に
三六 子もし汝らに自由を得させば、汝ら實に自由とならん。三七 我は汝らがアブラハムの裔なるを知る、されど我が言
三七 なんぢらの衷に留らぬ故に、我を殺さんと謀る。三八 我はわが父の許にて見しことを語り、汝らは又なんぢらの父
三八 より聞きしことを行ふ』三九 かれら答へて言ふ『われらの父はアブラハムなり』イエス言ひ給ふ『もしアブラハム
三九 の子ならば、アブラハムの業をなさん。四〇 然るに汝らは今、神より聽きたる眞理を汝らに告ぐる者なる我を殺さ
四〇 んと謀る。アブラハムは斯ることを爲さざりき。四一 汝らは汝らの父の業を爲すなり』かれら言ふ『われら淫行に
四一 よりて生れず、我らの父はただ一人、即ち神なり』四二 イエス言ひたまふ『神もし汝らの父ならば、汝ら我を愛せ
四二 ん、われ神より出でて來ればなり。我は己より來るにあらず、神われを遣し給へり。四三 何故わが語ることを悟ら
四三 ぬか、是わが言をきくこと能はぬに因る。四四 汝らは己が父、惡魔より出でて己が父の慾を行はんことを望む。彼
四四 は最初より人殺なり、また眞その中になき故に眞に立たず、彼は虚僞をかたる毎に己より語る、それは虚僞者に
四五 して虚僞の父なればなり。四五 然るに我は眞を告ぐるによりて、汝ら我を信ぜず、四六 汝等のうち誰か我を罪ありと
四六 して責め得る。われ眞を告ぐるに、我を信ぜぬは何故ぞ。四七 神より出づる者は神の言をきく、汝らの聽かぬは神

イ 約武一約一二四、ハ 太三一九約八三七、ト路一五三一　ワ（羅九七 加三七）
一七）　ニ 約三三六　チ 約八三三　カ（約八二六）
ロ 約八三六（羅八　ニ 約三三を見よ　リ 約八三三　ヨ 約七一を見よ　約
二 哥後三一七　ホ 詩六一六　彼後二　ヌ 約七一を見よ　ツ 約一三三一
加五一、一三　雅一　八四〇　ル 約八四一、四四　ソ 約一五一
二五、二一二　彼　ヘ 創二一一〇　加四　ヲ 約八三三　タ 約八三八、四四　約　ネ 約七二八
箭二一六）　ヲ 一一　夢三一二　ナ 約三一七を見よ
レ 申三二六　寨六三　ラ 約八三三、三九、四一

ア 約一四二三、一五　キ 約八五二來二九　シ（約八五〇）　セ（約八四四）　一一一三）
フ 太一〇五を見よ　約八四九　ス 約一五一〇　ハ 約三三を見よ
コ 約七二〇を見よ　ユ 約八五一　ヒ 約一五二一を見よ　ス 約一五一〇　ニ 約一一、一七五、
二〇、一七六　メ 約八五一　イ 約八三七三九　五一）　二四
エ 約五四一（約八五五）　ミ（約四一一二）　ロ（太一三一七　來　ホ 約一〇三一、一一
五四）　ヲ 路二一二六　來一一　モ 約七二九　ヘ 約一一三六　ト 太二三一七を見よ
テ 約三一三を見よ　ア 約一四二三、一五　ロ（太一六二八　ヘ 創二一一〇　加四　ヲ 一一　ヌ（約一一四）　ル 約一一九、一二一
箭二一六）　ヲ 一一　ヲ 一一　ヲ 一一

夜きたらん、その時は誰も働くこと能はず。五われ世にをる間は世の光なり』六かく言ひて地に唾し、唾にて泥
をつくり、之を盲人の目にぬりて言ひ給ふ、七『ゆきてシロアム（釋けば遣されたる者）の池にて洗へ』乃ちゆきて
洗ひたれば、見ゆることを得て歸れり。八ここに隣人および前に彼の乞食なるを見し者ども言ふ『この人は坐し
て物乞ひゐたるにあらずや』九或人は『夫なり』といひ、或人は『否、ただ似たるなり』といふ。かの者『われ
は夫なり』と言ひたれば、一〇人々いふ『さらば汝の目は如何にして開きたるか』一一答ふ『イエスといふ人、泥を
つくり我が目に塗りて言ふ「シロアムに往きて洗へ」と、乃ち往きて洗ひたれば、物見ることを得たり』一二彼ら
『その人は何處に居るか』と言へば『知らず』と答ふ。
一三人々さきに盲目なりし者をパリサイ人らの許に連れきたる。一四イエスの泥をつくりて其の人の目をあけし
日は安息日なりき。一五パリサイ人らも亦いかにして物見ることを得たるかと問ひたれば、彼いふ『かの人わが目に
泥をぬり、我これを洗ひて見ゆることを得たり』一六パリサイ人の中なる或人は『かの人、安息日を守らぬ故に、
神より出でし者にあらず』と言ひ、或人は『罪ある人いかで斯る徴をなし得んや』と言ひて互に相爭ひたり。
一七爰にまた盲目なりし人に言ふ『なんぢの目をあけしに因り、汝は彼に就きて如何にいふか』彼いふ『預言者な
り』一八ユダヤ人ら彼が盲人なりしに見ゆるやうになりしことを未だ信ぜずして、目の開きたる人の兩親を呼び、
一九問ひて言ふ『これは盲目にて生れしと言ふ汝らの子なりや、然らば今いかにして見ゆるか』二〇兩親こたへて言
ふ『かれの我が子なることと盲目にて生れたる事とを知る。二一されど今いかにして見ゆるかを知らず、又その目

イ約八・一二を見よ　ロ可七・三三、八・二三　ハ路一三・四を見よ　ニ約一一・三七　ホ（使三二・一〇）　ヘ約九・七を見よ　ト約五・九　チ約九・一〇　リ（太一二・二　約七・一九）　ヌ約二・一一を見よ　ル約六・五二、七・四　カ約一・一九を見よ　ヨ（約七・一三）　タ（路七・四五—五二）　レ（約一二・四二）　路一〇・九

をあけしは誰なるか、我らは知らず、彼に問へ、年長けたれば自己がことを語らん』二三兩親のかく言ひしは、
ユダヤ人を懼れたるなり。ユダヤ人ら相議りて『若しイエスをキリストと言ひ顯す者あらば、除名すべし』と定
めたるに因る。二四兩親の『かれ年長けたれば彼に問へ』と云へるは、此の故なり。二五かれら盲目なりし人を再び
呼びて言ふ『神に榮光を歸せよ、我等はかの人の罪人たるを知る』二六答ふ『かれ罪人なるか、我は知らず、ただ
一つの事をしる、即ち我さきに盲目たりしが、今見ゆることを得たる是なり』二七彼ら言ふ『かれは汝に何をなし
しか、如何にして目をあけしか』二八答ふ『われ既に汝らに告げたれど聽かざりき。何ぞまた聽かんとするか、汝
らもその弟子とならんことを望むか』二九かれら罵りて言ふ『なんぢは其の弟子なり、我等はモーセの弟子なり。
二九モーセに神の語り給ひしことを知れど、此の人の何處よりかを知らず』三〇答へて言ふ『その何處よりかを知ら
ずとは怪しき事なり、彼わが目をあけしに。三一神は罪人に聽き給はねど、敬虔にして御意をおこなふ人に聽き給
ふことを我らは知る。三二世の太初より、盲目にて生れし者の目をあけし人あるを聞きし事なし。三三かの人もし神
より出でずば、何事をも爲し得ざらん』三四かれら答へて『なんぢ全く罪のうちに生れながら、我らを教ふるか』
と言ひて、遂に彼を追ひ出せり。
三五イエスその追ひ出されしことを聞き、彼に逢ひて言ひ給ふ『なんぢ人の子を信ずるか』三六答へて言ふ『主
よ、それは誰なる乎、われ信ぜまほし』三七イエス言ひ給ふ『なんぢ彼を見たり、汝と語る者は夫なり』三八爰に、
かれ『主よ、我は信ず』といひて拜せり。三九イエス言ひ給ふ『われ審判の爲にこの世に來れり。見えぬ人は見

ソ約一二・四二、一六　ツ約九・二一　ネ雷七・一九、毋頁六　ナ約九・一九　ラ約九・一八、二四　ム約九・一五　ウ約五・二五を見よ　ヰ（約五・四五　羅二・一七）　ノ約八・一四　オ（約三・一〇）　ク（可六・六　約一二・三七）　ヤ伯二七・八、九・三五　マ約九・一六　ケ（約九・二）　フ約九・三五　コ約九・三四を見よ　エ太八・二〇を見よ　テ（羅一〇・四）　ア約四・二六　サ太八・二を見よ　キ約三・一九、五・二一　ユ路四・一八

四〇 ゑ、見ゆる人は盲目とならん爲なり』四〇パリサイ人の中イエスと共に居りし者、これを聞きて言ふ『我らも盲目
四一 なるか』四一イエス言ひ給ふ『もし盲目なりしならば、罪なかりしならん、然れど見ゆと言ふ汝らの罪は遺れり』

第一〇章

一 『まことに誠に汝らに告ぐ、羊の檻に門より入らずして、他より越ゆる者は、盜人なり、强盜
二 なり。二門より入る者は、羊の牧者なり。三門守は彼のために開き、羊はその聲をきき、彼は己の
三 羊の名を呼びて牽きいだす。四悉とく其の羊をいだしし時、これに先だちゆく、羊その聲を知るによりて從ふ
四 なり。五他の者には從はず、反つて逃ぐ、他の者どもの聲を知らぬ故なり』六イエスこの譬を言ひ給へど、彼ら
五 その何事をかたり給ふかを知らざりき。

六 七この故にイエス復いひ給ふ『まことに誠に汝らに告ぐ、我は羊の門なり。八すべて我より前に來りし者
七 は、盜人なり、强盜なり、羊は之に聽かざりき。九我は門なり、おほよそ我によりて入る者は救はれ、かつ出入
八 をなし、草を得べし。一〇盜人のきたるは盜み、殺し、亡さんとするの他なし。わが來るは羊に生命を得しめ、か
九 つ豐に得しめん爲なり。一一我は善き牧者なり、善き牧者は羊のために生命を捨つ。一二牧者ならず、羊も己がもの
一〇 ならぬ雇人は、豺狼のきたるを見れば羊を棄てて逃ぐ、——豺狼は羊をうばひ且ちらす——一三彼は雇人にてその
一一 羊を顧みぬ故なり。一四我は善き牧者にして、我がものを知り、我がものは我を知る、一五父の我を知り、我の父を
一二 知るが如し、我は羊のために生命を捨つ。一六我には亦この檻のものならぬ他の羊あり、之をも導かざるを得ず、
一三 彼らは我が聲をきかん、遂に一つの群ひとりの牧者となるべし。一七之によりて父は我を愛し給ふ、それは我ふた

イ 太一三・一三、一五　ロ（羅二・一九）　ハ（約一五・二二、二四）　ニ（德二六・一二）　ホ 約三・三を見よ　ヘ 約一〇・八　ト 約一〇・一一、一二　チ 約一〇・四、五、一　リ（約一〇・九）　ヌ 約一〇・三を見よ　ル（約一六・三五、二九彼後二・二二）　ヲ 約三・三を見よ　ワ 約一〇・一、二、九　カ 約一〇・一（耶二三・一、二、結三四・二）　ヨ（約五・四〇）　タ 約一〇・四（詩二三・一、箴四〇・一一耶三・一五、結三四・一一・一六、二三）　レ 約一〇・一五、一七、一八　約壹三・一六　來一三・二〇 彼前二・二五、五・四　ソ（約一五・二三）　ツ 約一〇・一一を見よ　壹七・一七　ツ 約一〇・二七　提後二・一九　ナ 約一〇・一一を見よ　ラ（箴五六・八）　ム（約一一・五二、一七・二〇・二一　弗二・一三・一一—一六、二三　ネ 太一一・二七　彼前二・一八

ウ（結三四・二三、三七・二四）　ノ（約一四・三一、一五・一〇　腓二・八　來五・八）　オ 約七・四三（約九・一九、五・二六）　ク 約七・二〇を見よ　ヤ（可三・二一）　マ（出四・一一　約九・三三、三三）　ケ 徒三・一一、五・一　フ 路二二・六七（約一六・五）　コ（約八・五六、五八）　エ 約五・三六を見よ　約一〇・三八　テ（約八・四七）　ア 約一〇・四、一六　井（太二六・五三 約二一・一九、五・二六）　サ（約一七・一四、二一）　キ 約一七・二、三、約壹二・二五、五・一一　ユ（約六・三七、三九）　メ 約一七・二一、二三　ミ 約八・五九を見よ　シ 利二四・一六　ヱ 約五・一八　ヒ（約八・一七、一二・三四、一五・二二、三四）　モ 詩八二・六

一八 たび生命を得んために生命を捨つる故なり。一八人これを我より取るにあらず、我みづから捨つるなり。我は之を
一九 すつる權あり、復これを得る權あり、我この命令をわが父より受けたり』
二〇 一九これらの言によりて復ユダヤ人のうちに紛爭おこり、二〇その中なる多くの者いふ『かれは惡鬼に憑かれて
二一 氣狂へり、何ぞ之にきくか』二一他の者ども言ふ『これは惡鬼に憑かれたる者の言にあらず、惡鬼は盲人の目を
あけ得んや』

二二 二三その頃エルサレムに宮潔の祭あり、時は冬なり。二三イエス宮の內、ソロモンの廊を歩みたまふに、二四ユダ
二四 ヤ人らこれを取圍みて言ふ『何時まで我らの心を惑はしむるか、汝キリストならば明白に告げよ』二五イエス答へ給
二五 ふ『われ既に告げたれど汝ら信ぜず、わが父の名によりて行ふわざは、我に就きて證す。二六されど汝らは信ぜず、
二六 我が羊ならぬ故なり。二七わが羊はわが聲をきき、我は彼らを知り、彼らは我に從ふ。二八我かれらに永遠の生命
二七 を與ふれば、彼らは永遠に亡ぶることなく、又かれらを我が手より奪ふ者あらじ。二九彼らを我にあたへ給ひし
二八 我が父は、一切のものよりも大なれば、誰にても父の御手よりは奪ふこと能はず。三〇我と父とは一つなり』三一ユ
二九 ダヤ人また石を取りあげてイエスを擊たんとす。三二イエス答へ給ふ『われは父によりて多くの善き業を汝らに示
三〇 したり、その孰の業ゆゑに我を石にて擊たんとするか』三三ユダヤ人こたふ『なんぢを石にて擊つは善きわざの故
三一 ならず、瀆言の故にして、汝人なるに己を神とする故なり』三四イエス答へ給ふ『なんぢらの律法に「われ言ふ、
三二 汝らは神なり」と錄されたるに非ずや。三五かく神の言を賜りし人々を神と云へり。聖書は廢るべきにあらず、

三六 然るに父の潔め別ちて世に遣し給ひし者が「われは神の子なり」と言へばとて何ぞ「瀆言を言ふ」といふか。
三七 我もし我が父のわざを行はずば我を信ずな、三八 もし行はば假令われを信ぜずとも、その業を信ぜよ。然らば
三九 父の我にをり、我の父に居ることを知りて悟らん』三九 かれら復イエスを捕へんとせしが、その手より脱れて去り
給へり。

四〇 斯てイエス復ヨルダンの彼方、ヨハネの最初にバプテスマを施したる處にいたり、其處にとどまり給ひし
四一 が、四一 多くの人みもとに來りて『ヨハネは何の徴をも行はざりしかど、この人に就きてヨハネの言ひし事は、こ
四二 とごとく眞なりき』と言ふ。四二 而して多くの人、かしこにてイエスを信じたり。

第一一章

一 爰に病める者あり、ラザロと云ふ、マリヤとその姉妹マルタとの村ベタニヤの人なり。二 此のマ
三 リヤは主に香油をぬり、頭髪にて御足を拭ひし者にして、病めるラザロはその兄弟なり。三 姉妹ら
四 人をイエスに遣して『主、視よ、なんぢの愛し給ふもの病めり』と言はしむ。四 之を聞きてイエス言ひ給ふ『こ
五 の病は死に至らず、神の榮光のため、神の子のこれに由りて榮光を受けんためなり』五 イエスはマルタと、その
六 姉妹と、ラザロとを愛し給へり。六 ラザロの病みたるを聞きて、その居給ひし處になほ二日留り、七 而してのち
七 弟子たちに言ひ給ふ『われら復ユダヤに往くべし』八 弟子たち言ふ『ラビ、この程もユダヤ人、なんぢを石にて
八 擊たんとせしに、復かしこに往き給ふか』九 イエス答へたまふ『一日に十二時あるならずや、人もし晝あるか
九 ば、此の世の光を見るゆゑに躓くことなし。一〇 夜あるかば、光その人になき故に躓くなり』一一 かく言ひて復その

イ(耶一・五 約六・六 ニ(約一〇・二五、一五・二四) ヘ約一四・一〇・一一、一〇・三〇) ヌ約二・一一を見よ ル約一・二七、三〇・三 ヲ約一・一八、三・三六 ワ約一・五、一九 カ太二一・一七を見よ タ約一二・三 (路七・一四) ツ約一一・四〇 (約九・一一) ム約八・五九を見よ

ロ約三・一七を見よ ハ(約五・一七、一八、一〇・三〇) ホ約一〇・二五、一四 ヘ約一四・一〇・一一、 ト約七・三〇を見よ チ(路四・三〇 五九) 二〇、一七・二一、 リ約一・二八 ヨ路七・一三を見よ 約一一・三、二二、三 レ約一・二を見よ ネ約一・一を見よ

一一・一一—一三 徒一三・三六 哥前 一五・一八、二〇 撒前四・一三—一五 路八・ 太二七 約九・二四 路八・ 五二 可五・三九 ク約二〇・二四、二二 ・二一 番臓語にて双見の意 太一〇・三 可三・ 一八 路六・一五 約一四・五、二〇・ 二六—二八、二一・ 徒一・一三 マ約一・三九 ケ約一・一を見よ フ約一・一九を見よ 約一・八、三二、 三三、三六 コ約一・一を見よ エ伯二・一一 約二一 ・三一 (路一七) テ(路一〇・三八—四二) ア(路一〇・三八—四二) メ(但一二・一、二 五・二八、二九、六・三九、四〇 徒二四 約九・三一) ユ約一一・四一、四二 ミ(約一・四、五・二六 默一・一八) シ約六・四七を見よ 約六・五〇、五一、 八・五一 ヱ約六・一四 ・一五 ス約一一・二〇 セ太二六・一八 可一四・一四 路二二・ 一一(約一三・一三) モ約一・三〇 ヲ約一一・三を見よ キ約一一・三二 (約一・三七) (約後一・三 ・三一 (路七) ・一一 七太一六・一六 (路二

後いひ給ふ『われらの友ラザロ眠れり、されど我よび起さん爲に往くなり』一二 弟子たち言ふ『主よ、眠れるなら
一三 ば癒ゆべし』一三 イエスは彼が死にたることを言ひ給ひしなれど、弟子たちは寢ねて眠れるを言ひ給ふと思へるな
一四 一五 り。一四 爰にイエス明白に言ひ給ふ『ラザロは死にたり。一五 我かしこに居らざりし事を汝等のために喜ぶ、汝等
一六 をして信ぜしめんとてなり。然れど我ら今その許に往くべし』一六 デドモと稱ふるトマス、他の弟子たちに言ふ
『われらも往きて彼と共に死ぬべし』

一七 一七 さてイエス來り見給へば、ラザロの墓にあること、既に四日なりき。一八 ベタニヤはエルサレムに近くし
一九 て、二十五丁ばかりの距離なるが、一九 數多のユダヤ人、マルタとマリヤとをその兄弟の事につき慰めんとて來れ
二〇 二一 り。二〇 マルタはイエス來給ふと聞きて出で迎へたれど、マリヤはなほ家に坐し居たり。二一 マルタ、イエスに言ふ
二二 『主よ、もし此處に在ししならば、我が兄弟は死なざりしものを。二二 されど今にても我は知る、何事を神に願ひ
二三 二四 給ふとも、神は與へ給はん』二三 イエス言ひ給ふ『なんぢの兄弟は甦へるべし』二四 マルタ言ふ『をはりの日、復活
二五 のときに甦へるべきを知る』二五 イエス言ひ給ふ『我は復活なり、生命なり、我を信ずる者は死ぬとも生きん。
二六 二七 二六 凡そ生きて我を信ずる者は、永遠に死なざるべし。汝これを信ずるか』二七 彼いふ『主よ然り、我なんぢは世に
二八 來るべきキリスト、神の子なりと信ず』二八 かく言ひて後ゆきて窃にその姉妹マリヤを呼びて『師きたりて汝を呼
二九 二〇 びたまふ』と言ふ。二九 マリヤ之をきき、急ぎ起ちて御許に往けり。三〇 イエスは未だ村に入らず、尚マルタの迎へ

三一 し處に居給ふ。三一 マリヤと共に家に居りて慰め居たるユダヤ人、その急ぎ立ちて出でゆくを見、かれは歎かんと
三二 て墓に往くと思ひて後に隨へり。三三 斯てマリヤ、イエスの居給ふ處にいたり、之を見てその足下に伏し『主よ、
三三 もし此處に在しならば、我が兄弟は死なざりしものを』と言ふ。三四 イエスかれが泣き居り、共に來りしユダヤ
三四 人も泣き居るを見て、心を傷め悲しみて言ひ給ふ、三五『かれを何處に置きしか』彼ら言ふ『主よ、來りて見給へ』
三五 イエス涙をながし給ふ。三六 爰にユダヤ人ら言ふ『視よ、いかばかり彼を愛せしぞや』三七 その中の或者ども言ふ
三六 『盲人の目をあけし此の人にして、彼を死なざらしむること能はざりしか』三八 イエスまた心を傷めつつ墓にいた
三八 り給ふ。墓は洞にして石を置きて塞げり。三九 イエス言ひ給ふ『石を除けよ』死にし人の姉妹マルタ言ふ『主よ、
三九 彼ははや臭し、四日を經たればなり』四〇 イエス言ひ給ふ『われ汝に、もし信ぜば神の榮光を見んと言ひしにあら
四〇 ずや』四一 ここに人々、石を除けたり。イエス目を擧げて言ひたまふ『父よ、我にきき給ひしを謝す。四二 常にきき
四一 給ふを我は知る。然るに斯く言ふは、傍らに立つ群衆の爲にして、汝の我を遣し給ひしことを之に信ぜしめんと
四二 てなり』四三 斯く言ひてのち、聲高く『ラザロよ、出で來たれ』と呼はり給へば、四四 死にしもの布にて足と手とを
四三 卷かれたるまま出で來る、顏も手拭にて包まれたり。イエス『これを解きて往かしめよ』と言ひ給ふ。
四四 四五 斯てマリヤの許に來りて、イエスの爲し給ひし事を見たる多くのユダヤ人、かれを信じたりしが、四六 或者
四五 はパリサイ人に往きて、イエスの爲し給ひし事を告げたり。

イ 約一・一九　ロ 約一・一九、三三　ハ 約一・二を見よ　ニ 約一・二一　ホ 約一・一九を見よ　ヘ 約一・三八　ト（約一一・二七、一一　チ（路一九・四一）　リ 約一・一九を見よ　ヌ（約一一・三）　ル 約九・七　チ 約一・三三　ワ（太二七・六〇 可一　カ 約一・一七　ヨ 約一・四、二三一　タ（太二七・六〇 可一　五・四六 路二四・二　レ 約一七・一（徒七・五五）　ソ 太一・二五を見よ　ツ（約一一・三〇、一七・二一）　ラ 約五・二五　ム（約二〇・七）　ウ 約一・一九（約二〇・一）　ナ（太二六・一二 可一四・八 路二四・一二 約一九・四〇、二〇・五）　ノ 約七・三一を見よ　オ 約一・五七（約七・三二、四五）　ク 約一一・五七（約七・三二、四五）　ヤ 太五・二二を見よ　マ 約二・一一を見よ

四七 ここに祭司長・パリサイ人ら議會を開きて言ふ『われら如何に爲すべきか、此の人おほくの徵を行ふな
四八 り。四八 もし彼をこのまま捨ておかば、人々みな彼を信ぜん、而してロマ人きたりて、我らの土地と國人とを奪は
四九 五〇 ん』四九 その中の一人にて此の年の大祭司なるカヤパ言ふ、『なんぢら何をも知らず。五〇 ひとりの人、民のために死
五一 にて、國人すべての滅びぬは、汝らの益なるを思はぬなり』五一 これは己より云へるに非ず、この年の大祭司なれ
五二 ば、イエスの國人のため、五二 又ただに國人の爲のみならず、散りたる神の子らを一つに集めん爲に死に給ふこと
五三 を預言したるなり。五三 彼等この日よりイエスを殺さんと議れり。
五四 五四 されば此の後イエス顯にユダヤ人のなかを歩み給はず、此處を去りて荒野にちかき處なるエフライムといふ町に往き、弟子たちと偕に其處に留りたまふ。五五 ユダヤ人の過越の祭近づきたれば、多くの人々身を潔めんと
五五 て、祭のまへに田舍よりエルサレムに上れり。五六 彼らイエスをたづね、宮に立ちて互に言ふ『なんぢら如何に思
五六 ふか、彼は祭に來らぬか』五七 祭司長・パリサイ人らは、イエスを捕へんとて、その在處を知る者あらば、告げ出
五七 づべく預て命令したりしなり。

第一二章

一 過越の祭の六日前に、イエス、ベタニヤに來り給ふ、ここは死人の中より甦へらせ給ひしラザロ
二 の居る處なり。二 此處にてイエスのために饗宴を設け、マルタは事へ、ラザロはイエスと共に席に
三 著ける者の中にあり。三 マリヤは價高き混りなきナルドの香油一斤を持ち來りて、イエスの御足にぬり、己が
四 頭髮にて御足を拭ひしに、香油のかをり家に滿ちたり。四 御弟子の一人にてイエスを賣らんとするイスカリオテ

ケ（太二四・一五）　フ 約一・五一、一八　コ 太二六・三　エ 約一八・一四　テ 箴四九・六　約壹二　ア 約一〇・一六　サ（出二八・三〇 民二七・二一　母前二三　キ 太二六・四　ユ 約七・一　代下一三・一九　メ 代下一三・一九　ミ 太二六・二 可一四・六三 尼七・六五）　シ 民九・一〇　代下三・一　路二二・一 約一一・一、一三・一　又 約二・一三を見よ　ヒ 約一一・四七を見よ　セ 約一一・五五を見よ　モ 一一八（太二六・六・一一三 可一四・三・九 路七・三七一・三九）　イ 約一一・一（約一一・一二、二〇）　ス 太二一・一七を見よ　ロ 路一〇・三八を見よ　ハ 約一一・二を見よ　ニ 可一四・三　ホ 約六・七

のユダ言ふ、五『何ぞこの香油を三百デナリに賣りて貧しき者に施さざる』六かく云へるは貧しき者を思ふ故にあらず、おのれ盜人にして財囊を預り、その中に納むる物を掠めぬたればなり。七イエス言ひ給ふ『この女の爲すに任せよ、我が葬りの日のために之を貯へたるなり。八貧しき者は常に汝らと偕に居れども、我は常に居らぬなり』

九ユダヤの多くの民ども、イエスの此處に居給ふことを知りて來る、これはイエスの爲のみにあらず、死人の中より甦へらせ給ひしラザロを見んとてなり。一〇斯て祭司長ら、ラザロをも殺さんと議る。一一彼のために多くのユダヤ人さり往きてイエスを信ぜし故なり。

一二明くる日、祭に來りし多くの民ども、イエスのエルサレムに來り給ふをきき、一三棕梠の枝をとりて出で迎へ、『ホサナ、讃むべきかな、主の御名によりて來る者』イスラエルの王』と呼はる。一四イエスは小驢馬を得て之に乘り給ふ。これは錄して、一五『シオンの娘よ、懼るな。視よ、なんぢの王は驢馬の子に乘りて來り給ふ』と有るが如し。一六弟子たちは最初これらの事を悟らざりしが、イエスの榮光を受け給ひし後に、これらの事のイエスに就きて錄されたると、人々が斯く爲しとを思ひ出せり。一七ラザロを墓より呼び起し、死人の中より甦へらせ給ひし時に、イエスと偕に居りし群衆、證をなせり。一八群衆のイエスを迎へたるは、斯る徵を行ひ給ひしことを聞きたるに因りてなり。一九パリサイ人ら互に言ふ『見るべし、汝らの謀ることの益なきを。視よ、世は彼に從へり』

イ太一八・二八を見よ　ロ提前六・九・一〇　ハ約一三・二九（路八・三）　ニ四・三五、四一　約一　ホ約一九・四〇　ヘ申一五・一一　太二六・六・二　ト約一六・五—七　チ約一二・一二（可一一・一二・三七）　リ約一・四三、四四、一二・四五、四六　ヌ路一六・三一　ル約一二・一八（約一二・四二）　ヲ約七・三一を見よ　ワ一二—一五　太二一　タ（默七・九）　ヨ約一二・九　カ約一二・一　レ（詩一一八・二六）　ソ（約五・四三）　ツ約一・四九を見よ　ネ詩九・九　ナ路一・三一—三三　ラ可九・三二を見よ（約二・一二、一三）　ウ約一・四二　井（路一九・三七）　ノ約二・一一を見よ　オ約一二・一一　ム約七・三九を見よ　約一二・二三

二〇禮拜せんとて祭に上りたる者の中に、ギリシヤ人數人ありしが、二一ガリラヤなるベツサイダのピリポに來り、請ひて言ふ『君よ、われらイエスに謁えんことを願ふ』二二ピリポ往きてアンデレに告げ、アンデレとピリポと共に往きてイエスに告ぐ。二三イエス答へて言ひ給ふ『人の子の榮光を受くべき時きたれり。二四誠にまことに汝らに告ぐ、一粒の麥、地に落ちて死なずば、唯一つにて在らん、もし死なば、多くの果を結ぶべし。二五己が生命を愛する者は、これを失ひ、この世にてその生命を憎む者は、之を保ちて永遠の生命に至るべし。二六人もし我に事へんとせば、我に從へ、わが居る處に我に事ふる者もまた居るべし。人もし我に事ふることをせば、我が父これを貴び給はん。二七今わが心騷ぐ、我なにを言ふべきか。父よ、この時より我を救ひ給へ、されど我この爲にこの時に到れり。二八父よ、御名の榮光をあらはし給へ』爰に天より聲いでて言ふ『われ既に榮光をあらはしたり、復さらに顯さん』二九傍らに立てる群衆これを聞きて『雷霆鳴れり』と言ひ、ある人々は『御使かれに語れるなり』と言ふ。三〇イエス答へて言ひ給ふ『この聲の來りしは、我が爲にあらず、汝らの爲なり。三一今この世の審判は來れり、今この世の君は逐ひ出さるべし。三二我もし地より擧げられなば、凡ての人をわが許に引きよせん』三三かく言ひて己が如何なる死にて死ぬるかを示し給へり。三四群衆こたふ『われら律法によりて、キリストは永遠に存へ給ふと聞きたるに、汝いかなれば人の子は擧げらるべしと言ふか、その人の子とは誰なるか』三五イエス言ひ給ふ『なほ暫し光は汝らの中にあり、光のある間に歩みて暗黑に追及かれぬやうに爲よ、暗き中を歩む者は往方

ク約一二・一　ヤ約七・三五を見よ　マ約一・四四を見よ　ケ約一・四四を見よ　フ約一・四四　コ（太二六・四五可一四・三五、四一　約一　サ路一四・二六　ア太一〇・三九を見よ　エ約三・三を見よ　テ哥前一五・三六（羅一四・九）　ユ母前二・三〇　ヌ路一・五（路一二・三七）　ル約一二・一八（約一二・四五、四六）　ヲ約七・三一を見よ　ワ一二—一五　太二一　タ（默七・九）　ヨ約一二・九　カ約一二・一　レ（詩一一八・二六）　ソ（約五・四三）　ツ約一・四九を見よ　ネ詩九・九　ナ路一・三一—三三　ラ可九・三二を見よ（約二・一二、一三）　ウ約一・四二　井（路一九・三七）　ノ約二・一一を見よ　オ約一二・一一　ム約七・三九を見よ　約一二・二三

三・一、三一、一七　キ約一四・三、一七　メ約一三・二一（太二一　モ（太三・一七、一七　ヤ約七・三五を見よ　マ約一・四四を見よ　ケ約一・四四を見よ　フ約一・四四　コ（太二六・四五可一四・三五、四一　約一　サ路一四・二六　ア太一〇・三九を見よ　エ約三・三を見よ　テ哥前一五・三六（羅一四・九）　ユ母前二・三〇　ヌ路一・五（路一二・三七）　ル約一二・一八（約一二・四五、四六）　ヲ約七・三一を見よ　ワ一二—一五　太二一　タ（默七・九）　ヨ約一二・九　カ約一二・一　レ（詩一一八・二六）　ソ（約五・四三）　ツ約一・四九を見よ　ネ詩九・九　ナ路一・三一—三三　ラ可九・三二を見よ（約二・一二、一三）　ウ約一・四二　井（路一九・三七）　ノ約二・一一を見よ　オ約一二・一一　ム約七・三九を見よ　約一二・二三　ヘ申一五・一一　太二一　ト約一六・五—七　チ約一二・一二（可一一・一二・三七）　リ約一・四三、四四、一二・四五、四六　ヌ路一六・三一　ル約一二・一八（約一二・四二）　ヲ約七・三一を見よ　ワ一二—一五　太二一　タ（默七・九）　ヨ約一二・九　カ約一二・一　レ（詩一一八・二六）　ソ（約五・四三）　ツ約一・四九を見よ　ネ詩九・九　ナ路一・三一—三三　ラ可九・三二を見よ（約二・一二、一三）　ウ約一・四二　井（路一九・三七）　ノ約二・一一を見よ　オ約一二・一一　ム約七・三九を見よ　約一二・二三　ク約一二・一　ヤ約七・三五を見よ　マ約一・四四を見よ　ケ約一・四四を見よ　フ約一・四四　コ（太二六・四五可一四・三五、四一　約一　サ路一四・二六　ア太一〇・三九を見よ　エ約三・三を見よ　テ哥前一五・三六（羅一四・九）　ユ母前二・三〇　ヌ路一・五（路一二・三七）　ル約一二・一八（約一二・四五、四六）　ヲ約七・三一を見よ　ワ一二—一五　太二一　タ（默七・九）　ヨ約一二・九　カ約一二・一　レ（詩一一八・二六）　ソ（約五・四三）　ツ約一・四九を見よ　ネ詩九・九　ナ路一・三一—三三　ラ可九・三二を見よ（約二・一二、一三）　ウ約一・四二　井（路一九・三七）　ノ約二・一一を見よ　オ約一二・一一　ム約七・三九を見よ　約一二・二三　ヘ申一五・一一　太二一　ト約一六・五—七　チ約一二・一二（可一一・一二・三七）　リ約一・四三、四四、一二・四五、四六　ヌ路一六・三一　ル約一二・一八（約一二・四二）　ヲ約七・三一を見よ　ワ一二—一五　太二一　タ（默七・九）　ヨ約一二・九　カ約一二・一　レ（詩一一八・二六）　ソ（約五・四三）　ツ約一・四九を見よ　ネ詩九・九　ナ路一・三一—三三　ラ可九・三二を見よ（約二・一二、一三）　ウ約一・四二　井（路一九・三七）　ノ約二・一一を見よ　オ約一二・一一　ム約七・三九を見よ　約一二・二三　ヘ申一五・一一　太二一　ト約一六・五—七　チ約一二・一二（可一一・一二・三七）　リ約一・四三、四四、一二・四五、四六　ヌ路一六・三一　ル約一二・一八（約一二・四二）　ヲ約七・三一を見よ　ワ一二—一五　太二一　タ（默七・九）　ヨ約一二・九　カ約一二・一　レ（詩一一八・二六）　ソ（約五・四三）　ツ約一・四九を見よ　ネ詩九・九　ナ路一・三一—三三　ラ可九・三二を見よ（約二・一二、一三）　ウ約一・四二　井（路一九・三七）　ノ約二・一一を見よ　オ約一二・一一　ム約七・三九を見よ　約一二・二三　ク約一二・一　ヤ約七・三五を見よ　マ約一・四四を見よ　ケ約一・四四を見よ　フ約一・四四　コ（太二六・四五可一四・三五、四一　約一　サ路一四・二六　ア太一〇・三九を見よ　エ約三・三を見よ　テ哥前一五・三六（羅一四・九）　ユ母前二・三〇　ヌ路一・五（路一二・三七）　ル約一二・一八（約一二・四五、四六

三六 を知らず。三六光の子となるために光のある間に光を信ぜよ』
三七 イエス此等のことを語りてのち、彼らを避けて隠れ給へり。三八 かく多くの徴を人々の前におこなひ給ひたれ
三八 ど、なほ彼を信ぜざりき。三九 これ預言者イザヤの言の成就せん爲なり。曰く、『主よ、我らに聞きたる言を誰か信
三九 四〇 ぜし。主の御腕は誰に顯れし』三九 彼らが信じ得ざりしは此の故なり。即ちイザヤまた云へらく、四〇『彼らの眼を暗
四一 くし、心を頑固にし給へり。これ目にて見、心にて悟り、翻へりて、我に醫さるる事なからん爲なり』四一 イザヤ
四二 の斯く云へるは、その榮光を見し故にて、イエスに就きて語りしなり。四二 されど司たちの中にもイエスを信じた
四三 るもの多かりしが、パリサイ人の故によりて言ひ顯すことを爲ざりき、除名せられん事を恐れたるなり。四三 彼ら
は神の譽よりも人の譽を愛でしなり。

四四 四四 イエス呼はりて言ひ給ふ『われを信ずる者は我を信ずるにあらず、我を遣し給ひし者を信じ、四五 我を見る
四五 四六 者は我を遣し給ひし者を見るなり。四六 我は光として世に來れり、すべて我を信ずる者の暗黒に居らざらん爲な
四七 り。四七 人たとひ我が言をききて守らずとも、我は之を審かず。夫わが來りしは世を審かん爲にあらず、世を救は
四八 四九 ん爲なり。四八 我を棄て、我が言を受けぬ者を審く者あり、わが語れる言こそ終の日に之を審くなれ。四九 我はおの
五〇 れに由りて語れるにあらず、我を遣し給ひし父みづから我が言ふべきこと、語るべきことを命じ給ひし故なり。
五〇 我その命令の永遠の生命たるを知る。されば我は語るに、我が父の我に言ひ給ふままを語るなり』

第一三章

一 過越のまつりの前に、イエスこの世を去りて父に往くべき己が時の來れるを知り、世に在る己の

イ 路一六・八を見よ　ホ 箴五三・一　羅一〇・　チ 箴六・一—一五　ラ 約三・一一を見よ　ノ 約二・一三及び一一・五五を見よ
ロ 約一二・四六を見よ　ヘ 太一三・一四、一五　リ（路二四・二七）　ヌ 路二三・一三を見よ　ル 約一二・一一（約七・四八）　ヲ 約九・二二を見よ　ワ 約一一・二八を見よ　カ 約五・四一、四四　ヨ（太一〇・四〇 約五・二四）　タ 約一四・九　レ 約一・四、三・一九、八・二二、九・五、一二・三五、三六　ツ（路一〇・一六）　ネ（甲一八・一八、一九 約五・四五—四七、八・四七）　ソ 約三・一七を見よ　ナ（太一〇・一五）　ム（約一〇・一八、一四・三一）　ウ 約六・六八　井 約八・二八　オ 約一六・二八　ク（約一一・二三を見よ）

ヤ（約六・七〇、一三・二七）　コ（路一二・三七）　エ 路七・四四を見よ　マ 約六・七一を見よ　ケ 約三・三五を見よ　フ 約八・四二を見よ　テ（約一三・一二—一五）　ア（申一二・一二）　母後　サ 約一五・三・一六　キ 約六・六四を見よ（約一三・二）　二〇・一　王上一二　ユ 約一三・四　メ 約一一・二八を見よ　ミ 約一一・二を見よ　冊二・一一（哥前一二・三）　シ（撮詩五・一〇）　ヒ 約撮二・六　モ 約三・三を見よ　セ 太一〇・二四を見よ　ス（哥後八・二三　冊二・二五）　イ 路一一・二八　雅一・二五（太七・二四—二七）　ロ 約一三・一〇、一一　ハ 約六・七〇、一九・一九　ニ 約一七・二、一九・二四、三六（約一五・二五、一八・三二）　ホ 詩四一・九（約一三・一八—二六）　ヘ（太一二・二六、可一四・一八—二一、路二二・二一—二三）　ト（可六・五二）

者を愛して極まで之を愛し給へり。二 夕餐のとき惡魔、早くもシモンの子イスカリオテのユダの心に、イエスを
三 賣らんとする思を入れたるが、三 イエス父が萬物をおのが手にゆだね給ひしことと、己の神より出でて神に到る
四 ことを知り、四 夕餐より起ちて上衣をぬぎ、手巾をとりて腰にまとひ、五 尋で盥に水をいれて、弟子たちの足
五 をあらひ、纏ひたる手巾にて之を拭ひはじめ給ふ。六 斯てシモン・ペテロに至り給へば、彼いふ『主よ、汝わが
六 七 八 足を洗ひ給ふか』七 イエス答へて言ひ給ふ『わが爲すことを汝いまは知らず、後に悟るべし』八 ペテロ言ふ
九 『永遠に我が足をあらひ給はざれ』イエス答へ給ふ『我もし汝を洗はずば、汝われと關係なし』九 シモン・ペテ
一〇 ロ言ふ『主よ、わが足のみならず、手をも頭をも』一〇 イエス言ひ給ふ『すでに浴したる者は足のほか洗ふを要せ
一一 ず、全身きよきなり。斯く汝らは潔し、されど悉とくは然らず』一一 これ己を賣る者の誰なるを知りたまふ故に
『ことごとくは潔からず』と言ひ給ひしなり。

一二 彼らの足をあらひ、己が上衣をとり、再び席につきて後いひ給ふ『わが汝らに爲したることを知るか。
一三 一四 なんぢら我を師また主ととなふ、然か言ふは宜なり、我は是なり。一四 我は主また師なるに、尚なんぢらの足を
一五 洗ひたれば、汝らも互に足を洗ふべきなり。一五 われ汝らに模範を示せり、わが爲ししごとく、汝らも爲さんため
一六 なり。一六 誠にまことに汝らに告ぐ、僕はその主よりも大ならず、遣されたる者は之を遣す者よりも大ならず。
一七 一七 汝等これらの事を知りて之を行はば幸福なり。一八 これ汝ら凡ての者につきて言ふにあらず、我はわが選びたる
一八 者どもを知る。されど聖書に「我とともにパンを食ふ者、われに向ひて踵を擧げたり」と云へることは、必ず成就

一九 すべきなり。一九今その事の成らぬ前に之を汝らに告ぐ、事の成らん時、わが夫なるを汝らの信ぜんためなり。二〇
二〇 誠にまことに汝らに告ぐ、わが遣す者を受くる者は我をうくるなり。我を受くる者は我を遣し給ひし者を受くるなり』

二一 二一イエス此等のことを言ひ終へて、心さわぎ證をなして言ひ給ふ『まことに誠に汝らに告ぐ、汝らの中
二二 の一人われを賣らん』二二弟子たち互に顏を見合せ、誰につきて言ひ給ふかを訝る。二三イエスの愛したまふ一人の
二三 弟子、イエスの御胸によりそひ居たれば、二四シモン・ペテロ首にて示し『誰のことを言ひ給ふか、告げよ』と
二四 二五 いふ。二五彼そのまま御胸によりかかりて『主よ、誰なるか』と言ひしに、二六イエス答へ給ふ『わが一撮の食物を
二六 二七 浸して與ふる者は夫なり』斯て一撮の食物を浸してシモンの子イスカリオテのユダに與へたまふ。二七ユダ一撮の
二八 食物を受くるや、惡魔かれに入りたり。イエス彼に言ひたまふ『なんぢが爲すことを速かに爲せ』二八席に著きぬ
二九 たる者は一人として何故かく言ひ給ふかを知らず。二九ある人々はユダが財囊を預るによりて『祭のために要する
三〇 物を買へ』とイエスの言ひ給へるか、また貧しき者に何か施さしめ給ふならんと思へり。三〇ユダ一撮の食物を受
三一 くるや、直ちに出づ、時は夜なりき。

三二 三一ユダの出でし後、イエス言ひ給ふ『今や人の子、榮光をうく、神も彼によりて榮光をうけ給ふ。三二神かれに
三三 由りて榮光をうけ給はば、神も已によりて彼に榮光を與へ給はん、直ちに與へ給ふべし。三三若子よ我なほ暫く
汝らと偕にあり、汝らは我を尋ねん、然れど曾てユダヤ人に「なんぢらは我が往く處に來ること能はず」と言ひ

イ 約一四・二九、一六　一〇・一六（加四・一四）　二六（太二六・二一）　・二、二一・七、二〇　ワ 路二二・三　約一三　レ（路二二・五三）　一二（四・一一）
ロ 約八・二四　ホ 約一二・二七を見よ　一二五　可一四・リ（約一・一八）　ソ 太八・二〇を見よ　ナ（約一七・一）
ハ 約三・三を見よ　ヘ 約三・三を見よ　一八—二一　路二二　・二一—二二　ヌ 約二一・二〇　カ 約一二・六　ラ 約營二・一を見よ
ニ 太一〇・四〇　路　ト 約一三・一八、二二、　チ 約一九・二六、二〇　ル 約六・七一を見よ　ヨ 約一三・一　ツ 約七・三九を見よ　ム 約七・三三を見よ
タ（約一二・五）　ネ 約一四・一三（約一七・四　彼前二・　ウ 約七・三四を見よ

井 約一五・二二　約營　來一三・一　使前一　ヤ 約二一・一八、一九　セ 約一〇・三八を見よ
二・七、八、三・二三　・二二　約營四・七　マ 三七、三八、太二六・　一 約一四・二七（約一四・三〇）　約一四・一一・一二
四・二一　約貳五　（太五・四四）　オ 弗五・二　三三—三五　可一四　サ 約一一・一六を見よ
（約一五・一七　約營　一〇・一一　・二九—三一　路二　一六・二二、二四）　キ（約一〇・九　羅五・二　來九・八　一〇
三・一一）　ク 約一三・三三（約一　ケ 約一三・三を見よ　二・三三、三六　エ（約六・四六）　ユ 約一・一四を見よ　・二〇）
ノ 利一九・一八　加五・一四　撒前四・九　四・二、一六・五）　フ 約一八・二七（可　一一・二四、二五　ア 約一二・二六を見よ　テ 約一四・一八、二八　メ 約一・四を見よ　約一一・二五（約營五　ヒ 約一・四三を見よ　モ 約一・二・四五　ミ 約八・一九を見よ　シ 約營二・一三

しごとく今、汝らにも然か言ふなり。三四われ新しき誡命を汝らに與ふ、なんぢら相愛すべし。わが汝らを愛せし
三五 ごとく、汝らも相愛すべし。三五互に相愛する事をせば、之によりて人みな汝らの我が弟子たるを知らん』
三六 三六シモン・ペテロ言ふ『主よ、何處にゆき給ふか』イエス答へ給ふ『わが往く處に、なんぢ今は從ふこと能
三七 はず。されど後に從はん』三七ペテロ言ふ『主よ、いま從ふこと能はぬは何故ぞ、我は汝のために生命を棄てん』
三八 三八イエス答へ給ふ『なんぢ我がために生命を棄つるか、誠にまことに汝に告ぐ、なんぢ三度われを否むまでは、
鷄鳴かざるべし』

第一四章

一 一『なんぢら心を騷がすな、神を信じ、また我を信ぜよ。二わが父の家には住處おほし、然らずば
二 我かねて汝らに告げしならん。われ汝等のために處を備へに往く。三もし往きて汝らの爲に處を備
三 へば、復きたりて汝らを我がもとに迎へん、わが居るところに汝らも居らん爲なり。四汝らは我が往くところに
四 至る道を知る』五トマス言ふ『主よ、何處にゆき給ふかを知らず、爭でその道を知らんや』六イエス彼に言ひ給
五 六 ふ『われは道なり、眞理なり、生命なり、我に由らでは誰にても父の御許にいたる者なし。七汝等もし我を知り
七 たらば我が父をも知りしならん。今より汝ら之を知る、既に之を見たり』八ピリポ言ふ『主よ、父を我らに示し
八 給へ、然らば足れり』九イエス言ひ給ふ『ピリポ、我かく久しく汝らと偕に居りしに、我を知らぬか。我を見し
九 者は父を見しなり、如何なれば「我らに父を示せ」と言ふか。一〇我の父に居り、父の我に居給ふことを信ぜぬ
一〇

か。わが汝等にいふ言は己によりて語るにあらず、父われに在して御業をおこなひ給ふなり。一一わが言ふことを
信ぜよ、我は父にをり、父は我に居給ふなり。もし信ぜずば、我が業によりて信ぜよ。一二誠にまことに汝らに告
ぐ、我を信ずる者は我がなす業をなさん、かつ之よりも大なる業をなすべし、われ父に往けばなり。一三汝らが我
が名によりて願ふことは、我みな之を爲さん、父、子によりて榮光を受け給はんためなり。一四何事にても我が名
によりて我に願はば、我これを成すべし。一五汝等もし我を愛せば、我が誡命を守らん。一六われ父に請はん、父は
他に助主をあたへて、永遠に汝らと偕に居らしめ給ふべし。一七これは眞理の御靈なり、世はこれを受くること能
はず、これを見ず、また知らぬに因る。なんぢらは之を知る、彼は汝らと偕に居り、また汝らの中に居給ふべけ
ればなり。一八我なんぢらを遺して孤兒とはせず、汝らに來るなり。一九暫くせば世は復われを見ず、されど汝らは
我を見る、われ活くれば汝らも活くべければなり。二〇その日には、我わが父に居り、なんぢら我に居り、われ汝
らに居ることを汝ら知らん。二一わが誡命を保ちて之を守るものは、即ち我を愛する者なり。我を愛する者は我が
父に愛せられん、我も之を愛し、之に己を顯すべし』二二イスカリオテならぬユダ言ふ『主よ、何故おのれを我ら
に顯して、世には顯し給はぬか』二三イエス答へて言ひ給ふ『人もし我を愛せば、わが言を守らん、わが父これを
愛し、かつ我等その許に來りて住處を之とともに爲ん。二四我を愛せぬ者は、わが言を守らず。汝らが聞くところ
の言は、わが言にあらず、我を遣し給ひし父の言なり。

イ約一四・二四、五・二八　ロ約五・三六を見よ　ハ約三・三を見よ　ニ約五・二〇（約四・一九）　ホ（約七・三三、一四・三七・三八）　ヘ太七・七を見よ　ト約一三・三一を見よ　チ（約一五・一六、一六・二三・二四）　リ約一四・二一・二三、（約一五・一〇約壹一三・五、約貳六）　ヌ約一四・二六、一五（約壹二・一、一六・七、二六）　ワ約一四・二八　カ約七・三三を見よ　ヨ約一六・一六・二二　タ（約六・五七）　レ約一六・二三・二六　ソ約一〇・三八を見よ　ナ（田三三・一八、一九）　ツ約一四・一一、一四・一五・二三　ラ路六・一六　ウ約一四・一五・二三（約一五・一〇約壹五・三、約貳六）　ク約一四・二三を見よ　ヤ約七・一六、一四・一〇　ネ（箴八・一七、約一四）　ム（徒一〇・四〇、四一）　ノ約一四・二一を見よ　オ（哥後六・一六を見よ）

二五 此等のことは我なんぢらと偕にありて語りしが、二六助主、即ちわが名によりて父の遣したまふ聖靈は、汝
らに萬の事ををしへ、又すべて我が汝らに言ひしことを思ひ出さしむべし。二七われ平安を汝らに遺す、わが平安
を汝らに與ふ。わが與ふるは世の與ふる如くならず、汝ら心を騷すな、また懼るな。二八われ往きて汝らに來る
なり」と云ひしを汝ら既に聞けり。もし我を愛せば父にわが往くを喜ぶべきなり、父は我よりも大なるに因る。
二九今その事の成らぬ前に、これを汝らに告げたり、事の成らんとき汝らの信ぜんためなり。三〇今より後われ汝ら
と多く語らじ、この世の君きたる故なり。彼は我に對して何の權もなし、三一されど斯くなるは、我の、父を愛し
父の命じ給ふところに遵ひて行ふことを世の知らん爲なり。起きよ、率ここを去るべし。

第一五章

一我は眞の葡萄の樹、わが父は農夫なり。二おほよそ我にありて果を結ばぬ枝は、父これを除き、
果を結ぶものは、いよいよ果を結ばせん爲に之を潔めたまふ。三汝らは既に潔し、わが語りたる言
に因りてなり。四我に居れ、さらば我なんぢらに居らん。枝もし樹に居らずば、自ら果を結ぶこと能はぬごとく、
汝らも我に居らずば亦然り。五我は葡萄の樹、なんぢらは枝なり。人もし我にをり、我また彼にをらば、多くの
果を結ぶべし。汝ら我を離るれば、何事をも爲し能はず。六人もし我に居らずば、枝のごとく外に棄てられて
枯る、人々これを集め火に投入れて燒くなり。七汝等もし我に居り、わが言なんぢらに居らば、何にても望に隨
ひて求めよ、然らば成らん。八なんぢら多くの果を結ばば、わが父は榮光を受け給ふべし、而して汝等わが弟子
とならん。九父の我を愛し給ひしごとく、我も汝らを愛したり、わが愛に居れ。一〇なんぢら若し、わが誡命を

マ約一四・一六を見よ　ケ（路二四・四九、約一三・三、一五・二六、一六・七使二・三三）　フ約一六・一三、一四　コ約壹二・二〇、二七　エ約二〇・一九を見よ　サ約一六・三三　四三　ア約一四・三、一八　キ約一四・二一を見よ　ユ（約一〇・二九）　メ約一三・一九　ミ約一二・三二を見よ　シ（來四・一五）　ヱ（約一〇・一八、一二・四九）　ヒ（約一三・一及び一八・一）　モ（詩八〇・八—一五　塞五・一—七　結一九・一〇—一四　太）　セ（太一五・一三　哥前三・九）　ス約一三・一〇　弗五　ヘ太七・七を見よ　ト（田三三・一八、一九）　ロ（約一五・一六）　ハ約一五・二　ニ太七・七を見よ　約　チ（約一四・二五）　ホ太五・一六　ヘ約八・三一、一七　ト約三・三五、二六　ヲ哥前二・一四　ワ約一四・二八　カ約七・三三を見よ　ヨ約一六・一六、二二　タ（約六・五七）　レ約一六・二三、二六　ソ約一〇・三八を見よ　ナ（田三三・一八、一九）　ツ約一四・一一、一四・一五・二三　ラ路六・一六　ウ約一四・一五、二三（約一五・一〇約壹五・三、約貳六）　ク約一四・二三を見よ　ヤ約七・一六、一四・一〇　ネ（箴八・一七、約一四）　ム（徒一〇・四〇、四一）　ノ約一四・二一を見よ　オ哥後六・一六を見よ　弗三・一七　約壹二・二四　默三・二〇、二一・三　ク約一四・二三を見よ　ヤ約七・一六、一四・一〇

一一 まもらば、我が愛にをらん、我わが父の誡命を守りて、その愛に居るがごとし。一二 我これらの事を語りたるは、
一三 我が喜悅の汝らに在り、かつ汝らの喜悅の滿されん爲なり。一三 わが誡命は是なり、わが汝らを愛せしごとく互に
一四 相愛せよ。一三 人その友のために己の生命を棄つる、之より大なる愛はなし。一四 汝等もし我が命ずる事をおこなは
一五 ば、我が友なり。一五 今よりのち我なんぢらを僕といはず、僕は主人のなす事を知らざるなり。我なんぢらを友と
一六 呼べり、我が父に聽きし凡てのことを汝らに知らせたればなり。一六 汝ら我を選びしにあらず、我なんぢらを選べ
り。而して汝らの往きて果を結び、且その果の殘らんために、又おほよそ我が名によりて父に求むるものを、父
一七 の賜はんために汝らを立てたり。一七 これらの事を命ずるは、汝らの互に相愛せん爲なり。一八 世もし汝らを憎ま
一九 ば、汝等より先に我を憎みたることを知れ。一九 汝等もし世のものならば、世は己がものを愛するならん。汝らは
二〇 世のものならず、我なんぢらを世より選びたり。この故に世は汝らを憎む。二〇 わが汝らに「僕はその主人より大
ならず」と告げし言をおぼえよ。人もし我を責めしならば、汝等をも責め、わが言を守りしならば、汝らの言を
二一 も守らん。二一 すべて此等のことを我が名の故に汝らに爲さん、それは我を遣し給ひし者を知らぬに因る。二二 われ
二二 來りて語らざりしならば、彼ら罪なかりしならん。されど今はその罪いひのがるべき樣なし。二三 我を憎むものは
二三 我が父をも憎むなり。二四 我もし誰もいまだ行はぬ事を彼らの中に行はざりしならば、彼ら罪なかりしならん。然
二四 れど今ははや我をも我が父をも見たり、また憎みたり。二五 これは彼らの律法に「ひとびと故なくして、我を憎め

イ(約八・二九)　ロ約一七・一三　ハ約三・二九　ニ約一三・三四を見よ　ホ約一五・二七　(約一〇・一一)
ヘ羅五・七、八　ト太一一・五〇　チ詩一二・四　リ(約八・二六、一六・一二)　ヌ約六・七〇、一五・一九(約一三・一八)
ル(約一五・五)　ヲ約一四・一三、一五　ワ約一五・一二　カ約七・七　約壹三・一　ヨ雅四・四　(太一〇・
タ約一五・一六　レ約一七・一四　ソ約一三・一六　哥後四・二　ツ哥前四・二　四・九　提後三・一二
ナ太一〇・二二、二四　ラ約一六・三　(約八・九　可一三・一三　路二一・一二、一七　(徒四・一七、五・四　一、九・一四、二六　九　彼前四・一四、一六　約壹七　獸　二四
ウ約五・三六を見よ　(約一〇・三七)　井約一〇・三四を見よ　ノ詩三五・一九、六九　四
オ約一四・二六を見よ　ク約一四・一六を見よ　ヤ約一四・一七を見よ

マ約壹五・七　ケ路一・一を見よ　フ路二四・四八を見よ　約一九・三五、二一　・二四　約壹一・二、四・一四　コ約一五・一八—二七　エ太一一・六を見よ　テ約九・二二を見よ　ア徒二六・九—一一
(雅六六・五　哥六・九　ユ(約一三・一九)　メ約七・三三を見よ　約一六・一〇、一七、二八　ミ約一三・三六、一四
サ約四・二一を見よ　(約一六・一五)　キ約一五・二一を見よ
シ約一六・一三　(約一四・一)　エ約一四・一六を見よ　ヒ約一四・二六を見よ
セ(徒三・一四、五二、一七・三一　七・彼前三・一八)　ス約一六・五、一七　ソ約一五・二二、二四
イ約一二・三一を見よ　ロ約一二・三一を見よ　(約壹三・八)　ハ約一四・一七を見よ　ニ約七・三九を見よ
ホ約一七・一〇　ヘ(約七・三三を見よ　約一六・一〇、一七、二八　ト一六—二四　(約一四・一八—二四)　チ約一六・二二
ル約一四・一七を見よ　ヲ約一六・一四　ワ約一六・一四　カ約一六・一四　ヨ約一六・一四　タ約一六・一四　レ約一六・一四　ソ約一六・一四　ツ約一六・一四　ナ約一六・一四　ラ約一六・一四　ウ約一六・一四　オ約一六・一四　ク約一六・一四　ヤ約一六・一四

一六 り」と錄したる言の成就せん爲なり。二六 父の許より我が遣さんとする助主、即ち父より出づる眞理の御靈のきた
二七 らんとき、我につきて證せん。二七 汝等もまた初より我とともに在りたれば證するなり。

第一六章

一 我これらの事を語りたるは、汝らの躓かざらん爲なり。二 人なんぢらを除名すべし、然のみならず、汝らを殺す者みな自ら神に事ふと思ふとき來らん。三 これらの事をなすは、父と我とを知らぬ
四 故なり。四 我これらの事を語りたるは、時いたりて我が斯く言ひしことを汝らの思ひいでん爲なり。初より此等
五 のことを言はざりしは、我なんぢらと偕に在りし故なり。五 今われを遣し給ひし者にゆく、然るに汝らの中、た
六 れも我に「何處にゆく」と問ふ者なし。六 唯これらの事を語りしによりて、憂なんぢらの心にみてり。七 されど、
七 われ實を汝らに告ぐ、わが去るは汝らの益なり。我さらずば助主なんぢらに來らじ、我ゆかば之を汝らに遣さ
八 ん。八 かれ來らんとき世をして罪につき、義につき、審判につきて、過てるを認めしめん。九 罪に就きてとは、
九 彼ら我を信ぜぬに因りてなり。一〇 義に就きてとは、われ父にゆき、汝ら今より我を見ぬに因りてなり。一一 審判に
一〇 就きてとは、此の世の君さばかるるに因りてなり。一二 我なほ汝らに告ぐべき事あまたあれど、今なんぢら得耐へ
一一 ず。一三 然れど彼すなはち眞理の御靈きたらん時、なんぢらを導きて眞理をことごとく悟らしめん。かれ己より
一二 語るにあらず、凡そ聞くところの事を語り、かつ來らんとする事どもを汝らに示さん。一四 彼はわが榮光を顯さん、
一三 それは我がものを受けて汝らに示すべければなり。一五 すべて父の有ち給ふものは我がものなり、此の故に我が
一四 ものを受けて汝らに示さんと云へるなり。一六 暫くせば汝ら我を見ず、また暫くして我を見るべし」一七 爰に弟子

たちのうち或者たがひに言ふ『暫くせば我を見ず、また暫くして我を見るべし』と言ひ、かつ「父に往くにより
一八 て」と言ひ給へるは、如何なることぞ』一八復いふ『この暫くとは如何なることぞ、我等その言ひ給ふところを知
一九 らず』一九イエスその問はんと思へるを知りて言ひ給ふ『なんぢら「暫くせば我を見ず、また暫くして我を見るべ
二〇 し」と我が言ひしを尋ねあふか。二〇誠にまことに汝らに告ぐ、なんぢらは泣き悲しみ、世は喜ばん。汝ら憂ふべ
二一 し、然れどその憂は喜悅となならん。二一をんな產まんとする時は憂あり、その期いたるに因りてなり。子を產みて
二二 のちは苦痛をおぼえず、世に人の生れたる喜悅によりてなり。二二斯く汝らも今は憂あり、然れど我ふたたび汝ら
二三 を見ん、その時なんぢらの心喜ぶべし、その喜悅を奪ふ者なし。二三かの日には汝ら何事をも我に問ふまじ。誠
二四 にまことに汝らに告ぐ、汝等のすべて父に求むる物をば、我が名によりて賜ふべし。二四なんぢら今までは何をも
二五 我が名によりて求めたることなし。求めよ、然らば受けん、而して汝らの喜悅みたさるべし。
二五 我これらの事を譬にて語りたりしが、また譬にて語らず、明白に父のことを汝らに告ぐるとき來らん。
二六 二六その日には汝等わが名によりて求めん。我は汝らの爲に父に請ふと言はず、二七父みづから汝らを愛し給へばな
二七 り。これ汝等われを愛し、また我の父より出で來りしことを信じたるに因る。二八われ父より出でて世にきたれ
二八 り、また世を離れて父に往くなり』二九弟子たち言ふ『視よ、今は明白に語りて聊かも譬をいひ給はず。三〇我ら今
二九 なんぢの知り給はぬ所なく、また人の汝に問ふを待ち給はぬことを知る。之によりて汝の神より出できたり給ひ
三〇

イ約一六・一六　ロ約一六・五、一〇、二八　ハ(可九・三二)　約六・六・一六)　ニ約三・三を見よ　ホ可一六・一〇　路撒前五・二)　ヘ二二・二七　ト(繁一三・八、二一　二六・一七、二六・七　何一三・六・三、　米四・九　チ約一六・六　リ約一六・一六　ヌ約一四・二〇、一六　ヨ約三・二九を見よ　ル約一六・一九、三　ヲ約三・三を見よ　ワ約一五・一六　カ約一四・一四　タ太一三・三四を見よ　約一六・二九　(約一〇・六)　レ約一六・二を見よ　ソ約一四・二〇、一六　ツ(約一六・一九、三　ネ約一四・二一、二三　ナ約一六・三〇(約二　ラ約八・四二を見よ　(約一六・三〇)　ム約一三・一、三、一六・五、一〇、一七　ウ太一三・三四を見よ　約一六・二五　井約一六・二七

ノ太二六・二一(雅一三・七)　オ約一九・二七を見よ　ク約四・二三を見よ　(約一六・二、二五)　ヤ約八・二九を見よ　マ約一四・二七を見よ　ケ約一五・一八—二一　フ太九・二を見よ　コ約壹二・一三(羅八・三七、四、四・七—一一、六・四—一〇　默三・二一、一二・一一)　エ約一一・四一を見よ　テ(約七・三九、一二・三一、二二)　ア約六・三七、三九、一七・六、九、二四　サ約一〇・二八を見よ　キ約三・三五を見よ　ユ約五・四四　約壹五・二〇　メ約三・一七を見よ　約一七・八、一八—一七・二四)　ヒ約一七・二を見よ　モ約一七・二を見よ　セ約一七・二六　ス約一七・九　シ(約一三・三一)　ヱ(約一・一八・五八、一七・二四)　イ約八・五一を見よ　ロ約六・六八を見よ　ハ約一五・一五、一七・四、二六　ニ約八・四二を見よ　ホ(路二二・三二　約一四・一六)　ヘ(路二二・二四　約一七・一〇、二二)　ト約一七・六　チ約一六・一五　リ撒後一・一〇　ヌ約一三・一

しことを信ず』三一イエス答へ給ふ『なんぢら今、信するか。三二視よ、なんぢら散されて各自おのが處にゆき、我を
三二 ひとり遺すとき到らん、否すでに到れり。然れど我ひとり居るにあらず、父われと偕に在すなり。三三此等のこと
三三 を汝らに語りたるは、汝ら我に在りて平安を得んが爲なり。なんぢら世にありては患難あり、然れど雄々しかれ。
我すでに世に勝てり』

第一七章

一 一イエスこれらの事を語りはて、目を擧げ天を仰ぎて言ひ給ふ『父よ、時來れり、子が汝の榮光を
二 顯さんために、汝の子の榮光を顯したまへ。二汝より賜はりし凡ての者に、永遠の生命を與へしめ
三 んとて、萬民を治むる權威を子に賜ひたればなり。三永遠の生命は、唯一の眞の神に在す汝と汝の遣し給ひしイ
四 エス・キリストとを知るにあり。四我に成さしめんとて汝の賜ひし業を成し遂げて、我は地上に汝の榮光をあら
五 はせり。五父よ、まだ世のあらぬ前にわが汝と偕にもちたりし榮光をもて、今御前にて我に榮光あらしめ給へ。
六 六世の中より我に賜ひし人々に我、御名をあらはせり。彼らは汝の有なるを我に賜へり、而して彼らは汝の言を
七八 守りたり。七今かれらは、凡て我に賜ひしものの汝より出づるを知る。八我は我に賜ひし言を彼らに與へ、彼ら
九 は之を受け、わが汝より出でたるを眞に知り、なんぢの我を遣し給ひしことを信じたるなり。九我かれらの爲に
一〇 願ふ、わが願ふは世のためにあらず、汝の我に賜ひたる者のためなり、彼らは即ち汝のものなり。一〇我がものは
一一 皆なんぢの有、なんぢの有は我がものなり、我かれらより榮光を受けたり。一一今より我は世に居らず、彼らは世

に居り、我は汝にゆく。聖なる父よ、我に賜ひたる汝の御名の中に彼らを守りたまへ。これ我等のごとく、彼ら
一二 の一つとならん爲なり。一三 我かれらと偕にをる間、われに賜ひたる汝の御名の中に彼らを守り、かつ保護した
一三 り。其のうち一人だに亡びず、ただ亡の子のみ亡びたり、聖書の成就せん爲なり。一三 今は我なんぢに往く、而し
一四 て此等のことを世に在りて語るは、我が喜悅を彼らに全からしめん爲なり。一四 我は御言を彼らに與へたり、而し
一五 て世は彼らを憎めり、我の世のものならぬごとく、彼らも世のものならぬに因りてなり。一五 わが願ふは、彼らを
一六 世より取り給はんことならず、*惡より免らせ給はんことなり。一六 我の世のものならぬ如く、彼らも世のものならぬ
一七 ず。一七 眞理にて彼らを潔め別ちたまへ、汝の御言は眞理なり。一八 汝われを世に遣し給ひし如く、我も彼らを世に
一八 遣せり。一九 また彼等のために我は己を潔めわかつ、これ眞理にて彼らも潔め別たれん爲なり。二〇 我かれらの爲の
一九 みならず、その言によりて我を信ずる者のためにも願ふ。二一 これ皆一つとならん爲なり。父よ、なんぢ我に在
二〇 し、我なんぢに居るごとく、彼らも我らに居らん爲なり、是なんぢの我を遣し給ひしことを世の信ぜん爲なり。
二一 二二 我は汝の我に賜ひし榮光を彼らに與へたり、是われらの一つなる如く、彼らも一つとならん爲なり。二三 即ち我
二二 かれらに居り、汝われに在し、彼ら一つとなりて全くせられん爲なり、是なんぢの我を遣し給ひしことと、我を
二三 愛し給ふごとく彼等をも愛し給ふことを、世の知らん爲なり。二四 父よ、望むらくは、我に賜ひたる人々の我が
二四 居るところに我と偕にをり、世の創の前より我を愛し給ひしによりて、汝の我に賜ひたる我が榮光を見んこと
二五 を。二五 正しき父よ、げに世は汝を知らず、然れど我は汝を知り、この者どもも汝の我を遣し給ひしことを知れ

イ 約一七・一三（約七・三三）　ロ（約一七・二五）　ハ（約一七・六　勝二・九）　ニ 約一七・二一、二二（羅一二・五　加三・二八）　ホ 約一七・一一　ヘ 約六・三九、一八・九　ト（約六・七〇　撒後一一・三）　チ 詩四一・九　リ（約七・三三）　ヌ 約一五・一一　ル 約三・二九を見よ　ヲ 約一五・一八　ワ 約八・二三、一七・一六　カ 太五・三七を見よ　ヨ 約一七・一四　タ（約一五・三、一七・一九）　レ 約三・一七　及び一七・三を見よ　ソ 約二〇・二一（太一〇・五　約四・三八）　ツ（約一五・一三）　ネ 哥後七・一四　約壹三・一八　ナ 約一〇・三八を見よ　ラ（約一七・一、二三）　ム（約一七・二四）　ウ 約一七・二一　井 約一六・二七　ノ 約一七・二を見よ　オ 約一二・二六を見よ　ク 太二五・三四を見よ

三六 り。二六 われ御名を彼らに知らしめたり、復これを知らしめん。これ我を愛し給ひたる愛の、彼らに在りて、我も
彼らに居らん爲なり』

第一八章

一 一 此等のことを言ひ終へて、イエス弟子たちと偕にケデロンの小川の彼方に出でたまふ。彼處に園
二 あり、イエス弟子等とともども入り給ふ。二 ここは弟子たちと屢々あつまり給ふ處なれば、イエス
三 を賣るユダもこの處を知れり。三 斯てユダは一組の兵隊と祭司長・パリサイ人等よりの下役どもとを受けて、
四 炬火・燈火・武器を携へて此處にきたる。四 イエス己に臨まんとする事をことごとく知り、進みいでて彼らに言
五 ひたまふ『誰を尋ぬるか』五 答ふ『ナザレのイエスを』イエス言ひたまふ『我はそれなり』イエスを賣るユダも
六 七 彼らと共に立てり。六 『我はそれなり』と言ひ給ひし時、かれら後退して地に倒れたり。七 爰に再び『たれを尋ぬ
八 るか』と問ひ給へば『ナザレのイエスを』と言ふ。八 イエス答へ給ふ『われは夫なりと既に告げたり、我を尋ぬ
九 るならば此の人々の去るを容せ』九 これ曩に『なんぢの我に賜ひし者の中より我一人をも失はず』と言ひ給ひし
一〇 言の成就せん爲なり。一〇 シモン・ペテロ劍をもちたるが、之を拔き大祭司の僕を擊ちて、その右の耳を斬り落す、
一一 僕の名はマルコスと云ふ。一一 イエス、ペテロに言ひたまふ『劍を鞘に收めよ、父の我に賜ひたる酒杯は、われ
飲まざらんや』

一二 爰にかの兵隊・千卒長・ユダヤ人の下役ども、イエスを捕へ、縛りて先づアンナスの許に曳き往く、一三

（約一七・ヘ）　ヤ 約一七・二二　マ（約一七・一一　約壹一・九）　ケ 約一五・二一を見よ　フ 約七・二九を見よ　コ 約一七・六　エ 約一五・九を見よ　テ 太二六・三〇、三六　可一四・二六、三二　踏二二・三九　ア 母後一五・二三　王上二・三七、一五・四・二二　約一八・一三　王下二三・四、六・一二、代下一五・二、六、一九・一六、三〇・一四　耶三一・四〇　キ（路二一・三七、二一・三九）　ユ 三一・一一　太二六・四七—五六　可一四・四三—五〇　路二二・四七—五三　ノ 太二七・二七　可一五・一六　徒一〇・一、二一・三二、二七・二　ヒ 約一八・七　モ 約七・三二を見よ　セ 約一八・一二、二八　ス（太二六・五一　可一四・四七）　シ 太二五・一を見よ　ヤ（約六・六四、一三・一二、徒一〇・一、一一）　ヒ 約一八・七　ロ 一二・一三（太二六・五七）　ハ 約一八・三を見よ　ニ 約一八・三を見よ　ホ 路三・二を見よ　約一八・一三、二四

一四 アンナスはその年の大祭司なるカヤパの舅なり。一四カヤパは曩にユダヤ人に、一人、民のために死ぬるは益なる事を勸めし者なり。

一五 一五シモン・ペテロ及び他の一人の弟子、イエスに從ふ。この弟子は大祭司に知られたる者なれば、イエスと共に大祭司の庭に入りしが、一六ペテロは門の外に立てり。ここに大祭司に知られたる彼の弟子いでて、門を守る女に物言ひてペテロを連れ入れしに、一七門を守る婢女、ペテロに言ふ『なんぢも彼の人の弟子の一人なるか』かれ言ふ『然らず』一八時寒くして僕・下役ども炭火を熾し、その傍らに立ちて煖まり居りしに、ペテロも共に立ちて煖まりゐたり。

一九 一九ここに大祭司、イエスにその弟子とその教とにつきて問ひたれば、二〇イエス答へ給ふ『われ公然に世に語れり、凡てのユダヤ人の相集ふ會堂と宮とにて常に教へ、密には何をも語りし事なし。二一何ゆゑ我に問ふか、我が語れることは聽きたる人々に問へ。視よ、彼らは我が言ひしことを知るなり』二二斯く言ひ給ふとき傍らに立つ下役の一人、手掌にてイエスを打ちて言ふ『かくも大祭司に答ふるか』二三イエス答へ給ふ『わが語りし言、もし惡しくば、その惡しき故を證せよ。善くば何とて打つぞ』二四爰にアンナス、イエスを縛りたるままにて、大祭司カヤパの許に送れり。

二五 二五シモン・ペテロ立ちて煖まり居たるに、人々いふ『なんぢも彼が弟子の一人なるか』否みて言ふ『然らず』二六大祭司の僕の一人にて、ペテロに耳を斬り落されし者の親族なるが言ふ、『われ汝が園にて彼と偕なるを見しな

イ 約一八・一二を見よ　ロ 太二六・三を見よ　約一一・四九、五一　ハ 約一一・五〇　ニ（太二六・五八　可一四・五四）　路二二・五四　ホ 二六・三を見よ　約一八・二四、二八　ヘ 一六—一八　太二六　ト 徒二二・二三　チ 約一八・二五　リ 約一八・三を見よ　ヌ 約二一・九（可一四・六六—六八）　路二二・五五—五七　ル 一九—二四（太二六・五九—六八）　ヲ 約一八・二五　ワ 太二六・五五　カ 太四・二三を見よ（約六・五九）　ヨ 約一八・三を見よ　タ 約一九・三　レ（太五・三九　徒二三・二一—五）　ソ 約一八・二二を見よ　ツ 二五—二七　太二六　ラ 約一八・二七　ム 約一八・一〇を見よ　ウ 約一一・五五　井 二八　太二七・二可一五・一　路二三・一　ノ 太二七・二七を見よ　約一八・二九、三三　オ（約一一・五五　徒一・三）　ク 約一八・二八　ヤ 二九—三八　太二七　・二一—一四　可一　マ 約一一・三二、三三　ケ 約一八・二八　フ 路二三・三（約一九・二一）　コ 太二・二を見よ　エ（太二六・五三　路一七・二一　約六・一五）　ア 約三・三三、八・一四（約一・一四）　サ 約八・四七　約一八・四　キ 約一・六　ユ 路二三・四を見よ　約一九・四　メ 三九—一九・一六　ミ 太二・二を見よ　シ 徒三・一四　太二七・一五—一八　二〇・二二可一五　路二三　・六—一五　・一八—二五　路二三　二四・六九—七二　路二二・五八—六二　約一八・一一—一七　約一八・一〇を見よ

二七 らずや』二七ペテロまた否む折しも鷄鳴きぬ。

二八 二八斯て人々イエスをカヤパの許より官邸にひきゆく、時は夜明なり。彼ら過越の食をなさんために、汚穢を受けじとて己らは官邸に入らず。二九爰にピラト彼らの前に出でゆきて言ふ『この人に對して如何なる訴訟をなすか』三〇答へて言ふ『もし惡をなしたる者ならずば汝に付さじ』三一ピラト言ふ『なんぢら彼を引取り、おのが律法に循ひて審け』ユダヤ人いふ『我らに人を殺す權威なし』三二これイエス已が如何なる死にて死ぬるかを示して言ひ給ひし御言の成就せん爲なり。

三三 三三爰にピラトまた官邸に入り、イエスを呼び出して言ふ『なんぢはユダヤ人の王なるか』三四イエス答へ給ふ『これは汝おのれより言ふか、將わが事を人の汝に告げたるか』三五ピラト答ふ『我はユダヤ人ならんや、汝の國人・祭司長ら汝を我に付したり、汝なにを爲ししぞ』三六イエス答へ給ふ『わが國はこの世のものならず、若しわが國この世のものならば、我が僕ら我をユダヤ人に付さじと戰ひしならん。然れど我が國は此の世よりのものならず』三七爰にピラト言ふ『されば汝は王なるか』イエス答へ給ふ『われの王たることは汝の言へるごとし。我は之がために生れ、之がために世に來れり、即ち眞理につきて證せん爲なり。凡て眞理に屬する者は我が聲をきく』三八ピラト言ふ『眞理とは何ぞ』

かく言ひて再びユダヤ人の前に出でて言ふ『我この人に何の罪あるをも見ず。三九過越のとき我なんぢらに一人の囚人を赦す例あり、されば汝らユダヤ人の王をわが赦さんことを望むか』四〇彼らまた叫びて『この人なら

ず、バラバを』と言ふ、バラバは强盜なり。

一 爰にピラト、イエスをとりて鞭つ。二 兵卒ども茨にて冠冕をあみ、その首にかむらせ、紫色の
三 上衣をきせ、三 御許に進みて言ふ『ユダヤ人の王やすかれ』而して手掌にて打てり。四 ピラト再び
四 出でて人々にいふ『視よ、この人を汝らに引出す、これは何の罪あるをも我が見ぬことを汝らの知らん爲なり』
五 爰にイエス茨の冠冕をかむり、紫色の上衣をきて出で給へば、ピラト言ふ『視よ、この人なり』六 祭司長・
六 下役どもイエスを見て叫びいふ『十字架につけよ、十字架につけよ』ピラト言ふ『なんぢら自らとりて十字架に
七 つけよ、我は彼に罪あるを見ず』七 ユダヤ人こたふ『我らに律法あり、その律法によれば死に當るべき者なり、
八 彼はおのれを神の子となせり』八 ピラトこの言をききて增々おそれ、九 再び官邸に入りてイエスに言ふ『なんぢ
九 は何處よりぞ』イエス答をなし給はず。一〇 ピラト言ふ『われに語らぬか、我になんぢを赦す權威あり、また十字架
一〇 につくる權威あるを知らぬか』一一 イエス答へ給ふ『なんぢ上より賜はらずば、我に對して何の權威もなし。この
一一 故に我をなんぢに付しし者の罪は更に大なり』一二 斯においてピラト、イエスを赦さんことを力む。然れどユダヤ
一二 人さけびて言ふ『なんぢ若しこの人を赦さば、カイザルの忠臣にあらず、凡そおのれを王となす者はカイザルに
一三 叛くなり』一三 ピラトこれらの言をききてイエスを外にひきゆき、敷石（ヘブル語にてガバタ）といふ處にて審判
一四 の座につく。一四 この日は過越の準備日にて、時は第六時ごろなりき。ピラト、ユダヤ人にいふ『視よ、なんぢら
一五 の王なり』一五 かれら叫びていふ『除け、除け、十字架につけよ』ピラト言ふ『われ汝らの王を十字架につくべけん

イ 太二七・二六を見よ　ロ 太二七・二七—三〇　ハ 太二・二を見よ　ニ 太二七・二九　可一・五・一六—一九　ホ 約一八・二二　ヘ 路二三・四を見よ　約一八・三八、一九　ト 約一九・二　チ 約一九・二　リ 太二六・五八を見よ　約一八・三　ヌ 約一九・四　ル 利二四・一六　太二　カ 黎五三・七　太二六　六・六三—六六　ヨ 羅一三・一　タ 約一八・一三、一四、三五、四〇、一九・六三、二七・一二、一四（約一八・三四—三七）　ソ 約五・二を見よ　約一九・二七・二〇　ツ 太二七・一九を見よ　ネ 太二七・六二を見よ　ナ（太二七・四五　可一五・二五）　ラ 約一九・一九、二一　ム 路二三・一八　約一九・二一、四二　ヲ 約一八・三三

ウ 太二七・二六　可一五・一五　路二三・二五　井一七—二四　太二七　五・二二—三二　路二三・三三—四三　ノ 路一四・二七を見よ　可（太二七・三二）　一五・二一　路二三・二六）　オ 路二三・三三　ク 約一九・一三を見よ　路二三・三三—四三　ヤ（來一三・一二）　マ 路二三・三二（來五三・一二）　ケ 太二・二を見よ　約一九・一四、二一　フ（太二七・三七　可一五・二六　路二三・三八）　コ 約一九・一三を見よ　エ 約一九・一九　テ（創四三・一四　詩四一・一六）　ア 太二七・三五　可一五・二四　路二三・三四　サ 詩二二・一八　キ（出二八・三二）　ユ 太二七・三五　可一五・二四　路二三・三四　メ 約一九・二八、三六、三七　ミ 詩二二・一八　シ（太二七・五五、五六　可一五・四〇、四一　路二三・四九）　エ 太一二・四六を見よ　ヒ 路二四・一八　モ 路八・二）　セ 約一三・二三を見よ　ス 約一三・四　イ 約一三・一、一七・四四　ロ 約一九・二四　ハ 詩六九・二一　約二〇・一、一八

一六 や』祭司長ら答ふ『カイザルの他われらに王なし』一六 爰にピラト、イエスを十字架に釘くるために彼らに付せり。
一七 彼らイエスを受取りたれば、一七 イエス己に十字架を負ひて髑髏（ヘブル語にてゴルゴタ）といふ處に出でゆ
一八 き給ふ。一八 其處にて彼らイエスを十字架につく。又ほかに二人の者をともに十字架につけ、一人を右に、一人を
一九 左に、イエスを眞中に置けり。一九 ピラト罪標を書きて十字架の上に揭ぐ『ユダヤ人の王、ナザレのイエス』と記
二〇 したり。二〇 イエスを十字架につけし處は都に近ければ、多くのユダヤ人この標を讀む、標はヘブル、ロマ、ギリ
二一 シヤの語にて記したり。二一 爰にユダヤ人の祭司長らピラトに言ふ『ユダヤ人の王と自稱せりと記せ』二二 ピラト答ふ『わが記したる
二二 りと自稱せりと記せ』二二 ピラト答ふ『わが記したることは記したるままに』
二三 兵卒どもイエスを十字架につけし後、その衣をとりて四つに分け、おのおの其の一つを得たり。また下衣
二四 を取りしが、下衣は縫目なく、上より惣て織りたる物なれば、二四 兵卒ども互にいふ『これを裂くな、誰がうるか
二五 鬮にすべし』これは聖書の成就せん爲なり。曰く、『かれら互にわが衣をわけ、わが衣を鬮にせり』兵卒ども斯く
二六 なしたり。二五 さてイエスの十字架の傍らには、その母と母の姉妹と、クロパの妻マリヤとマグダラのマリヤと立
二七 てり。二六 イエスその母とその愛する弟子との近く立てるを見て、母に言ひ給ふ『をんなよ、視よ、なんぢの子な
二八 り』二七 また弟子に言ひたまふ『視よ、なんぢの母なり』この時より、その弟子かれを己が家に接けたり。
二九 二八 この後イエス萬の事の終りたるを知りて——『聖書の全うせられん爲に——『われ渴く』と言ひ給ふ。二九 ここ

三〇 に酸き葡萄酒の滿ちたる器あり、その葡萄酒のふくみたる海綿をヒソプに著けてイエスの口に差附く。三〇 イエスその葡萄酒をうけて後いひ給ふ『事畢りぬ』遂に首をたれて靈をわたし給ふ。

三一 この日は準備日なれば、ユダヤ人、安息日に屍體を十字架のうへに留めおかじとて（殊にこの度の安息日は大なる日なるにより）ピラトに、彼らの脛ををりて屍體を取除かんことを請ふ。三二 ここに兵卒ども來りて、イエスとともに十字架に釘けられたる第一の者と他のものとの脛を折り、三三 而してイエスに來りしに、はや死に給ふを見て、その脛ををらず。三四 然るに一人の兵卒、鎗にてその脅をつきたれば、直ちに血と水と流れいづ。三五 之を見しもの證をなす、其の證は眞なり、彼はその言ふことの眞なるを知る、これ汝等にも信ぜしめん爲なり。三六 此等のことの成りたるは『その骨くだかれず』とある聖句の成就せん爲なり。三七 また他に『かれら己が刺したる者を見るべし』と云へる聖句あり。

三八 この後、アリマタヤのヨセフとてユダヤ人を懼れ、密にイエスの弟子たりし者、イエスの屍體を引取らんことをピラトに請ひたれば、ピラト許せり、乃ち往きてその屍體を引取る。三九 また曾て夜、御許に來りしニコデモも、沒藥・沈香の混和物を百斤ばかり携へて來る。四〇 ここに彼らイエスの屍體をとり、ユダヤ人の葬りの習慣にしたがひて、香料とともに布にて卷けり。四一 イエスの十字架につけられ給ひし處に園あり、園の中にいまだ人を葬りしことなき新しき墓あり。四二 ユダヤ人の準備日なれば、この墓の近きままに其處にイエスを納めたり。

イ 太二七・四八 可一五・三六、路二三・三六
ロ 約一七・四を見よ
ハ 太二七・五〇 可一五・三七 路二三・四六、約一〇・二八
ニ 約一九・一四、四二
ホ（申二一・二三 書八・二九、一〇・二六、二七）
ヘ 出一二・二六
ト 約一九・一八
チ 約費五・六、八
リ 約一五・二七を見よ
ヌ 出一二・四六 民九・一二 詩三四・二〇
ル 約一九・二四
ヲ 詩一二・一〇
ワ 約一九・二四
カ 三八—四二 太二七・五七—六一 可一四・四二—四七 路二三・五〇—五六
ヨ 約七・一三
タ（可一五・四三）
レ 約三・一を見よ
ソ 詩四五・八 箴七・一七 歌四・一四
ツ（約一二・三）
ネ 可一六・一を見よ
ナ（太二六・一二 可一四・八）
ラ 路二四・一二 約二〇・五、七
ム（約一・四四）
ウ 路二三・五三
井 太二七・六〇
ノ 約一九・一四、三一
オ 約一九・二〇、四一
ク 一—八 太二八・一—八 可一六・一—八 路二四・一—一〇

第二〇章

一 一週のはじめの日、朝まだき暗きうちにマグダラのマリヤ、墓にきたりて墓より石の取除けあるを見る。二 乃ち走りゆき、シモン・ペテロとイエスの愛し給ひしかの弟子との許に到りて言ふ『たれか主を墓より取去れり、何處に置きしか我ら知らず』三 ペテロと、かの弟子といでて墓にゆく。四 二人ともに走りたれど、かの弟子ペテロより疾く走りて先に墓にいたり、五 屈みて布の置きたるを見れど、内には入らず。六 シモン・ペテロ後れ來り、墓に入りて布の置きたるを視、七 また首を包みし手拭は布とともに在らず、他のところに卷きてあるを見る。八 先に墓にきたれる彼の弟子もまた入り、之を見て信ず。九 彼らは聖書に錄したる、死人の中よりその甦へり給ふべきことを未だ悟らざりしなり。一〇 遂に二人の弟子おのが家にかへれり。

一一 然れどマリヤは墓の外に立ちて泣き居りしが、泣きつつ屈みて、墓の内を見るに、一二 イエスの屍體の置かれし處に白き衣をきたる二人の御使、首の方にひとり足の方にひとり坐しゐたり。一三 而してマリヤに言ふ『をんなよ、何ぞ泣くか』マリヤ言ふ『誰か、わが主を取去れり、何處に置きしか我しらず』一四 かく言ひて後に振反れば、イエスの立ち居給ふを見る、然れどイエスたるを知らず。一五 イエス言ひ給ふ『をんなよ、何ぞ泣く、誰を尋ぬるか』マリヤは園守ならんと思ひて言ふ『君よ、汝もし彼を取去りしならば、何處に置きしかを告げよ、われ引取るべし』一六 イエス『マリヤよ』と言ひ給ふ。マリヤ振反りて『ラボニ』（釋けば師よ）と言ふ。一七 イエス言ひ給ふ『われに觸るな、我いまだ父の許に昇らぬ故なり。我が兄弟たちに往きて「我はわが父、即ち汝らの父、わが神、即ち汝らの神に昇る」といへ』一八 マグダラのマリヤ往きて弟子たちに『われは主を見たり』と告げ、また

ヤ 約一九・二五を見よ
マ 太二七・六〇、六六、二八・二 可一五・四六、一六・三、四 路二四・一、一六・三、四 路二四・二（約一一・三八）
ケ 約一三・二三を見よ
コ 三—一〇（路二四・一二）
エ 約二〇・一一
テ（約一一・四四）
ア 約一九・四〇
サ 約二〇・四
キ 路二四・二六、二七、四六
ユ（太二二・二九 約二一・一二）
メ 路二四・一二
ヒ 約二〇・一五
ミ（可一六・五）
シ 約二〇・五
ヱ 路二四・四（太二八・二、三 可一六・五）
ス（約二一・四）
イ 約二〇・三
モ 約二〇・二
セ 可一六・九を見よ（太二八・九）
ロ 可一〇・五（太二三・七）
ハ 太二八・一〇を見よ
ニ 約一四・二二、二八（可一六・九、約七）
ホ 約二〇・一
ヘ 可一六・一〇（路二四・一〇、二三）

云々の事を言ひ給ひしと告げたり。
一九この日、即ち一週のはじめの日の夕、弟子たちユダヤ人を懼るるに因りて居るところの戸を閉ぢおきしに、イエスきたり彼らの中に立ちて言ひたまふ『平安なんぢらに在れ』二〇斯く言ひてその手と脅とを見せたまふ、弟子たち主を見て喜べり。二一イエスまた言ひたまふ『平安なんぢらに在れ、父の我を遣し給へるごとく、我も亦なんぢらを遣す』二二斯く言ひて、息を吹きかけ言ひたまふ『聖靈をうけよ。二三汝ら誰の罪を赦すとも其の罪ゆるされ、誰の罪を留むるとも其の罪とどめらるべし』
二四イエス來り給ひしとき、十二弟子の一人デドモと稱ふるトマスともに居らざりしかば、二五他の弟子これに言ふ『われら主を見たり』トマスいふ『我はその手に釘の痕を見、わが指を釘の痕にさし入れ、わが手をその脅に差入るるにあらずば信ぜじ』
二六八日ののち弟子等また家にをり、トマスも偕に居りて戸を閉ぢおきしに、イエス來り、彼らの中に立ちて言ひたまふ『平安なんぢらに在れ』二七またトマスに言ひ給ふ『なんぢの指をここに伸べて、わが手を見よ、汝の手をのべて、我が脅にさしいれよ、信ぜぬ者とならで信ずる者となれ』二八トマス答へて言ふ『わが主よ、わが神よ』二九イエス言ひ給ふ『なんぢ我を見しによりて信じたり、見ずして信ずる者は幸福なり』
三〇この書に錄さざる外の多くの徵を、イエス弟子たちの前にて行ひ給へり。三一されど此等の事を錄ししは、汝等をしてイエスの神の子キリストたることを信ぜしめ、信じて御名により生命を得しめんが爲なり。

イ約七・一三を見よ　ロ路二四・三六　ハ路二四・三九、四〇　ニ約一九・三四　ホ約一六・二〇、二二　ヘ約二〇・一九を見よ　ト約三・一七を見よ　チ約一二・二〇（徒一・二）　リ（約七・三九　徒二・四）　ヌ太一八・一八　ル約六・六七を見よ　ヲ約一・一六を見よ　ワ約一・一六を見よ　カ詩二二・一六　ヨ約二〇・二〇　タ可一六・一一を見よ　レ約二〇・一九を見よ　ソ路二四・四〇　ツ彼前一・八　ネ約二一・二五　ナ約二一・一一を見よ　ラ約壹五・一二　ム十四・三を見よ　ウ約一九・三五　井約三・一五

第二一章

一この後、イエス復テベリヤの海邊にて己を弟子たちに現し給ふ、その現れ給ひしこと左のごとし。二シモン・ペテロ、デドモと稱ふるトマス、ガリラヤのカナのナタナエル、ゼベダイの子ら及びほかの弟子二人もともに居りしに、三シモン・ペテロ『われ漁獵にゆく』と言へば、彼ら『われらも共に往かん』と言ひ、皆いでて舟に乘りしが、その夜は何をも得ざりき。四夜明の頃イエス岸に立ち給ふに、弟子たち其のイエスなるを知らず。五イエス言ひ給ふ『子どもよ、獲物ありしか』彼ら『なし』と答ふ。六イエス言ひたまふ『舟の右のかたに網をおろせ、然らば獲物あらん』乃ち網を下したるに、魚夥多しくして、網を曳き上ぐること能はざりしかば、七イエスの愛し給ひし弟子、ペテロに言ふ『主なり』シモン・ペテロ『主なり』と聞きて、裸なりしを上衣をまとひて海に飛びいれり。八他の弟子たちは陸を離るること遠からず、僅に五十間ばかりなりしかば、魚の入りたる網を小舟にて曳き來り、九陸に上りて見れば、炭火ありてその上に肴あり、又パンあり。一〇イエス言ひ給ふ『なんぢらの今とりたる肴を少し持ちきたれ』一一シモン・ペテロ舟に往きて網を陸に曳き上げしに百五十三尾の大なる魚滿ちたり、斯く多かりしが網は裂けざりき。一二イエス言ひ給ふ『きたりて食せよ』弟子たちその主なるを知れば『なんぢは誰ぞ』と敢て問ふ者もなし。一三イエス進みてパンをとり彼らに與へ、肴をも然なし給ふ。一四イエス死人の中より甦へりてのち、弟子たちに現れ給ひし事、これにて三度なり。
一五斯て食したる後イエス、シモン・ペテロに言ひ給ふ『ヨハネの子シモンよ、汝この者どもに勝りて我を愛するか』ペテロいふ『主よ、然り、わが汝を愛する事は、なんぢ知り給ふ』イエス言ひ給ふ『わが羔羊を養へ』

ノ約二〇・一九、二六　オ約六・一　ク約七・四、二一・一　ヤ約一一・一六を見よ　マ約一一・一六を見よ　ケ約二一・一を見よ　フ約一・四五—四九　コ太四・二一（可一・一九）　エ（路五・五）　チ路二四・一六を見よ（約二〇・一四）　ア路二四・四一　サ（約五・四）　キ（路五・六、七、九）　ユ約二一・二三を見よ　メ母創一九・二四　ミ約二一・一八（約三・四）　シ（太一四・二九）　エ約一八・一八　ヒ約二一・一〇、一三　モ約二一・一五　セ約二一・九　ス約二〇・一九、二六　イ約二一・一二　ロ約一・四二、一七　ハ約一三・三七（太二六・三三）　ニ（路一二・三二）

一六 一六また二度いひ給ふ『ヨハネの子シモンよ、我を愛するか』ペテロ言ふ『主よ、然り、わが汝を愛する事は、な
一七 んぢ知り給ふ』イエス言ひ給ふ『わが羊を牧へ』一七三度いひ給ふ『ヨハネの子シモンよ、我を愛するか』ペテロ
三度『われを愛するか』と言ひ給ふを憂ひて言ふ『主よ、知りたまはぬ所なし、わが汝を愛する事は、なんぢ識り
一八 たまふ』イエス言ひ給ふ『わが羊をやしなへ。一八誠に誠に、なんぢに告ぐ、なんぢ若かりし時は自ら帶して欲す
一九 る處を歩めり、されど老いては手を伸べて他の人に帶せられ、汝の欲せぬ處に連れゆかれん』一九是ペテロが如何
二〇 なる死にて神の榮光を顯すかを示して言ひ給ひしなり。斯く言ひて後かれに言ひ給ふ『われに從へ』二〇ペテロ
振反りてイエスの愛したまひし弟子の從ふを見る。これは曩に夕餐のとき御胸に倚りかかりて『主よ、汝をうる
二一 者は誰か』と問ひし弟子なり。二一ペテロこの人を見てイエスに言ふ『主よ、この人は如何に』二二イエス言ひ給ふ
二二 『よしや我、かれが我の來るまで留るを欲すとも、汝になにの關係あらんや、汝は我に從へ』二三爰に兄弟たちの
二三 中に、この弟子死なずと云ふ話つたはりたり。然れどイエスは死なずと言ひ給ひしにあらず『よしや我かれが我
の來るまで留るを欲すとも、汝になにの關係あらんや』と言ひ給ひしなり。
二四 二四これらの事につきて證をなし、又これを錄しし者は、この弟子なり、我等はその證の眞なるを知る。二五イ
エスの行ひ給ひし事は、この外なほ多し、もし一つ一つ錄さば、我おもふに世界もその錄すところの書を載する
に耐へざらん。

ヨハネ傳福音書　をはり

イ 太二・六　徒二〇・二（約二・一六）　ホ 約三・三を見よ　ヘ 彼後一・一四　ト（約一二・三三、一八・三二）　チ 太八・二二を見よ　リ 約二・七　ヌ 約一三・二五　ル 約二・二三　カ 徒一・一五を見よ　ヨ 約二一・二二　タ 約二一・二二を見よ　レ 約一五・二七を見よ　ソ 約巻一二　ツ 約二〇・三〇
ロ（約一三・三八）　ハ 約一六・二〇　ニ 使前五・二　ヘ 默七・一七　ヲ 太一六・二七、二八　ワ 約二一・一九　ヨ 默　ヲ 哥前四・五、一一・二六　雅五・七

一・五　或は「之に勝たざりき」と譯す。
一・一八　異本「の神」なし。
一・二九　或は「負ふ」と譯す。
一・三九　今の午後四時頃ならん。
二・一〇　或は「聖所」と譯す。
三・三　或は「上より」と譯す。
三・七　或は「上より」と譯す。
三・八　原語「靈」とおなじ。
三・二一　二一、或は「眞を行ふ者はその行爲のあらはれん爲に光に來る、神によりて行ひたる故なり」と譯す。
四・六　今の正午頃ならん。
四・三五　「はや」或は三六節「刈る者」の上におく。
四・五二　今の午後一時頃ならん。
五・三　異本括孤中の句なし。
六・四〇　或は「得る事と、終の日に我が之を甦へらする事と是なり」と譯す。
七・五三　異本七章五三より八章一一までを缺く。
八・二五　或は「われ初より汝らにつげしに、何ぞや」と譯す。
八・三七　或は「そだたぬ」と譯す。
八・三八　或は「我、父の許にて見しことを語れば、汝ら父より聞きし事を行へ」と譯す。
八・三九　異本「なせ」とあり。
八・四四　或は「虚僞者の父」と譯す。
一〇・二九　異本「わが父の我に與へ給ひし者は、一切のものよりも大なり」とあり。
一二・二七　或は「救ひ給へといふべきか」と譯す。
一五・四　或は「また我を汝らに居らしめよ」と譯す。
一七・一五　或は「惡しき者」と譯す。
一九・一四　今の正午頃ならん。
二〇・二九　或は「信するか」と譯す。
二一・一二　或は「朝餐せよ」と譯す。
二一・一六七五　＊と△と原語を異にす。

使徒行傳

第一章

一テオピロよ、我さきに前の書をつくりて、凡そイエスの行ひはじめ教へはじめ給ひしより、二その選び給へる使徒たちに、聖靈によりて命じたるのち、擧げられ給ひし日に至るまでの事を記せり。三イエスは苦難をうけしのち、多くの慥なる證をもて、己の活きたることを使徒たちに示し、四十日の間、しばしば彼らに現れて、神の國のことを語り、四また彼等とともに集りゐて命じたまふ『エルサレムを離れずして、我より聞きし父の約束を待て。五ヨハネは水にてバプテスマを施したれど、汝らは日ならずして聖靈にてバプテスマを施されん』

六弟子たち集れるとき問ひて言ふ『主よ、イスラエルの國を回復し給ふは此の時なるか』七イエス言ひたまふ『時また期は父おのれの權威のうちに置き給へば、汝らの知るべきにあらず。八然れど聖靈、なんぢらの上に臨むとき、汝ら能力をうけん、而してエルサレム、ユダヤ全國、サマリヤ、及び地の極にまで我が證人とならん』九此等のことを言終りて、彼らの見るがうちに擧げられ給ふ。雲これを受けて見えざらしめたり。一〇その昇りゆき給ふとき、彼ら天に目を注ぎゐたりしに、視よ、白き衣を著たる二人の人かたはらに立ちて言ふ、一一『ガリラヤの人々よ、何ゆゑ天を仰ぎて立つか、汝らを離れて天に擧げられ給ひし此のイエスは、汝らが天に昇りゆくを見たるその如く復きたり給はん』一二爰に彼らオリブといふ山よりエルサレムに歸る。この山はエルサレムに近く、安息日の道程なり。一三既に入りてその留りをる高樓に登る。ペテロ、ヨハネ、ヤコブ及びアンデレ、ピリポ及びトマス、バルトロマイ及びマタイ、アルパヨの子ヤコブ、熱心黨のシモン及びヤコブの子ユダなり。一四この人々はみな女たち及びイエスの母マリヤ、イエスの兄弟たちと共に心を一つにして只管いのりを務めゐたり。

一五その頃ペテロ、百二十名ばかり共に集りて群をなせる兄弟たちの中に立ちて言ふ、一六『兄弟たちよ、イエスを捕ふる者どもの手引となりしユダにつきて、聖靈ダビデの口によりて預じめ言ひ給ひし聖書は、必ず成就せざるを得ざりしなり。一七彼は我らの中に數へられ、此の務に與りたればなり。一八(この人は、かの不義の價をもて地所を得、また俯伏に墜ちて直中より裂けて臟腑みな流れ出でたり。一九この事エルサレムに住む凡ての人に知られて、その地所は國語にてアケルダマと稱へらる、血の地所との義なり)二〇それは詩篇に錄して、「かれの住處は荒れ果てよ、人その中に住はざれ」と云ひ、又「その職はほかの人に得させよ」と云ひたり。二一然れば主イエス我等のうちに往來し給ひし間、二二即ちヨハネのバプテスマより始まり、我らを離れて擧げられ給ひし日に至るまで、常に我らと偕に在りし此の人々のうち一人、われらと共に主の復活の證人となるべきなり』二三爰にバルサバと稱へられ、またの名をユストと呼ばるるヨセフ及びマッテヤの二人をあげ、二四祈りて言ふ『凡ての人の心を知

りたまふ主よ、ユダ己が所に往かんとて此の務と使徒の職とより墮ちたれば、その後を繼がするに、此の二人のうち孰を選び給ふか示したまへ』二六斯て鬮せしに鬮はマッテヤに當りたれば、彼は十一の使徒に加へられたり。

第二章

*五旬節の日となり、彼らみな一處に集ひ居りしに、二天より起りて、その坐する所の家に滿ち、三また火の如きもの舌のやうに現れ、分れて各人のうへに止まる。四彼らみな聖靈にて滿され、御靈の宣べしむるままに異邦の言にて語りはじむ。

五時に敬虔なるユダヤ人ら天下の國々より來りてエルサレムに住み居りしが、六この音おこりたれば群衆あつまり來り、おのおの己が國語にて使徒たちの語るを聞きて騷ぎ合ひ、七かつ驚き怪しみて言ふ『視よ、この語る者は皆ガリラヤ人ならずや、八如何して、我等おのおのの生れし國の言をきくか。九我等はパルテヤ人、メヂヤ人、エラム人、またメソポタミヤ、ユダヤ、カパドキヤ、ポント、アジヤ、一〇フルギヤ、パンフリヤ、エジプト、リビヤのクレネに近き地方などに住む者、ロマよりの旅人——一一ユダヤ人および改宗者——一二クレテ人およびアラビヤ人なるに、我が國語にて彼らが神の大なる御業をかたるを聞かんとは』一二みな驚き、惑ひて互に言ふ『これ何事ぞ』一三或者どもは嘲りて言ふ『かれらは甘き葡萄酒にて滿されたり』

一四爰にペテロ十一の使徒とともに立ち、聲を揚げ宣べて言ふ『ユダヤの人々および凡てエルサレムに住める者よ、汝等わが言に耳を傾けて、この事を知れ。一五今は朝の九時なれば、汝らの思ふごとく彼らは醉ひたるに非ず、一六これは預言者ヨエルによりて言れたる所なり。一七神いひ給はく、末の世に至りて、我が靈を凡ての人に注がん。汝らの子女は預言し、汝らの若者は幻影を見、なんぢらの老人は夢を見るべし。一八その世に至りて、わが僕・婢女に、わが靈を注がん、彼らは預言すべし。一九われ上は天に不思議を、下は地に徴を現さん、即ち血と火と煙の氣とあるべし。二〇主の大なる顯著しき日のきたる前に、日は闇に月は血に變らん。二一すべて主の御名を呼び賴む者は救はれん』二二イスラエルの人々よ、これらの言を聽け。ナザレのイエスは、汝らの知るごとく、神かれに由りて汝らの中に行ひ給ひし能力ある業と不思議と徴とをもて汝らに證し給へる人なり。二三この人は神の定め給ひし御旨と預じめ知り給ふ所とによりて付されしが、汝ら不法の人の手をもて釘磔にして殺せり。二四然れど神は死の苦難を解きて之を甦へらせ給へり。彼は死に繋れをるべき者ならざりしなり。二五ダビデ彼につきて言ふ、『われ常に我が前に主を見たり、我が動されぬ爲に我が右に在せばなり。二六この故に我が心は樂しみ、我が舌は喜べり、且わが肉體もまた望の中に宿らん。二七汝わが靈魂を黄泉に棄て置かず、汝の聖者の朽果ることを許し給はざればなり。二八汝は生命の道を我に示し給へり、御顏の前にて我に歡喜を滿し給はん』二九兄弟たちよ、先祖ダビデに就きて、我はばからず汝らに言ふを得べし、彼は死にて葬られ、其の墓は今日に至るまで我らの中にあり。三〇即ち彼は預言者にして、己の身より出づる者をおのれの座位に坐せしむることを誓をもて神の約し給ひしを知り、三一先見して、キリストの復活に就きて語り、その

三二 黄泉に棄て置かれず、その肉體の朽果てぬことを言へるなり。三三 神はこのイエスを甦へらせ給へり、我らは皆その證人なり。三三 イエスは神の右に擧げられ、約束の聖靈を父より受けて汝らの見聞する此のものを注ぎ給ひしなり。三四 それダビデは天に昇りしことなし、然れど自ら言ふ、「主わが主に言ひ給ふ、三五 我なんぢの敵を汝の足臺となすまでは我が右に坐せよ」と。三六 然ればイスラエルの全家は確と知るべきなり。汝らが十字架に釘けし此のイエスを神は立てて主となし、キリストとなし給へり』

三七 人々これを聞きて心を刺され、ペテロと他の使徒たちとに言ふ『兄弟たちよ、我ら何をなすべきか』三八 ペテロ答ふ『なんぢら悔改めて、おのおの罪の赦を得んためにイエス・キリストの名によりてバプテスマを受けよ、然らば聖靈の賜物を受けん。三九 この約束は汝らと汝らの子らと凡ての遠き者、即ち主なる我らの神の召し給ふ者とに屬くなり』四〇 この他なほ多くの言をもて證し、かつ勸めて『この曲れる代より救ひ出されよ』と言へり。四一 斯てペテロの言を聽納れし者はバプテスマを受く。この日、弟子に加はりたる者、おほよそ三千人なり。四二 彼らは使徒たちの教を受け、交際をなし、パンを擘き祈禱をなすことを只管つとむ。

四三 爰に人みな敬畏を生じ、多くの不思議と徴とは使徒たちに由りて行はれたり。四四 信じたる者はみな偕に居りて諸般の物を共にし、四五 資産と所有とを賣り各人の用に從ひて分け與へ、四六 日々、心を一つにして弛みなく宮に居り、家にてパンをさき、歡喜と眞心とをもて食事をなし、四七 神を讃美して一般の民に悅ばる。斯て主は救はるる者を日々かれらの中に加へ給へり。

イ 徒二・二七　ロ 徒二・二四を見よ　ハ 徒一・八を見よ　ニ 徒五・三一（可一六・一九）　ホ 徒一・四を見よ　加三・一四（約七・一二）　ヘ 徒二・一七、一〇・四五　ト 太二二・四四を見よ　チ 結三六・二二、三二、三七、四五・六　リ 徒二・二三　ヌ 路二・一一　ル 路二・一〇、二、一四　ヲ 可一・一五　徒三・一九、五・三一、二〇・二一、二六・二〇（路二四・四七）　ワ 徒八・二二、一六、二二・一六（可一六・一六）　カ 寮四四・三、五四・一三、五七・一九　耳一・三二　羅九・四　ヨ（弗二・一三、一七）　タ 路一六・二八を見よ　レ 申三二・五　太一七・一七　腓二・一五　ソ 太二六・二六　路二四・三〇　徒二・四　ラ 徒四・三二（徒四・三七、五・二）　一〇・一六　一一・ム（太一九・二一　徒四・三四）　ウ 徒五・四二　井 徒二・四二を見よ　ノ 徒五・一三を見よ　オ（哥前一・一八）

第三章

一 晝の三時、いのりの時にペテロとヨハネと宮に上りしが、二 爰に生れながらの跛者かかれて來る。宮に入る人より施濟を乞ふために日々宮の美麗といふ門に置かるるなり。三 ペテロとヨハネとの宮に入らんとするを見て施濟を乞ひたれば、四 ペテロ、ヨハネと共に目を注めて『我らを見よ』と言ふ。五 かれ何をか受くるならんと、彼らを見つめたるに、六 ペテロ言ふ、『金銀は我になし、然れど我に有るものを汝に與ふ、ナザレのイエス・キリストの名によりて歩め』七 乃ち右の手を執りて起しに、足の甲と踝骨とたちどころに強くなりて、八 躍り立ち、歩み出して、且あゆみ且をどり、神を讃美しつつ彼らと共に宮に入れり。九 民みな其の歩み、また神を讃美するを見て、一〇 彼が前に乞食にて宮の美麗門に坐しゐたるを知れば、この起りし事に就きて驚駭と奇異とに充ちたり。

一一 斯て彼がペテロとヨハネとに取りすがり居るほどに、民みな甚だしく驚きてソロモンの廊と稱ふる廊に馳せつどふ。一二 ペテロこれを見て民に答ふ『イスラエルの人々よ、何ぞ此の事を怪しむか、何ぞ我らが己の能力と敬虔とによりて此の人を歩ませしごとく、我らを見つむるか。一三 アブラハム、イサク、ヤコブの神、われらの先祖の神は、その僕イエスに榮光あらしめ給へり。汝等このイエスを付し、ピラトの之を釋さんと定めしを、其の前にて否みたり。一四 汝らは、この聖者・義人を否みて、殺人者を釋さんことを求め、一五 生命の君を殺したれど、

ク 徒二・四一、四・四、五・一四、六・一、七、九・三一、三五、四二、一一・二一、二四、一四・一、二、一、一六、五、一七　ヤ（詩五五・一七　太一一・一二）　ケ 徒三・一〇（約九・八）　マ 路一二・八を見よ　徒三・三、四、一一　コ 徒三・一を見よ　エ 徒三・一を見よ　テ 徒一〇・四　一四・九　ア 徒四・一〇（徒二・一六）　サ 徒一四・一〇　キ 徒四・二一　ユ（徒四・一六）　メ 徒三・一を見よ　ミ 約一〇・二三　シ 太二二・三二　ヒ 徒五・一一　ス 路一二・四を見よ　セ 太二七・二を見よ　ハ 徒五・三一（來二・一〇、一二・二）　ヱ 徒五・三〇、七・三、二一・一四、（出三・七・九・一一　徒二・二三　一三・一五）　モ 太二〇・一九（約一・一八）　ロ 太二七・二〇（可一五・一一　路二三・一八・一五）　ス 路二・二六、四・二　徒三・二六、四・二　七・三〇（來四・二・一、五二・一三、二七、七・五二（哥後五・二二）　イ（可一・二四　徒四・一〇・一六）

一六 神はこれを死人の中より甦へらせ給へり、我らは其の證人なり。一六 斯てその御名を信ずるに因りてその御名は、
汝らの見るところ識るところの此の人を健くしたり。イエスによる信仰は汝等もろもろの前にて斯る全癒を得さ
一七 せたり。一七 兄弟よ、われ知る、汝らが、かの事を爲しし知らぬに因りてなり。汝らの司たちも亦然り。一八 然れ
ど神は凡ての預言者の口をもてキリストの苦難を受くべきことを預じめ告げ給ひしを、斯くは成就し給ひしな
二〇 九 り。一九 然れば汝ら罪を消されん爲に悔改めて心を轉ぜよ。二〇 これ主の御前より慰安の時きたり、汝らの爲に預じ
二一 め定め給へるキリスト・イエスを遣し給はんとてなり。二一 古へより神が、その聖なる預言者の口によりて、語り給
二二 ひし萬物の革まる時まで、天は必ずイエスを受けおくべし。二二 モーセ云へらく「主なる神は汝らの兄弟の中より
二三 我がごとき預言者を起し給はん。その語る所のことは汝等ことごとく聽くべし。二三 凡てこの預言者に聽かぬ者は
二四 二五 民の中より滅し盡さるべし」二四 又サムエル以來かたりし預言者も皆この時につきて宣傳へたり。二五 汝らは預言者
たちの子孫なり、又なんぢらの先祖たちに神の立て給ひし契約の子孫なり、即ち神アブラハムに告げ給はく
二六 「なんぢの裔によりて地の諸族はみな祝福せらるべし」二六 神はその僕を甦へらせ、まづ汝らに遣し給へり、これ
汝ら各人を、その罪より呼びかへして祝福せん爲なり」

第四章

一 かれら民に語り居るとき、祭司ら・宮守頭およびサドカイ人ら近づき來りて、二 その民を敎へ、
又イエスの事を引きて死人の中よりの復活を宣ぶるを憂ひ、三 手をかけて之を捕へしに、はや夕に
四 なりたれば、明くる日まで留置場に入れたり。四 然れど、その言を聽きたる人々の中にも信ぜし者おほくあり

イ 徒二・二四を見よ　一五・二一 徒一三・二七、二六・九 弗　ト 徒二・二三を見よ　又 路一・七〇 彼後三・三七　ワ 申一八・一五 徒七・二三　タ 徒二・三九　ツ 徒三・一三を見よ　ム 太三・七を見よ　ウ 路二〇・一（徒六・一二）
ロ 路一四・四八を見よ　四・一八　チ 徒二・三八を見よ　カ 申一八・一九　ヨ 路二四・二七を見よ（徒一七・三、二六・二）　レ（羅九・四、五）　ネ 徒二・二四を見よ　ラ 路二・二四を見よ
ハ（徒三・六）　リ（撒後一・八 來四・一一—一二）　ル（太一七・一一 羅八・二二）　ソ 創一二・三、二二・一八、二六・四、二二　ナ 徒一三・四六 羅一・一六、二・九、一〇
ニ（路二三・三四 約）　ホ 路二四・二六、二七　ヲ 徒一・一　タ 徒二・二三　ツ 徒三・一三を見よ　ム 太三・七を見よ　ウ 路二〇・一（徒六・一二）

井 徒三・一五を見よ　才（徒二・四一）　ケ 徒一三・九、一八　エ 徒三・六を見よ　メ 徒四・三二を見よ　モ 約二・一一を見よ　ロ（徒五・二九）
ノ 徒五・一八　ク 路二三・一三を見よ　徒二・四を見よ　（徒二・二二）　詩一一八・二二　ミ 約七・一五　セ（約一五・二二）
ク 路二三・一三を見よ　徒四・八　フ 路二三・一三を見よ　テ 徒二・二四を見よ　キ（太一・二一、徒一〇・四三　提前一・五）　シ 太五・二二を見よ　徒四・二
ヤ 路三・二を見よ　徒四・五　ア 可九・一二　ユ 路二二・八を見よ　ス（徒五・二八）
マ 太二六・三を見よ　コ 徒三・七、八　サ 太二一・四二を見よ　徒四・一九　ヱ（約一・四七）　イ 徒四・一三を見よ

五 て、男の數おほよそ五千人となりたり。
六 五 明くる日、司・長老・學者ら、エルサレムに會し、六 大祭司アンナス、カヤパ、ヨハネ、アレキサンデル
七 及び大祭司の一族みを集ひて、七 その中にかの二人を立てて問ふ『如何なる能力いかなる名によりて此の事を
八 九 行ひしぞ』八 この時ペテロ聖靈にて滿され、彼らに言ふ『民の司たち及び長老たちよ、九 我らが病める者になし
一〇 し善き業に就き、その如何にして救はれしかを今日もし訊さるるならば、一〇 汝ら一同およびイスラエルの民みな
知れ、この人の健かになりて汝らの前に立つはナザレのイエス・キリスト、即ち汝らが十字架に釘け、神が死人
一一 の中より甦へらせ給ひし者の名に賴ることを。一一 このイエスは汝ら造家者に輕しめられし石にして、隅の首石と
一二 なりたるなり。一二 他の者によりては救を得ることなし、天の下には我らの賴りて救はるべき他の名を、人に賜ひ
し事なければなり』

一三 一三 彼らはペテロとヨハネとの臆することなきを見、その無學の凡人なるを知りたれば、之を怪しみ、且その
一四 イエスと偕にありし事を認む。一四 また醫されたる人の之とともに立つを見るによりて、更に言ひ消す辭なし。
一五 一六 一五 爰に、命じて彼らを衆議所より退け、相共に議りて言ふ、一六『この人々を如何にすべきぞ。彼等によりて顯著し
一七 き徵の行はれし事は、凡てエルサレムに住む者に知られ、我ら之を否むこと能はねばなり。一七 然れど愈々ひろく
一八 民の中に言ひ弘まらぬやうに、彼らを脅かして今より後かの名によりて誰にも語る事なからしめん』一八 乃ち彼ら
一九 を呼び、一切イエスの名によりて語り、また敎へざらんことを命じたり。一九 ペテロとヨハネと答へていふ『神に

二〇 聽くよりも汝らに聽くは、神の御前に正しきか、汝ら之を審け。二〇 我らは見しこと聽きしことを語らざるを得
二一 ず』二一 民みな此の有りし事に就きて神を崇めたれば、彼らを罰するに由なく、更にまた脅かして釋せり。二二 かの
徵によりて醫されし人は四十歳餘なりしなり。

二三 彼ら釋されて、その友の許にゆき、祭司長・長老らの言ひし凡てのことを告げたれば、二四 之を聞きて皆心
二五 を一つにし、神に對ひ、聲を揚げて言ふ『主よ、汝は天と地と海と其の中のあらゆる物とを造り給へり。二五 曾て
聖靈によりて汝の僕、われらの先祖ダビデの口をもて「何ゆゑ異邦人は騷ぎ立ち、民らは空しき事を謀るぞ。
二六 世の王等は共に立ち、司らは一つに集りて、主および其のキリストに逆ふ」と宣給へり。二七 果してヘロデとポ
ンテオ・ピラトとは、異邦人およびイスラエルの民等とともに、汝の油そそぎ給ひし聖なる僕イエスに逆ひて此
二八 の都にあつまり、二八 御手と御旨とにて、斯く成るべしと預じめ定め給ひし事をなせり。二九 主よ、今かれらの脅喝
二九 を御覽し、僕らに御言を聊かも隱することなく語らせ、三〇 御手をのべて醫を施させ、汝の聖なる僕イエスの名に
三〇 よりて徵と不思議とを行はせ給へ』三一 祈り終へしとき其の集りをる處、震ひ動き、みな聖靈にて滿され、隱する
三一 ことなく神の御言を語れり。

三二 信じたる者の群は、おなじ心おなじ思となり、誰一人その所有を己が物と謂はず、凡ての物を共にせり。
三三 斯て使徒たちは大なる能力をもて主イエスの復活の證をなし、みな大なる恩惠を蒙りたり。三四 彼らの中には
一人の乏しき者もなかりき。これ地所、あるひは家屋を有てる者、これを賣り、その賣りたる物の價を持ち來りて、

イ（哥前九・一六）　ヘ（徒一・一六）　リ太一四・二を見よ　レ約四・四八を見よ　井（路二四・四八）
ロ太九・八を見よ　ト詩二・一・二　ヌ太二七・二を見よ　ソ約四・四八を見よ　ノ（太一九・二一　徒二・四五）
ハ徒五・二六　チ（但九・二四、二五　ル太二〇・一九を見よ　ツ（徒二・一）　ラ徒四・二九　ヲ徒一・一四
ニ徒四・二・六　路四・一八　徒一〇　ヲ徒三・一三を見よ　ヨ徒四・三一を見よ　ネ徒二・四を見よ　ム徒二・四四
ホ徒一四・一五を見よ　・三八　來一・九　タ徒四・二七　ナ徒四・一三、二九、　ウ徒一・八

三五 使徒たちの足下に置きしを、各人その用に隨ひて分け與へられたればなり。
三六 爰にクプロに生れたるレビ人にて使徒たちにバルナバ（釋けば慰藉の子）と稱へらるるヨセフ、三七 畑あり
しを賣りて其の金を持ちきたり、使徒たちの足下に置けり。

第五章

一 然るにアナニヤと云ふ人、その妻サッピラと共に資產を賣り、二 その價の幾分を匿しおき、殘る
幾分を持ちきたりて使徒たちの足下に置きしが、妻も之に與れり。三 爰にペテロ言ふ『アナニヤ
四 よ、何故なんぢの心サタンにて滿ち、聖靈に對し詐りて、地所の價の幾分を匿したるぞ。四 有りし時は汝の物な
五 り、賣りて後も汝の權の內にあるに非ずや、何とて斯ることを心に企てし。なんぢ人に對してにあらず、神に對
六 して詐りしなり』五 アナニヤこの言をきき、倒れて息絕ゆ。これを聞く者みな大なる懼を懷く。六 若者ども立ち
七 て彼を包み、舁出して葬れり。

七 凡そ三時間を經て、その妻この有りし事を知らずして入り來りしに、八 ペテロ之に向ひて言ふ『なんぢら
八 此程の價にてかの地所を賣りしか、我に告げよ』女いふ『然り、此程なり』九 ペテロ言ふ『なんぢら何ぞ心を合
九 せて主の御靈を試みんとせしか、視よ、なんぢの夫を葬りし者の足は門口にあり、汝をもまた舁出すべし』一〇
一〇 をんな立刻にペテロの足下に倒れて息絕ゆ。若者ども入り來りて、その死にたるを見、これを舁出して夫の傍ら
一一 に葬れり。一一 爰に全教會および此等のことを聞く者みな大なる懼を懷けり。

一二 使徒たちの手によりて多くの徵と不思議とが民の中に行はれたり。彼等はみな心を一つにして、ソロモンの

オ徒四・三七、五・二　ア（徒五・四、九）　レ（徒一・一九、一三　西四　フ徒四・三五、五・二
ク（徒二・四五、六・一）　マ徒九・二七、　一一・　ケ路二・二五　徒一五　コ徒五・三　ア（徒五・四、九）
ヤ徒一・一・九、二〇、　二二、二〇、　一二・　・二〇　エ徒四・三五、三七　サ徒五・二　・二二七）
一三・四、一五三　二五、二一・一五・　・三一　哥前一四・三　テ太四・一〇を見よ　キ（徒五・三、九）　メ徒二・四三、五・一一
九、二一、一六、　哥前九・六　加二・　哥後一・三一七　路二二・三（約一三　ユ徒五・一〇　ミ（約一九・四〇）　・二二七）
シ徒五・二　モ徒一〇・九）
セ徒五・五　ス可一六・二〇　徒二
・四三、一四・三〇、一四・三、一九・一一　ヒ（徒一五・一〇　哥前　ロ約四・四八を見よ　ハ約一〇・二三　徒三
羅一五・一九　哥後一二・一二、一四　イ約四・四八を見よ

使徒行傳　四・三五——五・一二　二四三

一四 廊にあり。一三 他の者どもは敢て近づかず、民は彼らを崇めたり。一四 信ずるもの男女とも増々おほく主に屬けり。
一五 終には人々、病める者を大路に舁ききたり、寢臺または床の上におく。此等のうち誰にもせよ、ペテロの過ぎ
一六 ん時、その影になりと庇はれんとてなり。一六 又エルサレムの周圍の町々より多くの人々、病める者・穢れし靈に
惱まされたる者を携へきたりて集ひたりしが、みな醫されたり。

一七 爰に大祭司および之と偕なる者、即ちサドカイ派の人々、みな嫉に滿されて立ち、一八 使徒たちに手をかけ
一九 て之を留置場に入る。一九 然るに主の使、夜、獄の戸をひらき、彼らを連れ出して言ふ、二〇『往きて宮に立ち、この
二一 生命の言をことごとく民に語れ』二一 かれら之を聞き、夜明がた宮に入りて敎ふ。大祭司および之と偕なる者ども
集ひきたりて議會とイスラエル人の元老とを呼びあつめ、使徒たちを曳き來らせんとて、人を牢舍に遣したり。
二二 二三 下役ども往きしに、獄のうちに彼らの居らぬを見て、歸りきたり告げて言ふ、二三『われら牢舍の堅く閉ぢられ
二四 て、戸の前に牢番の立ちたるを見しに、開きて見れば、内には誰も居らざりき』二四 宮守頭および祭司長ら、この
二五 言を聞きて如何になりゆくべきかと、惑ひぬたるに、二五 或人きたり告げて言ふ『視よ、汝らの獄に入れし人は、
二六 宮に立ちて民を敎へ居るなり』二六 爰に宮守頭、下役を伴ひて出でゆき、彼らを曳き來る。されど手禁きことを
二七 爲ざりき、これ民より石にて打たれんことを恐れたるなり。二七 彼らを連れ來りて議會の中に立てたれば、大祭司
二八 問ひて言ふ、二八『我等かの名によりて敎ふることを堅く禁ぜしに、視よ、汝らは其の敎をエルサレムに滿し、かの
二九 人の血を我らに負はせんとす』二九 ペテロ及び他の使徒たち答へて言ふ『人に從はんよりは神に從ふべきなり。

イ 徒二・四七（徒四・二一・二四）　ロ 哥後六・一五（彼前一・二一）　ハ（徒二・四七、六・一、一一・二四）　ニ（可六・五五）　ホ（太一四・三六、可六・五六　徒一九・一二）　ヘ 太三・七を見よ（徒四・一）　ト 徒一五・五を見よ　チ 徒四・三　リ 太一・二〇、二四、二・一三、一九、二八・二、路一・一一、ヌ（約六・六三、六八）　ル（約八・二）　ヲ 徒四・六　ワ 太五・二二を見よ　カ 太二六・五八を見よ　ヨ 徒四・一、五・二六　タ 徒五・二四　レ 徒五・二二　ソ 徒四・二一、五・一三　ツ 徒五・二一　ネ 徒四・一八　ナ 徒二・二三、三六、三・一四、一五（太二三・三五、二七、二五　徒七・五二）　ラ 徒四・一九

二九 ペテロ及び他の使徒たち答へて言ふ『人に從はんよりは神に從ふべきなり。
三〇 我らの先祖の神はイエスを起し給ひしに、汝らは之を木に懸けて殺したり。三一 神は彼を君とし救主として己が
三二 右にあげ、悔改と罪の赦とをイスラエルに與へしめ給ふ。三二 我らは此の事の證人なり。神のおのれに從ふ者に賜
ふ聖靈もまた然り』

三三 かれら之をききて怒に滿ち、使徒たちを殺さんと思へり。三四 然るにパリサイ人にて凡ての民に尊ばるる
三四 敎法學者ガマリエルと云ふもの、議會の中に立ち、命じて使徒たちを暫く外に出さしめ、議員らに向ひて言ふ、
三五 三六 『イスラエルの人よ、汝らが此の人々に爲さんとする事につきて心せよ。三六 前にチウダ起りて、自ら大なりと
稱し、之に附隨ふ者の數、おほよそ四百人なりしが、彼は殺され、從へる者はみな散されて跡無きに至れり。
三七 そののち戸籍登錄のときガリラヤのユダ起りて多くの民を誘ひ、おのれに從はしめしが、彼も亡び從へる者も
三八 ことごとく散されたり。三八 然れば今なんぢらに言ふ、この人々より離れて、その爲すに任せよ。若しその企圖そ
三九 の所作、人より出でたらんには自から壞れん。三九 もし神より出でたらんには彼らを壞ること能はず、恐らくは汝
四〇 ら神に敵する者とならん』四〇 彼等その勸告にしたがひ、遂に使徒たちを呼び出して之を鞭ち、イエスの名により
四一 て語ることを堅く禁じて釋せり。四一 使徒たちは御名のために辱しめらるるに相應しき者とせられたるを喜びつ
四二 つ、議員らの前を出でされり。四二 斯て日毎に宮また家にて敎をなし、イエスのキリストなる事を宣傳へて止まざ
りき。

ム 徒三・一三を見よ　ウ 徒二・二四を見よ　非 徒一〇・三九（徒一三・二六、加三・一三　彼前二・二四）　ク 徒二・三三　ヤ 路二四・四七（徒二・三八）　マ 路二四・四八を見よ　ケ 徒一五・二八　來二・四（約一五・二六　才 路二・二一を見よ　羅八・二六　約壹五・七）　フ 徒七・五四（徒二・三七）　コ 路二・四六、五・一　エ 徒二・三・三　テ 徒五・二一を見よ　ア（徒二・二八）　サ 徒八・九（加二・六、六・三）　キ（路二・二）　ユ 哥三・三七（可一・三〇）　メ 徒二・二三　ミ 代下一三・一二　燬　モ 徒五・二一を見よ　セ 徒二・四六　ス 徒八・三五、一一・二〇、一三・三二、一四・一五、一七・一九　ヒ 彼前四・一四、一六（太五・一〇—一二）　一八　加一・一六　ノ 燬二・三〇　雲八　フ 約一五・二一を見よ　ヘ 約壹五・一七・一九、一八・一七・一八

第六章

一そのころ弟子のかず増加はり、ギリシヤ語のユダヤ人、その寡婦らが日々の施濟に漏されたれば、
ヘブル語のユダヤ人に對して呟く事あり。二爰に十二使徒すべての弟子を呼び集めて言ふ『われら
神の言を差措きて食卓に事ふるは宜しからず。三然れば兄弟よ、汝らの中より御靈と智慧とにて滿ちたる令聞
ある者七人を見出せ、それに此の事を掌どらせん。四我らは專ら祈をなすことと御言に事ふることとを務めん』
五集れる凡ての者この言を善しとし、信仰と聖靈とにて滿ちたるステパノ及びピリポ、プロコロ、ニカノル、テ
モン、パルメナ、またアンテオケの改宗者ニコラオを選びて、六使徒たちの前に立てたれば、使徒たち祈りて手
をその上に按けり。
七斯て神の言ますます弘り、弟子の數エルサレムにて甚だ多くなり、祭司の中にも信仰の道に從へるもの多
かりき。
八さてステパノは恩惠と能力とにて滿ち、民の中に大なる不思議と徵とを行へり。九爰に世に稱ふるリベル
テンの會堂およびクレネ人、アレキサンデリヤ人、またキリキヤとアジヤとの人の諸會堂より人々起ちてステパ
ノと論ぜしが、一〇その語るところの智慧と御靈とに敵することを能はず。一一乃ち或者どもを唆かして『我らはステ
パノが、モーセと神とを瀆す言をいふを聞けり』と言はしめ、一二民および長老・學者らを煽動し、俄に來りてス
テパノを捕へ、議會に曳きゆき、一三僞證者を立てて言はしむ『この人はこの聖なる所と律法とに逆ふ言を語りて

一 ヘ創一二・一八、一五・一六、一七・一、一八・一
二 ト創一二・一、一三・一、一四・一、一七・一
三 チ創一二・一、一七・一、一八・一、一九・一、二〇・一、二一・一、二二・一、二三・一、二四・一、二五・一、二六・一、二七・一、二八・一、二九・一、三〇・一、三一・一、三二・一、三三・一、三四・一、三五・一、三六・一、三七・一、三八・一、三九・一、四〇・一、四一・一、四二・一、四三・一、四四・一、四五・一、四六・一、四七・一、四八・一、四九・一、五〇・一、五一・一、五二・一、五三・一、五四・一、五五・一、五六・一、五七・一、五八・一、五九・一、六〇・一、六一・一、六二・一、六三・一、六四・一、六五・一、六六・一、六七・一、六八・一、六九・一、七〇・一、七一・一、七二・一、七三・一、七四・一、七五・一、七六・一、七七・一、七八・一、七九・一、八〇・一、八一・一、八二・一、八三・一、八四・一、八五・一、八六・一、八七・一、八八・一、八九・一、九〇・一、九一・一、九二・一、九三・一、九四・一、九五・一、九六・一、九七・一、九八・一、九九・一、一〇〇・一、一〇一・一、一〇二・一、一〇三・一、一〇四・一、一〇五・一、一〇六・一、一〇七・一、一〇八・一、一〇九・一、一一〇・一、一一一・一、一一二・一、一一三・一、一一四・一、一一五・一、一一六・一、一一七・一、一一八・一、一一九・一、一二〇・一、一二一・一、一二二・一、一二三・一、一二四・一、一二五・一、一二六・一、一二七・一、一二八・一、一二九・一、一三〇・一、一三一・一、一三二・一、一三三・一、一三四・一、一三五・一、一三六・一、一三七・一、一三八・一、一三九・一、一四〇・一、一四一・一、一四二・一、一四三・一、一四四・一、一四五・一、一四六・一、一四七・一、一四八・一、一四九・一、一五〇・一、一五一・一、一五二・一、一五三・一、一五四・一、一五五・一、一五六・一、一五七・一、一五八・一、一五九・一、一六〇・一、一六一・一、一六二・一、一六三・一、一六四・一、一六五・一、一六六・一、一六七・一、一六八・一、一六九・一、一七〇・一、一七一・一、一七二・一、一七三・一、一七四・一、一七五・一、一七六・一、一七七・一、一七八・一、一七九・一、一八〇・一、一八一・一、一八二・一、一八三・一、一八四・一、一八五・一、一八六・一、一八七・一、一八八・一、一八九・一、一九〇・一、一九一・一、一九二・一、一九三・一、一九四・一、一九五・一、一九六・一、一九七・一、一九八・一、一九九・一、二〇〇・一、二〇一・一、二〇二・一、二〇三・一、二〇四・一、二〇五・一、二〇六・一、二〇七・一、二〇八・一、二〇九・一、二一〇・一、二一一・一、二一二・一、二一三・一、二一四・一、二一五・一、二一六・一、二一七・一、二一八・一、二一九・一、二二〇・一、二二一・一、二二二・一、二二三・一、二二四・一、二二五・一、二二六・一、二二七・一、二二八・一、二二九・一、二三〇・一、二三一・一、二三二・一、二三三・一、二三四・一、二三五・一、二三六・一、二三七・一、二三八・一、二三九・一、二四〇・一、二四一・一、二四二・一、二四三・一、二四四・一、二四五・一、二四六・一、二四七・一、二四八・一、二四九・一、二五〇・一、二五一・一、二五二・一、二五三・一、二五四・一、二五五・一、二五六・一、二五七・一、二五八・一、二五九・一、二六〇・一、二六一・一、二六二・一、二六三・一、二六四・一、二六五・一、二六六・一、二六七・一、二六八・一、二六九・一、二七〇・一、二七一・一、二七二・一、二七三・一、二七四・一、二七五・一、二七六・一、二七七・一、二七八・一、二七九・一、二八〇・一、二八一・一、二八二・一、二八三・一、二八四・一、二八五・一、二八六・一、二八七・一、二八八・一、二八九・一、二九〇・一、二九一・一、二九二・一、二九三・一、二九四・一、二九五・一、二九六・一、二九七・一、二九八・一、二九九・一、三〇〇・一、三〇一・一、三〇二・一、三〇三・一、三〇四・一、三〇五・一、三〇六・一、三〇七・一、三〇八・一、三〇九・一、三一〇・一、三一一・一、三一二・一、三一三・一、三一四・一、三一五・一、三一六・一、三一七・一、三一八・一、三一九・一、三二〇・一、三二一・一、三二二・一、三二三・一、三二四・一、三二五・一、三二六・一、三二七・一、三二八・一、三二九・一、三三〇・一、三三一・一、三三二・一、三三三・一、三三四・一、三三五・一、三三六・一、三三七・一、三三八・一、三三九・一、三四〇・一、三四一・一、三四二・一、三四三・一、三四四・一、三四五・一、三四六・一、三四七・一、三四八・一、三四九・一、三五〇・一、三五一・一、三五二・一、三五三・一、三五四・一、三五五・一、三五六・一、三五七・一、三五八・一、三五九・一、三六〇・一、三六一・一、三六二・一、三六三・一、三六四・一、三六五・一、三六六・一、三六七・一、三六八・一、三六九・一、三七〇・一、三七一・一、三七二・一、三七三・一、三七四・一、三七五・一、三七六・一、三七七・一、三七八・一、三七九・一、三八〇・一、三八一・一、三八二・一、三八三・一、三八四・一、三八五・一、三八六・一、三八七・一、三八八・一、三八九・一、三九〇・一、三九一・一、三九二・一、三九三・一、三九四・一、三九五・一、三九六・一、三九七・一、三九八・一、三九九・一、四〇〇・一、四〇一・一、四〇二・一、四〇三・一、四〇四・一、四〇五・一、四〇六・一、四〇七・一、四〇八・一、四〇九・一、四一〇・一、四一一・一、四一二・一、四一三・一、四一四・一、四一五・一、四一六・一、四一七・一、四一八・一、四一九・一、四二〇・一、四二一・一、四二二・一、四二三・一、四二四・一、四二五・一、四二六・一、四二七・一、四二八・一、四二九・一、四三〇・一、四三一・一、四三二・一、四三三・一、四三四・一、四三五・一、四三六・一、四三七・一、四三八・一、四三九・一、四四〇・一、四四一・一、四四二・一、四四三・一、四四四・一、四四五・一、四四六・一、四四七・一、四四八・一、四四九・一、四五〇・一、四五一・一、四五二・一、四五三・一、四五四・一、四五五・一、四五六・一、四五七・一、四五八・一、四五九・一、四六〇・一、四六一・一、四六二・一、四六三・一、四六四・一、四六五・一、四六六・一、四六七・一、四六八・一、四六九・一、四七〇・一、四七一・一、四七二・一、四七三・一、四七四・一、四七五・一、四七六・一、四七七・一、四七八・一、四七九・一、四八〇・一、四八一・一、四八二・一、四八三・一、四八四・一、四八五・一、四八六・一、四八七・一、四八八・一、四八九・一、四九〇・一、四九一・一、四九二・一、四九三・一、四九四・一、四九五・一、四九六・一、四九七・一、四九八・一、四九九・一、五〇〇・一、五〇一・一、五〇二・一、五〇三・一、五〇四・一、五〇五・一、五〇六・一、五〇七・一、五〇八・一、五〇九・一、五一〇・一、五一一・一、五一二・一、五一三・一、五一四・一、五一五・一、五一六・一、五一七・一、五一八・一、五一九・一、五二〇・一、五二一・一、五二二・一、五二三・一、五二四・一、五二五・一、五二六・一、五二七・一、五二八・一、五二九・一、五三〇・一、五三一・一、五三二・一、五三三・一、五三四・一、五三五・一、五三六・一、五三七・一、五三八・一、五三九・一、五四〇・一、五四一・一、五四二・一、五四三・一、五四四・一、五四五・一、五四六・一、五四七・一、五四八・一、五四九・一、五五〇・一、五五一・一、五五二・一、五五三・一、五五四・一、五五五・一、五五六・一、五五七・一、五五八・一、五五九・一、五六〇・一、五六一・一、五六二・一、五六三・一、五六四・一、五六五・一、五六六・一、五六七・一、五六八・一、五六九・一、五七〇・一、五七一・一、五七二・一、五七三・一、五七四・一、五七五・一、五七六・一、五七七・一、五七八・一、五七九・一、五八〇・一、五八一・一、五八二・一、五八三・一、五八四・一、五八五・一、五八六・一、五八七・一、五八八・一、五八九・一、五九〇・一、五九一・一、五九二・一、五九三・一、五九四・一、五九五・一、五九六・一、五九七・一、五九八・一、五九九・一、六〇〇・一、六〇一・一、六〇二・一、六〇三・一、六〇四・一、六〇五・一、六〇六・一、六〇七・一、六〇八・一、六〇九・一、六一〇・一、六一一・一、六一二・一、六一三・一、六一四・一、六一五・一、六一六・一、六一七・一、六一八・一、六一九・一、六二〇・一、六二一・一、六二二・一、六二三・一、六二四・一、六二五・一、六二六・一、六二七・一、六二八・一、六二九・一、六三〇・一、六三一・一、六三二・一、六三三・一、六三四・一、六三五・一、六三六・一、六三七・一、六三八・一、六三九・一、六四〇・一、六四一・一、六四二・一、六四三・一、六四四・一、六四五・一、六四六・一、六四七・一、六四八・一、六四九・一、六五〇・一、六五一・一、六五二・一、六五三・一、六五四・一、六五五・一、六五六・一、六五七・一、六五八・一、六五九・一、六六〇・一、六六一・一、六六二・一、六六三・一、六六四・一、六六五・一、六六六・一、六六七・一、六六八・一、六六九・一、六七〇・一、六七一・一、六七二・一、六七三・一、六七四・一、六七五・一、六七六・一、六七七・一、六七八・一、六七九・一、六八〇・一、六八一・一、六八二・一、六八三・一、六八四・一、六八五・一、六八六・一、六八七・一、六八八・一、六八九・一、六九〇・一、六九一・一、六九二・一、六九三・一、六九四・一、六九五・一、六九六・一、六九七・一、六九八・一、六九九・一、七〇〇・一、七〇一・一、七〇二・一、七〇三・一、七〇四・一、七〇五・一、七〇六・一、七〇七・一、七〇八・一、七〇九・一、七一〇・一、七一一・一、七一二・一、七一三・一、七一四・一、七一五・一、七一六・一、七一七・一、七一八・一、七一九・一、七二〇・一、七二一・一、七二二・一、七二三・一、七二四・一、七二五・一、七二六・一、七二七・一、七二八・一、七二九・一、七三〇・一、七三一・一、七三二・一、七三三・一、七三四・一、七三五・一、七三六・一、七三七・一、七三八・一、七三九・一、七四〇・一、七四一・一、七四二・一、七四三・一、七四四・一、七四五・一、七四六・一、七四七・一、七四八・一、七四九・一、七五〇・一、七五一・一、七五二・一、七五三・一、七五四・一、七五五・一、七五六・一、七五七・一、七五八・一、七五九・一、七六〇・一、七六一・一、七六二・一、七六三・一、七六四・一、七六五・一、七六六・一、七六七・一、七六八・一、七六九・一、七七〇・一、七七一・一、七七二・一、七七三・一、七七四・一、七七五・一、七七六・一、七七七・一、七七八・一、七七九・一、七八〇・一、七八一・一、七八二・一、七八三・一、七八四・一、七八五・一、七八六・一、七八七・一、七八八・一、七八九・一、七九〇・一、七九一・一、七九二・一、七九三・一、七九四・一、七九五・一、七九六・一、七九七・一、七九八・一、七九九・一、八〇〇・一、八〇一・一、八〇二・一、八〇三・一、八〇四・一、八〇五・一、八〇六・一、八〇七・一、八〇八・一、八〇九・一、八一〇・一、八一一・一、八一二・一、八一三・一、八一四・一、八一五・一、八一六・一、八一七・一、八一八・一、八一九・一、八二〇・一、八二一・一、八二二・一、八二三・一、八二四・一、八二五・一、八二六・一、八二七・一、八二八・一、八二九・一、八三〇・一、八三一・一、八三二・一、八三三・一、八三四・一、八三五・一、八三六・一、八三七・一、八三八・一、八三九・一、八四〇・一、八四一・一、八四二・一、八四三・一、八四四・一、八四五・一、八四六・一、八四七・一、八四八・一、八四九・一、八五〇・一、八五一・一、八五二・一、八五三・一、八五四・一、八五五・一、八五六・一、八五七・一、八五八・一、八五九・一、八六〇・一、八六一・一、八六二・一、八六三・一、八六四・一、八六五・一、八六六・一、八六七・一、八六八・一、八六九・一、八七〇・一、八七一・一、八七二・一、八七三・一、八七四・一、八七五・一、八七六・一、八七七・一、八七八・一、八七九・一、八八〇・一、八八一・一、八八二・一、八八三・一、八八四・一、八八五・一、八八六・一、八八七・一、八八八・一、八八九・一、八九〇・一、八九一・一、八九二・一、八九三・一、八九四・一、八九五・一、八九六・一、八九七・一、八九八・一、八九九・一、九〇〇・一、九〇一・一、九〇二・一、九〇三・一、九〇四・一、九〇五・一、九〇六・一、九〇七・一、九〇八・一、九〇九・一、九一〇・一、九一一・一、九一二・一、九一三・一、九一四・一、九一五・一、九一六・一、九一七・一、九一八・一、九一九・一、九二〇・一、九二一・一、九二二・一、九二三・一、九二四・一、九二五・一、九二六・一、九二七・一、九二八・一、九二九・一、九三〇・一、九三一・一、九三二・一、九三三・一、九三四・一、九三五・一、九三六・一、九三七・一、九三八・一、九三九・一、九四〇・一、九四一・一、九四二・一、九四三・一、九四四・一、九四五・一、九四六・一、九四七・一、九四八・一、九四九・一、九五〇・一、九五一・一、九五二・一、九五三・一、九五四・一、九五五・一、九五六・一、九五七・一、九五八・一、九五九・一、九六〇・一、九六一・一、九六二・一、九六三・一、九六四・一、九六五・一、九六六・一、九六七・一、九六八・一、九六九・一、九七〇・一、九七一・一、九七二・一、九七三・一、九七四・一、九七五・一、九七六・一、九七七・一、九七八・一、九七九・一、九八〇・一、九八一・一、九八二・一、九八三・一、九八四・一、九八五・一、九八六・一、九八七・一、九八八・一、九八九・一、九九〇・一、九九一・一、九九二・一、九九三・一、九九四・一、九九五・一、九九六・一、九九七・一、九九八・一、九九九・一、一〇〇〇・一、一〇〇一・一、一〇〇二・一、一〇〇三・一、一〇〇四・一、一〇〇五・一、一〇〇六・一、一〇〇七・一、一〇〇八・一、一〇〇九・一、一〇一〇・一、一〇一一・一、一〇一二・一、一〇一三・一、一〇一四・一、一〇一五・一、一〇一六・一、一〇一七・一、一〇一八・一、一〇一九・一、一〇二〇・一、一〇二一・一、一〇二二・一、一〇二三・一、一〇二四・一、一〇二五・一、一〇二六・一、一〇二七・一、一〇二八・一、一〇二九・一、一〇三〇・一、一〇三一・一、一〇三二・一、一〇三三・一、一〇三四・一、一〇三五・一、一〇三六・一、一〇三七・一、一〇三八・一、一〇三九・一、一〇四〇・一、一〇四一・一、一〇四二・一、一〇四三・一、一〇四四・一、一〇四五・一、一〇四六・一、一〇四七・一、一〇四八・一、一〇四九・一、一〇五〇・一、一〇五一・一、一〇五二・一、一〇五三・一、一〇五四・一、一〇五五・一、一〇五六・一、一〇五七・一、一〇五八・一、一〇五九・一、一〇六〇・一、一〇六一・一、一〇六二・一、一〇六三・一、一〇六四・一、一〇六五・一、一〇六六・一、一〇六七・一、一〇六八・一、一〇六九・一、一〇七〇・一、一〇七一・一、一〇七二・一、一〇七三・一、一〇七四・一、一〇七五・一、一〇七六・一、一〇七七・一、一〇七八・一、一〇七九・一、一〇八〇・一、一〇八一・一、一〇八二・一、一〇八三・一、一〇八四・一、一〇八五・一、一〇八六・一、一〇八七・一、一〇八八・一、一〇八九・一、一〇九〇・一、一〇九一・一、一〇九二・一、一〇九三・一、一〇九四・一、一〇九五・一、一〇九六・一、一〇九七・一、一〇九八・一、一〇九九・一、一一〇〇・一、一一〇一・一、一一〇二・一、一一〇三・一、一一〇四・一、一一〇五・一、一一〇六・一、一一〇七・一、一一〇八・一、一一〇九・一、一一一〇・一、一一一一・一、一一一二・一、一一一三・一、一一一四・一、一一一五・一、一一一六・一、一一一七・一、一一一八・一、一一一九・一、一一二〇・一、一一二一・一、一一二二・一、一一二三・一、一一二四・一、一一二五・一、一一二六・一、一一二七・一、一一二八・一、一一二九・一、一一三〇・一、一一三一・一、一一三二・一、一一三三・一、一一三四・一、一一三五・一、一一三六・一、一一三七・一、一一三八・一、一一三九・一、一一四〇・一、一一四一・一、一一四二・一、一一四三・一、一一四四・一、一一四五・一、一一四六・一、一一四七・一、一一四八・一、一一四九・一、一一五〇・一、一一五一・一、一一五二・一、一一五三・一、一一五四・一、一一五五・一、一一五六・一、一一五七・一、一一五八・一、一一五九・一、一一六〇・一、一一六一・一、一一六二・一、一一六三・一、一一六四・一、一一六五・一、一一六六・一、一一六七・一、一一六八・一、一一六九・一、一一七〇・一、一一七一・一、一一七二・一、一一七三・一、一一七四・一、一一七五・一、一一七六・一、一一七七・一、一一七八・一、一一七九・一、一一八〇・一、一一八一・一、一一八二・一、一一八三・一、一一八四・一、一一八五・一、一一八六・一、一一八七・一、一一八八・一、一一八九・一、一一九〇・一、一一九一・一、一一九二・一、一一九三・一、一一九四・一、一一九五・一、一一九六・一、一一九七・一、一一九八・一、一一九九・一、一二〇〇・一、一二〇一・一、一二〇二・一、一二〇三・一、一二〇四・一、一二〇五・一、一二〇六・一、一二〇七・一、一二〇八・一、一二〇九・一、一二一〇・一、一二一一・一、一二一二・一、一二一三・一、一二一四・一、一二一五・一、一二一六・一、一二一七・一、一二一八・一、一二一九・一、一二二〇・一、一二二一・一、一二二二・一、一二二三・一、一二二四・一、一二二五・一、一二二六・一、一二二七・一、一二二八・一、一二二九・一、一二三〇・一、一二三一・一、一二三二・一、一二三三・一、一二三四・一、一二三五・一、一二三六・一、一二三七・一、一二三八・一、一二三九・一、一二四〇・一、一二四一・一、一二四二・一、一二四三・一、一二四四・一、一二四五・一、一二四六・一、一二四七・一、一二四八・一、一二四九・一、一二五〇・一、一二五一・一、一二五二・一、一二五三・一、一二五四・一、一二五五・一、一二五六・一、一二五七・一、一二五八・一、一二五九・一、一二六〇・一、一二六一・一、一二六二・一、一二六三・一、一二六四・一、一二六五・一、一二六六・一、一二六七・一、一二六八・一、一二六九・一、一二七〇・一、一二七一・一、一二七二・一、一二七三・一、一二七四・一、一二七五・一、一二七六・一、一二七七・一、一二七八・一、一二七九・一、一二八〇・一、一二八一・一、一二八二・一、一二八三・一、一二八四・一、一二八五・一、一二八六・一、一二八七・一、一二八八・一、一二八九・一、一二九〇・一、一二九一・一、一二九二・一、一二九三・一、一二九四・一、一二九五・一、一二九六・一、一二九七・一、一二九八・一、一二九九・一、一三〇〇・一、一三〇一・一、一三〇二・一、一三〇三・一、一三〇四・一、一三〇五・一、一三〇六・一、一三〇七・一、一三〇八・一、一三〇九・一、一三一〇・一、一三一一・一、一三一二・一、一三一三・一、一三一四・一、一三一五・一、一三一六・一、一三一七・一、一三一八・一、一三一九・一、一三二〇・一、一三二一・一、一三二二・一、一三二三・一、一三二四・一、一三二五・一、一三二六・一、一三二七・一、一三二八・一、一三二九・一、一三三〇・一、一三三一・一、一三三二・一、一三三三・一、一三三四・一、一三三五・一、一三三六・一、一三三七・一、一三三八・一、一三三九・一、一三四〇・一、一三四一・一、一三四二・一、一三四三・一、一三四四・一、一三四五・一、一三四六・一、一三四七・一、一三四八・一、一三四九・一、一三五〇・一、一三五一・一、一三五二・一、一三五三・一、一三五四・一、一三五五・一、一三五六・一、一三五七・一、一三五八・一、一三五九・一、一三六〇・一、一三六一・一、一三六二・一、一三六三・一、一三六四・一、一三六五・一、一三六六・一、一三六七・一、一三六八・一、一三六九・一、一三七〇・一、一三七一・一、一三七二・一、一三七三・一、一三七四・一、一三七五・一、一三七六・一、一三七七・一、一三七八・一、一三七九・一、一三八〇・一、一三八一・一、一三八二・一、一三八三・一、一三八四・一、一三八五・一、一三八六・一、一三八七・一、一三八八・一、一三八九・一、一三九〇・一、一三九一・一、一三九二・一、一三九三・一、一三九四・一、一三九五・一、一三九六・一、一三九七・一、一三九八・一、一三九九・一、一四〇〇・一、一四〇一・一、一四〇二・一、一四〇三・一、一四〇四・一、一四〇五・一、一四〇六・一、一四〇七・一、一四〇八・一、一四〇九・一、一四一〇・一、一四一一・一、一四一二・一、一四一三・一、一四一四・一、一四一五・一、一四一六・一、一四一七・一、一四一八・一、一四一九・一、一四二〇・一、一四二一・一、一四二二・一、一四二三・一、一四二四・一、一四二五・一、一四二六・一、一四二七・一、一四二八・一、一四二九・一、一四三〇・一、一四三一・一、一四三二・一、一四三三・一、一四三四・一、一四三五・一、一四三六・一、一四三七・一、一四三八・一、一四三九・一、一四四〇・一、一四四一・一、一四四二・一、一四四三・一、一四四四・一、一四四五・一、一四四六・一、一四四七・一、一四四八・一、一四四九・一、一四五〇・一、一四五一・一、一四五二・一、一四五三・一、一四五四・一、一四五五・一、一四五六・一、一四五七・一、一四五八・一、一四五九・一、一四六〇・一、一四六一・一、一四六二・一、一四六三・一、一四六四・一、一四六五・一、一四六六・一、一四六七・一、一四六八・一、一四六九・一、一四七〇・一、一四七一・一、一四七二・一、一四七三・一、一四七四・一、一四七五・一、一四七六・一、一四七七・一、一四七八・一、一四七九・一、一四八〇・一、一四八一・一、一四八二・一、一四八三・一、一四八四・一、一四八五・一、一四八六・一、一四八七・一、一四八八・一、一四八九・一、一四九〇・一、一四九一・一、一四九二・一、一四九三・一、一四九四・一、一四九五・一、一四九六・一、一四九七・一、一四九八・一、一四九九・一、一五〇〇・一、一五〇一・一、一五〇二・一、一五〇三・一、一五〇四・一、一五〇五・一、一五〇六・一、一五〇七・一、一五〇八・一、一五〇九・一、一五一〇・一、一五一一・一、一五一二・一、一五一三・一、一五一四・一、一五一五・一、一五一六・一、一五一七・一、一五一八・一、一五一九・一、一五二〇・一、一五二一・一、一五二二・一、一五二三・一、一五二四・一、一五二五・一、一五二六・一、一五二七・一、一五二八・一、一五二九・一、一五三〇・一、一五三一・一、一五三二・一、一五三三・一、一五三四・一、一五三五・一、一五三六・一、一五三七・一、一五三八・一、一五三九・一、一五四〇・一、一五四一・一、一五四二・一、一五四三・一、一五四四・一、一五四五・一、一五四六・一、一五四七・一、一五四八・一、一五四九・一、一五五〇・一、一五五一・一、一五五二・一、一五五三・一、一五五四・一、一五五五・一、一五五六・一、一五五七・一、一五五八・一、一五五九・一、一五六〇・一、一五六一・一、一五六二・一、一五六三・一、一五六四・一、一五六五・一、一五六六・一、一五六七・一、一五六八・一、一五六九・一、一五七〇・一、一五七一・一、一五七二・一、一五七三・一、一五七四・一、一五七五・一、一五七六・一、一五七七・一、一五七八・一、一五七九・一、一五八〇・一、一五八一・一、一五八二・一、一五八三・一、一五八四・一、一五八五・一、一五八六・一、一五八七・一、一五八八・一、一五八九・一、一五九〇・一、一五九一・一、一五九二・一、一五九三・一、一五九四・一、一五九五・一、一五九六・一、一五九七・一、一五九八・一、一五九九・一、一六〇〇・一、一六〇一・一、一六〇二・一、一六〇三・一、一六〇四・一、一六〇五・一、一六〇六・一、一六〇七・一、一六〇八・一、一六〇九・一、一六一〇・一、一六一一・一、一六一二・一、一六一三・一、一六一四・一、一六一五・一、一六一六・一、一六一七・一、一六一八・一、一六一九・一、一六二〇・一、一六二一・一、一六二二・一、一六二三・一、一六二四・一、一六二五・一、一六二六・一、一六二七・一、一六二八・一、一六二九・一、一六三〇・一、一六三一・一、一六三二・一、一六三三・一、一六三四・一、一六三五・一、一六三六・一、一六三七・一、一六三八・一、一六三九・一、一六四〇・一、一六四一・一、一六四二・一、一六四三・一、一六四四・一、一六四五・一、一六四六・一、一六四七・一、一六四八・一、一六四九・一、一六五〇・一、一六五一・一、一六五二・一、一六五三・一、一六五四・一、一六五五・一、一六五六・一、一六五七・一、一六五八・一、一六五九・一、一六六〇・一、一六六一・一、一六六二・一、一六六三・一、一六六四・一、一六六五・一、一六六六・一、一六六七・一、一六六八・一、一六六九・一、一六七〇・一、一六七一・一、一六七二・一、一六七三・一、一六七四・一、一六七五・一、一六七六・一、一六七七・一、一六七八・一、一六七九・一、一六八〇・一、一六八一・一、一六八二・一、一六八三・一、一六八四・一、一六八五・一、一六八六・一、一六八七・一、一六八八・一、一六八九・一、一六九〇・一、一六九一・一、一六九二・一、一六九三・一、一六九四・一、一六九五・一、一六九六・一、一六九七・一、一六九八・一、一六九九・一、一七〇〇・一、一七〇一・一、一七〇二・一、一七〇三・一、一七〇四・一、一七〇五・一、一七〇六・一、一七〇七・一、一七〇八・一、一七〇九・一、一七一〇・一、一七一一・一、一七一二・一、一七一三・一、一七一四・一、一七一五・一、一七一六・一、一七一七・一、一七一八・一、一七一九・一、一七二〇・一、一七二一・一、一七二二・一、一七二三・一、一七二四・一、一七二五・一、一七二六・一、一七二七・一、一七二八・一、一七二九・一、一七三〇・一、一七三一・一、一七三二・一、一七三三・一、一七三四・一、一七三五・一、一七三六・一、一七三七・一、一七三八・一、一七三九・一、一七四〇・一、一七四一・一、一七四二・一、一七四三・一、一七四四・一、一七四五・一、一七四六・一、一七四七・一、一七四八・一、一七四九・一、一七五〇・一、一七五一・一、一七五二・一、一七五三・一、一七五四・一、一七五五・一、一七五六・一、一七五七・一、一七五八・一、一七五九・一、一七六〇・一、一七六一・一、一七六二・一、一七六三・一、一七六四・一、一七六五・一、一七六六・一、一七六七・一、一七六八・一、一七六九・一、一七七〇・一、一七七一・一、一七七二・一、一七七三・一、一七七四・一、一七七五・一、一七七六・一、一七七七・一、一七七八・一、一七七九・一、一七八〇・一、一七八一・一、一七八二・一、一七八三・一、一七八四・一、一七八五・一、一七八六・一、一七八七・一、一七八八・一、一七八九・一、一七九〇・一、一七九一・一、一七九二・一、一七九三・一、一七九四・一、一七九五・一、一七九六・一、一七九七・一、一七九八・一、一七九九・一、一八〇〇・一、一八〇一・一、一八〇二・一、一八〇三・一、一八〇四・一、一八〇五・一、一八〇六・一、一八〇七・一、一八〇八・一、一八〇九・一、一八一〇・一、一八一一・一、一八一二・一、一八一三・一、一八一四・一、一八一五・一、一八一六・一、一八一七・一、一八一八・一、一八一九・一、一八二〇・一、一八二一・一、一八二二・一、一八二三・一、一八二四・一、一八二五・一、一八二六・一、一八二七・一、一八二八・一、一八二九・一、一八三〇・一、一八三一・一、一八三二・一、一八三三・一、一八三四・一、一八三五・一、一八三六・一、一八三七・一、一八三八・一、一八三九・一、一八四〇・一、一八四一・一、一八四二・一、一八四三・一、一八四四・一、一八四五・一、一八四六・一、一八四七・一、一八四八・一、一八四九・一、一八五〇・一、一八五一・一、一八五二・一、一八五三・一、一八五四・一、一八五五・一、一八五六・一、一八五七・一、一八五八・一、一八五九・一、一八六〇・一、一八六一・一、一八六二・一、一八六三・一、一八六四・一、一八六五・一、一八六六・一、一八六七・一、一八六八・一、一八六九・一、一八七〇・一、一八七一・一、一八七二・一、一八七三・一、一八七四・一、一八七五・一、一八七六・一、一八七七・一、一八七八・一、一八七九・一、一八八〇・一、一八八一・一、一八八二・一、一八八三・一、一八八四・一、一八八五・一、一八八六・一、一八八七・一、一八八八・一、一八八九・一、一八九〇・一、一八九一・一、一八九二・一、一八九三・一、一八九四・一、一八九五・一、一八九六・一、一八九七・一、一八九八・一、一八九九・一、一九〇〇・一、一九〇一・一、一九〇二・一、一九〇三・一、一九〇四・一、一九〇五・一、一九〇六・一、一九〇七・一、一九〇八・一、一九〇九・一、一九一〇・一、一九一一・一、一九一二・一、一九一三・一、一九一四・一、一九一五・一、一九一六・一、一九一七・一、一九一八・一、一九一九・一、一九二〇・一、一九二一・一、一九二二・一、一九二三・一、一九二四・一、一九二五・一、一九二六・一、一九二七・一、一九二八・一、一九二九・一、一九三〇・一、一九三一・一、一九三二・一、一九三三・一、一九三四・一、一九三五・一、一九三六・一、一九三七・一、一九三八・一、一九三九・一、一九四〇・一、一九四一・一、一九四二・一、一九四三・一、一九四四・一、一九四五・一、一九四六・一、一九四七・一、一九四八・一、一九四九・一、一九五〇・一、一九五一・一、一九五二・一、一九五三・一、一九五四・一、一九五五・一、一九五六・一、一九五七・一、一九五八・一、一九五九・一、一九六〇・一、一九六一・一、一九六二・一、一九六三・一、一九六四・一、一九六五・一、一九六六・一、一九六七・一、一九六八・一、一九六九・一、一九七〇・一、一九七一・一、一九七二・一、一九七三・一、一九七四・一、一九七五・一、一九七六・一、一九七七・一、一九七八・一、一九七九・一、一九八〇・一、一九八一・一、一九八二・一、一九八三・一、一九八四・一、一九八五・一、一九八六・一、一九八七・一、一九八八・一、一九八九・一、一九九〇・一、一九九一・一、一九九二・一、一九九三・一、一九九四・一、一九九五・一、一九九六・一、一九九七・一、一九九八・一、一九九九・一、二〇〇〇・一、二〇〇一・一、二〇〇二・一、二〇〇三・一、二〇〇四・一、二〇〇五・一、二〇〇六・一、二〇〇七・一、二〇〇八・一、二〇〇九・一、二〇一〇・一、二〇一一・一、二〇一二・一、二〇一三・一、二〇一四・一、二〇一五・一、二〇一六・一、二〇一七・一、二〇一八・一、二〇一九・一、二〇二〇・一、二〇二一・一、二〇二二・一、二〇二三・一、二〇二四・一、二〇二五・一、二〇二六・一、二〇二七・一、二〇二八・一、二〇二九・一、二〇三〇・一、二〇三一・一、二〇三二・一、二〇三三・一、二〇三四・一、二〇三五・一、二〇三六・一、二〇三七・一、二〇三八・一、二〇三九・一、二〇四〇・一、二〇四一・一、二〇四二・一、二〇四三・一、二〇四四・一、二〇四五・一、二〇四六・一、二〇四七・一、二〇四八・一、二〇四九・一、二〇五〇・一、二〇五一・一、二〇五二・一、二〇五三・一、二〇五四・一、二〇五五・一、二〇五六・一、二〇五七・一、二〇五八・一、二〇五九・一、二〇六〇・一、二〇六一・一、二〇六二・一、二〇六三・一、二〇六四・一、二〇六五・一、二〇六六・一、二〇六七・一、二〇六八・一、二〇六九・一、二〇七〇・一、二〇七一・一、二〇七二・一、二〇七三・一、二〇七四・一、二〇七五・一、二〇七六・一、二〇七七・一、二〇七八・一、二〇七九・一、二〇八〇・一、二〇八一・一、二〇八二・一、二〇八三・一、二〇八四・一、二〇八五・一、二〇八六・一、二〇八七・一、二〇八八・一、二〇八九・一、二〇九〇・一、二〇九一・一、二〇九二・一、二〇九三・一、二〇九四・一、二〇九五・一、二〇九六・一、二〇九七・一、二〇九八・一、二〇九九・一、二一〇〇・一、二一〇一・一、二一〇二・一、二一〇三・一、二一〇四・一、二一〇五・一、二一〇六・一、二一〇七・一、二一〇八・一、二一〇九・一、二一一〇・一、二一一一・一、二一一二・一、二一一三・一、二一一四・一、二一一五・一、二一一六・一、二一一七・一、二一一八・一、二一一九・一、二一二〇・一、二一二一・一、二一二二・一、二一二三・一、二一二四・一、二一二五・一、二一二六・一、二一二七・一、二一二八・一、二一二九・一、二一三〇・一、二一三一・一、二一三二・一、二一三三・一、二一三四・一、二一三五・一、二一三六・一、二一三七・一、二一三八・一、二一三九・一、二一四〇・一、二一四一・一、二一四二・一、二一四三・一、二一四四・一、二一四五・一、二一四六・一、二一四七・一、二一四八・一、二一四九・一、二一五〇・一、二一五一・一、二一五二・一、二一五三・一、二一五四・一、二一五五・一、二一五六・一、二一五七・一、二一五八・一、二一五九・一、二一六〇・一、二一六一・一、二一六二・一、二一六三・一、二一六四・一、二一六五・一、二一六六・一、二一六七・一、二一六八・一、二一六九・一、二一七〇・一、二一七一・一、二一七二・一、二一七三・一、二一七四・一、二一七五・一、二一七六・一、二一七七・一、二一七八・一、二一七九・一、二一八〇・一、二一八一・一、二一八二・一、二一八三・一、二一八四・一、二一八五・一、二一八六・一、二一八七・一、二一八八・一、二一八九・一、二一九〇・一、二一九一・一、二一九二・一、二一九三・一、二一九四・一、二一九五・一、二一九六・一、二一九七・一、二一九八・一、二一九九・一、二二〇〇・一、二二〇一・一、二二〇二・一、二二〇三・一、二二〇四・一、二二〇五・一、二二〇六・一、二二〇七・一、二二〇八・一、二二〇九・一、二二一〇・一、二二一一・一、二二一二・一、二二一三・一、二二一四・一、二二一五・一、二二一六・一、二二一七・一、二二一八・一、二二一九・一、二二二〇・一、二二二一・一、二二二二・一、二二二三・一、二二二四・一、二二二五・一、二二二六・一、二二二七・一、二二二八・一、二二二九・一、二二三〇・一、二二三一・一、二二三二・一、二二三三・一、二二三四・一、二二三五・一、二二三六・一、二二三七・一、二二三八・一、二二三九・一、二二四〇・一、二二四一・一、二二四二・一、二二四三・一、二二四四・一、二二四五・一、二二四六・一、二二四七・一、二二四八

一四 氏族パロに明かになれり。一四ヨセフ言ひ遣して己が父ヤコブと凡ての親族と七十五人を招きたれば、一五ヤコブ、
一六 エジプトに下り、彼處にて己も我らの先祖たちも死にたり。一六彼等シケムに送られ、曾てアブラハムがシケムに
一七 てハモルの子等より銀をもて買ひ置きし墓に葬られたり。一七斯て神のアブラハムに語り給ひし約束の時、近づく
一八 に隨ひて、民はエジプトに蕃衍り、一八ヨセフを知らぬ他の王、エジプトに起るに及べり。一九王は惡計をもて我ら
一九 の同族にあたり、我らの先祖たちを苦しめて其の嬰兒の生存ふる事なからんやう之を棄つるに至らしめたり。
二〇 二〇その頃モーセ生れて甚麗しくして三月のあひだ父の家に育てられ、二一遂に棄てられしを、パロの娘ひき上げて
二一 己が子として育てたり。二二斯てモーセはエジプト人の凡ての學術を教へられ、言と業とに能力あり。二三年齡四十
二四 になりたる時、おのが兄弟たるイスラエルの子孫を顧みる心おこり、二四一人の害はるるを見て之を護り、エジプ
二五 ト人を擊ちて、虐げらるる者の仇を復せり。二五彼は己の手によりて神が救を與へんと爲給ふことを、兄弟たち悟
二六 りしならんと思ひたるに、悟らざりき。二六翌日かれらの相爭ふところに現れて和睦を勸めて言ふ「人々よ、汝ら
二七 は兄弟なるに何ぞ互に害ふか」二七隣を害ふ者、モーセを押退けて言ふ「誰が汝を立てて我らの司また審判人とせ
二八 しぞ、二八昨日エジプト人を殺したる如く我をも殺さんと爲るか」二九この言により、モーセ遁れてミデアンの地の
二九 寄寓人となり、彼處にて二人の子を儲けたり。三〇四十年を歷て後シナイ山の荒野にて御使、柴の燄のなかに現れ
三〇 たれば、三一モーセ之を見て視るところを怪しみ、認めんとして近づきしとき、主の聲あり。曰く、三二「我は汝の先
三一 祖たちの神、即ちアブラハム、イサク、ヤコブの神なり」モーセ戰慄き敢て認むることを爲ず。三三主いひ給ふ

イ 創四五・九、一〇　五・二三　ノ 申一八・一五　徒三　リ 出一・一〇、一一、一九・一一　タ 出二・一五、二二　ツ 出三・五
ロ（創四六・二六、二七　ニ 創四九・三三　出一・六　ヘ（創二三・一六、三・一九）　ヤ（申三二・四七　來四・二二）　ヌ 出二・二　レ 出三・二以下　ネ 出三・七
出一・五　申一〇・二二）　ホ 創五〇・一三、二五　ト 出一・七　ル 出二・五、六、一〇　ソ 出三・六　ナ 出三・一〇
ハ 創四六・五　詩一〇　ヘ 出一三・九　書二四　チ 出一・八　ヲ（王上四・三〇　寮三五　ワ 出二・一九、二二　カ 出二・二三、二四　ヨ 出二・二四　徒七・

三三 「なんぢの足の鞋を脫げ、なんぢの立つところは聖なる地なり。三四我エジプトに居る我が民の苦難を見、その
三五 歎息をききて之を救はん爲に降れり。いで我なんぢをエジプトに遣さん」三五斯く彼らが「誰が、なんぢを立てて
三六 司また審判人とせしぞ」と言ひて拒みし此のモーセを、神は柴のなかに現れたる御使の手により、司また救人と
三七 して遣し給へり。三六この人かれらを導き出し、エジプトの地にても、また紅海および四十年のあひだ荒野にて
三八 も、不思議と徵とを行ひたり。三七イスラエルの子らに「神は汝らの兄弟の中より我がごとき預言者を起し給はん」
三九 と云ひしは、此のモーセなり。三八彼はシナイ山にて語りし御使および我らの先祖たちと偕に荒野なる集會に在り
四〇 て汝らに與へん爲に生ける御言を授りし人なり。三九然るに我らの先祖たちは此の人に從ふことを好まず、反つて之
四一 を押退け、その心エジプトに還りて、四〇アロンに言ふ「我らに先だち往くべき神々を造れ。我らをエジプトの地より
四二 導き出ししし、かのモーセの如何になりしかを知らざればなり」四一その頃かれら犢を造り、その偶像に犧牲を獻げて
四三 己が手の所作を喜べり。四二爰に神は彼らを離れ、その天の軍勢に事ふるに任せ給へり。これは預言者たちの書に、
四四 「イスラエルの家よ、なんぢら荒野にて四十年の間、屠りし畜と犧牲とを我に獻げしや。四三汝らは拜せんとして造
四五 れる像、即ちモロクの幕屋と神ロンパの星とを舁きたり。われ汝らをバビロンの彼方に移さん」と錄されたるが如
四六 し。四四我らの先祖たちは荒野にて證の幕屋を有てり、モーセに語り給ひし者の、彼が見し式に循ひて造れと命じ給
ひしままなり。四五我らの先祖たちは之を承け繼ぎ、先祖たちの前より神の逐ひいだし給ひし異邦人の領地を收め
し時、ヨシュアとともに携へ來りてダビデの日に及べり。四六ダビデ神の前に恩惠を得てヤコブの神のために住處

ラ 徒七・二七を見よ　ム 出一二・四一、三三　ウ 出一六・三五　民一四・三、三二　ヤ（申三二・四七　來四・二二）　ヲ 出三二・四　エ 出三二・六　テ 獻九・二〇を見よ　ア 書二四・二〇　寮六三・一〇　耶一九・一　サ 歷五・二五以下　キ 徒七・三六を見よ　ユ 出三五・八、九、三八・二二　メ 書一八・一、二三・九、二四・一八　詩四四・二、三　シ 申後七・八、九（徒一三・二二）　ス の意（來四・八）　ミ 書三・一四以下　リシヤ語にてイエ　申後七・一、二　詩一三二・一—五

四七 を設けんと求めたり。四七 而して、その家を建てたるはソロモンなりき。四八 されど至高者は手にて造れる所に住み
四九 給はず、卽ち預言者の 四九「主、宣給はく、天は我が座位、地は我が足臺なり。 汝等わが爲に如何なる家をか建て
五〇 ん、わが休息のところは何處なるぞ。五〇 わが手は凡て此等の物を造りしにあらずや」と云へるが如し。五一 項強く
五一 して心と耳とに割禮なき者よ、汝らは常に聖靈に逆ふ、その先祖等のごとく汝らも然り。五二 汝らの先祖たちは預
言者のうちの誰をか迫害せざりし。彼らは義人の來るを預じめ告げし者を殺し、汝らは今この義人を賣り、かつ
五三 殺す者となれり。五三 なんぢら、御使たちの傳へし律法を受けて、尙これを守らざりき』

五四 人々これらの言を聞きて心、怒に滿ち切齒しつつステパノに向ふ。五五 ステパノは聖靈にて滿ち、天に目を
五五 注ぎ、神の榮光およびイエスの神の右に立ちたまふを見て言ふ、五六『視よ、われ天開けて人の子の、神の右に立ち
五六 給ふを見る』五七 爰に彼ら大聲に叫びつつ耳を掩ひ心を一つにして驅け寄り、五八 ステパノを町より逐ひいだし、石し
五七 にて擊てり。 證人らその衣をサウロといふ若者の足下に置けり。五九 斯て彼等がステパノを石にて擊てるとき、ス
五八 テパノ呼びて言ふ、『主イエスよ、我が靈を受けたまへ』六〇 また跪づきて大聲に『主よ、この罪を彼らに負はせ給
五九 ふな』と呼はる。 斯く言ひて眠に就けり。

第八章

一 サウロは彼の殺さるるを可しとせり。
その日エルサレムに在る教會に對ひて大なる迫害おこり、使徒たちの他は皆ユダヤ及びサマ

イ 王上八・二〇　ロ 路一・三二を見よ　ハ 徒一七・二四　ニ 詩六六・一、二（太五・三四、三五）　ホ 出三二・九、三三・三、五、民二七・一四　ヘ 利二六・四一　耶六・二〇、九・二六　ト 代下三六・一五以下　太二三・三一、三七　チ 徒二二・一四（徒三・一四）　リ（徒三・一四）　提後二・二八を見よ　ヌ 徒三・三、一三　ル 徒五・三三　ヲ 徒二・四　ワ 約一・四一を見よ　カ 可一六・一九を見よ　ヨ 約一・五一を見よ　タ 太八・二〇を見よ　レ 利二四・一四、一六（申三二・二）（路四・二九）　ソ（徒六・一三　申一三　・九、一〇、一七・七）　ツ 徒八・二、二、二、二〇（徒二六・一、一〇）　ネ（徒九・一四、二一、二二・二六　羅一〇・一一・一四　哥前一　ナ 路二二・四一を見よ　ラ 太五・四四　提後四・一六（路二三・三四）　ム 但一二・二　太二七・五二　約一・一、一二　ウ 徒七・五八　半路一・四八　徒二一・二〇　羅一・三一　哥前一・三〇、一五・六、一八、二〇　撒前四・一三—一五　使後三・四　ノ 徒九・三一を見よ　オ 徒一・八、八・五、一四、九・三一

二 ク 徒八・四、一一・一九　ヤ 徒九・一、一三、二一、二二・四、一九、二六・一〇、二一、哥前一五・九　一・一三　腓三・六　提前一・一三（雅二・六）　マ　ケ 徒八・一　フ 徒八・一二、一五・　コ 徒六・五を見よ　徒三五　サ 徒八・三九（約四・八・二六、三〇以下　エ 徒八・一三　テ（可一六・一七）　ア 太四・二四を見よ　キ 徒八・一、一三・六　ユ 徒五・三六を見よ　メ（徒一四・一一、二八・六）　ミ 徒八・四（徒一・三）　シ 徒二・三八を見よ　ヱ 徒八・六　ヒ（徒一九・一一）　モ 徒八・一　セ 路二二・八を見よ　ス 徒二・三八（徒一九・二）　イ 太二八・一九を見よ　ロ 徒六・六を見よ　可五・二三　ハ（徒二・四）

三 リヤの地方に散さる。 二 散虔なる人々ステパノを葬り、彼のために大に胸打てり。 三 サウロは教會をあらし、家
四 家に入り男女を引出して獄に付せり。
四 爰に散されたる者ども歷巡りて御言を宣べしが、五 ピリポはサマリヤの町に下りてキリストの事を傳ふ。
六 群衆ピリポの行ふ徵を見聞して心を一つにし、謹みて其の語る事どもを聽けり。七 これ多くの人より、之に憑
八 きたる穢れし靈、大聲に叫びて出で、また中風の者と跛者と多く醫されたるに因る。八 この故にその町に大なる
歡喜おこれり。
九 爰にシモンといふ人あり、前にその町にて魔術を行ひ、サマリヤ人を驚かして自ら大なる者と稱へたり。
一〇 小より大に至る凡ての人つつしみて之に聽き『この人は、いはゆる神の大能なり』といふ。一一 かく謹みて聽け
一一 るは、久しき間その魔術に驚かされし故なり。一二 然るにピリポが、神の國とイエス・キリストの御名とに就きて
一二 宣傳ふるを人々信じたれば、男女ともにバプテスマを受く。一三 シモンも亦みづから信じ、バプテスマを受けて、
常にピリポと偕に居り、その行ふ徵と、大なる能力とを見て驚けり。
一四 エルサレムに居る使徒たちは、サマリヤ人、神の御言を受けたりと聞きてペテロとヨハネとを遣したれ
一五 ば、一五 彼ら下りて人々の聖靈を受けんことを祈れり。一六 これ主イエスの名によりてバプテスマを受けしのみに
一六 て、聖靈いまだ其の一人にだに降らざりしなり。一七 爰に二人のもの彼らの上に手を按きたれば、みな聖靈を受け
一七 たり。一八 使徒たちの按手によりて其の御靈を與へられしを見て、シモン金を持ち來りて言ふ、一九『わが手を按く

二〇 すべての人の聖靈を受くるやうに此の權威を我にも與へよ』二〇ペテロ彼に言ふ『なんぢの銀は汝とともに亡ぶべ
二一 し、なんぢ金をもて神の賜物を得んと思へばなり。二一なんぢは此の事に關係なく干與なし、なんぢの心、神の前
二二 に正しからず。二二然れば、この惡を悔改めて主に祈れ、なんぢが心の念、あるひは赦されん。二三我なんぢが苦き
二三 膽汁と不義の繫とに居るを見るなり』二四シモン答へて言ふ、『なんぢらの言ふ所のこと一つも我に來らぬやう汝ら
二四 我がために主に祈れ』

二五 斯て使徒たちは證をなし、主の御言を語りて後、サマリヤ人の多くの村に福音を宣傳へつつエルサレムに
二五 歸れり。

二六 二六然るに主の使ピリポに語りて言ふ『なんぢ起ちて*南に向ひエルサレムよりガザに下る道に往け。そこは
二七 荒野なり』二七ピリポ起ちて往きたれば、視よ、エテオピヤの女王カンダケの權官にして凡ての寶物を掌どる閹人、
二八 エテオピヤ人あり、禮拜の爲にエルサレムに上りしが、二八歸る途すがら馬車に坐して預言者イザヤの書を讀みゐ
二九 たり。二九御靈ピリポに言ひ給ふ『ゆきて此の馬車に近寄れ』三〇ピリポ走り寄りて、その預言者イザヤの書を讀む
三〇 を聽きて言ふ『なんぢ其の讀むところを悟るか』三一閹人いふ『導く者なくば、いかで悟り得ん』而してピリポ
三一 に、乘りて共に坐せんことを請ふ。三二その讀むところの聖書の文は是なり、『彼は羊の屠場に就くが如く曳かれ、
三二 羔羊のその毛を剪る者のまへに默すがごとく、口を開かず。三三卑しめられて審判を奪はれたり、誰かその代の狀
三三 を述べ得んや。その生命、地上より取られたればなり』三四閹人こたへてピリポに言ふ『預言者は誰に就きて斯く
三四

イ徒二・八 太一〇 九、一二・一二等 ヘ寒五八・六 ル徒五・一九を見よ ヨ詩六八・三一、八七 ソ寒五三・七、八
ロ弗五・五 （申一〇・一七） ハ詩七八・三七 ト詩一六・二八を見よ チ徒一三・一二を見よ ワ（創一〇・一九其他） タ（王上八・四一、四二） 一九、一一・一二、一六・六、一三・二、一六・六、七、二〇・二三、二一・二一、二八、二五 來三・七
ハ寒五五・一 王下五・一六 但五・一七） ホ（申二九・一八 一二・一五） リ（太一〇・五） カ寒五六・三、四 レ徒八・三九、一〇・

云へるぞ、己に就きてか、人に就きてか、請ふ示せ』三五ピリポ口を開き、この聖句を始としてイエスの福音を
三六 宣傳ふ。三六途を進むる程に水ある所に來りたれば、閹人いふ『視よ水あり、我がバプテスマを受くるに何の障り
三七 かある』〔*三七〕三八乃ち命じて馬車を止め、ピリポと閹人と二人ともに水に下りて、ピリポ閹人にバプテスマを
三八 授く。三九彼ら水より上りしとき、主の靈、ピリポを取り去りたれば、閹人ふたたび彼を見ざりしが、喜びつつ其
三九 の途に進み往けり。四〇斯てピリポはアゾトに現れ、町々を經て福音を宣傳へつつカイザリヤに到れり。

第九章

一サウロは主の弟子たちに對して、なほ恐喝と殺害との氣を充たし、大祭司にいたりて、二ダマス
コにある諸會堂への添書を請ふ。この道の者を見出さば、男女にかかはらず縛りてエルサレムに曳
三 かん爲なり。三往きてダマスコに近づきたるとき、忽ち天より光いでて、彼を環照したれば、四かれ地に倒れ
四 て『サウロ、サウロ、何ぞ我を迫害するか』といふ聲をきく。五彼いふ『主よ、なんぢは誰ぞ』答へたまふ『われは
五 汝が迫害するイエスなり。六起きて町に入れ、さらば汝なすべき事を告げらるべし』七同行の人々、物言ふこと
六 能はずして立ちたりしが、聲は聞けども誰をも見ざりき。八サウロ地より起きて目をあけたれど何も見えざれば、
七 人その手をひきてダマスコに導きゆきしに、九三日のあひだ見えず、また飲食せざりき。
八 一〇さてダマスコにアナニヤといふ一人の弟子あり、幻影のうちに主いひ給ふ『アナニヤよ』答ふ『主よ、
九 我ここに在り』一一主いひ給ふ『起きて直といふ街にゆき、ユダの家にてサウロといふタルソ人を尋ねよ。視よ、
一〇 一一

ツ太五・二を見よ ネ路二四・一七（徒一七・一、一八・二八、二八・二三）ナ徒五・四二を見よ ラ徒一〇・四七 ム王上一八・一二 王下二・一六、結三・一二、一四、八・三、一一・一二、一四、四三・五（哥後一二・二）ウ（書一一・二二 毋前五・一等） 井徒八・二五 ノ徒九・三〇、一〇・一一・一二、一四、一一・一九、一八・二二、二一・一六、二三・二、三・二三、二五・一、四六・一三（徒二二・一七 オ一一・二二、三一・一六、二六・九 ケ徒二二・五（徒九・一四、二一、二六・一〇）マ（太一〇・一七）コ（哥後一五・八）エ徒二二・七、二六・一四 テ徒九・一六 ア（徒二六・一四）四・二二（特に一八・二五、二六 約一四・六）サ（徒二二・九 約一二・二九、三〇）キ徒二二・一一 ユ徒九・一八 メ徒二二・一二 ミ徒一〇・三、一七、一九、一一・五、一二・九、一六・九、一〇・一八・九 シ徒九・三〇、一一・二五、二一・三九、二二・三

一二 彼は祈りをるなり。一三 又アナニヤといふ人の入り來りて再び見ゆることを得しめんために、手を己がうへに按く
一三 を見たり』一三 アナニヤ答ふ『主よ、われ多くの人より此の人に就きて聞きしに、彼がエルサレムにて汝の聖徒に
一四 害を加へしこと如何許ぞや。一四 また此處にても凡て汝の御名をよぶ者を縛る權を祭司長らより受けをるなり』一五
一五 主いひ給ふ『往け、この人は異邦人・王たち・イスラエルの子孫のまへに我が名を持ちゆく我が選の器なり。一六
一六 我かれに我が名のために如何に多くの苦難を受くるかを示さん』一七 爰にアナニヤ往きて其の家にいり、彼の上に
一七 手をおきて言ふ『兄弟サウロよ、主、即ち汝が來る途にて現れ給ひしイエス、われを遣し給へり。なんぢが再び
一八 見ることを得、かつ聖靈にて滿されん爲なり』一八 直ちに彼の目より鱗のごときもの落ちて見ることを得、すなは
一九 ち起きてバプテスマを受け、一九 かつ食事して力づきたり。

サウロは數日の間ダマスコの弟子たちと偕にをり、二〇 直ちに諸會堂にて、イエスの神の子なることを宣べた
二〇 り。二一 聞く者みな驚きて言ふ『こはエルサレムにて此の名をよぶ者を害ひし人ならずや、又ここに來りしも之を
二一 縛りて祭司長らの許に曳きゆかんが爲ならずや』二二 サウロますます能力くははり、イエスのキリストなることを
二二 論證して、ダマスコに住むユダヤ人を言ひ伏せたり。

二三 日を經ること久しくして後、ユダヤ人かれを殺さんと相謀りたれど、二四 その計畧サウロに知らる。斯て彼
二四 らはサウロを殺さんとて晝も夜も町の門を守りしに、二五 その弟子ら夜中かれを籃にて石垣より縋り下せり。

イ 徒九・一七 可五・二 後八・三、九・二、一 一・一三、一五、チ 徒一・三・二 瓶一・一 一〇、一七、一八、ソ 徒八・三を見よ
三を見よ、徒六・六) 二 弗一・一 誹一 一六 加一・一六 一・七—九 弗三・ 加一・一五 (羅九・ 四、一九、一九・八 加一・
ロ 徒九・三二、四一、 ・一等 二・七—九 提前一・一三) 二三 提前一・一三) 徒九・一三 一三、二三
二六・一〇 雕一・七、 ハ 徒八・三 一・八 提前二・七 リ 徒二〇・二三 ・一一 (徒九・四、一 三) 哥後六・四、五、 (六・二三、二八、 ツ 提前一・一二
一五・二五、二六、三 ニ 徒七・五九を見よ 提後四・一七 ヌ 徒九・一二 ・一一 三) 一一・二二—二七 ・一一 ネ 加一・一七、一八)
一、一六・二、一五 ホ 徒九・二、二一 ト 徒二五・二一、二三、 カ 徒一一・二六を見よ ル 徒二二・四を見よ 提後四・一六) 撒前二・三 ナ 撒前二・一五を見よ 夕 太四・三を見よ 徒
哥前一・二、一四、 ヘ 徒二二・二一、二六 二六・一、三二 ワ 徒九・二二、二七 ヲ 徒二・四を見よ 撒前三・三 ラ 徒二〇・三、二九、 一三・三三 (徒九・
三四、一六・一 哥 ・一七 羅一・五、 (提後四・一六) ヨ 徒一三・五、一四、 タ 徒九・二六、三八 ・一一 ・一一 ム 哥後一・一・三二 ・一一 ・一一 ・一一

『タビタ、起きよ』と言ひたれば、かれ眼を開き、ペテロを見て起反れり。四一ペテロ手をあたへ、起して聖徒と寡婦とを呼び、タビタを活きたるままにて見す。四二この事ヨッパ中に知られたれば、多くの人、主を信じたり。四三ペテロ皮工シモンの家にありて日久しくヨッパに留れり。

第一〇章

一 爰にカイザリヤにコルネリオといふ人あり、イタリヤ隊と稱ふる軍隊の百卒長なるが、二 敬虔にして全家族とともに神を畏れ、かつ民に多くの施濟をなし、常に神に祈れり。三 或日の午後三時ごろ幻影のうちに神の使きたりて『コルネリオよ』と言ふを明かに見たれば、四 之に目をそそぎ怖れて言ふ『主よ何事ぞ』御使いふ『なんぢの祈と施濟とは、神の前に上りて記念とせらる。五 今ヨッパに人を遣してペテロと稱ふるシモンを招け、六 彼は皮工シモンの家に宿る。その家は海邊にあり』七 斯く語れる御使の去りし後、コルネリオ己が僕二人と從卒中の敬虔なる者一人とを呼び、八 凡ての事を告げてヨッパに遣せり。

九 明くる日かれらなほ途中にあり、已に町に近づかんとする頃ほひ、ペテロ祈らんとて屋の上に登る、時は晝の十二時ごろなりき。一〇 飢ゑて物欲しくなり、人の食を調ふるほどに我を忘れし心地して、一一 天開け、器のくだるを見る、大なる布のごとき物にして四隅もて、地に縋り下されたり。一二 その中には諸種の四足のもの、地を匐ふもの、空の鳥あり。一三 また聲ありて言ふ『ペテロ、立て、屠りて食せよ』一四 ペテロ言ふ『主よ可からじ、我いまだ潔からぬもの・穢れたる物を食せし事なし』一五 聲再びありて言ふ『神の潔め給ひし物を、なんぢ潔から

イ(可五・四一)　ロ徒九・三二　ハ徒九・三九　ニ徒九・三五を見よ　ホ徒一〇・六　ヘ徒八・四〇を見よ　ト太二七・二七　可一五・一六　約一八・二一　チ徒一〇・二二、三五、一一・一二　リ(黙七・四、五)　ヌ徒一〇・三〇(徒三・一八　來六・一〇)　ル徒九・一〇を見よ　ヲ徒五・一九を見よ　ワ徒三・四、一四・九　カ(黙八・四)　ヨ(太二六・一三　腓四・一八　來六・一〇)　タ徒九・三六を見よ　レ徒九・四三　ソ九一三二　徒一一・ナ徒一・五、二二・一七　ツ太二四・一七を見よ　(耶一九・一三、三　ム(太八・二六、八　約四・一一以下　徒九　井(太一五・一一可七・一九)　ネ(徒一〇・三)　詩五五・五、二二・八、一〇　ウ利一・一—四七、二〇・二五　申一四・四—二〇　結四・一四　但一・八　徒一・一五　哥前一〇・二五、二　六　提前四・四、五　徒一・一五　ヒ徒九・三六を見よ

ずと爲な』一六 斯の如きこと三度にして器は直ちに天に上げられたり。

一七 ペテロその見し幻影の何の意なるか、心に惑ふほどに、視よコルネリオより遣されたる人、シモンの家を尋ねて門の前に立ち、一八 訪ひてペテロと稱ふるシモンの此處に宿るかを問ふ。一九 ペテロなほ幻影に就きて打案じゐたるに、御靈いひ給ふ『視よ、三人なんぢを尋ぬ。二〇 起ちて下り疑はずして共に往け、彼らを遣したるは我なり』二一 ペテロ下りて、かの人たちに言ふ『視よ、我は汝らの尋ぬる者なり、何の故ありて來るか』二二 かれら言ふ『義人にして神を畏れ、ユダヤの國人の中に令聞ある百卒長コルネリオ、聖なる御使より、汝を家に招きて、その語ることを聽けとの告を受けたり』二三 爰にペテロ彼らを迎へ入れて宿らす。

明くる日たちて彼らと共に出でゆきしが、ヨッパの兄弟も數人ともに往けり。二四 明くる日カイザリヤに入りし時、コルネリオは親族および親しき朋友を呼び集めて彼らを待ちゐたり。二五 ペテロ入り來れば、コルネリオ之を迎へ、その足下に伏して拜す。二六 ペテロ彼を起して言ふ『立て、我も人なり』二七 斯て相語りつつ內に入り、多くの人の集れるを見て、ペテロ之に言ふ、二八『なんぢらの知る如くユダヤ人たる者の、外の國人と交り、また近づくことは律法に適はぬ所なり、然れど神は、何人をも穢れたるもの・潔からぬ者と言ふまじきことを我に示したまへり。二九 この故に、われ招かるるや躊躇はずして來れり。然れば問ふ、汝らは何の故に我をまねきしか』三〇 コルネリオ言ふ『われ四日前に我が家にて午後三時の祈をなし、此の時刻に至りしに、視よ、輝く衣を著たる人、わが前に立ちて、三一『コルネリオよ、汝の祈は聽かれ、なんぢの施濟は神の前に憶えられたり。三二 人をヨッパに送

ヤ徒一〇・二を見よ　マ可八・三八　路九・二　ケ太二・二を見よ　フ徒九・三六を見よ　コ徒一・一五を見よ　エ徒一〇・四五、一一・一二　チ徒八・四〇を見よ　ア太八・二を見よ　サ徒一四・一五　黙一九、一〇、二二・八、九　キ徒一〇・二四　ユ徒一・一三　(約四・ミ徒一〇・九、二二、五・九)　メ徒一〇・一四、一五、一一・一八、二八　シ徒一〇・三　(徒三・一)　ヱ三〇—三二　徒一〇・三二を見よ　ノ徒一〇・八　路九・二　オ徒八・二九を見よ　ク徒一・六　(徒一五・七—九)　ヒ徒九・三六を見よ

三三 りてペテロと稱ふるシモンを招け、かれは海邊なる皮工シモンの家に宿るなり」と云へり。三三 われ速かに人を汝
に遣したるに、汝の來れるは忝けなし。いま我等はみな主の、なんぢに命じ給ひし凡てのことを聽かんとて神の前
三四 に在り』三四 ペテロ口を開きて言ふ、
三五 『われ今まことに知る、神は偏ることをせず、三五 何れの國の人にても神を敬ひて義をおこなふ者を容れ給ふ
三六 ことを。三六 神はイエス・キリスト（これ萬民の主）によりて平和の福音をのべ、イスラエルの子孫に言をおくり
三七 給へり。三七 即ちヨハネの傳へしバプテスマの後、ガリラヤより始り、ユダヤ全國に弘りし言なるは汝らの知る所
三八 なり。三八 これは神が聖靈と能力とを注ぎ給ひしナザレのイエスの事にして、彼は徧くめぐりて善き事をおこな
三九 ひ、凡て惡魔に制せらるる者を醫せり、神これと偕に在したればなり。三九 我等はユダヤの地およびエルサレムに
四〇 て、イエスの行ひ給ひし諸般のことの證人なり、人々は彼を木にかけて殺せり。四〇 神は之を三日めに甦へらせ、
四一 かつ明かに現したまへり。四一 然れど凡ての民にはあらで、神の預じめ選び給へる證人、即ちイエスの死人の中
四二 より甦へり給ひし後、これと共に飲食せし我らに現し給ひしなり。四二 イエスは己の生ける者と死にたる者との
四三 審判主に、神より定められしを證することと、民どもに宣傳ふる事とを我らに命じ給ふ。四三 彼につきては預言者
四四 たちも皆、おほよそ彼を信ずる者の、その名によりて罪の赦を得べきことを證す」
四五 四四 ペテロ尚これらの言を語りをる間に、聖靈、御言をきく凡ての者に降りたまふ。四五 ペテロと共に來りし割禮
四六 ある信者は、異邦人にも聖靈の賜物のそそがれしに驚けり。四六 そは彼らが異言をかたり、神を崇むるを聞きたる

イ 次五・二を見よ　ロ 申一〇・一七　代下一九・七　詩二・一一　加二・六　弗六・九　寒三・二五　彼前一・一七（雅二・一、九）　ハ 徒一〇・二八　ニ 徒一〇・二を見よ　ホ 羅一・一七　ヘ 路一・七九、二・一　ト（徒一三・三二）　チ 徒四・二六を見よ　リ 徒二・二二　ヌ 太四・二三を見よ　ル 約三・一　ヲ 路二四・四八を見よ　ワ 徒五・三〇を見よ　カ 徒二・二四を見よ　ヨ（約一四・一九、二一、一五・二七）　タ 徒一〇・三九　レ 路二四・四三　徒一・ツ 路二二・二二を見よ　ネ 路一六・二八を見よ　ナ 徒一・二を見よ　ラ 徒三・一八　ム 路二四・四七　徒二・三八　ウ 徒一・一五、一五・八　ノ 徒二・三三、三八

ク 徒一〇・四四、四五、一一・一七、一五・一八（徒二・四）　ケ（哥前一・一四）　ヤ 徒八・三六　マ 徒二・三八、八・一　フ 徒一・一五を見よ　コ 徒一〇・四五　徒一・一〇　テ 路一・三を見よ　エ（太九・一一　加二・一二）　徒一〇・二八　サ 徒一・一七　キ 徒九・一〇を見よ　ア 五・一四　徒一〇・九・二二　ユ 徒一・一五を見よ　メ 徒八・四〇を見よ　ミ 徒八・二九を見よ　シ（徒一五・九　羅三・二二）　ヒ 約四・五三　徒一〇　セ 徒一〇・四四を見よ　ス 徒二・四を見よ　イ 徒一・五　モ 徒一〇・二二　ヱ 徒一〇・三三を見よ　ヒ 約四・五三　徒一〇　セ 徒一〇・四四を見よ　ス 徒二・四を見よ　イ 徒一・五　三一—三四、一八・イ　八（哥前一・一六）

四七 に因る。四七 爰にペテロ答へて言ふ『この人々われらの如く聖靈をうけたれば、誰か水を禁じて其のバプテスマ
四八 を受くることを拒み得んや』四八 遂にイエス・キリストの御名によりてバプテスマを授けられんことを命じたり。
こ に彼らペテロに數日とどまらんことを請へり。

第一一章

一 使徒たち及びユダヤに居る兄弟たちは、異邦人も神の言を受けたりと聞く。二 斯てペテロのエル
三 サレムに上りしとき、割禮ある者ども彼を詰りて言ふ、三『なんぢ割禮なき者の内に入りて之と共に
四五 食せり』四 ペテロ有りし事を序正しく說き出して言ふ、五『われヨッパの町にて祈り居るとき、我を忘れし心地
六 し、幻影にて器のくだるを見る、大なる布のごとき物にして、四隅もて天より縋り下され我が許にきたる。六
七 われ目を注めて之を視るに、地の四足のもの・野の獸・匐ふもの・空の鳥を見たり。七 また「ペテロ立て、屠りて
八 食せよ」といふ聲を聞けり。八 我いふ「主よ可からじ、潔からぬもの穢れたる物は、曾て我が口に入りしことな
九一〇 し」九 再び天より聲ありて答ふ「神の潔め給ひし物を、なんぢ潔からずと爲な」一〇 斯の如きこと三度にして終に
一一 は、みな天に引き上げられたり。一一 視よ、三人の者カイザリヤより我に遣されて、はや我らの居る家の前に立てり。
一二 一二 御靈われに、疑はずして彼らと共に往くことを告げ給ひたれば、此の六人の兄弟も我とともに往きて、かの人
一三一四 の家に入れり。一三 彼はおのが家に御使の立ちて「人をヨッパに遣し、ペテロと稱ふるシモンを招け、一四 その人、
一五 なんぢと汝の全家族との救はるべき言を語らん」と言ふを、見しことを我らに告げたり。一五 爰に、われ語り出づ
一六 るや、聖靈かれらの上に降りたまふ、初め我らの上に降りし如し。一六 われ主の曾て「ヨハネは水にてバプテスマ

一七 を施ししが、汝らは聖靈にてバプテスマを施されん」と宣給ひし御言を思ひ出せり。一七神われらが主イエス・キ
一八 リストを信ぜしときに賜ひしと同じ賜物を彼らにも賜ひたるに、われ何者なれば神を阻み得ん」一八人々これを聞
きて默然たりしが、頓て神を崇めて言ふ『されば神は異邦人にも生命を得さする悔改を與へ給ひしなり』
一九 一九斯てステパノによりて起りし迫害のために散されたる者どもピニケ、クプロ、アンテオケまで到り、ただ
二〇 ユダヤ人にのみ御言を語りたるに、二〇その中にクプロ及びクレネの人、數人ありてアンテオケに來りし時、ギリ
二一 シヤ人にも語りて主イエスの福音を宣傳ふ。二一主の手、かれらと偕にありたれば、數多の人、信じて主に歸依せ
二二 り。二二この事エルサレムに在る教會に聞えたれば、バルナバをアンテオケに遣す。二三かれ來りて、神の恩惠を見
二三 てよろこび、彼等に、みな心を堅くして主にをらんことを勸む。二四彼は聖靈と信仰とにて滿ちたる善き人なれば
二四 なり。爰に多くの人々、主に加りたり。二五斯てバルナバはサウロを尋ねんとてタルソに往き、二六彼に逢ひてアン
二五 二六 テオケに伴ひきたり、二人ともに一年の間かしこの教會の集會に出でて多くの人を教ふ。弟子たちのキリステア
二七 ンと稱へらるる事はアンテオケより始まれり。
二八 二七その頃エルサレムより預言者たちアンテオケに下る。二八その中の一人アガボと云ふもの起ちて、大なる
二九 飢饉の全世界にあるべきことを御靈によりて示せるが、果してクラウデオの時に起れり。二九爰に弟子等おのおの
三〇 の力に應じてユダヤに住む兄弟たちに扶助をおくらん事をさだめ、三〇遂に之をおこなひ、バルナバ及びサウロの

イ 徒一〇・四四、四五、ト 徒四・三六を見よ　一一　リ 徒二・一〇、六・九、ワ（徒二・四七）
四七　チ 徒六・五、一一・二　ヌ 約七・三五を見よ　カ 徒四・三六　レ 徒二・四を見よ
ロ（徒五・三九）　ル 徒五・四二を見よ　ヨ 徒一・一九を見よ　ソ 徒二・四七を見よ
ハ 太九・八を見よ　ヲ 徒一・一九を見よ　タ 徒一三・四三、一四　（徒一・二二）
ニ（哥後七・一〇）　ワ 徒二・一六を見よ　ツ 徒九・一一を見よ
ホ 徒八・一四　カ 徒一一・二六、三〇、三五、　（徒二〇・二四、三二）　ネ 徒一一・一九を見よ
ヘ 徒一五・三、二一・二　ヨ 徒一一・二六、二七、二八、　ナ 徒六・一、二、九、一九・二六、二八、三八、
ト 徒四・三六を見よ　ル 徒一三・一を見よ　ム 徒一三・一を見よ　オ 徒一八・二
チ 徒六・五、一一・二　ヲ 徒一・一九を見よ　（路一・四九、徒二五・二、一四・二〇、二二、二八等）　ク 徒一一・二六を見よ
ロ（徒五・三九）　ワ 徒一一・一九を見よ　（哥前一二・一七）　ヤ 徒一一・一を見よ
ハ 太九・八を見よ　カ 徒一一・二六、二七、二八、一四　（約一・二一、徒一・二）　マ 徒一二・二五
ニ（哥後七・一〇）　ヨ 徒一一・一九を見よ　ツ 徒九・一一を見よ　（約一・二五、九・二五）　ケ 徒一一・二二
ホ 徒八・一四　タ 徒一三・四三、一四　ネ 徒一一・一九を見よ　ウ（徒一八・二二）
ヘ 徒一五・三、二一・二　ワ 徒一一・二六を見よ　ナ 徒六・一、二、九・一九、二六、二八、三八、　井 徒二一・一〇
ト 徒四・三六を見よ　ル 徒五・四二を見よ　ヲ 徒一・一九を見よ　ラ 徒二六・二八　彼前四・一六（羅二・七）　ク 徒一一・二六を見よ
チ 徒六・五、一一・二　（徒二〇・二四、三二）　ヤ 徒一一・一を見よ　ノ 太二四・一四を見よ
ロ（徒五・三九）　ヨ 徒一一・一九を見よ　マ 徒一二・二五
ハ 太九・八を見よ　タ 徒一三・四三、一四　ケ 徒一一・二二
ニ（哥後七・一〇）　ワ 徒一一・二六を見よ　ウ（徒一八・二二）
ホ 徒八・一四　カ 徒一一・二六、二七、二八、一四　井 徒二一・一〇
ヘ 徒一五・三、二一・二　ヨ 徒一一・二六、二七、二八、　ク 徒一一・二六を見よ
ト 徒四・三六を見よ　ル 徒五・四二を見よ　ヲ 徒一・一九を見よ　ヤ 徒一一・一を見よ
チ 徒六・五、一一・二　（徒二〇・二四、三二）　マ 徒一二・二五
ロ（徒五・三九）　ヨ 徒一一・一九を見よ　ケ 徒一一・二二
ハ 太九・八を見よ　タ 徒一三・四三、一四　ウ（徒一八・二二）
ニ（哥後七・一〇）　ワ 徒一一・二六を見よ　井 徒二一・一〇
ホ 徒八・一四　カ 徒一一・二六、二七、二八、一四　ク 徒一一・二六を見よ
ヘ 徒一五・三、二一・二　ヨ 徒一一・二六、二七、二八、　ヤ 徒一一・一を見よ
ト 徒四・三六を見よ　ル 徒五・四二を見よ　ヲ 徒一・一九を見よ　マ 徒一二・二五
チ 徒六・五、一一・二　（徒二〇・二四、三二）　ケ 徒一一・二二
ロ（徒五・三九）　ヨ 徒一一・一九を見よ　ウ（徒一八・二二）
ハ 太九・八を見よ　タ 徒一三・四三、一四　井 徒二一・一〇
ニ（哥後七・一〇）　ワ 徒一一・二六を見よ　ク 徒一一・二六を見よ
ホ 徒八・一四　カ 徒一一・二六、二七、二八、一四　ヤ 徒一一・一を見よ
ヘ 徒一五・三、二一・二　ヨ 徒一一・二六、二七、二八、　マ 徒一二・二五
ト 徒四・三六を見よ　ル 徒五・四二を見よ　ヲ 徒一・一九を見よ　ケ 徒一一・二二
チ 徒六・五、一一・二　（徒二〇・二四、三二）　ウ（徒一八・二二）
ロ（徒五・三九）　ヨ 徒一一・一九を見よ　井 徒二一・一〇
ハ 太九・八を見よ　タ 徒一三・四三、一四　ク 徒一一・二六を見よ
ニ（哥後七・一〇）　ワ 徒一一・二六を見よ　ヤ 徒一一・一を見よ
ホ 徒八・一四　カ 徒一一・二六、二七、二八、一四　マ 徒一二・二五
ヘ 徒一五・三、二一・二　ヨ 徒一一・二六、二七、二八、　ケ 徒一一・二二
ト 徒四・三六を見よ　ル 徒五・四二を見よ　ヲ 徒一・一九を見よ　ウ（徒一八・二二）
チ 徒六・五、一一・二　（徒二〇・二四、三二）　井 徒二一・一〇
ロ（徒五・三九）　ヨ 徒一一・一九を見よ　ク 徒一一・二六を見よ
ハ 太九・八を見よ　タ 徒一三・四三、一四　ヤ 徒一一・一を見よ
ニ（哥後七・一〇）　ワ 徒一一・二六を見よ　マ 徒一二・二五
ホ 徒八・一四　カ 徒一一・二六、二七、二八、一四　ケ 徒一一・二二
ヘ 徒一五・三、二一・二　ヨ 徒一一・二六、二七、二八、　ウ（徒一八・二二）
ト 徒四・三六を見よ　ル 徒五・四二を見よ　ヲ 徒一・一九を見よ　井 徒二一・一〇
チ 徒六・五、一一・二　（徒二〇・二四、三二）　ク 徒一一・二六を見よ
ロ（徒五・三九）　ヨ 徒一一・一九を見よ　ヤ 徒一一・一を見よ
ハ 太九・八を見よ　タ 徒一三・四三、一四　マ 徒一二・二五
ニ（哥後七・一〇）　ワ 徒一一・二六を見よ　ケ 徒一一・二二
ホ 徒八・一四　カ 徒一一・二六、二七、二八、一四　ウ（徒一八・二二）
ヘ 徒一五・三、二一・二　ヨ 徒一一・二六、二七、二八、　井 徒二一・一〇
ト 徒四・三六を見よ　ル 徒五・四二を見よ　ヲ 徒一・一九を見よ　ク 徒一一・二六を見よ
チ 徒六・五、一一・二　（徒二〇・二四、三二）　ヤ 徒一一・一

一六 張る。かれら言ふ『それはペテロの御使ならん』一六 然るにペテロなほ叩きて止まざれば、かれら門をひらき之を
一七 見て驚けり。一七 かれ手を揺して人々を鎮め、主の己を獄より導きいだし給ひしことを具に語り『これをヤコブと
一八 兄弟たちとに告げよ』と言ひて他の處に出で往けり。一八 夜明になりてペテロは如何にせしとて兵卒の中の騒一方
一九 ならず。一九 ヘロデ之を索むれど見出さず、遂に守卒を訊して死罪を命じ、而してユダヤよりカイザリヤに下りて
留れり。

二〇 偖ヘロデ、ツロとシドンとの人々を甚く怒りたれば、其の民ども心を一つにして彼の許にいたり、王の内侍
二一 の臣ブラストに取り入りて和諧を求む。かれらの地方は、王の國より食品を得るに因りてなり。二一 ヘロデ定めたる
二二 日に及びて王の服を著け高座に坐して言を宣べたれば、二二 集民、よばはりて『これ神の聲なり、人の聲にあらず』と
二三 言ふ。二三 ヘロデ神に榮光を歸せぬに因りて主の使、たちどころに彼を撃ちたれば、蟲に嚙まれて息絶えたり。
二四 斯て主の御言いよいよ増々ひろまる。
二五 バルナバ、サウロはその職務を果し、マルコと稱ふるヨハネを伴ひてエルサレムより歸れり。

第一三章

一 アンテオケの教會にバルナバ、ニゲルと稱ふるシメオン、クレネ人ルキオ、國守ヘロデの乳兄弟
二 マナエン及びサウロなどいふ預言者と教師とあり。二 彼らが主に事へ斷食したるとき聖靈いひ給ふ
三 『わが召して行はせんとする業の爲にバルナバとサウロとを選び別て』三 爰に彼ら斷食し、祈りて二人の上に手

イ太一八・一〇を見よ　ロ徒一三・一六、一九　ハ可六・三　ニ徒一五・一五を見よ　ホ徒一六・二七、二一・三三、二一・四〇　ヘ徒八・四〇を見よ　ト太一一・一八　チ（王上五・一一）　リ徒五・一九を見よ　ヌ徒六・七、一九・二〇　ル徒一三・一以下及び　ヲ徒一六・一九、二一・九、二一・一一　ワ徒一三・一二を見よ　カ徒一・一九を見よ　ヨ徒一一・二六　タ徒一二・二五　レ徒一一・二〇を見よ　ソ太一四・一を見よ　ツ徒一二・二五　ネ徒一一・二七、一五　ナ寄前一二・二八、二九　ラ徒八・二九を見よ　ム徒九・一五　ウ徒一・二四を見よ　井徒六・六を見よ

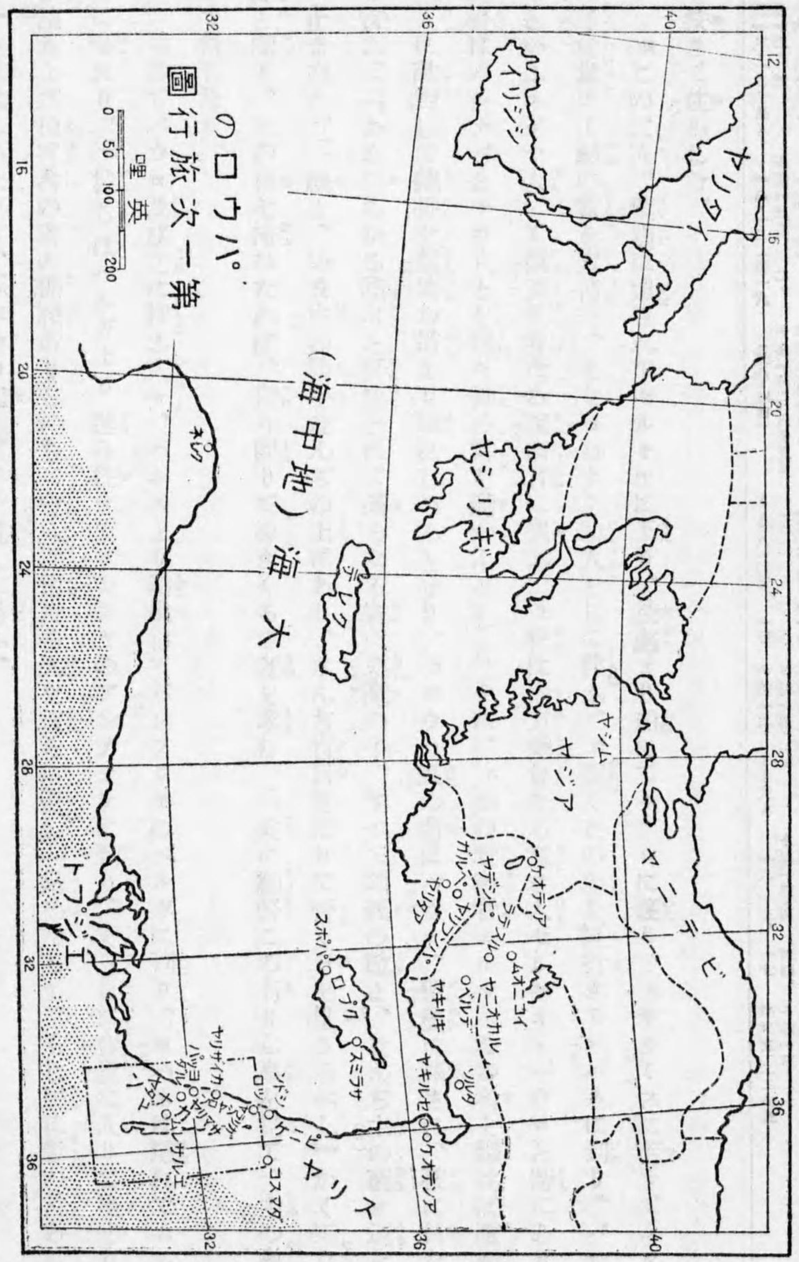
行旅次一第
パウロの
哩
英
0 50 100 200
ヤリタ
イリジア
ヤシム
ヤシア
ヤニヒ
ヤニヒア
ヤニヒリア
ヤニヒリヤ
ヤニヒリヤ
ヤニヒリヤ

を按きて往かしむ。

四 この二人、聖靈に遣されてセルキヤに下り、彼處より船にてクプロに渡り、五 サラミスに著きてユダヤ人の諸會堂にて神の言を宣傳へ、またヨハネを助人として伴ふ。六 徧くこの島を經行きてパポスに到り、バルイエスといふユダヤ人にて僞預言者たる魔術者に遇ふ。七 彼は地方總督なる慧き人セルギオ・パウロと偕にありき。八 總督はバルナバとサウロとを招き神の言を聽かんとしたるに、ハかの魔術者エルマ（この名を釋けば魔術者）二人に敵對して總督を信仰の道より離れしめんとせり。九 サウロ又の名はパウロ、聖靈に滿され、彼に目を注めて言ふ、一〇『ああ有らゆる詭計と奸惡とにて滿ちたる者、惡魔の子、すべての義の敵よ、なんぢ主の直き道を曲げて止まぬか。一一 視よ、いま主の御手なんぢの上にあり、なんぢ盲目となりて暫く日を見ざるべし』かくて立刻に矇と闇とその目を掩ひたれば、探り回りて導きくるる者を求む。一二 爰に總督この有りし事を見て、主の教に驚きて信じたり。

一三 さてパウロ及び之に伴ふ人々、パポスより船出してパンフリヤのペルガに到り、ヨハネは離れてエルサレムに歸れり。一四 彼らはペルガより進み往きてピシデヤのアンテオケに到り、安息日に會堂に入りて坐せり。一五 律法および預言者の書の朗讀ありしのち、會堂司たち人を彼らに遣し『兄弟たちよ、もし民に勸の言あらば言へ』と言はしめたれば、一六 パウロ起ちて手を搖して言ふ、

ノ（徒一四・一六）
オ 徒一三・二
ク 徒四・三六を見よ
ヤ 徒九・二〇を見よ
マ 徒一二・一二を見よ
ケ 徒一三・一三
フ 太七・一五を見よ
コ（徒八・七）ギリシヤ語にて博士（太二・一、七、一六）
エ 徒一三・八、一二、一八・一二（徒一九・三八）
テ 徒六・七を見よ
ア 以後その名をパウロと改む
サ 徒二・四を見よ
キ 太一三・三八を見よ（約八・四四）
ユ 何一四・九（後二・一五）
メ 出九・三、六・七、伯一九・二一、詩三二・四、來一〇・三一
ミ（徒八・二五、一三・四九、一五・三五、一九・一〇、三六、二〇）
シ 徒一三・六
ヱ 徒二・一〇を見よ
ヒ 徒一四・二五
モ 徒一二・一二を見よ
セ 徒一四・二四
ス（徒一一・二〇等）では同名別所（徒一四・二九、二一、提後三・一一）
イ 徒一三・四二、四四、一六・一三、一七・
ロ 徒九・二〇を見よ
ハ 徒一五・二一（哥後三・一四、一五）
ニ、一八・四
ホ 可五・二二を見よ
ヘ 來一三・二二を見よ
ト 徒一二・一七を見よ

一七 『イスラエルの人々および神を畏るる者よ、聽け。一七このイスラエルの民の神は、我らの先祖を選び、その
一八 エジプトの地に寄寓せし時、わが民をおこし、強き御腕にて之を導きいだし、一八凡そ四十年のあひだ、荒野に
一九 て、彼らの*所作を忍び、一九カナンの地にて七つの民族をほろぼし、その地を彼らに嗣がしめて、二〇凡そ四百五十
二〇 年を經たり。此ののち、預言者サムエルの時代まで審判人を賜ひしを、二一後に至りて彼ら王を求めたれば、神は
二一 之にキスの子サウロと云ふベニヤミンの族の人を四十年のあひだ賜ひ、二二之を退けて後、ダビデを擧げて王とな
二二 し、且これを證して「我エッサイの子ダビデといふ我が心に適ふ者を見出せり、彼わが意をことごとく行はん」
二三 と宣給へり。二三神は約束に隨ひて此の人の裔よりイスラエルの爲に救主イエスを興し給ひしが、二四その來る前に
二四 ヨハネ預じめイスラエルの凡ての民に悔改のバプテスマを宣傳へたり。二五斯てヨハネ己が走るべき道程を終へん
二五 とする時「なんぢら我を誰と思ふか、我はかの人にあらず、視よ我に後れて來る者あり、我はその鞋の紐を解く
二六 にも足らず」と云へり。二六兄弟たち、アブラハムの血統の子ら及び汝等のうち神を畏るる者よ、この救の言は我
二七 らに贈られたり。二七それエルサレムに住める者および其の司らは、彼をも安息日ごとに讀むところの預言者たち
二八 の言をも知らず、彼を刑ひて預言を成就せしめたり。二八その死に當るべき故を得ざりしかどピラトに殺さんこと
二九 を求め、二九彼につきて記されたる事をことごとく成しをへ彼を木より下して墓に納めたり。三〇されど神は彼を
三〇 死人の中より甦へらせ給へり。三一斯てイエスは己と偕にガリラヤよりエルサレムに上りし者に多くの日のあひだ

イ徒一・一〇・二を見よ　ロ申七・六・八　ハ徒七・三六を見よ　ニ申一・三一、九・七　ホ申七・一　ヘ申七・四・一、五・一・六、八・一三・二四、ト書一九・五一　詩七　チ（士一・二・六　王上八・五五　ヌ士二・六　ル母前八・五　テ母前九・一、二、一〇・一五・一三、二　ワ母前一五・二三、二六・一、レ太一・一を見よ　カ母前一三・一四　詩八九・二〇　ヨ（徒七・四六）　タ（徒一三・三二、三三）　ソ詩約四・四・二　ツ可一・一・一四　徒一・二・一、一九・四　ネ徒二〇・二四　ナ約一・二〇・二七（大三・一一）　可一・一・一　ラ（約六・六八　徒四・一二、五・二〇、一三・四六、二八・二八）　ム路二三・一三を見よ　ウ徒三・一七を見よ　ヤ路二三・五三　マ徒三・二四を見よ　井路二四・二七を見よ　ノ徒三・一四　ケ徒一・一・を見よ　徒一三・三三、三四、三七

三二 現れ給へり。その人々は今、民の前にイエスの證人たるなり。三三我らも先祖たちが與へられし約束につきて喜ばし
三三 き音信を汝らに告ぐ、三三神はイエスを甦へらせて、その約束を我らの子孫に成就したまへり。即ち詩の第二篇に
三四 「なんぢは我が子なり、われ今日なんぢを生めり」と錄されたるが如し。三四また朽腐に歸せざる狀に彼を死人の
三五 中より甦へらせ給ひし事に就きては、斯く宣給へり。曰く「われダビデに約せし確き聖なる恩惠を汝らに與へ
三六 ん」三五そは他の篇に「なんぢは汝の聖者を朽腐に歸せざらしむべし」と云へり。三六それダビデは、その代にて神
三七 の御旨を行ひ、終に眠りて先祖たちと共に置かれ、かつ朽腐に歸したり。三七然れど神の甦へらせ給ひし者は朽腐
三八 に歸せざりき。三八この故に兄弟たちよ、汝ら知れ。この人によりて罪の赦のなんぢらに傳へらるることを。三九
三九 汝らモーセの律法によりて義とせられ得ざりし凡ての事も、信ずる者は皆この人によりて義とせらるる事を。四〇
四〇 然れば汝ら心せよ、恐らくは預言者たちの書に云ひたること來らん。四一曰く、「あなどる者よ、なんぢら視よ、驚
四一 け、亡びよ、われ汝らの日に一つの事を行はん。これを汝らに具に告ぐる者ありとも信ぜざるほどの事なり」』
四二 四二彼らが會堂を出づるとき、人々これらの言を次の安息日にも語らんことを請ふ。四三集會の散ぜし後ユダヤ
四三 人および敬虔なる改宗者おほくパウロとバルナバとに從ひ往きたれば、彼らに語りて神の恩惠に止らんことを勸
四四 めたり。
四四 次の安息日には神の言を聽かんとて殆ど町擧りて集りたり。四五然れどユダヤ人はその群衆を見て嫉に滿さ
四五 れ、パウロの語ることに言ひ逆ひて罵れり。四六パウロとバルナバとは臆せずして言ふ『神の言を先づ汝らに語る

ブ路二・四・四八を見よ　コ徒二・六・六　エ徒五・四二、一四・ア詩二・七　サ箴五・五・三　キ詩一・六・一〇　ユ徒二・二七　メ徒二・二九　ミ徒二〇・二七（徒一・四、一七（徒一六・一四）　シ徒七・六〇を見よ　ヒ徒一〇・四三　羅三・二八、一〇・四加　ヱ路二四・四七　約靈二・一六　モ約六・四五　路二四　ロ徒一三・五〇、一七　ヘ徒一三・一四を見よ　ホ徒一三・五〇、一四　ヒ徒一三・一五　羅三・二八　セ哈一・五　四四　徒七・四二　ス雅四・一四　イ徒一三・一四を見よ　ハ徒一・一三・一五を見よ　ニ徒一・一三・一三を見よ　ト徒三・二六を見よ　ヘ徒一三・五〇、一四　び雅前二・一五、一六　ホ徒一三・一四を見よ　ヒ徒一三・一七を見よ　ヤ路二三・五三　マ徒三・二四を見よ　ケ徒一・一・を見よ　ト徒三・二六を見よ（徒九・二〇、一三、五、一四）　二、四、五、一九、廣

べかりしを、汝等これを斥けて己を永遠の生命に相應しからぬ者と自ら定むるによりて、視よ、我ら轉じて異邦
七 人に向はん。四七 それ主は斯く我らに命じ給へり。曰く、「われ汝を立てて異邦人の光とせり。地の極にまで救と
四八 ならしめん爲なり」四八 異邦人は之を聽きて喜び、主の言をあがめ、又とこしへの生命に定められたる者はみな信
四九 じ、四九 主の言この地に徧く弘りたり。五〇 然るにユダヤ人ら敬虔なる貴女たち及び町の重立ちたる人々を唆かし
五〇 てパウロとバルナバとに迫害をくはへ、遂に彼らを其の境より逐ひ出せり。五一 二人は彼らに對ひて足の塵をは
五一 らひ、イコニオムに往く。五二 弟子たちは喜悅と聖靈とにて滿され居たり。
五二

第一四章

一 「二人はイコニオムにて相共にユダヤ人の會堂に入りて語りたれば、之に由りてユダヤ人および
二 ギリシヤ人あまた信じたり。二 然るに從はぬユダヤ人ら異邦人を唆かし、兄弟たちに對して惡意を
三 懷かしむ。三 二人は久しく留り、主によりて臆せずして語り、主は彼らの手により、徵と不思議とを行ひて惠の
四 御言を證したまふ。四 爰に町の人々、相分れて或者はユダヤ人に黨し、或者は使徒たちに黨せり。五 異邦人、ユ
五 ダヤ人および其の司ら相共に使徒たちを辱しめ、石にて擊たんと企てしに、六 彼ら悟りてルカオニヤの町なるル
六 ステラ、デルベ及びその邊の地にのがれ、七 彼處にて福音を宣傳ふ。
七 八 ルステラに足弱き人ありて、坐しゐたり、生れながらの跛者にて曾て歩みたる事なし。九 この人パウロの語
八 九 るを聽きゐたるが、パウロ之に目をとめ、救はるべき信仰あるを見て、一〇 大聲に『なんぢの足にて眞直に起て』
一〇

イ 徒九・一五、一八。ホ 羅八・二八以下 又 徒一四・一・一九・二〇 カ 徒二・四七を見よ ナ 來二・四 一六・一二 提後三
六、二二・二一、 弗一・五・一一 一、一六・二 提後 ヨ 徒三・二六 ラ 徒一七・四、五、一 ヤ 徒一四・六
二六・二〇、二八。 ヘ 徒一三・四五 タ 徒一三・四五 九・九、二八・二四 ・一一 マ 徒三・四、一〇・四
二八 徒一九・九 ト 徒一三・四三 三・一一 レ 徒一四・一五を見よ ム 徒一四・五、一四 オ 徒一四・二〇、一六 ・一、二〇・四
ロ 寒四九・六 チ 可一五・四三を見よ ル 徒一三・四 ソ 徒四・一九 ウ 徒一四・一九 ケ 徒一四・二一、一六 ・一〇 (太九・二八)
ハ 路二・三二を見よ リ 太一〇・一四 ヲ 徒一三・五 ツ 徒四・二九、三一 ク 徒一四・二一、一六
ニ (徒一三・一二) (徒一八・六) ワ 約七・三五を見よ ネ 徒二〇・三二 ・一〇 (徒一四・一
(徒一八・四) 五)

と言ひたれば、かれ躍り上りて歩めり。一一 群衆、パウロの爲ししことを見て聲を揚げ、ルカオニヤの國語にて
一一 『神たち人の形をかりて我らに降り給へり』と言ひ、一二 バルナバをゼウスと稱へ、パウロを宗と語る人なる故に
一二 ヘルメスと稱ふ。一三 而して町の外なるゼウスの宮の祭司、數匹の牛と花飾とを門の前に携へきたりて群衆とと
一三 に犧牲を獻げんとせり。一四 使徒たち、即ちバルナバとパウロと之を聞きて己が衣をさき群衆のなかに馳せ入り、
一四 一五 呼はりて言ふ『人々よ、なんぞ斯る事をなすか、我らも汝らと同じ情を有てる人なり、汝らに福音を宣べて斯
一五 る虛しき者より離れ、天と地と海とその中にある有らゆる物とを造り給ひし活ける神に歸らしめんと爲るなり。
一六 一六 過ぎし時代には神、すべての國人の己が道々を歩むに任せ給ひしかど、一七 また自己を證し給はざりし事なし。
一七 即ち善き事をなし、天より雨を賜ひ、豐穰の時をあたへ、食物と歡喜とをもて汝らの心を滿ち足らはせ給ひしな
一八 り』一八 斯く言ひて辛うじて群衆の己らに犧牲を獻げんとするを止めたり。
一九 一九 然るに數人のユダヤ人、アンテオケ及びイコニオムより來り、群衆を勸め、而してパウロを石にて擊ち、
二〇 既に死にたりと思ひて町の外に曳き出せり。二〇 弟子たち之を立圍みゐたるに、パウロ起きて町に入る。明くる日
二一 バルナバと共にデルベに出で往き、二一 その町に福音を宣傳へ、多くの人を弟子として後、ルステラ、イコニオ
二二 ム、アンテオケに還り、二二 弟子たちの心を堅うし信仰に止らんことを勸め、また我らが多くの艱難を歷て神の國
二三 に入るべきことを教ふ。二三 また教會毎に長老をえらび、斷食して祈り、弟子たちを其の信ずる所の主に委ぬ。

フ 徒三・八 ・二六) ヘ 徒一四・七 (徒五・ ・九 可一〇・三〇 二四)
コ (徒八・二〇、二八。 キ 徒一三・三二 (徒一 四・二) 四二) 約一五・一八、二〇 カ 徒二〇・三二
六) 四・七、二二) ト 徒二・四を見よ 提後三・二 彼前 ヤ 徒一四・六
エ 但二・四六 ユ 申三二・二一 耶八・一 チ 徒一四・六 二・二一 默一・九 マ 徒三・四、一〇・四
テ 徒一四・四 一二・二 母前 リ (徒六・七) 提後三・二 ル 徒一・三〇を見よ ケ (太九・二八)
ア 民一四・六 太二六 九、一四・二二 ヌ 約一六・三三 徒九 ヲ 多一・五 ・一〇
・六五 可一四・六三 (哥前八・四) エ (詩八・一二 來四 ・一六 腓一・二九 (哥後八・ ク 徒一四・二一、一六
サ 雅五・一七 (徒一〇 メ 出二〇・一一 詩一 ・五 徒一七・三〇) 一一) 一九 ・一〇
ハ 路二・三二を見よ ヒ (徒一七・二六、二七 ス 徒一三・四五 ニ 徒一一・二六を見よ 撒前三・三 彼前五 ワ 徒一三・三 (徒一・
ニ (徒一三・一二) 羅一・一九、二〇) ホ 徒一四・六を見よ 五)
(徒一八・六) 四六、六 徒四・二四 ロ 徒一三・五一を見よ ハ 徒一四・五 (哥後一 ・一五 (哥後三・
ホ 羅八・二八以下 黙四・一一、一四・七 (徒一七・二四) 伯五・一〇 詩六五 ・一〇、一一 結三四 耳一・ ・二六、二七 ・二三、二四
弗一・五、一一 モ 申一一・一四、一五 ・二六、二七 ・二三、二四
一、一六・二 提後 ・九 ・一一 ・一一 ・一一

二四 斯てピシデヤを經てパンフリヤに到り、二五 ペルガにて御言を語りて後アタリヤに下り、二六 彼處より船出して、
二七 その成し果てたる務のために神の惠に委ねられし處なるアンテオケに往けり。二七 既に到りて教會の人々を集めた
二八 れば、神が己らと偕に在して成し給ひし凡てのこと並に信仰の門を異邦人にひらき給ひしことを述ぶ。二八 斯て久
しく留りて弟子たちと偕にゐたり。

第一五章

一 或る人々ユダヤより下りて兄弟たちに『なんぢらモーセの例に遵ひて割禮を受けずば救はるるを
得ず』と教ふ。二 爰に彼らとパウロ及びバルナバとの間に、大なる紛爭と議論と起りたれば、兄弟
たちはパウロ、バルナバ及びその中の數人をエルサレムに上らせ、此の問題につきて使徒・長老たちに問はしめ
三 んと定む。三 かれら教會の人々に見送られてピニケ及びサマリヤを經、異邦人の改宗せしことを具に告げて、凡
四 ての兄弟に大なる喜悅を得させたり。四 エルサレムに到り、教會と使徒と長老とに迎へられ、神が己らと偕に在
五 して爲し給ひし凡ての事を述べたるに、五 信者となりたるパリサイ派の或る人々立ちて『異邦人にも割禮を施
し、モーセの律法を守ることを命ぜざる可からず』と言ふ。
六 爰に使徒・長老たち此の事につきて協議せんとて集る。七 多くの議論ありし後、ペテロ起ちて言ふ、
『兄弟たちよ、汝らの知るごとく、久しき前に神は、なんぢらの中より我を選び、わが口より異邦人に福
八 音の言を聞せて、之を信ぜしめんとし給へり。八 人の心を知りたまふ神は、我らと同じく、彼等にも聖靈を與へ

イ 徒一三・四　ロ 徒一三・三を見よ　ハ 徒一三・三　ニ 徒一・二三を見よ　ホ 徒一・二九を見よ　ヘ 哥前一六・九　哥後二・二一　西四・二　ト 徒一五・三、四、一二、三、一・九　チ 徒一・二六を見よ　リ 徒一・二五を見よ　ヌ 徒六・一四を見よ　ル 徒一五・五　加五・六・一二（哥前七・一八　加二・一一、一四）　ヲ 徒一五・七　ワ 徒一五・四、六、二　カ 徒一・三〇を見よ　ヨ 徒一〇・三八、二一・五（羅一五・二四　哥前一・六、六・一一　哥後一・六　多三・一三　約壽六）　タ 徒一・一九を見よ　レ 徒一四・二七、一五・四、一二）　ソ 徒一五・四　ツ 徒一・二五を見よ　ネ 徒一五・三　ナ 太三・七を見よ（徒一〇・一九、二二）　ラ 徒五・一七、二四・五、一四、二六・五、二八・二二）　ム 徒一五・一を見よ　ウ 徒一五・二　ノ 徒二〇・二四　オ 徒一・二四を見よ　ク 徒一〇・四七を見よ

十 徒一〇・四三　マ 來九・一四　ケ 徒一〇・二八、三四、一一・一二　フ 徒五・九　コ 太二三・四　加五・一一　エ 羅五・一五　哥後一三・一三（羅三・二四・弗一五—八）　テ 約四・四八を見よ　ア 徒一二・一七を見よ　サ 彼後一・一（徒一五・七）　キ 徒一三・四〇　ユ 麼九・一一、一二　メ 耶一二・一五　ミ 申二八・一〇　寒六・一九　邪一四・九　雅二・七等　シ 寒四五・一一　エ 徒一五・二八　ヒ 徒一五・二九、二一・二五（但）・八　哥前八・七—一三、一〇・七、八、一四—二八　默二・一四、二〇）　モ 創九・四利三・一七、七・二六、一七・一、一〇、一四、一九・二、六申一二・一六、二三、一五・二三　毋　別厲　ロ 徒一五・二七、三二、前一四・三三　セ 徒一三・一五　哥後三・一四、一五　ス 徒一五・二を見よ　イ 徒一・二〇を見よ（徒一三・一四とは撒後一・一九　撒前一・一　彼前五・一二）　四〇、一六・一九、二五、二九、一七・四、一〇、一四、一五、一八・五（哥後一・一九　撒前一・一　彼前五・一二）

二 ヘ 哥前一六・九　哥後二・一二　西四・二　ト 徒一三・三、四、一二、三、一・九　チ 徒一・二六を見よ　リ 徒一・二五を見よ　ヌ 徒六・一四を見よ　ル 徒一五・五　加五・六・一二（哥前七・一八　加二・一一、一四）　ヲ 徒一五・七　ワ 徒一五・四、六、二　カ 徒一・三〇を見よ　ヨ 徒一〇・三八、二一・五（羅一五・二四　哥前一・六、六・一一　哥後一・六　多三・一三　約壽六）　タ 徒一・一九を見よ　レ 徒一四・二七、一五・四、一二）　ソ 徒一五・四　ツ 徒一・二五を見よ　ネ 徒一五・三　ナ 太三・七を見よ（徒一〇・一九、二二）　ラ 徒五・一七、二四・五、一四、二六・五、二八・二二）　ム 徒一五・一を見よ　ウ 徒一五・二　ノ 徒二〇・二四　オ 徒一・二四を見よ　ク 徒一〇・四七を見よ

て證をなし、九 かつ信仰によりて彼らの心をきよめ、我らと彼らとの間に隔を置き給はざりき。一〇 然るに何ぞ神
一〇 を試みて弟子たちの頸に我らの先祖も我らも負ひ能はざりし軛をかけんとするか。一一 然らず、我らの救はるるも
一一 彼らと均しく主イエスの恩惠に由ることを我らは信ず』
一二 爰に會衆みな默して、バルナバとパウロとの己等によりて神が異邦人のうちに爲し給ひし多くの徵と不思
一三 議とを述ぶるを聽く。一三 彼らの語り終へし後、ヤコブ答へて言ふ、
一四 『兄弟たちよ我に聽け、一四 シメオン既に神の初めて異邦人を顧み、その中より御名を負ふべき民を取り給
一五 ひしことを述べしが、一五 預言者たちの言も、これと合へり。一六 錄して、「こののち我かへりて、倒れたるダビデの
一六 一七 幕屋を再び造り、その頽れし所を再び造り、而して之を立てん。一七 これ殘餘の人々、主を尋ね求め、凡て我が名
一八 をもて稱へらるる異邦人もまた然せん爲なり。一八 古へより此等のことを知らしめ給ふ主、これを言ひ給ふ」とあ
一九 るが如し。一九 之によりて我は判斷す、異邦人の中より神に歸依する人を煩はすべきにあらず。二〇 ただ書を贈りて、
二〇 偶像に穢されたる物と淫行と絞殺したる物と血とを避けしむべし。二一 昔より、いづれの町にもモーセを宣ぶる者
二一 ありて安息日毎に諸會堂にて、その書を讀めばなり』
二二 二三 爰に使徒・長老たち及び全教會は、その中より人を選びてパウロ、バルナバと共にアンテオケに送ることを
二三 可しとせり。選ばれたるは、バルサバと稱ふるユダとシラスとにて、兄弟たちの中の重立ちたる者なり。二三 之に托し

たる書にいふ『使徒および長老たる兄弟ら、アンテオケ、シリヤ、キリキヤに在る異邦人の兄弟たちの平安を祈る。
二四我等のうちの或る人々われらが命じもせぬに、言をもて汝らを煩はし、汝らの心を亂したりと聞きたれば、二五我
ら心を一つにし人を選びて、二六我らの主イエス・キリストの名のために生命を惜しまざりし者なる、我らの愛する
バルナバ、パウロと共に汝らに遣すことを可しとせり。二七之によりて我らユダとシラスとを遣す、かれらも口づか
ら此等のことを述べん。二八聖靈と我らとは左の肝要なるものの他に何をも汝らに負はせぬを可しとするなり。二九即
ち偶像に獻げたる物と血と絞殺したる物と淫行とを避くべき事なり、汝等これを愼まば善し。なんぢら健かなれ』
三〇かれら別を告げてアンテオケに下り、人々を集めて書を付す。三一人々これを讀み慰安を得て喜べり。三二ユ
ダもシラスもまた預言者なれば、多くの言をもて兄弟たちを勸めて彼らを堅うし、三三暫く留りてのち、兄弟たち
に平安を祝せられ、別を告げて、已らを遣しし者に歸れり。〔三四〕三五斯てパウロとバルナバとは尙アンテオケに
留りて多くの人とともに主の御言を敎へ、かつ宣傳へたり。

三六數日の後パウロはバルナバに言ふ『いざ我ら曩に主の御言を傳へし凡ての町にまた往きて兄弟たちを訪
ひ、その安否を尋ねん』三七バルナバはマルコと稱ふるヨハネを伴はんと望み、三八パウロは彼が曾てパンフリヤよ
り離れ去りて勤勞のために共に往かざりしをもて伴ふは宜しからずと思ひ、三九激しき爭論となりて遂に二人相別
れ、バルナバはマルコを伴ひ、舟にてクプロに渡り、四〇パウロはシラスを選び、兄弟たちより主の恩惠に委ねら
れて出で立ち、四一シリヤ、キリキヤを經て諸敎會を堅うせり。

イ 徒一五・一を見よ　ロ 太四・二四を見よ　徒一五・四一　加一二・二一　ハ 徒六・九を見よ　ニ 徒一三・二六　雅一・一（約貳一〇・一一）　ホ 加一・七、五・一〇（徒九・二三、二四、）　ヘ 徒一四・一九　ト 徒一五・二一、二八　チ 徒一五・三一、三二　リ 徒一五・三二を見よ　ヌ 徒一五・八（徒五・三一）　ル 徒一五・一九、二五　ヲ 默二・二四　ワ 徒一五・二〇を見よ　カ 徒一五・二〇　ヨ 徒一五・二二、二三　タ 徒一五・二三を見よ　レ 可五・二四　徒一六・三大哥前一六・一二　ソ 徒一五・二二　ツ 徒一五・二五　ネ 徒一五・二二を見よ　ナ 徒一三・四、一三、一　ラ 徒一三・四、一三、一　ム 西四・一〇　徒一二・一一を見よ　ウ 徒一三・一三を見よ　キ 徒一五・三七　ノ 徒一四・三六を見よ　オ 徒一五・二二を見よ　ク 徒一五・二三を見よ　ヤ 太四・二四を見よ　マ 徒六・九を見よ

第一六章

一斯てパウロ、デルベとルステラとに到りたるに、視よ彼處にテモテと云ふ弟子あり、その母は信
者なるユダヤ人にて、父はギリシヤ人なり。二彼はルステラ、イコニオムの兄弟たちの中に令聞あ
る者なり。三パウロかれの共に出立つことを欲したれば、その邊に居るユダヤ人のために之に割禮を行へり、そ
の父のギリシヤ人たるを凡ての人の知る故なり。四斯て町々を經ゆきて、エルサレムに居る使徒・長老たちの定
めし規を守らせんとて之を人々に授けたり。五爰に諸敎會はその信仰を堅うせられ、人員日毎にいや增せり。
六彼らアジヤにて御言を語ることを聖靈に禁ぜられたれば、フルギヤ及びガラテヤの地を經ゆきて、七ムシ
ヤに近づき、ビテニヤに往かんと試みたれど、イエスの御靈、許し給はず、八遂にムシヤを過ぎてトロアスに下
れり。九パウロ夜、幻影を見たるに、一人のマケドニヤ人あり、立ちて己を招き『マケドニヤに渡りて我らを助
けよ』と言ふ。一〇パウロこの幻影を見たれば、我らは神のマケドニヤ人に福音を宣傳へしむる爲に我らを召し給
ふことと思ひ定めて、直ちにマケドニヤに赴かんと爲り。

二さてトロアスより船出して眞直にはせてサモトラケにいたり、次の日ネアポリスにつき、二一彼處よりピリ
ピにゆく。ここはマケドニヤの中にて、この邊の第一の町にして殖民地なり、われら數日の間この町に留る。
二三安息日に町の門を出でて祈場あらんと思はるる河のほとりに往き、其處に坐して、集れる女たちに語りたれ
ば、二四テアテラの町の紫布の商人にして神を敬ふルデヤと云ふ女ききゐたりしが、主その心をひらき謹みてパウロ

ケ 徒一四・六を見よ　フ 徒一四・六を見よ　コ 徒一七・一四、一五、一八・五、一九・二二、二〇・四　羅一六　二一・一九　哥前四・一七、一六・一〇　哥後一一、一九　辨一・一、二・一九　西一・一　チ 徒一三・五一を見よ　ア 徒一六・四〇　撒前一・一、三・二、六　撒後一・一　提前一・二、一八、六　サ（加一・三）　キ 徒一五・二を見よ　ユ 徒一・三〇を見よ　メ 徒一五・二八、二九　ミ 徒一・四七を見よ　シ 徒二・九を見よ　エ 徒二・一〇を見よ　ヒ 徒一八・二三　哥前一六・一、一九　及び徒一八・二九を見よ　イ 徒一六・一一、二〇、五、六　哥後二・一　二　提後四・一三　ロ 徒九・二〇を見よ　ハ 徒一六・一〇、一二、一九　ニ 徒一四・一九　ホ 徒一四・七を見よ　ヘ 徒一六・八　ト 徒二一・一　撒前一・二　チ 徒二〇・六　辨一・一　リ 徒一六・九、一〇　ヌ 徒一六・六、一一　ル 徒一三・一四を見よ　ヲ 默一・一六、一六　ワ 默一・一、二・一　八二四　カ 徒一八・七（徒一三・四三）　ヨ 徒一六・四〇　タ 路二四・四五　レ 徒一三・一四を見よ　ソ 徒一五・二二　ツ 徒一五・二五　ネ 徒一三・一二を見よ　ナ 徒一三・四、一三、一　ム 西四・一〇　徒一二・一一を見よ　ウ 徒一三・一三を見よ　キ 徒一五・三七　ノ 徒一四・三六を見よ　オ 徒一五・二二を見よ　ク 徒一五・二三を見よ　ヤ 太四・二四を見よ　マ 徒六・九を見よ

一五 の語る言をきかしめ給ふ。一五 彼は已も家族もバプテスマを受けてのち、我らに勸めて言ふ『なんぢら我を主の
信者なりとせば、我が家に來りて留まれ』斯く強ひて我らを留めたり。
一六 われら祈場に往く途中、ト筮の靈に憑れてト筮をなし、其の主人らに多くの利を得さする婢女、われらに
一七 遇ふ。一七 彼はパウロ及び我らの後に從ひつつ叫びて言ふ『この人たちは至高き神の僕にて汝らに救の道を敎ふる
一八 者なり』一八 幾日も斯くするをパウロ憂ひて振反り、その靈に言ふ『イエス・キリストの名によりて汝に、この女
より出でん事を命ず』靈ただちに出でたり。
一九 一九 然るにこの女の主人ら利を得る望のなくなりたるを見てパウロとシラスとを捕へ、市場に曳きて司たちに
二〇 往き、二〇 之を上役らに出だして言ふ『この人々はユダヤ人にて我らの町を甚く騷がし、二一 我らロマ人たる者の受く
二一 まじく、行ふまじき習慣を傳ふるなり』二二 群衆も齊しく起り立ちたれば、上役ら命じて其の衣を褫ぎ、かつ笞
二三 にて打たしむ。二三 多く打ちてのち獄に入れ、獄守に固く守るべきことを命ず。二四 獄守この命令をうけて二人を奥
二四 の獄に入れ、桎にてその足を締め置きたり。二五 夜半ごろパウロとシラスと祈りて神を讃美するを囚人ら聞きゐた
二五 るに、二六 俄に大なる地震おこりて牢舍の基ふるひ動き、その戸たちどころに皆ひらけ、凡ての囚人の繩絏とけた
二六 り。二七 獄守、目さめ獄の戸の開けたるを見て、囚人にげ去れりと思ひ、刀を拔きて自殺せんとしたるに、二八 パウ
二七 ロ大聲に呼はりて言ふ『みづから害ふな、我ら皆ここに在り』二九 獄守、燈火を求め、駈け入りて戰きつつパウロ
二八 とシラスとの前に平伏し、三〇 之を連れ出して言ふ『君等よ、われ救はれん爲に何をなすべきか』三一 二人は言ふ

イ 徒一一・一四を見よ　ロ 徒一一・一三　ハ（利一九・三一、二〇・六、二七　井前二八、・一一）　三、七、王下二一・六　代上一〇・一三　歴　ニ 可五・七を見よ　ホ（可一六・一七）　ヘ 徒一六・一六（徒一九・二五、二六）　ト 徒一五・二二、四〇、一六・二五、二九　チ（徒八・三、一七・）　リ 徒一六・二二、三五、三八　ヌ（徒一六・二二）　ル（船三・八）　ヲ 哥後六・五、一一・二五（撒前二・二）　ワ 徒一六・二七、三六　カ 撒一三・二七、三三　ヨ 徒一六・一九を見よ　タ 弗五・一九　レ（徒四・三一）　ソ（徒一二・一〇）　ツ（徒一二・七）　ネ（徒一二・一九）　ナ（徒一二・三七、二三・一〇）　ラ（可一六・一六）　ム 徒一一・一四を見よ　ウ 徒一六・二五　井 徒一六・三一　ノ 徒一六・一〇を見よ　オ 徒一五・三三を見よ　タ 徒一二・二五—二九　ヤ 徒一六・三五　マ 徒二二・九　ケ（太八・三四）　フ 徒一六・一四　コ 徒一・五を見よ　エ 徒一七・一一、一三、二七・二　腓四・一六　提後四・一〇（徒一二・一四を見よ　撒後一・一　撒前一・一　サ 徒八・三五を見よ　キ 徒三・一八を見よ　ユ 約一〇・九　メ 徒九・二二、一八、五、二八　ミ 徒一四・四　シ 徒一三・四三を見よ　エ 約七・三五を見よ　ヒ 徒一三・五〇　モ 徒一五・四〇、一七　ス 徒一七・七、九　羅・一〇、一四、一五及　一六・二一　ヒ 一五・二二を見よ　撒前　セ 徒一七・一三　撒前二・一六を見よ　ナ（徒一三・一〇）

二六 『主イエスを信ぜよ、然らば汝も汝の家族も救はれん』三二 斯て神の言を獄守とその家に居る凡ての人々とに語れ
二七 り。三三 この夜、即時に獄守かれらを引取りて、その打傷を洗ひ、遂に己も已に屬する者もみな直ちにバプテスマ
二八 を受け、三四 かつ二人を自宅に伴ひて食事をそなへ、全家とともに神を信じて喜べり。
二九 三五 夜明になりて上役らは警吏どもを遣して『かの人々を釋せ』と言せたれば、三六 獄守これらの言をパウロに
三〇 告げて言ふ『上役、人を遣して汝らを釋さんとす。然れば今いでて安らかに往け』三七 ここにパウロ警吏に言ふ
三一 『我らはロマ人たるに罪を定めずして公然に鞭ち、獄に投入れたり。然るに今ひそかに我らを出さんと爲るか。
三二 然るべからず、彼等みづから來りて我らを連れ出すべし』三八 警吏これらの言を上役に告げたれば、其のロマ人た
三三 るを聞きて懼れ、三九 來り宥めて二人を連れ出し、かつ町を去らんことを請ふ。四〇 二人は獄を出でてルデヤの家に
三四 入り、兄弟たちに逢ひ、勸をなして出で往けり。

第一七章

一 一 斯てアムピポリス及びアポロニヤを經てテサロニケに到る。此處にユダヤ人の會堂ありたれば、
二 二 パウロは例のごとく彼らの中に入り、三つの安息日にわたり、聖書に基きて論じ、かつ解き明し
三 て、三 キリストの必ず苦難をうけ、死人の中より甦へるべきことを述べ『わが汝らに傳ふる此のイエスはキリス
四 トなり』と證せり。四 その中のある人々および敬虔なる數多のギリシヤ人、また多くの重立ちたる女も信じて
五 パウロとシラスとに從へり。五 爰にユダヤ人ら嫉を起して市の無賴者をかたらひ、群衆を集めて町を騷し、又
六 ふたりを集民の前に曳き出さんとしてヤソンの家を圍みしが、六 見出さざれば、ヤソンと數人の兄弟とを町司た

七 ちの前に曳ききたり呼はりて言ふ『天下を顚覆したる彼の者ども此處にまで來れるを、ヤソン迎へ入れたり。
八 この曹輩は皆カイザルの詔勅にそむき他にイエスと云ふ王ありと言ふ』〻之をききて群衆と町司たちと心を騷
九 し、九保證を取りてヤソンと他の人々とを釋せり。

一〇 一〇兄弟たち直ちに夜の間にパウロとシラスとをベレヤに送りいだす。二人は彼處につきてユダヤ人の會堂に
一一 いたる。一一此處の人々はテサロニケに居る人よりも善良にして心より御言をうけ、この事正しく然るか然らぬか
一二 日々聖書をしらぶ。一二この故にその中の多くのもの信じたり、又ギリシヤの貴女、男子にして信じたる者も少か
一三 らざりき。一三然るにテサロニケのユダヤ人らパウロがベレヤにも神の言を傳ふることを聞きたれば、此處にも來
一四 りて群衆を動し、かつ騷したり。一四爰に兄弟たち直ちにパウロを送り出して海邊に往かしめ、シラスとテモ
一五 テとは尙ベレヤに留れり。一五パウロを導ける人々はアテネまで伴ひ往き、パウロよりシラスとテモテとに、疾く
一六 我に來れとの命を受けて立ち去れり。

一六パウロ、アテネにて彼らを待ちをる間に、町に偶像の滿ちたるを見て、その心に憤慨を懷く。一七されば
一八 會堂にてはユダヤ人および敬虔なる人々と論じ、市場にては日々逢ふところの者と論じたり。一八斯てエピクロス
派、並にストア派の哲學者數人これと論じあひ、或者らは言ふ『この囀る者なにを言はんとするか』或者らは言
一九 ふ『かれは異なる神々を傳ふる者の如し』是はパウロがイエスと復活とを宣べたる故なり。一九遂にパウロをアレ
二〇 オパゴスに連れ往きて言ふ、『なんぢが語るこの新しき教の如何なるものなるを、我ら知り得べきか。二〇なんぢ異

イ（徒一六・一九、二〇）　ロ（徒一七・三一　太二四・一四を見よ）　ハ（路一〇・三八　雅二）　ニ（路二三・二を見よ）　ホ（徒一七・六　ヘ（徒一七・六、一四　及び一・一五を見よ）　ト（徒一七・付を見よ）　チ（徒一七・一三、二〇　四・五を見よ）　リ（徒一七・二を見よ）　ヌ（徒一七・一を見よ）　ル（徒二四七を見よ）　ヲ（徒一三・五〇　可一五・四三を見よ）　ワ（徒一七・一）　カ（徒一七・一〇）　ヨ（徒一七・六、一〇）　タ（徒一七・四を見よ）　レ（徒一六・一を見よ）　ソ（徒一五・三）　ツ（徒一七・一六、二一、二二、一八・一　撒前三・一）　ネ（徒一八・五）　ナ（徒九・二〇を見よ）　（徒一七・二）　ラ（徒一七・四）　ム（徒一・一〇（哥前四・一〇））　ウ（徒四・一を見よ　徒一七・三一、三二）　井（徒五・四二）　ノ（徒一七・二二）　オ（可一・二七）

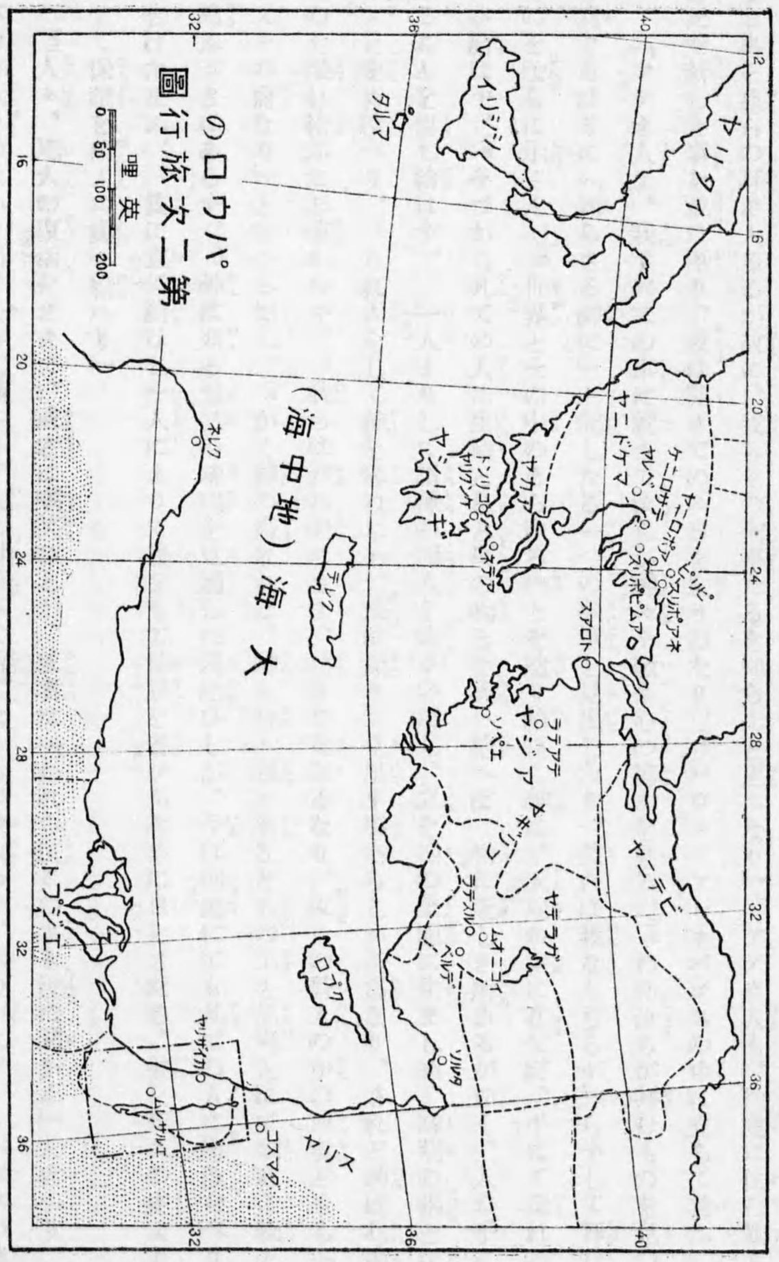
ヤリタイ
イリジン
タルア
ヤニドケマ
ヤニロサテ
ヤニロポ
ヤニポポ
ヤニポアネ
ヤニポピ
ヤニポピアロ
ヤニポピ
ヤニポピ
ヤニポピ

二一 なる事を我らの耳に入るるが故に、我らその何事たるを知らんと思ふなり』二二 アテネ人も、彼處に住む旅人も、
二二 皆ただ新しき事を或は語り、或は聞きてのみ日を送りぬたり。二三 パウロ、アレオパゴスの中に立ちて言ふ、
二三 『アテネ人よ、我すべての事に就きて汝らが神々を敬ふ心の篤きを見る。二三 われ汝らが拜むものを見つつ道
を過ぐるほどに「知らざる神に」と記したる一つの祭壇を見出したり。然れば我なんぢらが知らずして拜む所の
二四 ものを汝らに示さん。二四 世界とその中のあらゆる物とを造り給ひし神は、天地の主に在せば、手にて造れる宮に
二五 住み給はず。二五 みづから凡ての人に生命と息と萬の物とを與へ給へば、物に乏しき所あるが如く、人の手にて事
二六 ふることを要し給はず。二六 一人よりして諸種の國人を造りいだし、之を地の全面に住ましめ、時期の限と住居の
二七 界とを定め給へり。二七 これ人をして神を尋ねしめ、或は探りて見出す事あらしめん爲なり。されど神は我等おの
二八 おのを離れ給ふこと遠からず、二八 我らは神の中に生き、動きまた在るなり。汝らの詩人の中の或者どもも「我ら
二九 は又その裔なり」と云へる如し。二九 かく神の裔なれば、神を金・銀・石など人の工と思考とにて刻める物と等し
三〇 く思ふべきにあらず。三〇 神は斯る無知の時代を見過しに爲給ひしが、今は何處にても凡ての人に悔改むべきこと
三一 を告げたまふ。三一 曩に立て給ひし一人によりて義をもて世界を審かんために日をさだめ、彼を死人の中より甦へ
らせて保證を萬人に與へ給へり』
三二 三二 人々、死人の復活をききて、或者は嘲笑ひしが、或者は『われら復この事を汝に聞かん』と言へり。三三 爰
三三 にパウロ人々のなかを出で去る。三四 されど彼に附隨ひて信じたるもの數人あり。其の中にアレオパゴスの裁判人

ク（徒二・一〇）　コ（約四・二二）　ユ 申三二・八　伯一二　ム 伯一二・一〇　俱五　ト 弗四・一八（徒一七・二三）
ヤ 徒一七・一九　エ 箴四二・五　徒一四・一五を見よ　ア 徒七・四八　サ 詩五〇・一〇—一二（伯一二・一二）　メ 申四・七　耶二三・二三、二四（徒一四・一七）　シ 來二・一　モ（徒一四・一六　羅三・二五）
マ 徒一七・一五を見よ　テ 太一一・二五（申一〇・一四　詩一一五　キ 馬二・一〇　ヱ 箴四〇・一八以下（羅一・二三）　セ 路二四・四七　徒二六・二〇　多二
ケ（徒二五・一九）　ス 路二二・二一　イ 太一四・一四を見よ　約一七・六　ロ 徒五・二二、二七　徒一〇・四二　詩九、
フ 撒後二・四　ハ 太一〇・一五を見よ　ニ 徒二・二四を見よ　ホ 徒一七・一八、二二　ヘ 徒一七・一九、二二

デオヌシオ及びダマリスと名づくる女あり、尙その他にもありき。

一この後パウロ、アテネを離れてコリントに到り、二アクラと云ふポントに生れたるユダヤ人に遇

第一八章

キラと共にイタリヤより來りし者なり。三パウロ其の許に到りしに、同業なりしかば偕に居りて工をなせり。彼らの業は幕屋製造なり。四斯て安息日毎に會堂にて論じ、ユダヤ人とギリシヤ人とを勸む。

五シラスとテモテとマケドニヤより來りて後はパウロ專ら御言を宣ぶることに力め、イエスのキリストたることをユダヤ人に證せり。六然るに、彼ら之に逆ひ、かつ罵りたれば、パウロ衣を拂ひて言ふ『なんぢらの血は汝らの首に歸すべし、我は潔よし、今より異邦人に往かん』七遂に此處を去りて神を敬ふテテオ・ユストと云ふ人の家に到る。この家は會堂に隣れり。八會堂司クリスポその家族一同と共に主を信じ、また多くのコリント人も聽きて信じ、かつバプテスマを受けたり。九主は夜まぼろしの中にパウロに言ひ給ふ『おそるな、語れ、默すな、一〇我なんぢと偕にあり、誰も汝を攻めて害ふ者なからん。此の町には多くの我が民あり』一一斯てパウロ一年六个月ここに留りて神の言を敎へたり。

一二ガリオ、アカヤの總督たる時、ユダヤ人、心を一つにしてパウロを攻め、審判の座に曳きゆき、一三『この人は律法にかなはぬ仕方にて神を拜むことを人に勸む』と言ひたれば、一四パウロ口を開かんとせしに、ガリオ、ユ

イ徒一七・一五を見よ　ロ徒一九・一　哥前一・一　ハ徒一八・二六　羅一六・三　哥前一
ニ徒一九・一　哥後一・一、二　ホ徒一・二八　ヘ徒一八・二六　羅一六・三　哥前一
ヒ徒一八・二一、二四、一九・一、一七、二四、三、五、六・一八、二四、三、一〇・一六、一、七、一九　哥前四・一九、一六　ス哥前四・一九、一六　七來六・三　猶四　八弗一・一　提前一・一
ヘ徒八・二七、一九　ホ徒六・九　ヘ徒八・二七、一九　哥前一・一二、一三、三・五、六・二二、四、一〇・一、二、一二、一三　ロ徒一・一九を見よ　ヌ徒一八・五　ル徒一八・二四を見よ　ヲ徒一八・一二を見よ　ワ徒一八・一七　カ徒一八・一二を見よ　ヨ徒一七・一五
タ徒一七・三を見よ　レ徒二〇・二一　路一　ソ尼五・一三　徒一三　ツ毋後一・一六　王上二・三三　結一八・一三、三、四、六、八　ム哥前一・一四
ウ徒一一・一四を見よ　井徒一八・一を見よ　ノ徒九・二〇を見よ　オ徒一八・二七、一九　二一　羅一五・二六　哥前一六・一五　哥後一・一、九・二、一一・一〇　撒前一・　ヤ撒前二・一六を見よ　マ太二七・一九を見よ　ケ徒一八・一六、一七　約一九・七　フ太五・二を見よ
ヒ徒一八・二一、二四、一九・一、一七、二四、三、五、六・一八、二四、三、一〇・一、六、一、七、一九　哥前四・一九、一六　ス哥前四・一九、一六　七來六・三　猶四　八弗一・一　提前一・一　提後一・一　ヘ徒八・二七、一九　ホ徒六・九　ヘ徒八・二七、一九　哥前一・一二、一三、三・五、六・二二、四、一〇・一、二、一二、一三　ロ徒一・一九を見よ　ヌ徒一八・五　ル徒一八・二四を見よ　ヲ徒一八・一二を見よ　ワ徒一八・一七　カ徒一八・一二を見よ　ヨ徒一七・一五
チ路七・二九　徒一九　ワ徒一八・一八　カ徒一一・二六を見よ　ヨ徒一七・一五
ヘ徒八・二七、一九　ホ徒六・九　ヘ徒八・二七、一九　哥前一・一二、一三、三・五、六・二二、四、一〇・一、二、一二、一三　ロ徒一・一九を見よ　ヌ徒一八・五　ル徒一八・二四を見よ　ヲ徒一八・一二を見よ　ワ徒一八・一七　カ徒一八・一二を見よ　ヨ徒一七・一五
ヒ徒一八・二一、二四、一九・一、一七、二四、三、五、六・一八、二四、三、一〇・一、六、一、七、一九　哥前四・一九、一六　ス哥前四・一九、一六　七來六・三　猶四　八弗一・一　提後一・一　ヘ徒八・二七、一九　ホ徒六・九　ヘ徒八・二七、一九　哥前一・一二、一三、三・五、六・二二、四、一〇・一、二、一二、一三　ロ徒一・一九を見よ　ヌ徒一八・五　ル徒一八・二四を見よ　ヲ徒一八・一二を見よ　ワ徒一八・一七　カ徒一八・一二を見よ　ヨ徒一七・一五
ヒ徒一八・二一、二四、一九・一、一七、二四、三、五、六・一八、二四、三、一〇・一、六、一、七、一九　哥前四・一九、一六　ス哥前四・一九、一六　七來六・三　猶四　八弗一・一　提後一・一　ヘ徒八・二七、一九　ホ徒六・九　ヘ徒八・二七、一九　哥前一・一二、一三、三・五、六・二二、四、一〇・一、二、一二、一三　ロ徒一・一九を見よ　ヌ徒一八・五　ル徒一八・二四を見よ　ヲ徒一八・一二を見よ　ワ徒一八・一七　カ徒一八・一二を見よ　ヨ徒一七・一五

ダヤ人に言ふ『ユダヤ人よ、不正または奸惡の事ならば、我が汝らに聽くは道理なれど、一五もし言、名あるひは汝らの律法にかかはる問題ならば、汝等みづから理むべし。我かかる事の審判人となるを好まず』一六斯て彼らを審判の座より逐ひいだす。一七爰に人々みな會堂司ソステネを執へ、審判の座の前にて打ち扑きたり。ガリオは凡で此らの事を意とせざりき。

一八パウロなほ久しく留りてのち、兄弟たちに別を告げ、ブリスキラとアクラとを伴ひ、シリヤに向ひて船出す。早くより誓願ありたれば、ケンクレヤにて髮を剃れり。一九斯てエペソに著き、其處にこの二人を留めおき、自らは會堂に入りてユダヤ人と論ず。二〇人々かれに今暫く居らんことを請ひたれど、肯んぜずして、二一別を告げ『神の御意ならば復なんぢらに返らん』と言ひてエペソより船出し、二二カイザリヤにつき、而してエルサレムに上り、敎會の安否を問ひてアンテオケに下り、二三此處に暫く留りて後また去りてガラテヤ、フルギヤの地を次々に經て凡ての弟子を堅うせり。

二四時にアレキサンデリヤ生れのユダヤ人にて聖書に通達したるアポロと云ふ能辯なる者エペソに下る。二五この人は曩に主の道を敎へられ、ただヨハネのバプテスマを知るのみなれど熱心にして詳細にイエスの事を語り、かつ敎へたり。二六かれ會堂にて臆せずして語り始めしを、プリスキラとアクラと聞きゐて之を迎へ入れ、なほも詳細に神の道を解き明せり。二七アポロ遂にアカヤに渡らんと爲たれば、兄弟たち之を勵まし、かつ弟子たちに彼

コ徒二三・二九　（徒二五・九）　エ徒一八・八を見よ　テ徒一八・八を見よ　哥前一・一　サ徒一・一五を見よ　キ可六・四六を見よ
ユ徒一八・二を見よ　メ太四・二四を見よ　ミ民六・二、五　徒二一　シ羅一六・一　エ民六・九、一八　徒二一・二四
一五（羅一・一〇、一五・三二　彼前三・一七）　イ徒八・四〇を見よ　ロ徒一・一九を見よ　ハ徒一・一二　ニ徒一六・六を見よ　ホ徒六・九　ヘ徒八・二七、一九　哥前一・一二、一三、三・五、六・二二、四、一〇・一、二、一二、一三　ト徒九・二を見よ
チ路七・二九　徒一九・三　リ徒一八・二を見よ　ヌ徒一八・五　ル徒一八・二四を見よ　ヲ徒一八・一二を見よ　（徒一九・一）
一五　ロ徒一・一九を見よ　ハ徒一六・六を見よ　ニ徒一六・六を見よ　ト徒九・二を見よ

二八 を受け容るるやうに書き贈れり。彼かしこに往き既に恩惠によりて信じたる者に多くの益を與ふ。二八 即ち聖書(イ)
に基き、イエスのキリストたる事を示して激甚く、かつ公然にユダヤ人を言ひ伏せたるなり。

第一九章

一 斯てアポロ、コリントに居りし時、パウロ東の地方を經てエペソに到り、或る弟子たちに逢ひ
て、二『なんぢら信者となりしとき聖靈を受けしか』と言ひたれば、彼等いふ『いな我らは聖靈の
有ることすら聞かず』三パウロ言ふ『されば何によりてバプテスマを受けしか』彼等いふ『ヨハネのバプテスマ
なり』四パウロ言ふ『ヨハネは悔改のバプテスマを授けて己に後れて來るもの(即ちイエス)を信ずべきことを民
に云へるなり』五彼等これを聞きて主イエスの名によりてバプテスマを受く。六パウロ手を彼らの上に按きしと
き、聖靈その上に臨みたれば、彼ら異言を語り、かつ預言せり。七この人々は凡て十二人ほどなり。
八爰にパウロ會堂に入りて三ヶ月のあひだ臆せずして神の國に就きて論じ、かつ勸めたり。九然るに或者ど
も頑固になりて從はず、會衆の前に神の道を譏りたれば、パウロ彼らを離れ、弟子たちをも退かしめ、日毎に
一〇 ツラノの講堂にて論ず。一〇斯すること二年の間なりしかば、アジヤに住む者は、ユダヤ人もギリシヤ人もみな
一一 主の言を聞けり。一一而して神はパウロの手によりて尋常ならぬ能力ある業を行ひたまふ。一二 即ち人々かれの身
一二 より或は手拭あるひは前垂をとりて病める者に著くれば、病は去り惡靈は出でたり。一三爰に諸國遍歷の咒文師
一三 なるユダヤ人數人あり、試みに惡靈に憑かれたる者に對して、主イエスの名を呼び『われパウロの宣ぶるイエス
一四 によりて、汝らに命ず』と言へり。一四斯なせる者の中に、ユダヤの祭司長スケワの七人の子もありき。一五惡靈こた

イ 徒八・三五を見よ　ロ 徒一八・五　ハ 徒一八・二四　ニ 徒一八・一を見よ　ホ（徒一八・二三）
ヘ 徒一八・一九を見よ　ト（徒八・一五、一六、一一・一六、一七）　チ（約七・三九）　リ 徒一八・二五を見よ
ヌ 徒一三・二四を見よ　ル（約一・七）　ヲ 徒八・一二、一六、一〇・四八を見よ　ワ 徒六・六を見よ　特
カ 徒一〇・四六を見よ　ヨ（徒一三・一）　タ 徒九・二〇を見よ　（徒一八・二六）
レ 徒一・三を見よ　ソ 徒一四・四を見よ　晋 一六・九　ツ 徒一四・二
ネ 徒九・二を見よ　ナ 徒一・二六を見よ　徒一九・三〇　ラ（徒一九・八、二〇・三一）
ム 徒一六・六を見よ　ウ 徒一九・二〇　井（徒八・一三）
ノ（徒五・一五）　オ（可一六・一七）　ク（太一二・二七）　ヤ 可九・三八を見よ　マ（雅二・一九）

アジヤの口ウパ
圖行旅次三第
哩 英
0 50 100 200
（海中地）海水
アラビヤ
ペルシヤ
ケニロサデ
ヤニドケマ
ヤルペ
ナカア
ナソリロ
ヤシリサ
ヤシリイ
ヤテラガ
ロック
ミヒリイ
ヤタエ
ムレナルエ
ヤリサイガ
イアルト
ゴロッ
ジボ
ヤルペ
ヤテラガ
ヤシリイ
ヤタエ
ムレナルエ
ヤリサイガ

一六 へて言ふ『われイエスを知り、又パウロを知る。然れど汝らは誰ぞ』一六 斯て悪霊の入りたる人、かれらに跳び
一七 かかりて二人に勝ち、これを打拉ぎたれば、彼ら裸體になり傷を受けて其の家を逃げ出でたり。一七 此の事エペソ
に住む凡てのユダヤ人とギリシヤ人とに知れたれば、懼かれら一同のあひだに生じ、主イエスの名崇められる。一八
一八 信者となりし者おほく來り、懺悔して自らの行爲を告ぐ。一九 また魔術を行ひし多くの者ども、その書物を持ち
二〇 きたり、衆人の前にて焚きたるが、其の價を算ふれば銀五萬ほどなりき。二〇 主の言、大に弘まりて權力を得し
と斯の如し。

二一 二一 此等の事のありし後パウロ、マケドニヤ、アカヤを經てエルサレムに往かんと心を決めて言ふ『われ彼處
二二 に到りてのち必ずロマをも見るべし』二二 斯て己に事ふる者の中にてテモテとエラストとの二人をマケドニヤに遣
し、自己はアジヤに暫く留る。

二三 二三 その頃この道に就きて一方ならぬ騷擾おこれり。二四 デメテリオと云ふ銀細工人ありしが、アルテミスの銀
二五 の小宮を造りて細工人らに多くの業を得させたり。二五 それらの者および同じ類の職業者を集めて言ふ『人々よ、
二六 われらが此の業に賴りて利益を得ることは、汝らの知る所なり。二六 然るに、かのパウロは手にて造れる物は神に
あらずと云ひて、唯にエペソのみならず、殆んど全アジヤにわたり、多くの人々を說き勸めて惑したり、これ亦
二七 なんぢらの見聞する所なり。二七 斯ては啻に我らの職業の輕しめらるる恐あるのみならず、また大女神アルテミス
二八 の宮も蔑せられ、全アジヤ、全世界のをがむ大女神の稜威も滅ぶるに至らん』二八 彼等これを聞きて憤恚に滿され、

ケ 使一八・一九を見よ　フ（撒後一・一二）　コ 太三・六　可一・五　羅五・一六　エ（路一五・八）
テ 使一九・一〇を見よ　ア 使六・七を見よ　サ 使一六・九を見よ　羅一五・二六　哥前一六・五
キ 使一八・一二を見よ　ユ 哥前一六・五　（使二〇・一）　ミ 羅一五・二四、二八　（使二三・一一）　シ 使一九・二九（使二一・一五　羅一五三・五、二〇・三四　哥後八・一九）
ス 使一九・一〇を見よ　セ 使一九・一〇を見よ　ス 使一九・九を見よ　イ（哥後六・五）　ロ 使一九・二七、二八、
ハ（使一六・一六、一九・二〇）　ニ 使一七・二九　哥詞八・四、一〇・一九　（申四・二八　詩一一三・四、四・四　雅四四・一〇　耶一〇・三　一五　默九・二〇）
ホ 使一九・七を見よ　ヘ 使一九・一〇を見よ　ト 太二四・二四を見よ

二九 叫びて言ふ『大なる哉、エペソ人のアルテミス』二九 斯て町擧りて騷ぎ立ち、人々パウロの同行者なるマケドニヤ
三〇 人ガイオとアリスタルコとを捕へ、心を一つにして劇場に押入りたり。三〇 パウロ集民のなかに入らんと爲たれ
三一 ど、弟子たち許さず。三一 又アジヤの祭の司のうちの或者どもも彼と親しかりしかば、人を遣して劇場に入らぬや
三二 うにと勸めたり。三二 ここに會衆おほいに亂れ、大方はその何のために集りたるかを知らずして、或者はこの事
三三 を、或者はかの事を叫びたり。三三 遂に群衆の或者ども、ユダヤ人の推し出したるアレキサンデルに勸めたれば、
三四 かれ手を搖して集民に辯明をなさんとすれど、三四 其のユダヤ人たるを知り、みな同音に『おほいなる哉、エペソ
三五 人のアルテミス』と呼はりて二時間ばかりに及ぶ。三五 時に書記役、群衆を鎭めおきて言ふ『さてエペソ人よ、誰
三六 かエペソの町が大女神アルテミス及び天より降りし像の宮守なることを知らざる者あらんや。三六 これは言ひ消し
三七 難きことなれば、汝ら靜かなるべし、妄なる事を爲すべからず。三七 この人々は宮の物を盜む者にもあらず、我ら
三八 の女神を謗る者にもあらず、然るに汝ら之を曳き來れり。三八 もしデメテリオ及び偕にをる細工人ら、人に就きて
三九 訴ふべき事あらば、裁判の日あり、かつ司あり、彼等おのおの訴ふべし。三九 もし又ほかの事につきて議する所あ
四〇 らば正式の議會にて決すべし。四〇 我ら今日の騷擾につきては何の理由もなきにより咎を受くる恐あり。この會合
四一 につきて言ひひらくこと能はねばなり』四一 斯く言ひて集會を散じたり。

第二〇章

一 騷亂のやみし後、パウロ弟子たちを招きて勸をなし、之に別を告げ、マケドニヤに往かんとて出
で立つ。二 而して、かの地方を巡り多くの言をもて弟子たちを勸めし後、ギリシヤに到る。三 そこ
に留ること三个月にしてシリヤに向ひて船出せんとする時、おのれを害はんとするユダヤ人らの計略に遭ひたれ

イ 徒一九・一七　ロ 徒一九・二二を見よ　ハ 徒二〇・四、二七。　ニ 徒一九・九を見よ　ホ 徒二・三四　ヘ 徒一二・一七を見よ　ト 徒一九・二八　チ 徒一九・一七　リ（徒一四・一二）　ヌ 提後三・四　ル 羅二・二二　ヲ 徒一・二六を見よ　ワ 徒一六・九を見よ　カ 徒一九・二一を見よ　ヨ 太四・二四を見よ　タ 徒九・二四を見よ　レ（徒一七・一）　ソ 徒一九・二九を見よ　ツ 徒一四・六を見よ　ネ 徒一六・一を見よ　ナ 徒二・九を見よ　ム 徒二・三九　提後　ノ 徒一二・三を見よ　オ 徒一六・一二を見よ　ク 太二八・一　可一六　ヤ 徒二・四二を見よ　ヨ 徒二〇・一　ラ 弗六・二一　西四・ウ 徒一六・八を見よ　井「我ら」（徒二〇・五　ヨ 徒二〇・一　タ 徒一七・一〇を見よ　レ（徒一七・一）　ソ 徒一九・二九を見よ　ツ 徒一四・六を見よ　ネ 徒一六・一を見よ　ナ 徒二・九を見よ　ム 徒二・三九　提後　ノ 徒一二・三を見よ　オ 徒一六・一二を見よ　ク 太二八・一　可一六　ヤ 徒二・四二を見よ　ヨ 徒二〇・一　ラ 弗六・二一　西四・ウ 徒一六・八を見よ　井「我ら」（徒二〇・五　七 提後四・一二　多三・一二　ス 徒一・二三を見よ　ム 徒二・三九　提後　ノ 徒一二・三を見よ　オ 徒一六・一二を見よ　ク 太二八・一　可一六　ヤ 徒二・四二を見よ　ヨ 徒二〇・一　路二四・一　約　哥前一六　ヨ 徒二〇・一　哥前一六　默一・一〇。　ラ 弗六・二一　西四・ウ 徒一六・八を見よ　井「我ら」（徒二〇・五　七 提後四・一二　マ 徒一・二三を見よ　ケ 太二五・一を見よ　フ（王上一七・二一　王下四・三四）　コ（太九・二三、二四　エ 徒二〇・七を見よ　可五・三九）　テ 徒二〇・一七　提後　ア 徒二・九を見よ　徒二〇・三　タ 徒九・二四を見よ　ル 羅二・二二　ヲ 徒一・二六を見よ　カ 徒一九・二一を見よ　ヨ 太四・二四を見よ　タ 徒九・二四を見よ　徒二〇・一九　（徒一三・五〇）　サ 徒二〇・一八、一九を見よ　キ 徒二・一九を見よ　ユ 哥前一六・八　二〇・四、一八　哥前一六・八

四 ば、マケドニヤを經て歸らんと心を決む。四 之に伴へる人々はベレヤ人にしてプロの子なるソパテロ、テサロ
五 ニケ人アリスタルコ及びセクンド、デルベ人ガイオ及びテモテ、アジヤ人テキコ及びトロピモなり。五 彼らは先
六 立ちゆき、トロアスにて我らを待てり。六 我らは除酵祭の後、ピリピより船出し、五日にしてトロアスに著き、
七 彼らの許に到りて七日のあひだ留れり。
七 一週の首の日われらパンを擘かんとて集りしが、パウロ明日いで立たんとて彼等とかたり、夜半まで語り
八 續けたり。八 集りたる高樓には多くの燈火ありき。九 爰にユテコといふ若者、窓に倚りて坐しゐたるが、甚く眠氣
九 ざすほどにパウロの語ること愈々久しくなりたれば遂に熟睡して三階より落つ。これを扶け起したるに、はや
一〇 死にたり。一〇 パウロ降りて其の上に伏し、かつ抱きて言ふ『なんぢら騷ぐな、生命はなほ内にあり』一一 乃ち復の
一一 ぼりてパンを擘き、食してのち、久しく語りあひ夜明に至り遂に出でたてり。一二 人々かの若者の活きたるを連れ
一二 きたり、甚く慰藉を得たり。
一三 斯て我らは先立ちて船に乘り、アソスにてパウロを載せんとして彼處に船出せり。彼は徒歩にて往かんと
一四 一五 て斯は定めたるなり。一四 我らアソスにてパウロを待ち迎へ、これを載せてミテレネに渡り、一五 また彼處より船出
一六 して翌日キヨスの彼方にいたり、次の日サモスに立ち寄り、その次の日ミレトに著く。一六 パウロ、アジヤにて時
を費さぬ爲にエペソには船を寄せずして過ぐることに定めしなり。これは成るべく五旬節の日エルサレムに在る
ことを得んとて急ぎしに因る。

一七 而してパウロ、ミレトより人をエペソに遣し、教會の長老たちを呼びて、一八その來りし時、かれらに言ふ、
『わがアジヤに來りし初の日より如何なる狀にて常に汝らと偕に居りしかは、汝らの知る所なり。一九即ち謙
一九 遜の限をつくし、涙を流し、ユダヤ人の計略によりて迫り來し艱難に耐へて主につかへ、二〇益となる事は何くれと
二〇 なく憚らずして告げ、公然にても家々にても汝らを教へ、二一ユダヤ人にもギリシヤ人にも、神に對して悔改め、
二一 われらの主イエスに對して信仰すべきことを證せり。二二視よ、今われは心搦められて、エルサレムに往く。彼處
二二 にて如何なる事の我に及ぶかを知らず。二三ただ聖靈いづれの町にても我に證して縲紲と患難と我を待てりと告げ
二三 たまふ。二四然れど我わが走るべき道程と主イエスより承けし職、すなはち神の惠の福音を證する事とを果さん爲
二四 には固より生命をも重んぜざるなり。二五視よ、今われは知る、前に汝らの中を歷巡りて御國を宣傳へし我が顏を
二五 汝ら皆ふたたび見ざるべきを。二六この故に、われ今日なんぢらに證す、われは凡ての人の血につきて潔よし。二七
二六 我は憚らずして神の御旨をことごとく汝らに告げしなり。二八汝等みづから心せよ、又すべての群に心せよ、聖靈
二七 は汝らを群のなかに立てて監督となし、神の己の血をもて買ひ給ひし教會を牧せしめ給ふ。二九われ知る、わが
二八 出で去るのち暴き豺狼なんぢらの中に入りきたりて群を惜まず、三〇又なんぢらの中よりも、弟子たちを己が方に
二九 引き入れんとて、曲れることを語るもの起らん。三一されば汝ら目を覺しをれ。三年の間わが夜も晝も休まず、淚
三〇 をもて汝等おのおのを訓戒せしことを憶えよ。三二われ今なんぢらを、主および其の惠の御言に委ぬ。御言は汝ら
三一 三二

イ 徒一八・九を見よ　ロ 徒一・三〇を見よ　ハ 徒八・一九、一九・一、一〇（徒二〇・四、一六）　ニ 徒一八・一六　ホ 徒二〇・二七　ヘ 徒二・三八を見よ（徒一・一八、二・七—一二、一一・二四—一八 撮 見よ）　ト 徒二四・二四、二六・一〇　チ 徒一・二五　リ 徒二〇・一六　ヌ 徒八・二九を見よ　ル 徒九・一六を見よ　ヲ 徒一・三三　ワ（徒一・一七 腓二・三〇）　カ 徒一・二三を見よ　ヨ 徒二一・一三　タ 徒二八・三一（太四・二三）　レ 徒二〇・三八　ソ 徒一八・六を見よ　ツ 徒二〇・二〇　ネ 徒一三・三六　ナ（提前四・一六）　ラ 徒二〇・二九 踏一・二八を見よ（徒二・三八 彼前五・五 井七・一六・一八を見よ 羅一六・一六 哥前一〇・三三）　ウ 弗一・七、一四 多二・一四 彼前一・一九 默五・九　ム 啡一・一を見よ　ノ 結三三・二七 太七・一五　オ 徒二〇・二八　ク 徒一・二六を見よ（約壹二・一九）　ヤ（徒一九・八、一〇、二四・七）　マ 結二〇・一九（腓三・一八）　ケ 西一・二八　フ 徒二四・三（徒二〇・二四）　コ 徒一四・二二

二八 その來りし時、かれらに言ふ、
『わがアジヤに來りし初の日より如何なる狀にて常に汝らと偕に居りしかは、汝らの知る所なり。一九即ち謙
遜の限をつくし、涙を流し、ユダヤ人の計略によりて迫り來し艱難に耐へて主につかへ、二〇益となる事は何くれと
なく憚らずして告げ、公然にても家々にても汝らを教へ、二一ユダヤ人にもギリシヤ人にも、神に對して悔改め、
われらの主イエスに對して信仰すべきことを證せり。二二視よ、今われは心搦められて、エルサレムに往く。彼處
にて如何なる事の我に及ぶかを知らず。二三ただ聖靈いづれの町にても我に證して縲紲と患難と我を待てりと告げ
たまふ。二四然れど我わが走るべき道程と主イエスより承けし職、すなはち神の惠の福音を證する事とを果さん爲
には固より生命をも重んぜざるなり。二五視よ、今われは知る、前に汝らの中を歷巡りて御國を宣傳へし我が顏を
汝ら皆ふたたび見ざるべきを。二六この故に、われ今日なんぢらに證す、われは凡ての人の血につきて潔よし。二七
我は憚らずして神の御旨をことごとく汝らに告げしなり。二八汝等みづから心せよ、又すべての群に心せよ、聖靈
は汝らを群のなかに立てて監督となし、神の己の血をもて買ひ給ひし教會を牧せしめ給ふ。二九われ知る、わが
出で去るのち暴き豺狼なんぢらの中に入りきたりて群を惜まず、三〇又なんぢらの中よりも、弟子たちを己が方に
引き入れんとて、曲れることを語るもの起らん。三一されば汝ら目を覺しをれ。三年の間わが夜も晝も休まず、淚
をもて汝等おのおのを訓戒せしことを憶えよ。三二われ今なんぢらを、主および其の惠の御言に委ぬ。御言は汝ら

ア（徒一八・三 哥前 九・四—一八 哥後 ユ 徒九・四〇、二一・一一・七—一二、一二・一四—一八 撮 見よ）　イ 徒一二・二〇、二一 ホ 徒一五・三三を見よ　ロ 徒一一・二 ハ 徒一・二六を見よ　ヘ 徒二〇・三六を見よ　ト 約一九・二七を見よ　チ 徒二一・三 リ 徒一・一五を見よ　ヌ 徒八・二九を見よ　ル 弗四・一一 提後四・五　ヲ 徒六・五を見よ　ワ 徒六・三、五　テ（徒九・三一）　チ 徒二六・一八 弗一・一四、二・一四、五・五 西一・二二、三・二四 來 約一七・七 撮 見よ　ヌ 徒九・四〇、二一・一一・七—一二、一二・一四—一八 撮 見よ　ル 徒八・二九を見よ　ヲ（「我ら」（一一一八）　ス 太四・二四を見よ　ヘ（徒二・三八を見よ（徒一一・二八、二・一九、一九・一、一〇（徒二〇・四、一六）　ト 徒二四・二四、二六・一〇　チ 徒一・二五　リ 徒二〇・一六　ヌ 徒八・二九を見よ　ル 徒九・一六を見よ　ヲ 徒一・三三　ワ（徒一・一七 腓二・三〇）　カ 徒一・二三を見よ　ヨ 徒二一・一三　タ 徒二八・三一（太四・二三）　レ 徒二〇・三八　ソ 徒一八・六を見よ　ツ 徒二〇・二〇　ネ 徒一三・三六　ナ（提前四・一六）　ラ 徒二〇・二九 踏一・二八を見よ（徒二・三八 彼前五・五 井七・一六・一八を見よ 羅一六・一六 哥前一〇・三三）　ウ 弗一・七、一四 多二・一四 彼前一・一九 默五・九　ム 啡一・一を見よ　ノ 結三三・二七 太七・一五　オ 徒二〇・二八　ク 徒一・二六を見よ（約壹二・一九）　ヤ（徒一九・八、一〇、二四・七）　マ 結二〇・一九（腓三・一八）　ケ 西一・二八　フ 徒二四・三（徒二〇・二四）　コ 徒一四・二二

の德を建て、すべての潔められたる者とともに嗣業を受けしめ得るなり。三三我は人の金銀・衣服を貪りし事な
し。三四この手は我が必要に供へ、また我と偕なる者に供へしことを汝等みづから知る。三五我すべての事に於て例
を示せり、即ち汝らも斯く働きて、弱き者を助け、また主イエスの自ら言ひ給ひし「與ふるは受くるよりも幸福
なり」との御言を記憶すべきなり』
三六斯く言ひて後、パウロ跪づきて一同とともに祈れり。三七みな大に歎きパウロの頸を抱きて接吻し、三八その
ふたたび我が顏を見ざるべしと云ひし言によりて特に憂ひ、遂に彼を船まで送りゆけり。

第二一章

一ここに我ら人々と別れて船出をなし、眞直にはせてコスに到り、次の日ロドスにつき、彼處より
パタラにわたる。二此の處にてペニケにゆく船に遇ひ、これに乘りて船出す。三クプロを望み、之を
左にして過ぎ、シリヤに向ひて進み、ツロに著きたり、此處にて船荷を卸さんとすればなり。四斯て弟子たちに
尋ね逢ひて七日留れり。かれら御靈によりてパウロに、エルサレムに上るまじき事を云へり。五然るに我ら七日
終りて後、いでて旅立ちたれば、彼等みな妻子とともに町の外まで送りきたり、諸共に濱邊に跪づきて祈り、
六相互に別を告げて我らは船に乘り、彼らは家に歸れり。七ツロをいでトレマイに到りて船路つきたり。此處にて兄弟たちの安否を訪ひ、かれらの許に一日留り、
八明る日ここを去りてカイザリヤにいたり、傳道者ピリポの家に入りて留る、彼はかの七人の一人なり。九との

ル 弗四・一一 提後四・五　ヲ 徒六・五を見よ　ワ 徒六・三、五　ホ 徒一五・三三を見よ　ヘ 徒二〇・三六を見よ　ト 約一九・二七を見よ　チ 徒二一・三　リ 徒一・一五を見よ　ヌ 徒八・二九を見よ　ヌ 徒八・四〇を見よ　ヌ 徒二一・一六

一〇 人に預言する四人の娘ありて、處女なりき。一〇我ら數日留り居るうちに、アガボと云ふ預言者、ユダヤより下
一一 り、一一我らの許に來りてパウロの帶をとり、己が足と手とを縛りて言ふ『聖靈かく言ひ給ふ「エルサレムにて、
一二 ユダヤ人、この帶の主を斯の如く縛りて異邦人の手に付さん」と』一二われら之を聞きて此の地の人々とともにパ
一三 ウロに、エルサレムに上らざらんことを勸む。一三その時パウロ答ふ『なんぢら何ぞ歎きて我が心を挫くか、我エ
一四 ルサレムにて、主イエスの名のために、唯に縛らるるのみかは、死ぬることをも覺悟せり』一四斯く我らの勸告を
納れぬによりて『主の御意の如くなれかし』と言ひて止む。

一五 この後われら行李を整へてエルサレムに上る。一六カイザリヤに居る弟子も數人、ともに往き、我らの宿ら
一六 んとするクプロ人マナソンといふ舊き弟子のもとに案内したり。

一七 一七エルサレムに到りたれば、兄弟たち歡びて我らを迎へたり。一八翌日パウロ我らと共にヤコブの許に往きし
一八 に、長老たち皆あつまり居たり。一九パウロその安否を問ひて後、おのが勤勞によりて異邦人のうちに、神の行ひ
一九 給ひしことを、一一々告げたれば、二〇彼ら聞きて神を崇め、またパウロに言ふ『兄弟よ、なんぢの見るごとくユダ
二〇 ヤ人のうち、信者となりたるもの數萬人あり、みな律法に對して熱心なる者なり。二一彼らは、汝が異邦人のうち
二一 に居る凡てのユダヤ人に對ひて、その兒らに割禮を施すな、習慣に從ふなと云ひて、モーセに遠ざかることを教
二二 ふと聞けり。二二如何にすべきか、彼らは必ず汝の來りたるを聞かん。二三されば汝われらの言ふ如くせよ、我らの
二三 中に誓願あるもの四人あり、二四汝かれらと組みて之とともに潔をなし、彼等のために費を出して髮を剃らしめ

イ（徒一三・一一）路二・三六、哥前一・五）　ロ徒一・二八（母前一五・二七、二八 繁二〇・二 耶）　ハ（太二〇・一九）　ニ徒九・一六を見よ（徒二一・三三）　ホ徒八・二九を見よ　ヘ（太二〇・一九）　ト（徒二一・一五）　チ徒五・四一を見よ　徒九・一六　リ徒二〇・二四　ヌ（路二二・四二）　ル（徒二一・二二）　ヲ徒二一・八を見よ　ワ徒二一・四を見よ　カ徒二一・三を見よ　ヨ徒一五・七　タ徒一・一五を見よ　レ徒二・一七を見よ　ソ徒一・三〇を見よ　ツ（徒一・一七）　ネ徒一四・二七を見よ　ナ太九・八を見よ　ラ徒一五・一、二二・　ム（徒一五・一、五 哥　ウ徒六・一四を見よ　井徒二一・二八　ノ徒一八・一八を見よ　オ徒二一・二六、二四　前七・一八、一九）　三・加一・一四　ク徒一八・一八を見よ　・一八（約一一・五五）

二四 よ。さらば人々みな汝につきて聞きたることの虚僞にして、汝も律法を守りて正しく歩み居ることを知らん。
二五 二五異邦人の信者となりたる者につきては、我ら既に書き贈りて、偶像に獻げたる物と血と絞殺したる物と淫行と
二六 に遠ざかるべき事を定めたり』二六爰にパウロその人々と組みて次の日、ともどもに潔をなして宮に入り、潔の期
滿ちて各人のために獻物をささぐべき日を告げたり。

二七 二七斯て七日の終らんとする時、アジヤより來りしユダヤ人ら、宮の内にパウロの居るを見て群衆を騷し、か
二八 れに手をかけ、叫びて言ふ、二八『イスラエルの人々助けよ、この人はいたる處にて民と律法と此の所とに悖れること
二九 とを人々に教ふる者なり、然のみならずギリシヤ人を宮に率き入れて此の聖なる所をも汚したり』二九かれら曩に
三〇 エペソ人トロビモが、パウロとともに市中にゐたるを見て、パウロ之を宮に率き入れしと思ひしなり。三〇爰に市中
三一 みな騷ぎたち、民ども馳せ集り、パウロを捕へて宮の外に曳出せり、斯て門は直ちに鎖されたり。三一彼らパウロ
三二 を殺さんと爲しとき、軍隊の千卒長に、エルサレム中さわぎ立てりとの事きこえたれば、三二かれ速かに兵卒およ
三三 び百卒長らを率ゐて馳せ下る。かれら千卒長と兵卒とを見て、パウロを打つことを止む。三三千卒長、近よりてパ
三四 ウロを執へ、命じて二つの鏈にて繫がせ、その何人なるか、何事をなしたるかを尋ぬるに、三四群衆の中にて或者
三五 はこの事を、或者はかの事を呼はり、騷亂のために確なる事を知るに由なく、命じて陣營に曳き來らしめたり。
三六 三五階段に至れるに、群衆の手暴きによりて、兵卒パウロを負ひたり。三六これ群れる民ども『彼を除け』と叫びつ
つ隨ひ迫れる故なり。

ヤ徒一五・一九　マ徒一五・二〇、二九　ケ徒二一・二四を見よ　フ民六・一三　徒二四・一八　コ（民六・九、一三——二〇）　エ徒二・九を見よ　テ徒二四・一九（徒二〇・一九）　ア徒六・一三を見よ　サ徒六・一三、一四、二四・六　キ徒一八・一九を見よ　ユ徒二〇・四を見よ　メ徒二六・二一、二王下一一・一五　徒一六　ヒ徒二〇・二三　二一・一一、二九、二六・二九、二八・二〇　（徒二一・二九）　モ徒一九・三二　セ徒二一・三七、二二　二四、二三・一〇、一五）　ヱ徒一二・六　一・二六、二・九）　弗六・二〇を見よ　イ徒二二・二二（路二三・一九　約一九・一五）　ス徒二一・四〇　一六、三二

三七 三八 三九 四〇 一 二 三 四 五 六 七 八 九 一〇

三七 バウロ陣營に曳き入れられんと爲るとき、千卒長に言ふ『われ汝に語りて可きか』かれ言ふ『なんぢギリ
三八 シヤ語を知るか。三八 汝はかのエジプト人にして、曩に亂を起して四千人の刺客を荒野に率ゐ出でし者ならずや』
三九 三九 バウロ言ふ『我はキリキヤなるタルソのユダヤ人、鄙しからぬ市の市民なり。請ふ民に語るを許せ』四〇 之を許
四〇 したれば、バウロ階段の上に立ち、民に對ひて手を搖し、大に靜まれる時、ヘブルの語にて語りて言ふ、

第二二章

一『兄弟たち親たちよ、今なんぢらに對する辯明を聽け』二 人々その（ヘブルの）語を語るを聞きて
ますます靜になりたれば、又いふ

三『我はユダヤ人にてキリキヤのタルソに生れしが、此の都にて育てられ、ガマリエルの足下にて先祖たち
の律法の嚴しき方に遵ひて教へられ、今日の汝らのごとく神に對して熱心なる者なりき。四 我この道を迫害し男
女を縛りて獄に入れ、死にまで至らしめしことは、五 大祭司も凡ての長老も我に就きて證するなり。我は彼等よ
り兄弟たちへの書を受けて、ダマスコに寓り居る者どもを縛り、六 エルサレムに曳き來りて罰を受けしめんとて
彼處にゆけり。往きてダマスコに近づきたるに、正午ごろ忽ち大なる光、天より出でて我を環り照せり。七 その時
われ地に倒れ、かつ我に語りて『サウロ、サウロ、何ぞ我を迫害するか』といふ聲を聞き、八「主よ、なんぢは誰ぞ」と
答へしに『われは汝が迫害するナザレのイエスなり』と言ひ給へり。九 偕に居る者ども光は見しが、我に語る者の
聲は聞かざりき。一〇 われ復いふ『主よ我なにを爲すべきか』主いひ給ふ『起ちてダマスコに往け、なんぢの爲すべき

イ 徒二一・三四　ロ（徒五・三八）　ハ（太二四・二六）　ニ 徒六・九を見よ　ホ 徒二二・三　ヘ 徒二一・三五　ト 徒一二・一七を見よ　チ 徒二二・二、二六・一八　リ 徒七・二　ヌ 徒二一・四〇を見よ　ル 三一・一六（徒九・一　ヲ 徒二一・三九を見よ　ワ 徒九・一一を見よ　カ 徒五・三四　ヨ 申三三・三　タ 徒二六・五　ナ 路二二・六六　レ 徒二一・二〇を見よ　ソ 徒九・二を見よ　ツ 徒八・三を見よ　ネ 徒九・一　ム 徒九・二を見よ　ウ 徒九・二を見よ　ク（徒九・七）　ヤ（徒一六・三〇）

二一 定まりたる事は彼處にて悉とく告げらるべし』二 我は、かの光の晃耀にて目見えずなりたれば、偕にをる者に手を
二二 引かれてダマスコに入りたり。二三 爰に律法に據れる敬虔の人にして其の町に住む凡てのユダヤ人に令聞あるアナ
二四 ニヤといふ者あり。二三 彼われに來り傍らに立ちて『兄弟サウロよ、見ることを得よ』と言ひたれば、その時、仰ぎて
二五 彼を見たり。二四 かれ又いふ『我らの先祖の神は、なんぢを選びて御意を知らしめ、又かの義人を見、その御口の聲
二六 を聞かしめんと爲給へり。二五 これは汝の見聞したる事につきて、凡ての人に對し彼の證人とならん爲なり。二六 今
二七 なんぞ躊躇ふか、起て、その御名を呼び、バプテスマを受けて汝の罪を洗ひ去れ』二七 斯て我エルサレムに歸り、宮
二八 にて祈りをるとき、我を忘れし心地して主を見奉るに我に斯く言ひ給ふ、二八「なんぢ急げ、早くエルサレムを去れ、
二九 人々われに係る汝の證を受けぬ故なり」二九 我いふ「主よ、我さきに汝を信ずる者を獄に入れ、諸會堂にて之を扑
三〇 ち、三〇 又なんぢの證人ステパノの血の流されしとき、我もその傍らに立ちて之を可しとし、殺す者どもの衣を守
三一 りしことは、彼らの知る所なり」三一 われに言ひ給ふ『往け、我なんぢを遠く異邦人に遣すなり』と』
三二 三二 人々ききを居たりしが此の言に及び、聲を揚げて言ふ『斯のごとき者をば地より除け、生しおくべき者なら
三三 ず』三三 斯く叫びつつ其の衣を脱ぎすて、塵を空中に撒きたれば、三四 千卒長、人々が何故バウロにむかひて斯く叫
三四 び呼はるかを知らんとし、鞭ちて訊ぶることを命じて、彼を陣營に曳き入れしむ。三五 革鞭をあてんとてバウロを
三五 引き張りし時、かれ傍らに立つ百卒長に言ふ『ロマ人たる者を罪も定めずして鞭つは可きか』三六 百卒長これを聞
三六 きて千卒長に往き、告げて言ふ『なんぢ何をなさんとするか、此の人はロマ人なり』三七 千卒長、きたりて言ふ

ヲ 徒九・八、九　ケ（徒六・三、一〇・二　フ 徒九・一〇　コ 徒九・二七　エ 徒九・一八　テ 徒三・三を見よ　ア 徒九・一五、二六・一六　サ 徒七・五二を見よ　キ 徒九・一七、二六・一六　哥前九・一、一五・八　ユ 徒二二・一四　メ 徒二三・一一、二六　ミ 徒九・一六　シ 徒七・五九を見よ　エ 徒二・三八を見よ　哥前六・一一、一〇　セ（徒九・二九）　モ 徒一〇・一〇を見よ　ヒ 徒九・二六、二六・二〇　ロ 徒七・五八、五九、八・一、二六・一〇　ヘ（徒七・五八）　ス 徒二二・四を見よ　イ 太一〇・一七を見よ　徒二六・一一　ニ（黙五・二六）　ホ 徒二五・二四　ヌ 徒一六・三七　ハ（徒九・一五）　ニ 徒二一・三六を見よ　（撒前二・一六）　チ 徒二二・二九　リ 徒二一・三四を見よ　ト 羅徒一六・一三

二八 『なんぢはロマ人なるか、我に告げよ』かれ言ふ『然り』。二八千卒長こたふ『我は多くの金をもて此の民籍を得たり』パウロ言ふ『我は生れながらなり』。二九爰に訊べんとせし者どもは直ちに去り、千卒長はそのロマ人なるを知り、之を縛りしことを懼れたり。

二〇 三〇明くる日、千卒長かれが何故ユダヤ人に訴へられしか、確なる事を知らんと欲して彼の縛を解き、命じて祭司長らと全議會とを呼び集め、パウロを曳き出して其の前に立たしめたり。

第二三章

一 一パウロ議會に目を注ぎて言ふ『兄弟たちよ、我は今日に至るまで事毎に良心に從ひて神に事へたり』。二大祭司アナニヤ傍らに立つ者どもに、彼の口を擊つことを命ず。三爰にパウロ言ふ『白く塗りたる壁よ、神なんぢを擊ち給はん、なんぢ律法によりて我を審くために坐しながら、律法に悖りて我を擊つことを命ずるか』。四傍らに立つ者いふ『なんぢ神の大祭司を罵るか』。五パウロ言ふ『兄弟たちよ、我その大祭司たることを知らざりき。錄して「なんぢの民の司をそしる可からず」とあればなり』。六斯てパウロ、その一部はサドカイ人、その一部はパリサイ人たるを知りて、議會のうちに呼はりて言ふ『兄弟たちよ、我はパリサイ人にしてパリサイ人の子なり、我は死人の甦へることの希望につきて審かるるなり』。七斯く言ひしに因りて、パリサイ人とサドカイ人との間に紛爭おこりて、會衆相分れたり。八サドカイ人は復活もなく御使も靈もなしと言ひ、パリサイ人は兩ながらありと云ふ。九遂に大なる喧噪となりてパリサイ人の中の學者數人、たちて爭ひて言ふ『われら此の人に惡しき事あるを見ず、もし靈または御使、かれに語りたるならば如何』。一〇紛爭いよいよ激しく爲りたれば、千卒長、パウロの彼らに引裂れんことを恐れ、兵卒どもに命じて下りゆかしめ、彼らの中より引取りて陣營に連れ來らしめたり。

一一 二その夜、主パウロの傍らに立ちて言ひ給ふ『雄々しかれ、汝エルサレムにて我につきて證をなしたる如く、ロマにても證をなすべし』。

一二 三夜明になりてユダヤ人、徒黨を組み、盟約を立てて、パウロを殺すまでは飲食せじと言ふ。一三この徒黨を結びたる者は四十人餘なり。一四彼らは祭司長・長老らに往きて言ふ『われらパウロを殺すまでは何をも味ふまじと堅く盟約を立てたり。一五されば汝等なほ詳細に訊べんとする狀して、彼を汝らの許に連れ下らすことを議會と共に千卒長に訴へよ。我等その近くならぬ間に殺す準備をなせり』。一六パウロの姉妹の子この待伏の事をきき、往きて陣營に入り、パウロに告げたれば、一七パウロ百卒長の一人を呼びて言ふ『この若者を千卒長につれ往け、告ぐる事あり』。一八百卒長これを携へ、千卒長に至りて言ふ『囚人パウロ、我を呼びて、この若者なんぢに言ふべき事ありとて、汝に連れ往くことを請へり』。一九千卒長その手を執り退きて、私に問ふ『われに告ぐる事とは何ぞ』。二〇若者いふ『ユダヤ人は汝がパウロの事をなほ詳細に訊ぶる爲にとて明日かれを議會に連れ下ることを汝に請はんと、申合せたり。二一汝その請に從ふな、彼らの中にて四十人餘の者、パウロを待伏せ、之を殺すまでは飲食せじと盟約を立て、今その準備をなして汝の許諾を待てり』。二二ここに千卒長、若者に『これらの事を我に訴へたりと誰にも語るな』と命じて歸せり。二三さて百卒長を兩三人よびて言ふ『今夜、九時ごろカイザリヤに向けて

イ 徒二二・二四　ロ（徒二二・二四、二五）　ハ 徒一六・三八　ニ 徒二二・二八
ホ（徒二一・三三）　ヘ 太五・二二を見よ　ト 徒二二・三〇、二三・一〇、二八
チ 徒二二・五を見よ　リ 徒二四・六　ヌ 徒二四・一　ル（約一八・二二）　ヲ 大二三・二七　ワ 利一九・一五　カ 徒二三・一を見よ　ヨ 出二二・二八　タ 太二二・七を見よ　レ 徒二三・一を見よ
ソ 徒二三・一を見よ　ツ 徒二六・五　ナ 徒二三・六を見よ　ラ 徒二三・六を見よ　ム 可二・一六　ネ 徒二四・一五、二一、二六・八　ウ（徒二三・二九）
ノ 徒二一・三四を見よ　オ（徒一八・九）　ク（徒二七・二二）　ヤ 太九・二を見よ　マ 路一六・二八を見よ
ケ（徒一九・二一、二七・二四）　フ 徒二二・三〇　九・二三　（徒一六・一四、二一）　コ 徒二二・一四、二一　エ 徒二二・二二、二一　テ 徒二二・一を見よ　ア 徒二二・一〇を見よ
サ 弗三・一を見よ　キ 徒二二・一四、一五　ユ 徒二二・一を見よ　メ 路一・五四　ミ 徒二二・一二、一四
シ 羅八・四〇を見よ　徒二二・三三
ス 徒一六・三八　セ 徒二二・二八

二四 往くために、兵卒二百、騎兵七十、槍をとる者二百を整へよ』二四 また畜を備へ、パウロを乘せて安全に總督ペリ
二五 クスの許に護送することを命じ、二五 かつ左のごとき書をかき贈る。
二六 二六『クラウデオ・ルシヤ謹みて總督ペリクス閣下の平安を祈る。二七 この人はユダヤ人に捕へられて殺されん
二七 とせしを、我そのロマ人なるを聞き、兵卒どもを率ゐ往きて救へり。二八 ユダヤ人の彼を訴ふる理由を知らんと欲
二八 して、その議會に引き往きたるに、二九 彼らの律法の問題につき、訴へられたるにて、死もしくは縛に當る罪の訴訟
二九 にあらざるを知りたり。三〇 又この人を害せんとする謀計ありと我に聞えたれば、われ俄にこれを汝のもとに送り、
三〇 これを訴ふる者に、なんぢの前にて彼を訴へんことを命じたり』

三一 爰に兵卒ども命ぜられたる如くパウロを受けとりて、夜中アンテパトリスまで連れゆき、三二 翌日これを
三二 騎兵に委ね、ともに往かしめて陣營に歸れり。三三 騎兵はカイザリヤに入り、總督に書をわたし、パウロを其の前に
三三 立たしむ。三四 總督、書を讀みて、パウロのいづこの國の者なるかを問ひ、そのキリキヤ人なるを知りて、三五『汝を
三四 訴ふる者の來らんとき、尙つまびらかに汝のことを聽かん』と言ひ、かつ命じて、ヘロデの官邸に之を守らしめ
三五 たり。

第二四章

一 五日ののち大祭司アナニヤ數人の長老およびテルトロと云ふ辯護士とともに下りて、パウロを
二 總督に訴ふ。二 パウロ呼び出されたれば、テルトロ訴へ出でて言ふ『ペリクス閣下よ、われらは汝
三 によりて太平を樂み、三 なんぢの先見によりて此の國人のために時に隨ひ處に隨ひて、惡しき事の改められたる

イ 徒二三・二六、三三、ハ 徒一五・二三を見よ、チ（徒二三・一〇）レ 徒二三・二四を見よ ナ（徒二四・二七）井 徒二三・二六を見よ
二四・一、二、一〇、ニ 徒二一・三二、三三 リ 徒一八・一五 ソ 徒二五・一 ラ（徒二一・二七、二
二五・一四 ホ（徒二三・一〇） （約二五・一九） タ 徒二一・三九 及び 四・一一）
ロ 徒二四・二（路一・ ヘ 徒二三・三〇 ヌ 徒二五・二五、二六 ツ 徒六・九を見よ ム 徒二三・二
四 徒二六・二五） ト 徒二三・一を見よ ・三一、二八・一八 ワ 徒二三・三五 ネ 徒二三・三〇を見よ ウ 徒二三・二四を見よ
ス 徒二三・三〇を見よ
イ 徒二三・六を見よ

ノ 徒一五・五を見よ ヤ（徒二一・一八、二） エ 徒一五・五を見よ サ 提後一・三 （但一二・二 約五・ シ 羅一五・二五—二八 加二・一〇）
徒二四・一四 七、二四・一） 徒二四・五 キ（徒二五・八、二六・ 哥前一六・一—四 エ 徒二一・二六
オ 徒二一・二八を見よ ケ 徒二五・八 テ 徒九・二を見よ 四、五、二一、二二、 哥後八・一—四、九 ヒ 徒二四・一二
ク 徽前二・一六を見よ フ 徒二四・一八 二八・二三） ・一二、一二 モ 徒二一・二七
ヤ 徒二三・二四を見よ コ 徒二五・七 ア 二三・一三を見よ ユ 徒二三・六を見よ メ 徒二三・一を見よ （徒一一・二九、三〇 セ（徒二三・三〇）
ミ（徒二〇・三一）

六 宮をさへ瀆さんと爲たれば之を捕へたり。〔六節の後半及び七節なし〕* 八 汝この人に就きて訊さば我らの訴ふる所をことごとく知
七 り得べし』九 ユダヤ人も之に加へて誠にその如くなりと主張す。一〇 總督、首にて示しパウロに言はしめたれば、答ふ
八 『なんぢが年久しく、この國人の審判人たることを我は知るゆゑに、喜びて我が辯明をなさん。一一 なんぢ
九 知り得べし、我が禮拜のためにエルサレムに上りてより僅か十二日に過ぎず、一二 また彼らは、我が宮にても會堂
一〇 にても市中にても人と爭ひ、群衆を騷したるを見ず、一三 いま訴へたる我が事につきても證明すること能はざる
一一 なり。一四 我ただ此の一事を汝に言ひあらはさん、即ち我は彼らが異端と稱ふる道に循ひて我が先祖たちの神に
一二 つかへ、律法と預言者の書とに錄したる事をことごとく信じ、一五 かれら自らも待てるごとく義者と不義者との
一三 復活あるべしと、神を仰ぎて望を懷くなり。一六 この故に、われ常に神と人とに對して良心の責なからんことを勉
一四 む。一七 我は多くの年を經てのち歸りきたり、わが民に施濟をなし、また獻物をささげゐたりしが、一八 その時かれ
一五 らは我が潔をなして宮にをるを見たるのみにて群衆もなく騷擾もなかりしなり。一九 然るにアジヤより來れる數人
一六 のユダヤ人ありて——もし我に咎むべき事あらば、彼らが汝の前に出でて訴ふることを爲べきなり。二〇 或はまた
一七 此處なる人々、わが先に議會に立ちしとき、我に何の不義を認めしか言へ。二一 唯われ彼らの中に立ちて「死人の
一八 甦へる事につきて我けふ汝らの前にて審かる」と呼はりし一言の他には何もなかるべし』

二二 ペリクスこの道のことを詳しく知りたれば、審判を延して言ふ『千卒長ルシヤの下るを待ちて汝らの事を
二三 定むべし』二三 斯て百卒長に命じ、パウロを守らせ、寛かならしめ、かつ友の之に事ふるをも禁ぜざらしむ。
二四 數日の後ペリクス、その妻なるユダヤ人の女ドルシラとともに來り、パウロを呼びよせてキリスト・イエス
二五 に對する信仰のことを聽き、二五 パウロが正義と節制と來らんとする審判とにつきて論じたる時、ペリクス懼れて
二六 答ふ『今は去れ、よき機を得てまた招かん』二六 斯てパウロより金を與へられんことを望みて尙しばしば彼を呼び
二七 よせては語れり。二七 二年を經てポルシオ・フェスト、ペリクスの任に代りしが、ペリクス、ユダヤ人の意を迎へ
二 んとしてパウロを繫ぎたるまゝに差措けり。

第二五章

一 フェスト任國にいたりて三日の後、カイザリヤよりエルサレムに上りたれば、二 祭司長ら及びユ
二 ダヤ人の重立ちたる者ども、パウロを訴へ之を害はんとして、三 フェストの好意にて彼をエルサレ
三 ムに召出されんことを願ふ。斯して道に待伏し、之を殺さんと思へるなり。四 然るにフェスト答へて、パウロの
四 カイザリヤに囚はれ在ることと己が程なく歸るべき事とを告げ、五『もし彼に不善あらんには、汝等のうち然るべ
五 き者ども我とともに下りて訴ふべし』と言ふ。
六 斯て彼處に八日十日ばかり居りてカイザリヤに下り、明くる日、審判の座に坐し、命じてパウロを引き出
七 さしむ。七 その出で來りし時、エルサレムより下りしユダヤ人ら、これを取圍みて樣々の重き罪を言ひ立てて訴
八 ふれども證すること能はず。八 パウロは辯明して言ふ『我はユダヤ人の律法に對しても宮に對してもカイザルに

イ 徒二四・一四を見よ　ロ 徒二二・二六　ハ（徒二二・三五）　ニ（徒二八・一六）　ホ（徒二七・一六、二　ヘ 徒二〇・二一を見よ　ト 多二・一二　チ 加五・二三　多一・八　使徒一・六　リ 徒一〇・四二　ヌ（徒二四・一七）　ル 徒二五・一、四、九、一二・一四、二二・一四、二四、二六・二四、　ヲ 徒二五・九（徒一二・三）　ワ（徒二三・三五、二五・一四）　カ 徒二四・二七を見よ　ヨ 徒二二・三四　タ 徒八・四〇を見よ　レ 徒二四・一、二五・　ソ 徒九・二四を見よ　ツ 徒二五・一六　ネ 徒二五・一を見よ　ナ 徒二四・二三　ラ 徒二五・一を見よ　ム 太二七・一九を見よ　ウ（徒二四・五、六）　井 徒二四・一三　ノ 徒二四・一二、二八・一七（徒六・一三）

九 對しても罪を犯したる事なし』九 フェスト、ユダヤ人の意を迎へんとしてパウロに答へて言ふ『なんぢエルサレ
一〇 ムに上り、彼處にて我が前に審かることを諾ふか』一〇 パウロ言ふ『我はわが審かるべきカイザルの審判の座の
一一 前に立ちをるなり。汝の能く知るごとく我はユダヤ人を害ひしことなし。一一 若しも罪を犯して死に當るべき事を
一二 なしたらんには、死ぬるを厭はじ。然れど此の人々の訴ふること實ならずば、誰も我を彼らに付すことを得じ、
一三 我はカイザルに上訴せん』一二 爰にフェスト陪席の者と相議りて答ふ『なんぢカイザルに上訴せんとす、カイザル
一四 の許に往くべし』
一三 數日を經て後、アグリッパ王とベルニケとカイザリヤに到りてフェストの安否を問ふ。一四 多くの日留りぬ
一五 たれば、フェスト、パウロのことを王に告げて言ふ『ここにペリクスが囚人として遺しおきたる一人の人あり、
一六 我エルサレムに居りしときユダヤ人の祭司長・長老ら之を訴へて罪に定めんことを願ひしが、一六 我は答へて、
一七 訴へらるる者の未だ訴ふる者の面前にて辯明する機を與へられぬ前に付すは、ロマ人の慣例にあらぬ事を告げた
一八 り。一七 この故に彼等ここに集りたれば、時を延さず次の日審判の座に坐し、命じてかの者を引き出さしむ。一八 訴
一九 ふる者、かれを圍みて立ちしが、思ひしごとき惡しき事は一つも陳ぶる所なし。一九 ただ己等の宗教またはイエス
二〇 と云ふ者の死にたるを活きたりとパウロが主張するなどに關する問題のみなれば、二〇 斯る審理には我も當惑せし
二一 故、かの人に、「なんぢエルサレムに往き彼處にて審かるる事を好むか」と問ひしに、二一 パウロは上訴して皇帝の
二二 判決を受けん爲に守られんことを願ひしにより、命じて之をカイザルに送るまで守らせ置けり』二二 アグリッパ、

オ 徒二四・二七　ク（徒二一・三）　ヤ 徒二五・一〇　マ 徒二五・一二、二一、二五・六を見よ　エ（徒二三・三五、二四・二七）　ケ 徒二五・二三　フ 徒二五・二三　コ 徒二五・一を見よ　テ 徒二四・一、二五・二、二六・三二、二八・一九　ア 徒二五・四、五　ミ 徒二五・九　シ 徒二五・一一を見よ　サ（徒二二・三〇）　キ 徒二五・六を見よ　ユ（徒一七・二二）　メ（徒一八・一五、二三・二九）

フェストに言ふ『我もその人に聽かんと欲す』フェスト言ふ『なんぢ明日かれに聽くべし』

二三 二三明くる日アグリッパとベルニケと大に威儀を整へてきたり、千卒長ら及び市の重立たる者どもと共に訊問
二四 所に入りたれば、フェストの命によりてパウロ引き出さる。二四フェスト言ふ『アグリッパ王、並びに此處に居る
二五 凡ての者よ、汝らの見るこの人はユダヤの民衆が擧りて生かしおくべきにあらずと呼はりて、エルサレムにても
二六 此處にても我に訴へし者なり。二五然るに我はその死に當るべき惡しき事を一つだに犯したるを認めねば、彼の自
ら皇帝に上訴せんとする隨にその許に送らんと決めたり。二六而して彼につきて我が主に上書すべき實情を得ず。
この故に汝等のまへ、特にアグリッパ王よ、なんぢの前に引きいだし、訊問をなしてのち、上書すべき箇條を得
二七 んと思へり。二七囚人を送るに訴訟の次第を陳べざるは道理ならずと思ふ故なり』

第二六章

一 一アグリッパ、パウロに言ふ『なんぢは自己のために陳ぶることを許されたり』爰にパウロ手を伸
二 べ、辯明して言ふ、
三 二『アグリッパ王よ、我ユダヤ人より訴へられし凡ての事につきて今日なんぢの前に辯明するを我が幸福と
四 す。三汝がユダヤ人の凡ての習慣と問題とを知るによりて殊に然りとす。されば請ふ、忍びて我に聽け。四わが始
五 より國人のうちに又エルサレムに於ける幼き時よりの生活の狀は、ユダヤ人のみな知る所なり。五彼等もし證せ
六 んと思はば、わが我らの宗教の最も嚴しき派に從ひて、パリサイ人の生活をなしし事を始より知れり。六今わが
七 立ちて審かるるは、神が我らの先祖たちに約束し給ひしことの希望に因りてなり。七之を得んことを望みて我が

イ(徒九・一五)　ロ徒二五・一三、二六　ハ徒二五・一三、二六　ニ(徒二五・二、七)　ホ徒二一・二二　ヘ徒二二・二九を見よ　ト徒二五・一一を見よ　チ(徒九・一五)　リ徒二六・七　ヌ徒六・一四　ル徒二五・一九　ヲ加一・一三、一四　ワ徒二二・三を見よ又、四・一五)　カ徒二三・六　ヨ徒一三・三二を見よ　タ徒二八・二〇(徒二

レ路二二・三〇　雅一　ソ徒二六・六　ツ徒二六・二　ネ徒二三・六　ナ九—一八　ラ(約一五・二一)　ム(約一六・二　提前一・一三)　ウ徒八・三を見よ　ヰ徒九・一　ノ徒二二・二〇　オ徒二二・一九　太一〇・一七を見よ　ク徒九・一　ヤ徒二二・五　マ(徒九・七)　ケ徒二一・四〇を見よ　フ結二・一　俱一〇・キ雅三五・五、四二・七、一六　ユ約一・五　弗五・八、六・一二　西一・一二、一三　撒前五・五　ヱ徒二〇・三二を見よ　ヒ徒九・二〇—二二　モ徒九・二六—二九、二二・一七—三〇　ミ徒二〇・二一を見よ　シ路二四・四七　徒二・三八　ス徒三・一九　イ太三・八　路三・八　ロ徒二一・二七、三〇　ハ徒二一・三一　セ徒九・一五を見よ　徒一三・四六を見よ

二九 十二の族は夜も晝も熱心に神に事ふるなり。王よ、この希望につきて、我はユダヤ人に訴へられたり。八神は死
三〇 人を甦へらせ給ふとも、汝等なんぞ信じ難しとするか。九我も曩にはナザレ人イエスの名に逆ひて樣々の事をな
三一 すを宜きことと自ら思へり。一〇我エルサレムにて之をおこなひ、祭司長らより權威を受けて多くの聖徒を獄にい
れ、彼らの殺されし時これに同意し、一一諸教會堂にてしばしば彼らを罰し、強ひて瀆言を言はしめんとし、甚だ
三二 しく狂ひ、迫害して外國の町にまで至れり。一二此のとき祭司長らより權威と委任とを受けてダマスコに赴きし
三三 が、一三王よ、その途にて正午ごろ天よりの光を見たり、日にも勝りて輝き、我と伴侶とを圍み照せり。一四我等み
な地に倒れたるにヘブルの語にて「サウロ、サウロ、何ぞ我を迫害するか、刺ある策を蹴るは難し」といふ聲を
三四 我きけり。一五われ言ふ「主よ、なんぢは誰ぞ」主いひ給ふ「われは汝が迫害するイエスなり。一六起きて汝の足に
三五 て立て、わが汝に現れしは、汝をたてて其の見しことと我が汝に現れて示さんとする事との役者また證人たらし
三六 めん爲なり。一七我なんぢを此の民および異邦人より救はん、又なんぢを彼らに遣し、一八その目をひらきて暗より
光に、サタンの權威より神に立ち歸らせ、我に對する信仰によりて罪の赦と潔められたる者のうちの嗣業とを得
三七 しめん」と。一九この故にアグリッパ王よ、われは天よりの顯示に背かずして、二〇先づダマスコに居るもの次にエ
三八 ルサレム及びユダヤ全國、また異邦人にまで悔改めて神に立ちかへり、其の悔改にかなふ業をなすべきことを
三九 宣傳へたり。二一之がためにユダヤ人、われを宮にて捕へ、かつ殺さんとせり。二二然るに神の祐によりて今日に至る

二三 まで尙存へて、小なる人にも大なる人にも證をなし、言ふところは預言者およびモーセが必ず來るべしと語りしことの外ならず。二三即ちキリストの苦難を受くべきこと、最先に死人の中より甦へる事によりて民と異邦人とに光を傳ふべきこと是なり』

二四 二四パウロ斯く辯明しつつある時、フェスト大聲に言ふ『パウロよ、なんぢ狂氣せり、博學なんぢを狂氣せしめたり』二五パウロ言ふ『フェスト閣下よ、我は狂氣せず、宣ぶる所は眞にして慥なる言なり。二六王は此等のことを知るゆゑに我その前に憚らずして語る。これらの事は片隅に行はれたるにあらねば、一つとして王の眼に隱れたるはなしと信ずるに因る。二七アグリッパ王よ、なんぢ預言者の書を信ずるか、我なんぢの信ずることを知る』二八アグリッパ、パウロに言ふ『なんぢ說くこと僅にして我をキリステアンたらしめんと爲るか』二九パウロ言ふ『說くことの僅なるにもせよ多きにもせよ、神に願ふは啻に汝のみならず、凡て今日われに聽ける者の、この繩縛なくして我がごとき者とならんことなり』

三〇ここに王も總督もベルニケも列座の者どもも皆ともに立つ、三一退きてのち相語りて言ふ『この人は死罪または繩縛に當るべき事をなさず』三二アグリッパ、フェストに言ふ『この人カイザルに上訴せざりしならば釋さるべかりしなり』

第二七章

一すでに我等をイタリヤに渡らしむることに決りたれば、パウロ及びその他數人の囚人を近衞隊の百卒長ユリアスと云ふ人に付せり。二爰に我らアジヤの海邊なる各處に寄せゆくアドラミテヤ

イ 路一六・二八を見よ　ロ 徒一〇・四三、二四　ハ 路二四・二六、二七　徒三・一八　ニ 哥前一五・二〇、二三・一五　ホ 路二・三二を見よ（哥後四・四）　ヘ（約七・一五　提後三・一五）　ト（路一・四　徒二三・一・四　ヌ 徒二一・三三を見よ　チ（徒二六・三）　リ 徒一一・二六を見よ　ル 徒二五・二三　カ 徒二五・一一を見よ　ヨ 徒二八・一八　タ「我等」一一二六　ワ 徒二三・二九を見よ　ヲ 徒一六・一〇を見よ　レ 徒二八・二を見よ　ソ 徒二五・一二、二五　ツ 徒一〇・一を見よ　ネ 徒二・九を見よ

の船の出帆せんとするに乘りて出づ。テサロニケのマケドニヤ人アリスタルコも我らと共にありき。三次の日シドンに著きたれば、ユリアス懇切にパウロを遇ひ、その友らの許にゆきて歎待を受くることを許せり。四斯て此處より船出せしが、風の逆ふによりてクプロの風下の方をはせ、五キリキヤ及びパンフリヤの沖を過ぎてルキヤのミラに著く。六彼處にてイタリヤにゆくアレキサンデリヤの船に遇ひたれば、百卒長われらを之に乘らしむ。七多くの日のあひだ、舟の進み遲く、辛うじてクニドに對へる處に到りしが、風に阻られてサルモネの沖を過ぎ、クレテの風下の方をはせ、八陸に沿ひ辛うじて良き港といふ處につく。その近き處にラサヤの町あり。九船路久しきを歷て、斷食の期節も既に過ぎたれば、航海危きにより、パウロ人々に勸めて言ふ、一〇『人々よ、我この航海の害あり損多くして、ただ積荷と船とのみならず、我らの生命にも及ぶべきを認む』一一されど百卒長はパウロの言ふ所よりも船長と船主との言を重んじたり。一二且この港は冬を過すに不便なるより、多數の者も、なし得んにはピニクスに到り、彼處にて冬を過さんとて此處を船出するを可しとせり。ピニクスはクレテの港にて東北と東南とに向ふ。一三南風徐ろに吹きたれば、彼ら志望を得たりとして錨をあげ、クレテの岸邊に沿ひて進みたり。一四幾程もなくユーラクロンといふ疾風その島より吹きおろし、一五之がために船は吹流され、風に向ひて進むこと能はねば、舟を風の追ふに任す。一六クラウダといふ小島の風下の方にいたり、辛うじて小艇を收め、一七これを船に引き上げてのち備綱にて船體を卷き縛り、またスルテスの洲に乘りかけんことを恐れ、帆を下して流る。一八いたく暴風に惱まされ、次の日、船の者ども積荷を投げすて、一九三日めに手づから船具を棄

ナ 徒一七・一を見よ　ラ（徒一六・九）　ム 徒一九・二九を見よ　ウ 太一・二一を見よ　井（徒二七・四三）　ノ（徒二四・二三）　オ 徒二七・七　ク 徒四・三六を見よ　ヤ 徒六・九を見よ　マ 徒一三・一三　ケ 徒二七・一　フ 徒二八・一一　コ 徒二七・四　エ 徒二・一一、二七・一三、二一三、二一多　テ 徒二七・二一　ア 利一六・二九—三一、三三・二七—一、民二九・七　サ 徒二七・二一　キ 徒二七・二一　ユ 默一八・一七　メ 徒二七・七を見よ　ミ 徒二七・七を見よ　シ 徒二七・八　ヱ（可四・三七）　ヒ 徒二七・三〇　モ 徒二七・二六、二九　セ 徒二七・三八　全一・五

二〇 てたり。二〇數日のあひだ日も星も見えず、暴風、烈しく吹荒びて、我らの救はるべき望つひに絶え果てたり。二一 人々の食せぬこと久しくなりたる時、パウロその中に立ちて言ふ『人々よ、なんぢら前に我が勸をきき、クレテ
二二 より船出せずして、この害と損とを受けずあるべき筈なりき。二二 いま我なんぢらに勸む、心安かれ、汝等のうち
二三 一人だに生命をうしなふ者なし、ただ船を失はん。二三 わが屬する所、わが事ふる所の神のつかひ、昨夜わが傍ら
二四 に立ちて、二四「パウロよ、懼るな、なんぢ必ずカイザルの前に立たん、視よ、神は汝と同船する者をことごとく
二五 汝に賜へり」と云ひたればなり。二五 この故に人々よ、心安かれ、我はその我に語り給ひしごとく必ず成るべしと
二六 神を信ず。二六 而して我らは或島に推上げらるべし』

二七 二七 斯て十四日めの夜に至りて、アドリヤの海を漂ひゆきたるに、夜半ごろ水夫ら陸に近づきたりと思ひて、
二八 水を測りたれば、二十尋なるを知り、少しく進みてまた測りたれば、十五尋なるを知り、二九 岩に乘り上げんこ
二九 とを恐れて艫より錨を四つ投して夜明を待ちわぶ。三〇 然るに水夫ら船より逃去らんと欲し、舳より錨を曳きゆく
三〇 に言寄せて小艇を海に下したれば、三一 パウロ、百卒長と兵卒らとに言ふ『この者等もし船に留らずば、汝ら救は
三一 るること能はず』三二 ここに兵卒ら小艇の綱を斷切りて、その流れゆくに任す。三三 夜の明けんとする頃パウロ凡て
三二 の人に食せんことを勸めて言ふ『なんぢら待ち待ちて、食事せぬこと今日にて十四日なり。三四 されば汝らに食せ
三三 んことを勸む、これ汝らが救のためなり、汝らの頭髮一筋だに首より落つる事なし』三五 斯く言ひて後みづから
三四 パンを取り、一同の前にて神に謝し、擘きて食し始めたれば、三六 人々もみな心を安んじて食したり。三七 船に居る

イ（徒二七・一〇 ロ（徒二七・七を見よ ハ（徒二七・一〇 ニ（徒二七・二五、三六 ホ（羅一・九 ヘ（徒五・一九） ト（徒一八・九、二三・二二） チ（徒二三・一一） リ（徒二七・四四 ヌ（徒二七・二二、三六 ル（徒二八・一 ヲ（徒二七・一七、二九 ワ（徒二七・一七、二六 カ（徒二七・四〇 ヨ（徒二七・一六、三二 タ（約二・一五 レ（太一〇・三〇を見よ ソ（太一四・一九を見よ ツ（徒二七・二二、二五

三八 我らは凡て二百七十六人なりき。三八 人々食し飽きてのち穀物を海に投棄てて船を輕くせり。三九 夜明になりて、孰
三九 の土地かは知らねど砂濱の入江を見出し、なし得べくば此處に船を寄せんと相議り、四〇 錨を斷ちて海に棄つると
四〇 ともに舵纜をゆるめ、舳の帆を揚げて、風にまかせつつ砂濱さして進む。四一 然るに潮の流れあふ處にいたりて船
四一 を淺瀬に乘り上げたれば、舳膠著きて動かず、艫は浪の激しきに破れたり。四二 兵卒らは囚人の泳ぎて逃去らん
四二 ことを恐れ、これを殺さんと議りしに、四三 百卒長パウロを救はんと欲して、その議るところを阻み、泳ぎうる者
四三 に命じ、海に跳び入りて、まづ上陸せしめ、四四 その他の者をば或は板あるひは船の碎片に乘らしむ。斯してみな
四四 上陸して救はるるを得たり。

第二八章

一 一 われら救はれて後、この島のマルタと稱ふるを知れり。二 土人ら一方ならぬ情を我らに表し、降
二 りしきる雨と寒氣とのために火を焚きて我ら一同を待遇せり。三 パウロ柴を束ねて火にくべたれ
三 ば、熱によりて蝮いでて其の手につく。四 蛇のその手に懸りたるを土人ら見て互に言ふ『この人は必ず殺人者な
四 るべし、海より救はれしも、天道はその生くるを容さぬなり』五 パウロ蛇を火のなかに振り落して何の害をも受
五 けざりき。六 人々は彼が腫れ出づるか、または忽ち倒れ死ぬるならんと候ふ。久しく窺ひたれど、聊かも害を受
六 けぬを見て、思を變へて、此は神なりと言ふ。

七 七 この處の邊に島司のもてる土地あり、島司の名はポプリオといふ。此の人われらを迎へて懇切に三日の間
七 もてなせり。八 ポプリオの父、熱と痢病とに罹りて臥し居たれば、パウロその許にいたり、祈り、かつ手を按き

ネ（徒二七・一八、拾一・五 ナ（徒二八・二） ラ（徒二七・二九 ム（羅後一一・二五） ウ（徒一二・一九） ヰ（徒二七・二） ノ（徒二七・二二、三 オ（徒一六・一〇を見よ ク（徒二七・二六 ヤ（徒二七・三九） マ（徒二八・四 羅一・一四 哥前一四・一 ケ（徒二七・三） フ（徒二八・二を見よ コ（民三二・一三 廢九・三） エ（可一六・一八 テ（徒八・一〇、一四・一一） ア（徒九・四〇 雅五・一四、一五） サ（可五・二三を見よ

一〇 て醫せり。九この事ありてより島の病める人々みな來りて醫されたれば、一〇禮を厚くして我らを敬ひ、また船出
の時には必要なる品々を贈りたり。

一一 一二 三月の後、われらは此の島に冬籠せしデオスクリの號あるアレキサンデリヤの舟にて出で、一二シラクサに
一三 つきて三日とまり、一三此處より繞りてレギオンにいたり、一日を過ぎて南風ふき起りたれば、我ら二日めにポテ
一四 一五 オリに著き、一四此處にて兄弟たちに逢ひ、その勸によりて七日のあひだ留り、而して遂にロマに往く。一五かしこ
の兄弟たち我らの事をききて、アピオポロ、およびトレスタベルネまで來りて我らを迎ふ。パウロこれを見て神
に感謝し、その心勇みたり。

一六 我らロマに入りて後、パウロは己を守る一人の兵卒とともに別に住むことを許さる。

一七 三日すぎてパウロ、ユダヤ人の重立たる者を呼び集む。その集りたる時これに言ふ、『兄弟たちよ、我は
一八 わが民わが先祖たちの慣例に悖ることを一つも爲さざりしに、エルサレムより囚人となりて、ロマ人の手に付さ
一九 れたり。一八かれら我を審きて死に當ることなき故に、我を釋さんと思ひしに、一九ユダヤ人さからひたれば、餘義
二〇 なくカイザルに上訴せり。然れど我が國人を訴へんとせしにあらず。二〇この故に我なんぢらに會ひ、かつ共に語
二一 らんことを願へり、我はイスラエルの懷く希望の爲にこの鎖に繫がれたり』二一かれら言ふ『われら汝につきてユ
二二 ダヤより書を受けず、また兄弟たちの中より來りて汝の善からぬ事を告げたる者も、語りたる者もなし。二二ただ
我らは汝の思ふところを聞かんと欲するなり。それは此の宗旨の到る處にて非難せらるるを知ればなり』

イ 徒二七・六
ロ 徒一・五を見よ
ハ 徒二八・一四
ニ（羅一・八—一二）
ホ（徒二四・二三）
ヘ（徒一三・五〇、二一ヌ 徒二三・二九を見よ、カ 徒二六・六、七
五・二一）
ト 徒二二・五を見よ
チ 徒二五・八を見よ
リ 徒六・一四を見よ
ル 徒二六・三二
ヲ 徒二五・一一を見よ
ワ（徒二四・一七、二六・四）
ヨ 弗六・二〇 提後一・一六、四・一四、一
タ 徒二一・三三を見よ
レ 徒二二・五を見よ
ソ（徒二四・一四）
ツ（彼前二・一二、三・一六、四・一四、一六）
ネ 門一二
ナ 徒二八・三一
ラ 路一六・二八を見よ
ム 徒八・三五を見よ
ウ 徒一四・四を見よ
井 來三・七
ノ 箴六・九、一〇
オ（約一二・四〇 羅一一・八）
ク 徒一三・二六を見よ
詩六七・二、九八・一三・一四、一五を見よ

二三 爰に日を定めて多くの人、パウロの宿に來りたれば、パウロ朝より夕まで神の國のことを說明して證をな
二四 し、かつモーセの律法と預言者の書とを引きてイエスのことを勸めたり。二四パウロのいふ言を或者は信じ、或者
二五 は信ぜず。二五互に相合はずして退かんとしたるに、パウロ一言を述べて言ふ『宜なるかな、聖靈は預言者イザヤ
二六 によりて汝らの先祖たちに語り給へり。曰く、二六「汝等この民に往きて言へ、なんぢら聞きて聞けども悟らず、見
二七 て見れども認めず、二七この民の心は鈍く、耳は聞くに懶く、目は閉ぢたればなり。これ目にて見、耳にて聞き、
二八 心にて悟り、飜へりて我に醫さるる事なからん爲なり」二八然れば汝ら知れ、神のこの救は異邦人に遣されたり、
二九 彼らは之を聽くべし』〔二九〕

三〇 三〇パウロは滿二年のあひだ、己が借り受けたる家に留り、その許にきたる凡ての者を迎へて、三一更に臆せず、
また妨げられずして神の國をのべ、主イエス・キリストの事を敎へたり。（使徒行傳をはり）

三 路一・三〇、三・六 羅一・一一
ヤ 徒一三・四六 及び
マ 約一〇・一六（徒一三・四八 太八・一一）
ケ（撮後二・九）
フ（腓一・二二）
コ 徒二〇・二五、二八・二三（太四・二三）

一・一 四 或は「食し」と譯す。
一・一二 約十五町に當る。
二・一 原語「ペンテコステ」
三・二二 或は「我を起したる如く汝らの兄弟の中より預言者を」と譯す。
六・九 「自由を得し者」との義なり。
七・三五 或は「贖人」と譯す。
七・三七 或は「我を起したる如く汝らの兄弟の中より預言者を」と譯す。
八・二六 南に向ひ、或は「晝頃」と譯す。
八・三七 異本「ピリポいふ、汝全き心にて信ぜばよし。答へていふ我イエス・キリストを神の子なりと信ず」とあり。
九・三六 「かもしか」の意。
一三・一八 異本「た養ひ育て」とあり。
一五・三四 異本「シラスはそこに留るをよしとせり」の句あり。
一七・一九 「アレオの山」の意。
二四・六 異本「我らの律法に循ひて審かんとせしに（七）千卒長ルシヤ來り、我らの手より奪ひ去り、訴ふる者どもに命じて汝に到らしむ」の句あり。
二八・一五 「アピオの市場および三宿」の意。
二八・二九 異本二九「彼がこの言をいひたへし時、ユダヤ人互に大なる爭論をなして退けり」の句あり。

ロマ人への書

第一章

一キリスト・イエスの僕、召されて使徒となり、神の福音のために選び別たれたるパウロ——二この
の福音は神その預言者たちにより、聖書の中に預じめ御子に就きて約し給ひしものなり。三御子は
肉によれば、ダビデの裔より生れ、四潔き靈によれば、死人の復活により大能をもて神の子と定められ給へり、
即ち我らの主イエス・キリストなり。五我等その御名の爲にもろもろの國人を信仰に從順ならしめんとて、彼
より恩惠と使徒の職とを受けたり。六汝等もその中にありてイエス・キリストの有とならん爲に召されたるなり
——七われ書をロマに在りて神に愛せられ、召されて聖徒となりたる凡ての者に贈る。願くは我らの父なる神お
よび主イエス・キリストより賜ふ恩惠と平安と汝らに在らんことを。
八汝らの信仰、全世界に言傳へられたれば、我まづ汝ら一同の爲にイエス・キリストによりて我が神に感謝
す。九その御子の福音に於て我が靈をもて事ふる神は、わが絶えず祈のうちに汝らを覺え、一〇如何にしてか御意
に適ひ、いつか汝らに到るべき途を得んと、常に冀がふことを我がために證し給ふなり。一一われ汝らを見んこと
を切に望むは、汝らの堅うせられん爲に靈の賜物を分け與へんとてなり。一二即ち我なんぢらの中にありて互の

一二 イ哥前一・一（哥前九・一六）　ハ徒九・一五を見よ　ニ路一・七〇　羅三・リ哥後一三・四　・三一、二六・二三　カ（猶一・獸一七・一四）　・二　加一・三弗一・二　五、二六）
一三 ロ可一・四　羅一・五　哥後一・一・七　ホ多一・二　ヘ羅九・五（約一・一　ヌ太四・三を見よ　ル徒九・一五を見よ　ヲ羅一六・二六（徒六・七）　ヨ撒前一・四（羅五・二八・二三）　タ哥前一・二（羅八・五、八、八・三九）　レ徒九・一三を見よ　ソ哥前一・三　哥後一・二　ツ羅一六・一九（徒二八・二三）　ネ哥前一・四　弗一・一　ナ徒二四・一四　提後一・三　門四　提後一・二　撒前一・二、二・一三　提後一・二　撒前一・二　ム羅一五・三二　徒一八・二一を見よ　提後一・二　撒前二・五、一〇　ウ羅九・二　腓一・八　撒前二・一　哥後一・三　提後一・二　門四　ノ彼後一・一を見よ
一四 ハ可一・二六、二六・二六　ニ撒前一・二六・二六　ホ徒二八・二三　ヘ羅九・五　ト太一・一を見よ　チ徒一三・三三、一七　ヌ撒前一・二、二・一三　ル徒一・二五を見よ　ヲ徒六・七　ワ徒一・二五を見よ　ヨ撒前一・四　タ哥前一・二　レ徒九・一三を見よ　ソ哥前一・三　哥後一・二　ツ羅一六・一九（徒二八・二三）　ネ哥前一・四　弗一・一　ナ徒二四・一四　提後一・三　門四　提後一・二　撒前一・二、二・一三　提後一・二　門四　ノ彼後一・一を見よ
一五 ロ可一・四　羅一・五　哥後一・一・七　ホ多一・二　ヘ羅九・五（約一・一　撒前二・二、八、九　彼前四・一七（哥後二・一二、一〇・一六）　ト太一・一を見よ　チ徒一三・三三、一七　ヌ撒前一・二、二・一三　ル徒一・二五を見よ　ヲ徒六・七　ワ徒一・二五を見よ　ヨ撒前一・四　タ哥前一・二　レ徒九・一三を見よ　ソ哥前一・三　哥後一・二　ツ羅一六・一九（徒二八・二三）　ネ哥前一・四　弗一・一　ナ徒二四・一四　提後一・三　門四　提後一・二　撒前一・二、二・一三　提後一・二　門四　ノ彼後一・一を見よ
一六 オ羅七・一、一・一二　五哥前一・一〇、一四・一〇、二六加三・一五　ク約四・三六　ケ徒二八・二を見よ　フ哥前九・一六　コ羅一・五・二〇　エ提後一・八、一二、一六）　ヤ羅一・五・二二、二三　徒一・九・二一）　マ羅一・一・二五　哥前一・一〇・一、一二・一　哥後一・八　撒前四・一三　ア約七・三五を見よ　サ哥前一・一八、二四　キ羅三・一・一二、一〇・一　腓三・九及　ビ羅九・三〇を見よ　ユ哈二・四　加三・一　爽一〇・二八　メ弗五・六　西三・六（羅五・九）　ミ撒（二・六・七　シ徒一四・七、一七　・二四以下　ヱ（可一〇・六）　ヒ伯一二・七—九　詩一・一〇
一七 ヲ羅一・一六・二八　ワ徒一・九・二一）　カ（猶一・獸一七・一四）　ヨ撒前一・四（羅五・二八・二三）　タ哥前一・二（羅八・五、八、八・三九）　レ徒九・一三を見よ　ソ哥前一・三　哥後一・二　ツ羅一六・一九（徒二八・二三）　ネ哥前一・四　弗一・一　ナ徒二四・一四　提後一・三　門四　提後一・二　撒前一・二、二・一三　提後一・二　門四　ノ彼後一・一を見よ
一八 ロ可一・四　羅一・五　哥後一・一・七　ホ多一・二　ヘ羅九・五（約一・一　撒前二・二、八、九　彼前四・一七（哥後二・一二、一〇・一六）　ト太一・一を見よ　チ徒一三・三三、一七　ヌ撒前一・二、二・一三　ル徒一・二五を見よ　ヲ徒六・七　ワ徒一・二五を見よ　ヨ撒前一・四　タ哥前一・二　レ徒九・一三を見よ　ソ哥前一・三　哥後一・二　ツ羅一六・一九（徒二八・二三）　ネ哥前一・四　弗一・一　ナ徒二四・一四　提後一・三　門四　提後一・二　撒前一・二、二・一三　提後一・二　門四　ノ彼後一・一を見よ
一九 ヲ羅一・一六・二八　ワ徒一・九・二一）　カ（猶一・獸一七・一四）　ヨ撒前一・四（羅五・二八・二三）　タ哥前一・二（羅八・五、八、八・三九）　レ徒九・一三を見よ　ソ哥前一・三　哥後一・二　ツ羅一六・一九（徒二八・二三）　ネ哥前一・四　弗一・一　ナ徒二四・一四　提後一・三　門四　提後一・二　撒前一・二、二・一三　提後一・二　門四　ノ彼後一・一を見よ
二〇 ロ可一・四　羅一・五　哥後一・一・七　ホ多一・二　ヘ羅九・五（約一・一　撒前二・二、八、九　彼前四・一七（哥後二・一二、一〇・一六）　ト太一・一を見よ　チ徒一三・三三、一七　ヌ撒前一・二、二・一三　ル徒一・二五を見よ　ヲ徒六・七　ワ徒一・二五を見よ　ヨ撒前一・四　タ哥前一・二　レ徒九・一三を見よ　ソ哥前一・三　哥後一・二　ツ羅一六・一九（徒二八・二三）　ネ哥前一・四　弗一・一　ナ徒二四・一四　提後一・三　門四　提後一・二　撒前一・二、二・一三　提後一・二　門四　ノ彼後一・一を見よ
二一 ロ可一・四　羅一・五　哥後一・一・七　ホ多一・二　ヘ羅九・五（約一・一　撒前二・二、八、九　彼前四・一七（哥後二・一二、一〇・一六）　ト太一・一を見よ　チ徒一三・三三、一七　ヌ撒前一・二、二・一三　ル徒一・二五を見よ　ヲ徒六・七　ワ徒一・二五を見よ　ヨ撒前一・四　タ哥前一・二　レ徒九・一三を見よ　ソ哥前一・三　哥後一・二　ツ羅一六・一九（徒二八・二三）　ネ哥前一・四　弗一・一　ナ徒二四・一四　提後一・三　門四　提後一・二　撒前一・二、二・一三　提後一・二　門四　ノ彼後一・一を見よ
二二 ロ可一・四　羅一・五　哥後一・一・七　ホ多一・二　ヘ羅九・五（約一・一　撒前二・二、八、九　彼前四・一七（哥後二・一二、一〇・一六）　ト太一・一を見よ　チ徒一三・三三、一七　ヌ撒前一・二、二・一三　ル徒一・二五を見よ　ヲ徒六・七　ワ徒一・二五を見よ　ヨ撒前一・四　タ哥前一・二　レ徒九・一三を見よ　ソ哥前一・三　哥後一・二　ツ羅一六・一九（徒二八・二三）　ネ哥前一・四　弗一・一　ナ徒二四・一四　提後一・三　門四　提後一・二　撒前一・二、二・一三　提後一・二　門四　ノ彼後一・一を見よ

信仰により相共に慰められん爲なり。一三兄弟よ、我ほかの異邦人の中より得しごとく汝らの中よりも實を得んと
一四 て屢次なんぢらに往かんとしたれど、今に至りてなほ妨げらる、此の事を汝らの知らざるを欲せず。一四我はギリ
一五 シヤ人にも夷人にも智き者にも愚なる者にも負債あり。一五この故に我はロマに在る汝らにも福音を宣傳へんこと
一六 を頻りに願ふなり。一六我は福音を恥とせず、この福音はユダヤ人を始めギリシヤ人にも、凡て信ずる者に救を得
一七 さする神の力たればなり。一七神の義はその福音のうちに顯れ、信仰より出でて信仰に進ましむ。錄して『義人は
信仰によりて生くべし』とある如し。
一八 一八それ神の怒は不義をもて眞理を阻む人の、もろもろの不虔と不義とに對ひて天より顯る。一九その故は神に
一九 つきて知り得べきことは彼らに顯著なればなり、神これを顯し給へり。二〇それ神の見るべからざる永遠の能力と
二〇 神性とは造られたる物により世の創より悟りえて明かに見るべければ、彼ら言ひ遁るる術なし。二一神を知りつつ
二一 も尙これを神として崇めず、感謝せず、その念は虛しく、その愚なる心は暗くなれり。二二自ら智しと稱へて愚と
二二 なり、二三朽つることなき神の榮光を易へて朽つべき人および禽獸・匍ふ物に似たる像となす。
二三 二四この故に神は彼らを其の心の慾にまかせて、互にその身を辱しむる汚穢に付し給へり。二五彼らは神の眞を
二四 易へて虛僞となし、造物主を措きて造られたる物を拜し、且これに事ふ、造物主は永遠に讃むべき者なり、アア
二五 メン。

二六之によりて神は彼らを恥づべき慾に付し給へり、即ち女は順性の用を易へて逆性の用となし、二七男もまた同じく女の順性の用を棄てて互に情慾を熾し、男と男と恥づることを行ひて、その迷に値すべき報を己が身に受けたり。

二八また神を心に存むるを善しとせざれば、神もその邪曲なる心の隨に爲まじき事をするに任せ給へり。二九即ちもろもろの不義・惡・慳貪・惡意にて滿つる者、また嫉妬・殺意・紛爭・詭計・惡念の溢るる者、三〇讒言する者・謗る者・神に憎まる者・侮る者・高ぶる者・誇る者・惡事を企つる者・父母に逆ふ者、三一無知・違約・無情・無慈悲なる者にして、斯る事どもを行ふ者の死罪に當るべき神の定を知りながら、啻に自己これらの事を行ふのみならず、また人の之を行ふを可しとせり。

第二章

一然れば凡て人を審く者よ、なんぢ言ひ遁るる術なし、他の人を審くは、正しく己を罪するなり。人をさばく汝もみづから同じ事を行へばなり。二斯る事をおこなふ者を罪する神の審判は眞理に合へりと我らは知る。三斯る事をおこなふ者を審きて自己これを行ふ人よ、なんぢ神の審判を遁れんと思ふか。四神の仁慈なんぢを悔改に導くを知らずして、その仁慈と忍耐と寛容との豐なるを輕んずるか。五なんぢ頑固と悔改めぬ心とにより己のために神の怒を積みて、その正しき審判の顯るる怒の日に及ぶなり。六神はおのおの所作に隨ひて報い、七耐忍びて善をおこなひ光榮と尊貴と朽ちざる事とを求むる者には永遠の生命をもて報い、

二六 ヲ路一・一四、徒八・二〇 撒前四・一七 彼後三・一五 ヨ羅二・一 タ彼後三・九 默二・一 ヘ詩五・五 ト提後三・二（彼後二・一〇—一二） チ提後三・二 リ提後三・二 ヌ提後三・三 ル羅六・二一 イ羅一・二四 撒前四・一 ロ利一八・二二、二〇・一三 哥前六・九 ハ羅一・二四を見よ ニ多三・二一 ホ（哥後一二・二〇）

二七 ヘ（羅二・一三、一四、二七）（羅三・六、一四・一・二六）（羅一・一六）ツ雅一・二二、二三、二五（太七・二一、二四・二六 約一三・一七）メ（羅二・一四、二七）（羅一六・二六 提後一・八（哥前一五・一一 提前一・一一 加一・一一 前一・一一）ミ羅一・二六 提後一五・一一 約五・四五）ロ羅一・二七を見よ ヒ腓一・一〇 ハ結三六・二一—二三（彼後二・二）

二八 ニ（羅二・一三、一四、二七）ホ耶四・四、九・二五、二六 ヘ羅三・三〇 哥前七・一九 弗二・一 ト羅八・四（羅二・一三、一四、二七）

二九 チ路一・四八 徒八・二〇 撒前四・一 彼後三・一五（出三四・六）ヌ羅九・二三、一一・三三 哥後八・二 弗一・七、一八、二・七、三・八、一六 ム詩一一〇・五（哥後五・一〇 撒後一・一 ヲ（申三二・三五）ナ默二・二一を見よ ラ（申三二・三五）ノ羅二・一〇 來二・七 ク太二五・四を見よ

三〇 ワ羅一・三（路一・一・一四 羅九・二〇）カ（母後一・一・五—七 太七・一）レ羅一・一・二二 ソ羅三・二五 提前一・一 ツ羅九・二二 提後一・一六 彼前三・二〇 ネ羅九・二三、一一・三三 哥後八・二 弗一・七、一八、二・七、三・八、一六 ナ默二・二一を見よ ウ太一六・二七を見よ 井路八・一五 來一〇・二六 ヒ腓一・一〇 ハ結三六・二一—二三（彼後二・二）

三一 ヰ羅一・二四 撒前四・一 ノ羅二・一〇 來二・七 オ哥前一五・四二・五

三二 ク太二五・四を見よ

三三 ヤ（非一・一七 哥後一一・二〇 加五・二〇、二・三 雅三・二四、一六）マ撒後二・二、ケ彼前四・一七（徒三・二六 羅一・一六）コ（羅二・九）エ羅二・七を見よ テ徒一〇・三四を見よ ア徒一・二三 哥前九・二一 サ雅一・二二、二三、二五（太七・二一、二四、二六 約一三・一七）キ雅一・二七 ユ（徒一〇・三五 羅一・一九、二・一五）ミ（羅二・一四、二七）（羅三・六、一四・一・二六）ロ羅二・二三、九・四 ス徒一九・三七 イ羅二・一七を見よ（來三・一一 約五・四五）シ徒一〇・四二、一七 前一・一 ヒ腓一・一〇 ハ結三六・二一—二三（彼後二・二）

三四 ヱ羅一・二七 ヒ腓一・一〇 モ（羅三・二一 提後一・二三 セ（太二二・三以下）ス徒一九・三七 ホ耶四・四、九・二五、二六 ヘ羅三・三〇 哥前七・一九 弗一・七 ト羅八・四（羅二・一三、一四、二七）

三五 ヲ路一・四八 徒八・二〇 撒前四・一 彼後三・一五 ヨ羅二・一 タ彼後三・九 默二・一 ヘ詩五・五 ト提後三・二（彼後二・一〇—一二） チ提後三・二 リ提後三・二 ヌ提後三・三 ル羅六・二一 ウ太一六・二七を見よ 井路八・一五 來一〇・二六 ク太二五・四を見よ

三六 ヤ（非一・一七 哥後一一・二〇 加五・二〇、二・三 雅三・二四、一六）マ撒後二・二、ケ彼前四・一七（徒三・二六 羅一・一六）コ（羅二・九）エ羅二・七を見よ テ徒一〇・三四を見よ ア徒一・二三 哥前九・二一 サ雅一・二二、二三、二五（太七・二一、二四、二六 約一三・一七）キ雅一・二七 ユ（徒一〇・三五 羅一・一九、二・一五）ミ（羅二・一四、二七）（羅三・六、一四・一・二六）ロ羅二・二三、九・四 ス徒一九・三七 イ羅二・一七を見よ（來三・一一 約五・四五）シ徒一〇・四二、一七 前一・一 ヒ腓一・一〇 ハ結三六・二一—二三（彼後二・二）

八 徒黨により眞理に從はずして不義にしたがふ者には怒と憤恚とをもて報い給はん。九すべて惡をおこなふ人には、ユダヤ人を始めギリシヤ人にも患難と苦難とあり、一〇凡て善をおこなふ人には、ユダヤ人を始めギリシヤ人にも光榮と尊貴と平安とあらん。一一そは神には偏り視給ふこと無ければなり。一二凡そ律法なくして罪を犯したる者は律法なくして滅び、律法ありて罪を犯したる者は律法によりて審かるべし。一三律法を聞くもの神の前に義たるにあらず、律法をおこなふ者のみ義とせらるべし。——一四律法を有たぬ異邦人、もし本性のまま律法に載せたる所をおこなふ時は、律法を有たずとも自から己が律法たるなり。一五即ち律法の命ずる所のその心に錄されたるを顯し、おのが良心もこれが證をなして、その念、たがひに或は訴へ或は辯明す——一六是わが福音に云へる如く神のキリスト・イエスによりて人々の隱れたる事を審きたまふ日に成るべし。

一七汝ユダヤ人と稱へられ、律法に安んじ、神を誇り、一八その御意を知り律法に教へられて善惡を辨へ、一九また律法のうちに知識と眞理との式を有てりとして盲人の手引、暗黑にをる者の光明、二〇愚なる者の守役、幼兒の教師なりと自ら信ずる者よ、二一何ゆゑ人を教へて己を教へぬか、窃む勿れと宣べて自ら窃むか、二二姦淫する勿れと言ひて姦淫するか、偶像を惡みて宮の物を奪ふか、二三律法に誇りて律法を破り神を輕んずるか。二四錄して『神の名は汝らの故によりて異邦人の中に瀆さる』とあるが如し。二五なんぢ律法を守らば割禮は益あり、律法を破らば汝の割禮は無割禮となるなり。二六割禮なき者も律法の義を守らば、その無割禮は割禮とせらるるにあらずや。

二七 二八 二九 二本性のまま割禮なくして律法を全うする者は、儀文と割禮とありてなほ律法をやぶる汝を審かん。二八それ表面のユダヤ人はユダヤ人たるにあらず、肉に在る表面の割禮は割禮たるにあらず。二九隱なるユダヤ人はユダヤ人なり、儀文によらず、靈による心の割禮は割禮なり、その譽は人よりにあらず神より來るなり。

第三章

一 三 四 五 六 七 八 一然らばユダヤ人に何の優るる所ありや、また割禮に何の益ありや。二凡ての事に益おほし、先づ第一に彼らは神の言を委ねられたり。三されど如何ん、ここに信ぜざる者ありとも、その不信は神の眞實を廢つべきか。四決して然らず、人をみな虛僞者とすとも神を誠實とすべし。錄して『なんぢは其の言にて義とせられ、審かるるとき勝を得給はん爲なり』とあるが如し。五然れど若し我らの不義は神の義を顯すとせば何と言はんか、怒を加へたまふ神は不義なるか（こは人の言ふごとく言ふなり）六決して然らず、若し然あらば神は如何にして世を審き給ふべき。七わが虛僞によりて神の誠實いよいよ顯れ、その榮光とならんには、爭で我なほ罪人として審かるる事あらん。八また『善を來らせん爲に惡をなすは可からずや』（或者われらを譏りて之を我らの言なりといふ）斯る人の罪に定めらるるは正し。

九 一〇 一一 一二 一三 九さらば如何ん、我らの勝る所ありや、有ることなし。我ら既にユダヤ人もギリシヤ人もみな罪の下に在りと告げたり。一〇錄して『義人なし、一人だになし、一聽き者なく、神を求むる者なし。一二みな迷ひて相共に空しくなれり、善をなす者なし、一人だになし。一三彼らの咽は開きたる墓なり、舌には詭計あり、口唇のうちには蝮

イ 太一二・四一　ロ 約八・三九　羅二・一〇・一八、一七、九・六　ハ 加六・一五　ニ 羅二・二七、哥後三・六　ホ 腓三・三　西二・一一　ヘ 哥前四・五　哥後一・一二　ト 徒七・三八を見よ　チ 申四・八　詩一四七・一九　羅九・四　リ 羅一〇・一六　來四　ヌ 提後二・一三　ル 路二〇・一六を見よ　ヲ 羅三・六、三一　ワ 詩五一・四　カ 羅五・八　哥後七・一一　ヨ 羅七・七、八・三一、九・一四、三〇　（羅四・一、一六、六・一）　タ 羅六・一九　哥前九・八　加三・一五　レ 羅三・四を見よ　ソ 羅二・一六を見よ　ツ 羅三・四　（哥前一五・三二）　ネ（羅九・二、九）　ナ（羅六・一）　ラ（羅三・一）　ム 羅二・一一二九　ウ 羅一・一八—三二　井 羅七・一四　加三・二、三、一九、（羅三・一九、二三、一一・三二）　ノ 詩一四・一—三、五　オ 詩五・九　ク 詩一四〇・三　雅三・八

三 四 五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 三の毒あり、一四その口は詛と苦とにて滿つ。一五その足は血を流すに速し、一六破壞と艱難とその道にあり、一七彼らは平和の道を知らず。一八その眼前に神をおそるる畏なし』とあるが如し。

一九 二〇 二一 二二 二三 一九それ律法の言ふところは律法の下にある者に語ると我らは知る、これは凡ての口ふさがり、神の審判に全世界の服せん爲なり。二〇律法の行爲によりては、一人だに神のまへに義とせられず、律法によりて罪は知らるるなり。

二一然るに今や律法の外に神の義は顯れたり、これ律法と預言者とに由りて證せられ、二二イエス・キリストを信ずるに由りて凡て信ずる者に與へたまふ神の義なり。之には何等の差別あるなし。二三凡ての人、罪を犯したれば神の榮光を受くるに足らず、二四功なくして神の恩惠により、キリスト・イエスにある贖罪によりて義とせらるるなり。二五即ち神は忍耐をもて過來しかたの罪を見逃し給ひしが、己の義を顯さんとて、キリストを立て、その血によりて信仰によれる宥の供物となし給へり。二六これ今おのれの義を顯して、自ら義たらん爲、またイエスを信ずる者を義とし給はん爲なり。二七然らば誇るところ何處にあるか、既に除かれたり、何の律法に由りてか、行爲の律法か、然らず、信仰の律法に由りてなり。二八我らは思ふ、人の義とせらるるは、律法の行爲によらず、信仰に由るなり。二九神はただユダヤ人のみの神なるか、また異邦人の神ならずや、然り、また異邦人の神なり。三〇神は唯一にして割禮ある者を信仰によりて義とし、割禮なき者をも信仰によりて義とし給へばなり。三一然らば

ヤ 詩一〇・七　マ 箴五九・七、八　ケ 詩三六・一　フ 約一〇・三四を見よ　コ（羅二・一二）　エ 羅三・九を見よ　テ 徒一三・三九　加二　ア 羅四・一五、五・一　サ 羅一・一七を見よ　キ（徒一〇・四三　羅一　ユ 徒三・一六　加二・一六、一〇、三・二　ヒ 羅四・四、五、一六　ス 徒一四・一六、一七　ハ（羅二・一七・二三　哥前一　ヘ 羅九・二四、一〇・一二、一五・九　加三・八　ト 羅一・一七・二三　ル 羅一・一七・二三　ヲ 羅一・一七・二三　ワ 羅一・一七・二三　カ 羅一・一七・二三　ヨ 羅一・一七・二三　タ 羅一・一七・二三　レ 羅一・一七・二三　ソ 羅一・一七・二三　ツ 羅一・一七・二三　ネ 羅一・一七・二三　ナ 羅一・一七・二三　ラ 羅一・一七・二三　ム 羅一・一七・二三　ウ 羅一・一七・二三　井 羅一・一七・二三　ノ 羅一・一七・二三　オ 羅一・一七・二三　ク 羅一・一七・二三　ヤ 詩一〇・七　マ 箴五九・七、八　ケ 詩三六・一　フ 約一〇・三四を見よ　コ（羅二・一二）　エ 羅三・九を見よ　テ 徒一三・三九　加二　キ（徒一〇・四三　羅一　ユ 徒三・一六　加二・一六、一〇、三・二　ヒ 羅四・四、五、一六　ス 徒一四・一六、一七　ハ（羅二・一七・二三　哥前一　ヘ 羅九・二四、一〇・一二、一五・九　加三・八　ト 羅一・一七・二三　ル 羅一・一七・二三　ヲ 羅一・一七・二三　ワ 羅一・一七・二三　カ 羅一・一七・二三　ヨ 羅一・一七・二三　タ 羅一・一七・二三　レ 羅一・一七・二三　ソ 羅一・一七・二三　ツ 羅一・一七・二三　ネ 羅一・一七・二三　ナ 羅一・一七・二三　ラ 羅一・一七・二三　ム 羅一・一七・二三　ウ 羅一・一七・二三　井 羅一・一七・二三　ノ 羅一・一七・二三　オ 羅一・一七・二三　ク 羅一・一七・二三

我ら信仰をもて律法を空しくするか、決して然らず、反つて律法を堅うするなり。

一 然らば我らの先祖アブラハムは肉につきて何を得たりと言はんか。二 アブラハム若し行爲によりて義とせられたらんには誇るべき所あり、然れど神の前には有ることなし。三 聖書に何と云へるか

第四章

『アブラハム神を信ず、その信仰を義と認められたり』と。四 それ働く者への報酬は恩惠といはず、負債と認めらる。五 されど働く事なくとも、敬虔ならぬ者を義としたまふ神を信ずる者は、その信仰を義と認めらるるなり。六 ダビデもまた行爲なくして神に義と認めらるる人の幸福につきて斯く云へり。曰く、七『不法を免され、罪を蔽はれたる者は幸福なるかな、八 主が罪を認め給はぬ人は幸福なるかな』九 然れば此の幸福はただ割禮ある者にのみあるか、また割禮なき者にもあるか、我らは言ふ『アブラハムはその信仰を義と認められたり』と。一〇 如何なるときに義と認められたるか、割禮ののちか、無割禮のときか、割禮の後ならず、無割禮の時なり。一一 而して無割禮のときの信仰によれる義の印として割禮の徽を受けたり、これ無割禮にして信ずる凡ての者の義と認められん爲に、その父となり、一二 また割禮のみに由らず、我らの父アブラハムの無割禮のときの信仰の跡をふむ割禮ある者の父とならん爲なり。一三 アブラハム世界の世嗣たるべしとの約束を、アブラハムとその裔との與へられしは、律法に由らず、信仰の義に由れるなり。一四 もし律法による者ども世嗣たらば、信仰は空しく約束は廢るなり。一五 それ律法は怒を招く、律法なき所には罪を犯すこともなし。一六 この故に世嗣たることの恩惠に干らんために信仰に由るなり、是かの約束のアブラハムの凡ての裔、すなはち律法による裔のみならず、彼の信仰に效ふ裔

イ 羅三・四を見よ　ロ（太五・一七　羅四・三、八・四）　ハ（哥前一・三一）　ニ 創一五・六　羅四・九・二二　加三・六　ホ 羅一・六　ヘ 羅三・二二（約六・二九）　ト 詩三二・一、二　チ 哥後五・一九　リ（羅三・二〇）　ヌ 羅四・三を見よ　ル 約三・三三を見よ　ヲ 創一七・一〇、一一　ワ 羅三・二二を見よ　カ 羅四・一七、一八（路一・九・九）　ヨ 哥後一二・一八　タ 創一七・四—六、二二・一七・一八　レ 來七・六（羅九・八）　ソ 加三・一八　ツ 羅七・七、一〇—二五　ネ 羅三・二〇を見よ　ナ 羅三・二四を見よ　ラ 羅四・一一を見よ　羅九・八、一五・八

ム 約五・二一　ウ 哥前一・二八　井（箴四八・一三、一・二）　ノ 羅四・一一、一八　オ 創一七・四、五　ク 創一五・五　ヤ 羅四・一一、一七　マ 創一七・一七　ケ 來一・一二　フ 創一八・一一　コ 十九・八を見よ　エ 創一八・一四（來一一・一九）　テ 羅一四・五　ア 羅四・二を見よ　サ 羅一五・四　哥前九・九、一〇、一〇・一七　提後三・一六、一七　キ 徒二・二四を見よ　ユ 羅一〇・九　被前一・一八　シ 羅三・二八を見よ　エ（羅五・一一）　ヒ 西一・二〇を見よ　モ 哥前一五・一を見よ　セ 來一〇・一九・二〇（弗二・一八、三・一）　メ 羅五・六、八、八・三二（加二・二〇）　弗五・二）　ミ 哥前一五・一七　哥後五・一五（羅五・一一）　ス 羅三・一　イ 羅五・一一、八・二　三、九・一〇　ロ 太五・二二　雅一・二・三　ハ 路二・一九を見よ　二 彼前三・一八　ホ（詩一・一九・一一六　羅九・三三）　ヘ 撒前四・八を見よ　ト 哥後一三・一三　チ 徒二・三三、一〇・四五　多三・六（加四・六）　リ（羅五・八、一〇）　ヌ（加四・四）　ル 羅四・二五

にも堅うせられん爲なり。一七 彼はその信じたる所の神、すなはち死人を活し、無きものを有るものの如く呼びたまふ神の前にて我等すべての者の父たるなり。錄して『われ汝を立てて多くの國人の父とせり』とあるが如し。一八 彼は望むべくもあらぬ時になほ望みて信じたり、是なんぢの裔は斯の如くなるべしと言ひ給ひしに隨ひて多くの國人の父とならん爲なりき。一九 斯て凡そ百歳に及びて己が身の死にたるがごとき狀なると、サラの胎の死にたるが如きとを認むれども、その信仰よわらず、二〇 不信をもて神の約束を疑はず、信仰により强くなりて神に榮光を歸し、二一 その約し給へることを、成し得給ふと確信せり。二二 之に由りて其の信仰を義と認められたり。二三 斯く『義と認められたり』と錄したるは、アブラハムの爲のみならず、また我らの爲なり。二四 我らの主イエスを死人の中より甦へらせ給ひし者を信ずる我らも、その信仰を義と認められん。二五 主は我らの罪のために付され、我らの義とせられん爲に甦へらせられ給へるなり。

第五章

一 斯く我ら信仰によりて義とせられたれば、我らの主イエス・キリストに賴り、神に對して平和を得たり。二 また彼により信仰によりて今、立つところの恩惠に入ることを得、神の榮光を望みて喜ぶなり。三 然のみならず患難をも喜ぶ、そは患難は忍耐を生じ、四 忍耐は練達を生じ、練達は希望を生ずと知ればなり。五 希望は恥を來らせず、我らに賜ひたる聖靈により神の愛、われらの心に注げばなり。六 我等のなほ弱かりし時、キリスト定りたる日に及びて敬虔ならぬ者のために死に給へり。七 それ義人のために死ぬるもの殆

八 どなし、仁者のためには死ぬることを厭はぬ者もやあらん。八然れど我等がなほ罪人たりし時、キリスト我等の
九 ために死に給ひしに由りて、神は我らに對する愛をあらはし給へり。九斯く今その血に賴りて我ら義とせられた
一〇 らんには、況て彼によりて怒より救はれざらんや。一〇我等もし敵たりしとき御子の死に賴りて神と和ぐことを得
一一 たらんには、況て和ぎて後その生命によりて救はれざらんや。一一然のみならず今われらに和睦を得させ給へる我
らの主イエス・キリストに賴りて神を喜ぶなり。

一二 一二それ一人の人によりて罪は世に入り、また罪によりて死は世に入り、凡ての人、罪を犯しし故に死は凡て
一三 の人に及べり。一三律法のきたる前にも罪は世にありき、然れど律法なくば罪は認めらるること無し。一四然るにア
一四 ダムよりモーセに至るまで、アダムの咎と等しき罪を犯さぬ者の上にも死は王たりき。アダムは來らんとする者
一五 の型なり。一五然れど恩惠の賜物は、かの咎の如きにあらず、一人の咎によりて多くの人の死にたらんには、況て
一六 神の恩惠と一人の人イエス・キリストによる恩惠の賜物とは、多くの人に溢れざらんや。一六又この賜物は罪を犯し
一七 し一人より來れるものの如きにあらず、審判は一人よりして罪を定むるに至りしが、恩惠の賜物は多くの咎より
一八 して義とするに至るなり。一七もし一人の咎のために一人によりて死は王となりたらんには、況て恩惠と義の賜物
とを豐かに受くる者は一人のイエス・キリストにより生命に在りて王たらざらんや。一八されば一つの咎によりて
罪を定むることの凡ての人に及びしごとく、一つの正しき行爲によりて義とせられ、生命を得るに至ることも

イ羅五・六　ロ羅三・五を見よ　ハ羅八・三九　約三・一六を見よ　約一五　ニ（羅三・二五）　ホ撒前一・二〇（羅一・二八）　ヘ（羅一・二八（哥後五・一八、一九弗二・三　四一・二一、二二）　ト哥後五・二〇　チ（羅八・三四　來七・二五）　リ羅五・三を見よ　ヌ（羅五・一〇、一一・一五　哥後五・一八、一九）　ル創二・一七、三・六、一九　哥前一五・二二　ヲ羅六・二三　哥前一五・五・六　雅一・一五　ワ羅五・二四、一七、二一　哥前一五・二二　カ羅四・一五を見よ　タ（哥前一五・四五）　レ羅五・一二、一七　ソ羅五・一九（羅五・一八）　ツ徒一五・一一を見よ　ネ羅五・一九（羅五・一八）　ナ（哥前一一・三二）　ラ羅五・一二を見よ　ム（提後二・一二　默二・五）　ウ羅五・一二、一五、一七　井羅四・二五

第六章

一されば何をか言はん、恩惠の增さんために罪のうちに止るべきか、二決して然らず、罪に就きて
死にたる我らは爭で尙その中に生きんや。三なんぢら知らぬか、凡そキリスト・イエスに合ふバプ
三 テスマを受けたる我らは、その死に合ふバプテスマを受けしを。四我らはバプテスマによりて彼とともに葬ら
四 れ、その死に合せられたり。これキリスト父の榮光によりて死人の中より甦へらせられ給ひしごとく、我らも新
五 しき生命に歩まんためなり。五我らキリストに接がれて、その死の狀にひとしくば、その復活にも等しかるべ
六 し。六我らは知る、われらの舊き人、キリストと共に十字架につけられたるは、罪の體ほろびて、此ののち罪に
七八 事へざらん爲なるを。七そは死にし者は罪より脫るるなり。八我等もしキリストと共に死にしならば、また彼と
九 ともに活きんことを信ず。九キリスト死人の中より甦へりて復死に給はず、死もまた彼に主とならぬを我ら知れ
一〇 ばなり。一〇その死に給へるは罪につきて一たび死に給へるにて、その活き給へるは神につきて活き給へるなり。
一一 一一斯のごとく汝らも己を罪につきては死にたるもの、神につきては、キリスト・イエスに在りて活きたる者と思

一九 凡ての人に及べり。一九それは一人の不從順によりて多くの人の罪人とせられし如く、一人の從順によりて多くの
二〇 人、義人とせらるるなり。二〇律法の來りしは咎の增さんためなり。然れど罪の增すところには恩惠も彌增せり。
二一 二一これ罪の死によりて王たりし如く、恩惠も義によりて王となり、我らの主イエス・キリストに由りて永遠の
生命に至らん爲なり。

ノ羅五・一五（羅五・一八）　オ羅五・一二、一一・三一　ク（腓二・八）　ヤ羅五・一五（羅五・一八）　マ羅三・二〇を見よ　加三・一九　ケ（約一・一六　羅六・一ア（羅五・二〇）　フ（羅五・一二、一四）　コ約一・一七を見よ　羅六・一三　エ羅六・二三を見よ　テ（羅三・五）　サ羅六・一五（羅三・八）　キ路二〇・一六を見よ　羅六・一五　ユ羅六・一一、七四、ミ太二八・一九を見よ　シ西二・一二　ヱ（約一一・四〇　哥後一三・四）　ヒ徒二・二四を見よ　羅六・九　メ徒二・三八、八・一六、一九・五　加三・二七　モ（羅七・七、六　哥後五・一七　弗四・二三、二四　西三・一〇）　セ哥後四・一一　腓三　ス西二・一二、三・一　イ弗四・二二　西三・九　ロ加二・二〇、四、六、一四　五・二　ハ（羅七・二四　西二・一一）　ヘ哥後一三・四　ト徒二・二四を見よ　羅六・四　チ默一・一八　リ來七・二七　ヌ羅六・二を見よ　ル創二・一七、三・六、一九　哥前一五・二二　ヲ羅六・二三　哥前一五・五・六　雅一・一五　ワ羅五・二四、一七、二一　哥前一五・二二　カ羅四・一五を見よ　タ（哥前一五・四五）　レ羅五・一二、一七　ソ羅五・一九（羅五・一八）　ツ徒一五・一一を見よ　ネ羅五・一九（羅五・一八）　ナ（哥前一一・三二）　ラ羅五・一二を見よ　ム（提後二・一二　默二・五）　ウ羅五・一二、一五、一七　ヰ羅四・二五　ノ羅五・一五（羅五・一八）　オ羅五・一二、一一・三一　ク（腓二・八）　ヤ羅五・一五（羅五・一八）　マ羅三・二〇を見よ　加三・一九　ケ（約一・一六　羅六・一ア（羅五・二〇）　フ（羅五・一二、一四）　コ約一・一七を見よ　羅六・一三　エ羅六・二三を見よ　テ（羅三・五）　サ羅六・一五（羅三・八）　キ路二〇・一六を見よ　羅六・一五　ユ羅六・一一、七四、ミ太二八・一九を見よ　シ西二・一二　ヱ（約一一・四〇　哥後一三・四）　ヒ徒二・二四を見よ　羅六・九　メ徒二・三八、八・一六、一九・五　加三・二七　モ（羅七・七、六　哥後五・一七　弗四・二三、二四　西三・一〇）　セ哥後四・一一　腓三　ス西二・一二、三・一　イ弗四・二二　西三・九　ロ加二・二〇、四、六、一四　五・二　ハ（羅七・二四　西二・一一）　ヘ哥後一三・四　ト徒二・二四を見よ　羅六・四　チ默一・一八　リ來七・二七　ヌ羅六・二を見よ

ふべし。

一三 然れば罪を汝らの死ぬべき體に王たらしめて其の慾に從ふことなく、一三 汝らの肢體を罪に獻げて不義の器
[イ] [ロ]
となさず、反つて死人の中より活き返りたる者のごとく己を神にささげ、その肢體を義の器として神に獻げよ。
[ハ] [ニ]
一四 汝らは律法の下にあらずして恩惠の下にあれば、罪は汝らに主となる事なきなり。
[ホ] [ヘ]
一五 然らば如何に、我らは律法の下にあらず、恩惠の下にあるが故に罪を犯すべきか、決して然らず。一六 なん
[ト] [チ] [リ]
ぢら知らぬか、己を獻げ僕となりて、誰に從ふとも其の僕たることを。或は罪の僕となりて死に至り、或は
[ヌ] [ル] [ヲ]
從順の僕となりて義にいたる。一七 然れど神に感謝す、汝等はもと罪の僕なりしが、傳へられし教の範に心より
[ワ] [カ] [ヨ] [タ]
從ひ、一八 罪より解放されて義の僕となりたり。一九 斯く人の事をかりて言ふは、汝らの肉よわき故なり。なんぢら
[レ] [ソ] [ツ] [ネ]
舊その肢體をささげ、穢と不法との僕となりて不法に到りしごとく、今その肢體をささげ、義の僕となりて潔に
[ナ] [ラ] [ム]
到れ。二〇 なんぢら罪の僕たりしときは義に對して自由なりき。二一 その時に今は恥とする所の事によりて何の實を
[ウ] [ヰ] [ノ] [オ]
得しか、これらの事の極は死なり。二二 然れど今は罪より解放されて神の僕となりたれば、潔きにいたる實を得たり、
[ク] [ヤ] [マ]
その極は永遠の生命なり。二三 それ罪の拂ふ價は死なり、然れど神の賜物は我らの主キリスト・イエスにありて受
[ケ] [コ] [エ]
くる永遠の生命なり。

第七章

一 兄弟よ、なんぢら知らぬか（われ律法を知る者に語る）律法は人の生ける間のみ、之に主たるな
[サ] [シ] [ス] [セ] [ヒ] [ヘ] [ホ] [ト] [ヲ] [ル] [ヨ] [ヤ] [ユ] [ヱ] [ヒ] [モ] [ハ] [ヒ] [フ] [ヘ] [ヲ] [ヲ] [ヲ

一六 が憎むところは之を爲すなり。一七わが欲せぬ所を爲すときは律法の善なるを認む。一八然れば之を行ふは我にあら
一八 ず、我が中に宿る罪なり。一八我はわが中、すなはち我が肉のうちに善の宿らぬを知る、善を欲すること我にあれ
一九 ど、之を行ふ事なければなり。一九わが欲する所の善は之をなさず、反つて欲せぬ所の惡は之をなすなり。二〇我
二〇 もし欲せぬ所の事をなさば、之を行ふは我にあらず、我が中に宿る罪なり。二一然れば善をなさんと欲する我に惡
二一 ありとの法を、われ見出せり。二二われ中なる人にては神の律法を悅べど、二三わが肢體のうちに他の法ありて我が
二二 心の法と戰ひ、我を肢體の中にある罪の法の下に虜とするを見る。二四噫われ惱める人なるかな、此の死の體より
二四 我を救はん者は誰ぞ。二五我らの主イエス・キリストに賴りて神に感謝す、然れば我みづから心にては神の律法に
二五 つかへ、肉にては罪の法に事ふるなり。

第八章

一この故に今やキリスト・イエスに在る者は罪に定めらるることなし。二キリスト・イエスに在る
一 生命の御靈の法は、なんぢを罪と死との法より解放したればなり。三肉によりて弱くなれる律法の
二 成し能はぬ所を神は成し給へり、即ち己の子を罪ある肉の形にて罪のために遣し、肉に於て罪を定めたまへり。
三 四これ肉に從はず、靈に從ひて歩む我らの中に律法の義の完うせられん爲なり。五肉にしたがふ者は肉の事をお
四 もひ、靈にしたがふ者は靈の事をおもふ。六肉の念は死なり、靈の念は生命なり、平安なり。七肉の念は神に逆
五 ふ、それは神の律法に服はず、否したがふこと能はず、八また肉に居る者は神を悅ばすこと能はざるなり。九然

イ提前一・八（羅七・一二、一五、一二）　ロ羅七・二〇　ハ（約三・六、羅七・二五、八・三）　ニ羅七・一五　ホ羅七・一七　ヘ（羅七・二三、二五、八・二）　ト哥後四・一六　弗三・一七　彼前三・四　チ（羅六・一九　加五・一七　雅四・一　彼前二・一一）　リ羅七・二五　ヌ（羅七・二五、八・二）　ル（羅六・六　西二・一一）　ヲ羅一六・一七　ワ羅六・一七　哥前一　カ羅七・二三を見よ　ヨ羅八・二、一一、三　九・一六・三　哥前一・三〇　加三・二六を見よ　タ羅八・三四　レ哥前一五・四五　ソ羅六・一四、一八、七・四（約八・三二、三六）　ツ來七・八（羅七・ラ哥後五・二一　ム加五・一六、二五　一八、一九）　ナ腓二・七　來二・一　四、一七、四・一五（加四・四）　ノ加五・二二—二五　オ加六・八（羅二・一八）　ク羅六・二一を見よ　ヤ一四・四　マ羅七・五を見よ　ケ約一四・一七　羅八・一・一　哥前三・一　六、六・一九　哥後六・二四　一四　約一七・二四　フ約一四・一七　加四・六　ヨ・六　腓一・一九　彼前一・一一　コ加二・二〇　弗三・一七　西一・二七　（約一七・二三）　哥後二・二四を見よ　羅六・四　ア羅八・六　サ西三・五　キ加五・一八　ユ何一・一〇　太五・九　約一・一二　羅八・一六、一九、二一、九・八、二六　哥後六・一八　加三・二六、四・五、六　約壹三・一、二　默二・七　メ提後一・七（來二・三二）　モ加三・二九、四・七　弗三・六　多三・七　（徒二〇・三二　來一・一四　默二・七）　ス西三・四　多二・一三　彼前一・五　哥後四・一七　彼前四・一五　ヒ約壹五・一〇（徒五・一四　默二・七）　セ哥後一・五、七　腓一・二〇　三・一〇　提後二・一　ハ羅八・二四を見よ　ニ哥前一・七、八　西三　（西一・二四）　ホ（約壹三・二　羅八・一八）　ヘ（創三・一七—一九　ト創三・一七、五・二　一二　彼前四・一三　ヨ・四　彼前一・七、一　リ徒三・二一　彼後三　三　約壹三・二　ヤ羅八・一三　マ羅七・五を見よ　チ羅八・一四を見よ　ヌ（耶一二・四、一一）

一〇れど神の御靈なんぢらの中に宿り給はば、汝らは肉に居らで靈に居らん、キリストの御靈なき者はキリストに屬
一〇 する者にあらず。一〇若しキリスト汝らに在さば體は罪によりて死にたる者なれど靈は義によりて生命に在らん。
一一 一一若しイエスを死人の中より甦へらせ給ひし者の御靈なんぢらの中に宿り給はば、キリスト・イエスを死人の中
一一 より甦へらせ給ひし者は、汝らの中に宿りたまふ御靈によりて汝らの死ぬべき體をも活し給はん。
一二 一二されば兄弟よ、われらは負債あれど、肉に負ふ者ならねば、肉に從ひて活くべきにあらず。一三汝等もし肉
一三 に從ひて活きなば、死なん。もし靈によりて體の行爲を殺さば活くべし。一四すべて神の御靈に導かるる者は、こ
一四 れ神の子なり。一五汝らは再び懼を懷くために僕たる靈を受けしにあらず、子とせられたる者の靈を受けたり、之
一五 によりて我らはアバ父と呼ぶなり。一六御靈みづから我らの靈とともに我らが神の子たることを證す。一七もし子た
一六 らば世嗣たらん、神の嗣子にしてキリストと共に世嗣たるなり。これはキリストとともに榮光を受けん爲に、そ
一七 の苦難をも共に受くるに因る。

一八 一八われ思ふに、今の時の苦難は、われらの上に顯れんとする榮光にくらぶるに足らず。一九それ造られたる者
一九 は切に慕ひて神の子たちの現れんことを待つ。二〇造られたるものの虛無に服せしは、己が願によるにあらず、
二〇 服せしめ給ひし者によるなり。二一然れどなほ造られたる者にも滅亡の僕たる狀より解かれて、神の子たちの光榮
二一 の自由に入る望は存れり。二二我らは知る、すべて造られたるものの今に至るまで共に嘆き、ともに苦しむことを。
二二

二三 然のみならず、御靈の初の實をもつ我らも自ら心のうちに嘆きて子とせられんこと、即ちおのが體の贖はれ
二四 んことを待つなり。二四 我らは望によりて救はれたり、眼に見ゆる望は望にあらず、人その見るところを爭でなほ
二五 望まんや。二五 我等もし其の見ぬところを望まば、忍耐をもて之を待たん。
二六 斯のごとく御靈も我らの弱を助けたまふ。我らは如何に祈るべきかを知らざれども、御靈みづから言ひ難
二七 き歎をもて執成し給ふ。二七 また人の心を極めたまふ者は御靈の念をも知りたまふ。御靈は神の御意に適ひて聖徒
二八 のために執成し給へばなり。二八 神を愛する者、すなはち御旨によりて召されたる者の爲には、凡てのこと相働き
二九 て益となるを我らは知る。二九 神は預じめ知りたまふ者を御子の像に象らせんと預じめ定め給へり。これ多くの
三〇 兄弟のうちに、御子を嫡子たらせんが爲なり。三〇 又その預じめ定めたる者を召し、召したる者を義とし、義とし
三一 たる者には光榮を得させ給ふ。
三二 三一 然れば此等の事につきて何をか言はん、神もし我らの味方ならば、誰か我らに敵せんや。三二 己の御子を惜
三三 まずして我ら衆のために付し給ひし者は、などか之にそへて萬物を我らに賜はざらんや。三三 誰か神の選び給へる
三四 者を訴へん、神は之を義とし給ふ。三四 誰か之を罪に定めん、死にて甦へり給ひしキリスト・イエスは神の右に在
三五 して、我らの爲に執成し給ふなり。三五 我等をキリストの愛より離れしむる者は誰ぞ、患難か、苦難か、迫害か、

イ 羅五・三を見よ　ロ 哥後一・二二（羅八・一八）　ハ 哥後五・二、四　ニ 羅七・二四　ホ 羅八・一九、二五 加五・五　ヘ 多三・七（撒前五・八）　ト 哥後五・七（哥後四・一八）　チ 羅一五・四 撒前一・四 默二・二三及び徒一・二四を見よ　リ（太二〇・二二 哥後一二・八）　ヌ 羅八・一五、一六（約一四・一六 弗六・一八）　ル 詩一三九・一、二 路一六・一五 撒前二・一二九を見よ　ヲ 羅八・三四　カ 羅八・三〇、九・二四 哥前一・九、二四 加一・六、一五、五・八 撒後二・一四　ヨ 羅八・三二　タ 羅一・二 彼前一・二、二〇（哥前八・三 提後一・九）　レ 哥前一五・四九 哥後三・一八 腓三・二一 西三・一〇 約登三・二 哥前二・七 弗一・二九を見よ　ソ 哥前二・七　ツ 西一・二八 來一・六 ネ 哥前六・一一 羅八 ナ 約一七・二二 九・二三 ラ 羅七・七を見よ　ム 詩一一八・六（太一・二三）　ウ 約三・六を見よ　ワ 羅一・二五を見よ　ヰ 羅四・二五を見よ　ノ 哥前三・二一 オ 路一八・七を見よ　ク 箴五〇・八　ヤ 羅八・一　マ 羅五・六、七　ケ 徒二・二四を見よ　フ 可一六・一九を見よ　コ 來七・二五（來九・二四 約壹二・一）　エ（羅八・三七—三九）　テ 羅二・九 哥後四・八　ア 哥前四・一一 哥後四・九、一一・二六、二七　サ 詩四四・二二 キ 徒二〇・二四 哥前四・九、一五・三〇、三一 哥後一・九、四・一〇、一一、六、九、一一・二三　ユ 加二・二〇 弗五・二 默一・五 哥前一五・五七　メ（約一六・三三）

ミ 哥前三・二二　シ 哥前一五・二四 弗一・二一 彼前三・ス 羅一一・一四 弗六・二二　ヱ 哥前三・二二　ヒ 羅五・八を見よ　モ 哥後一一・一〇 加一・二〇 提前二・七　セ 羅一・九を見よ　イ 哥前一二・三、一六 加一・八、九　ロ（出三二・三二）　ハ 哥後一一・二二（羅九・六）　ニ 出四・三（羅八・一五）　ホ 出四〇・三四 王上八・一一 結一・二八（來九・五）　ヘ 創一七・二 申二九・一 徒一二・三九を見よ　ト 申四・一三、一四 詩一四七・一九　チ 來九・一、六、九 徒三・三二 弗二・一二　ヌ 羅一一・二八 徒三・三を見よ　ル 太一・一—一六 羅一・三　ヲ 西一・一六—二〇　ワ 羅一・二五を見よ　カ 約一・一（西二・九）　ヨ（民二三・一九）　タ 羅二・二八、二九 加六・一六（約一・四七）　レ 加四・二三（約八・三三、三九）　ソ 創二一・一二 來一一・一八　ツ 羅八・一四を見よ　ネ 羅四・一三、一六 加三・二九、四・二八　ナ 創一八・一〇　ラ 羅五・三を見よ　ム 創二五・二一　ウ 弗一・一一、三・一一 及び羅八・二八を見よ（來一一・一一）

飢か、裸か、危險か、劍か。三六 錄して『汝のために我らは、終日、殺されて屠らるべき羊の如きものと爲られたり』とあるが如し。三七 然れど凡てこれらの事の中にありても、我らを愛したまふ者に賴り、勝ち得て餘あり。
三八 われ確く信ず、死も生命も、御使も、權威ある者も、今ある者も後あらん者も、力ある者も、三九 高きも深きも、此の他の造られたるものも、我らの主キリスト・イエスにある神の愛より、我らを離れしむるを得ざることを。

第九章

一 我キリストに在りて眞をいひ虛僞を言はず、二 我に大なる憂あることと心に絕えざる痛あることとを我が良心も聖靈によりて證す。三 もし我が兄弟わが骨肉の爲にならんには、我みづから詛はれてキリストに棄てらるるも亦ねがふ所なり。四 彼等はイスラエル人にして、彼らには神の子とせられたること、榮光と、もろもろの契約と、授けられたる律法と、禮拜と、もろもろの約束とあり。五 先祖たちも彼等のものなり、肉によれば、キリストも彼等より出で給ひたり。キリストは萬物の上にあり、永遠に讃むべき神なり、アァメン。六 それ神の言は廢りたるに非ず、イスラエルより出づる者みなイスラエルなるに非ず、七 また彼等はアブラハムの裔なればとて皆その子たるに非ず『イサクより出づる者は、なんぢの裔と稱へらるべし』とあり。八 即ち肉の子らは神の子らにあらず、ただ約束の子等のみ其の裔と認めらるるなり。九 約束の御言は是なり、曰く『時ふたたび巡り來らば、我きたりてサラに男子あらん』と。一〇 然のみならず、レベカも我らの先祖イサクの一人によりて孕りたる時、一一 その子いまだ生れず、善も惡もなさぬ間に神の選の御旨は動かず、一二 行爲によらで

召す者によらん爲に『兄は次弟に事ふべし』と、レベカに宣給へり。一三『われヤコブを愛しエサウを憎めり』と錄されたる如し。

一四然らば何をか言はん、神には不義あるか、決して然らず。一五モーセに言ひ給ふ『われ憐まんとする者をあはれみ、慈悲を施さんとする者に慈悲を施すべし』と。一六然れば欲する者にも由らず、走る者にも由らず、ただ憐みたまふ神に由るなり。一七パロにつきて聖書に言ひ給ふ『わが汝を起したるは此の爲なり、即ち我が能力を汝によりて顯し、且わが名の全世界に傳へられん爲なり』と。一八されば神はその憐まんと欲する者を憐み、その頑固にせんと欲する者を頑固にし給ふなり。

一九然らば汝あるひは我に言はん『神なんぞなほ人を咎め給ふか、誰かその御定に悖る者あらん』二〇ああ人よ、なんぢ誰なれば神に言ひ逆ふか、造られしもの、造りたる者に對ひて『なんぢ何ぞ我を斯く造りし』と言ふべきか。二一陶工は同じ土塊をもて此を貴きに用ふる器とし、彼を賤きに用ふる器とするの權なからんや。二二もし神、怒をあらはし權力を示さんと思しつつも、なほ大なる寛容をもて、滅亡に備れる怒の器を忍び、二三また光榮のために預じめ備へ給ひし憐憫の器に對ひて、その榮光の富を示さんと爲給ひしならば如何に。二四この憐憫の器は我等にしてユダヤ人の中より而已ならず、異邦人の中よりも召し給ひしものなり。二五ホゼヤの書に、『我わが民たらざる者を我が民と呼び、愛せられざる者を愛せらるる者と呼ばん、二六「なんぢら我が民にあらず」と言ひし處

イ創二五・二三　ロ馬一・二、三　ハ羅三・五を見よ　ニ代下一九・七（羅二・一一）　ホ路二〇・一六を見よ　羅六・一五　ヘ出三三・一九　ト加二・二を見よ　チ弗二・八　リ出九・一六　ヌ出四・二一、七・三、九・一二、一〇・二、一一・一　ル羅一・一九（創前一五・三五雅）　ヲ（羅三・七）　ワ代下二〇・六　伯九・一一　但四・三五　カ羅一・一を見よ　ヨ伯三三・一三　タ賽二九・一六、四五　ツ（蝕一六・四　彼前二・八）　レ提後二・二〇　ソ羅二・四を見よ　ツ羅八・二八を見よ　ウ羅八・二八を見よ　井何二・二三（彼創二・一八）　ネ羅八・二九、三〇　ナ（徒九・一五）　ラ弗三・一六及び羅二・四を見よ　ム羅三・二九を見よ　ウ羅八・二八を見よ　井何二・二三（彼創二・一〇）　ノ何一・九

一一章一一一九　一二一二二　一三一三二　一四一四二　一五一五二　一六一六二　一七一七二　一八一八二

一九一九二　一〇一〇二　一一一一二　一二一二二　一三一三二　一四一四二　一五一五二　一六一六二　一七一七二　一八一八二　一九一九二

オ太一六・一六を見よ　ク賽一〇・二二、二三　ヤ創二一・一七　何一・一〇　マ羅一一・五　ケ賽一・九　雅五・四　フ申二九・二三　雅一三・一九　耶四九・一八、五〇・四〇　摩四・一一　コ羅九・一四　エ羅一〇・六　加三・一六、三・二四　腓ア（加五・四）　三・九　來一一・七　サ彼前二・七、八　（羅一・一七、三・二一、二二）　キ賽二八・一六　ユ羅一〇・一一　彼前二・六　テ賽五・一　羅一〇・二、三（羅九・三〇、一〇・二〇）　メ（羅五・五）　ミ徒二・二〇を見よ　モ羅三・二二を見よ　セ利一八・五　加三・一二　腓三・六　ヒ（羅七・一—四　加三・二四、四・五）　ス尾九・二九　結二〇・一、二、二一及び羅七・一〇を見よ　イ羅九・三〇を見よ　ロ申三〇・一二　ハ路八・三一を見よ　ニ來一三・二〇　ホ申三〇・一四　路一一・二八　腓二・一一（羅一四・九　哥前一一・三）　ヘ太一〇・三二　三〇、一〇・二〇　ト羅九・二二、二三、二一及び羅七・一〇を見よ　チ羅一〇・一一　リ羅一〇・一二　ヌ羅一〇・一二　ル羅一・一一（創前一五・三五雅）　ヲ（羅三・七）　ワ代下二〇・六　伯九・一一　但四・三五　カ羅一・一を見よ　ヨ伯三三・一三　タ賽二九・一六、四五　ツ（蝕一六・四　彼前二・八）　レ提後二・二〇　ソ羅二・四を見よ　ツ羅八・二八を見よ　ウ羅八・二八を見よ　井何二・二三（彼創二・一八）　ネ羅八・二九、三〇　ナ（徒九・一五）　ラ弗三・一六及び羅二・四を見よ　ム羅三・二九を見よ　ウ羅八・二八を見よ　井何二・二三（彼創二・一〇）　ノ何一・九

にて、彼らは活ける神の子と呼ばるべし』と宣給へる如し。二八イザヤもイスラエルに就きて叫べり『イスラエルの子孫の數は海の砂のごとくなりとも救はるるは、ただ殘の者のみならん。二九主、地の上に御言を成し了へ、これを遂げ、これを速かに爲給はん』二九また『萬軍の主、われらに裔を遺し給はずば、我等ソドムの如くになり、ゴモラと等しかりしならん』とイザヤの預言せしが如し。三〇然らば何をか言はん、義を追求めざりし異邦人は義を得たり、即ち信仰による義なり。三一イスラエルは義の律法を追求めたれど、その律法に到らざりき。三二何の故か、かれらは信仰によらず、行爲によりて追求めたる故なり。彼らは躓く石に躓きたり。三三錄して、『視よ、われ躓く石、礙ぐる岩をシオンに置く、之に依賴む者は辱しめられじ』とあるが如し。

第一〇章

一兄弟よ、わが心のねがひ、神に對する祈は、彼らの救はれんことなり。二われ彼らが神のために熱心なることを證す、されど其の熱心は知識によらざるなり。三それは神の義を知らず、己の義を立てんとして、神の義に服はざればなり。四キリストは凡て信ずる者の義とせられん爲に律法の終となり給へり。五モーセは、律法による義をおこなふ人は之によりて生くべしと錄したり。六然れど信仰による義は斯くいふ『なんぢ心に「誰か天に昇らん」と言ふなかれ』と。七これキリストを引下さんとするなり『また「たれか底なき所に下らん」と言ふなかれ』と。是キリストを死人の中より引上げんとするなり。八さらば何と言ふか『御言は、なんぢに近し、なんぢの口にあり、汝の心にあり』と。これ我らが宣ぶる信仰の言なり。九即ち、なんぢ口にて

一〇 イエスを主と言ひあらはし、心にて神の之を死人の中より甦へらせ給ひしことを信ぜば、救はるべし。一〇それ人
二 は心に信じて義とせられ、口に言ひあらはして救はるるなり。一一聖書にいふ『すべて彼を信ずる者は辱しめら
三 れじ』と。一二ユダヤ人とギリシヤ人との區別なし、同一の主は萬民の主にましまして、凡て呼び求むる者に對し
四 て豐なり。一三『すべて主の御名を呼び求むる者は救はるべし』とあればなり。一四然れど未だ信ぜぬ者を爭で呼び求
五 むることをせん、未だ聽かぬ者を爭で信ずることをせん、宣傳ふる者なくば爭で聽くことをせん。一五遣されずば
爭で宣傳ふることを爲ん『ああ美しきかな、善き事を告ぐる者の足よ』と錄されたる如し。
一六然れど、みな福音に從ひしにはあらず、イザヤいふ『主よ、われらに聞きたる言を誰か信ぜし』一七斯く
一七 信仰は聞くにより、聞くはキリストの言による。一八されど我いふ、彼ら聞えざりしか、然らず『その聲は全地に
一八 ゆきわたり、其の言は世界の極にまで及べり』一九我また言ふ、イスラエルは知らざりしか、先づモーセ言ふ、『われ
一九 民ならぬ者をもて汝らに嫉を起させ、愚なる民をもて汝らを怒らせん』二〇またイザヤ憚らずして言ふ、『我を求め
二〇 ざる者に、われ見出され、我を尋ねざる者に我あらはれたり』二一更にイスラエルに就きては『われ服はずして言
二一 ひさからふ民に終日、手を伸べたり』と云へり。

第一一章

一然れば我いふ、神はその民を棄て給ひしか、決して然らず、我もイスラエル人にしてアブラハム
二 の裔ベニヤミンの族の者なり。二神はその預じめ知り給ひし民を棄て給ひしにあらず、汝らエリヤ
三 に就きて聖書に云へることを知らぬか、彼イスラエルを神に訴へて言ふ、三『主よ、彼らは汝の預言者たちを殺

イ 羅一四・九を見よ　ロ 徒二・二四を見よ　ハ 徒一六・三一　羅四　ニ 寄二八・一六　羅九　ホ 羅三・二九を見よ　ヘ 羅三・二二を見よ　ト 徒一〇・三六を見よ　チ 耳二・三二　徒二・二一及び徒七・五九を見よ　リ 弗二・一七、四・二一　ヌ（徒八・三一）　ル 寄五二・七　ヲ（羅一・一五、一五・二〇）　ワ 羅三・三　カ 寄五三・一　約一二　ヨ（加三・二、五）　タ 西三・一六（弗五・二六）　撒前一・八　レ 詩一九・四　西一・オ 寄六五・一　羅九・六、二三　撒前一・八　ソ 申三二・二一　ツ 羅一・一、一四　ナ 寄六五・二　ラ 羅一・一・一　ム 毋前一二・二二　鄙

ノ 羅八・二九を見よ　オ 詩九四・一四　ク 羅六・一六を見よ　ヤ 王上一九・一〇　マ 王上一九・一八　ケ 羅九・二七（王下一九・四）　フ 羅四・四　コ 羅九・三一　エ 可六・五二　羅一一　ア 詩六九・二二、二三　ミ 羅一一・二五を見よ　シ 徒九・一五を見よ　キ 路二〇・一六を見よ　羅一・一　ユ 徒二八・二八を見よ　メ 羅一〇・一九、一一・一四　ヒ 羅一・一一を見よ　モ 哥前一二・一、七　ス（路一五・一〇）　セ（羅五・一〇）　ハ（弗二・一一—一三）　ニ（約四・二二）　ホ 羅九・一九を見よ　ヘ（創二九・一四　毋後一九・一二、一三）　ト 羅一四・二四　ヲ 羅一六・一、九・二二　提前一・一五、二・四　チ 提後一・九　多二・一一、三・五　雅五・二〇　リ 羅一・二・一　ヌ 羅九・二を見よ　ル（創二九・一四　毋後一九・一二、一三）　ヲ 羅九・二を見よ　ワ 羅九・一八を見よ　カ 羅一〇・三七　結四・三〇　ヨ 耶一・一六　タ（約一五・二）　レ 羅一・一六　ソ（弗二・一—一三）　ツ（約四・二二）　ナ 羅九・一九を見よ　ラ 井哥後一・二二　勝三・五　ム 毋後一二・二二　鄙

三一・三七、三三・二四—二六　路二〇・一六を見よ　ウ 羅九・一四　井哥後一・二二　勝三・五

し、なんぢの祭壇を毀ち、我ひとり遺りたるに、亦わが生命をも求めんとするなり』と。四然るに御答は何と云
五 へるか『われバアルに膝を屈めぬ者、七千人を我がために遺し置けり』と。五斯のごとく今もなほ恩惠の選によ
六 りて遺れる者あり。六もし恩惠によるとせば、もはや行爲によるにあらず、然らずば恩惠は、もはや恩惠たらざ
七 るべし。七然らば如何に、イスラエルはその求むる所を得ず、選ばれたる者は之を得たり、その他の者は鈍くせ
八 られたり。八『神は今日に至るまで彼らに眠れる心、見えぬ目、聞えぬ耳を與へ給へり』と錄されたるが如し。
九一〇 九ダビデも亦いふ『かれらの食卓は網となれ、網となれ、躓物となれ、報となれ、一〇その眼は眩みて見えずな
一一 れ、常にその背を屈めしめ給へ』一一然れば我いふ、彼らの躓きしは倒れんが爲なりや、決して然らず、反つて其
の落度によりて救は異邦人に及べり、これイスラエルを鬪さん爲なり。一二もし彼らの數滿るに於てをや。
一三 衰微、異邦人の富となりたらんには、況て彼らの數滿るに於てをや。
一三 一三われ異邦人なる汝等にいふ、我は異邦人の使徒たるによりて己が職を重んず。一四これ或は我が骨肉の者を
一四 鬪し、その中の幾許かを救はん爲なり。一五もし彼らの棄てらるること世の和平となりたらんには、其の受け納れ
一五 らるるは、死人の中より活くると等しからずや。一六もし初穗の粉潔くば、パンの團塊も潔く、樹の根潔くば、そ
一六 の枝も潔からん。一七若しオリブの幾許の枝きり落されて野のオリブなる汝、その中に接がれ、共にその樹の液汁
一七 ある根に與らば、一八かの枝に對ひて誇るな、たとひ誇るとも汝は根を支へず、根は反つて汝を支ふるなり。一九な
一八 一九

二〇 んぢ或は言はん『枝の折られしは我が接がれん爲なり』と。二〇實に然り、彼らは不信によりて折られ、汝は信仰
二一 によりて立てるなり、高ぶりたる思をもたず、反つて懼れよ。二一もし神、原樹の枝を惜み給はざりしならば、汝
二二 をも惜み給はじ。二二神の仁慈と、その嚴肅とを見よ。嚴肅は倒れし者にあり、仁慈はその仁慈に止る汝にあり、
二三 若しその仁慈に止らずば、汝も切り取らるべし。二三彼らも若し不信に止らずば、接がるることあらん、神は再び
二四 彼らを接ぎ得給ふなり。二四なんぢ生來の野のオリブより切り取られ、その生來に悖りて善きオリブに接がれたら
二五 んには、況て原樹のままなる枝は已がオリブに接がれざらんや。
二五兄弟よ、われ汝らが自己を聰しとする事なからん爲に、この奧義を知らざるを欲せず、即ち幾許のイスラ
二六 エルの鈍くなれるは、異邦人の入り來りて數滿つるに及ぶ時までなり。二六斯してイスラエルは悉く救はれん。
二七 錄して『救ふ者シオンより出で來りて、ヤコブより不虔を取り除かん、二七我その罪を除くときに彼らに立つる我
二八 が契約は是なり』とあるが如し。二八福音につきて云へば汝等のために彼らは敵とせられ、選につきて云へば、
二九 先祖たちの爲に彼らは愛せらるるなり。二九それ神の賜物と召とは變ることなし。三〇汝ら前には神に從はざりし
三〇 が、今は彼らの不順によりて憐まれたる如く、三一彼らも汝らの受くる憐憫によりて憐まれん爲に今は從はざるな
三一 り。三二神は凡ての人を憐まんために凡ての人を不順の中に取籠め給ひたり。三三ああ神の智慧と知識との富は深い
三二 かな、その審判は測り難く、その途は尋ね難し。三四『たれか主の心を知りし、誰かその議士となりし。三五たれか先
三三 づ主に與へて其の報を受けんや』三六これ凡ての物は神より出で神によりて成り、神に歸すればなり、榮光とこし
三四 へに神にあれ、アヽメン。

第一二章

一 されば兄弟よ、われ神のもろもろの慈悲によりて汝らに勸む、己が身を神の悅びたまふ潔き活け
二 る供物として獻げよ、これ靈の祭なり。二又この世に效ふな、神の御意の善にして悅ぶべく、かつ
三 全きことを辨へ知らんために心を更へて新にせよ。
三われ與へられし恩惠によりて、汝等おのおのに告ぐ、思ふべき所を超えて自己を高しとすな。神のおの
四 のに分ち給ひし信仰の量にしたがひ愼みて思ふべし。四人は一つ體におほくの肢あれども、凡ての肢その運用を
五 同じうせぬ如く、五我らも多くあれど、キリストに在りて一つ體にして各人たがひに肢たるなり。六われらが有
六 てる賜物はおのおの與へられし恩惠によりて異なる故に、或は預言あらば信仰の量にしたがひて預言をなし、
七 或は務あらば務をなし、或は教をなす者は教をなし、八或は勸をなす者は勸をなし、施す者はをしみなく施
八 し、治むる者は心を盡して治め、憐憫をなす者は喜びて憐憫をなすべし。九愛には虛僞あらざれ、惡はにくみ、
九 善はしたしみ、一〇兄弟の愛をもて互に愛しみ、禮儀をもて相讓り、一一勤めて怠らず、心を熱くし、主につかへ、
一〇 一二望みて喜び、患難にたへ、祈を恒にし、一三聖徒の缺乏を賑し、旅人を懇ろに待せ。一四汝らを責むる者を祝し、
一一 一二 一三 一四

一五 これを祝して詛ふな。一五喜ぶ者と共によろこび、泣く者と共になけ。一六相互に心を同じうし、高ぶりたる思をな
一七 さず、反つて卑きに附け。なんぢら己を聰しと爲な。一七悪をもて悪に報いず、凡ての人のまへに善からんことを
一八 圖り、一八汝らの爲し得るかぎり力めて凡ての人と相和げ。一九愛する者よ、自ら復讐すな、ただ神の怒に任せまつ
一九 れ。錄して『主いひ給ふ、復讐するは我にあり我これを報いん』とあり。二〇『もし汝の仇飢ゑなば之に食はせ、渴
二〇 かば之に飲ませよ、なんぢ斯するは熱き火を彼の頭に積むなり』二一悪に勝たるることなく、善をもて悪に勝て。

第一三章

一 一凡ての人、上にある權威に服ふべし。そは神によらぬ權威なく、あらゆる權威は神によりて立て
二 らる。二この故に權威にさからふ者は神の定に悖るなり、悖る者は自らその審判を招かん。三長た
三 る者は善き業の懼にあらず、悪き業の懼なり、なんぢ權威を懼れざらんとするか、善をなせ、然らば彼より譽
四 を得ん。四かれは汝を益せんための神の役者なり、然れど悪をなさば懼れよ、彼は徒らに劍をおびず、神の役者
五 にして悪をなす者に怒をもて報ゆるなり。五然れば服はざるべからず、啻に怒の爲のみならず、良心のためなり。
六 また之がために汝ら貢を納む、彼らは神の仕人にして此の職に勵むなり。七汝等その負債をおのおのに償へ、
貢を受くべき者に貢ををさめ、税を受くべき者に税ををさめ、畏るべき者をおそれ、尊ぶべき者をたふとべ。
八汝等たがひに愛を負ふのほか何をも人に負ふな。人を愛する者は、律法を全うするなり。九それ『姦淫す
る勿れ、殺すなかれ、盜むなかれ、貪るなかれ』と云へるこの他なほ誡命ありとも『おのれの如く隣を愛すべ
し』といふ言の中にみな籠るなり。一〇愛は隣を害はず、この故に愛は律法の完全なり。

二なんぢら時を知る故に、いよいよ然なすべし。夜ふけて日近づきぬ、然れば我ら暗黑の業をすてて光明の甲を著るべし。一三晝のごとく
正しく歩みて宴樂・醉酒に、淫樂・好色に、爭鬪・嫉妬に歩むべきに非ず。一四ただ汝ら主イエス・キリストを衣
よ、肉の慾のために備すな。

第一四章

一なんぢら信仰の弱き者を容れよ、その思ふところを詰るな。二或人は凡ての物を食ふを可しと信
じ、弱き人はただ野菜を食ふ。三食ふ者は食はぬ者を蔑すべからず、食はぬ者は食ふ者を審くべか
らず、神は彼を容れ給へばなり。四なんぢ如何なる者なれば、他人の僕を審くか、彼が立つも倒るるも其の主人
に由れり。彼は必ず立てられん、主は能く之を立たせ給ふべし。五或人は此の日を彼の日に勝ると思ひ、或人は
凡ての日を等しとおもふ、各人おのが心の中に確く定むべし。六日を重んずる者は主のために之を重んず。食ふ
者は主のために食ふ、これ神に感謝すればなり。食はぬ者も主のために食はず、かつ神に感謝するなり。七我等
のうち己のために生ける者なく、己のために死ぬる者なし。八われら生くるも主のために生き、死ぬるも主のた
めに死ぬ。然れば生くるも死ぬるも我らは主の有なり。九それキリストの死にて復生き給ひしは、死にたる者と
生ける者との主とならん爲なり。一〇なんぢ何ぞその兄弟を審くか、汝なんぞ其の兄弟を蔑するか、我等はみな神

一一 の審判の座の前に立つべし。一二 錄して『主いひ給ふ、我は生くるなり、凡ての膝は、わが前に屈み、凡ての舌
一二 は、神を讃稱へん』とあり。一三 我等おのおの神のまへに己の事を陳ぶべし。

一三 然れば今より後、われら互に審くべからず、寧ろ兄弟のまへに妨碍または躓物を置かぬやうに心を決め
一四 よ。一四 われ如何なる物も自ら潔からぬ事なきを主イエスに在りて知り、かつ確く信ず。ただ潔からずと思ふ人に
一五 のみ潔からぬなり。一五 もし食物によりて兄弟を憂ひしめば、汝は愛によりて歩まざるなり。キリストの代りて死
一六 に給ひし人を汝の食物によりて亡すな。一六 汝らの善きことの譏られぬやうに爲よ。一七 それ神の國は飲食にあら
一七 ず、義と平和と聖靈によれる歡喜とに在るなり。一八 斯してキリストに事ふる者は神に悅ばれ、人々に善しと爲ら
一八 るるなり。一九 然れば我ら平和のことと互に德を建つる事とを追求むべし。二〇 なんぢ食物のために神の御業を毀つ
一九 な。凡ての物は潔し、されど之を食ひて人を躓かする者には惡とならん。二一 肉を食はず、葡萄酒を飲まず、その
二〇 他なんぢの兄弟を躓かする事をせぬは善し。二二 なんぢの有てる信仰を己みづから神の前に保て。善しとする所に
二一 つきて自ら咎なき者は幸福なり。二三 疑ひつつ食ふ者は罪せらる。これ信仰によらぬ故なり、凡て信仰によらぬ事
二二 は罪なり。

第一五章

一 われら强き者はおのれを喜ばせずして、力なき者の弱を負ふべし。二 おのおの隣人の德を建てん
二 爲に、その益を圖りて、之を喜ばすべし。三 キリストだに己を喜ばせ給はざりき。錄して『なんぢ

イ羅一一・一六を見よ（哥後五・一〇）　ロ寨四五・二三　ハ腓一一・一〇　ニ腓一一・一一　ホ彼前四・五（太一一・三・三六、一六・二七）　ヘ羅一四・三を見よ　太七・一　ト哥前八・二三　チ羅一四・二、二〇 徒一〇・一五を見よ　リ哥前八・七　ヌ弗五・一　ル哥前八・一一　ヲ（羅一四・二〇 哥前八・一一）　ワ（哥前一〇・三〇 多一・五）　カ哥前八・八　ヨ加五・二（羅一五・一）　タ（羅一六・一八）　レ（哥後五・九、八・二）　一腓四・八 彼前一・一三）　ソ羅一一・一八を見よ　ツ羅一五・二 哥前八・一、一〇・二三、一四・三、四・二六　ナ（羅一四・一五）　ラ羅一四・一四を見よ　多一・二五　ム哥前八・九—一二　ウ哥前八・一三　井約壺三・二一　ノ（錄一四・五）　オ羅一四・一を見よ　撒加五・二四（加六・二）　ク羅一四・一九を見よ　ヤ哥前一〇・二四、三　三（哥前九・二二）　哥後一三・九 腓三・四　マ哥後八・九　ケ詩六九・九

四 を誇る者の誇は我に及べり』とあるが如し。四 夙くより錄されたる所は、みな我らの敎訓のために錄ししものに
五 して聖書の忍耐と慰安とによりて希望を保たせんとてなり。五 願くは忍耐と慰安との神、なんぢらをしてキリス
六 ト・イエスに效ひ、互に思を同じうせしめ給はん事を。六 これ汝らが心を一つにし口を一つにして我らの主イエ
ス・キリストの父なる神を崇めん爲なり。

七 此の故にキリスト汝らを容れ給ひしごとく、汝らも互に相容れて神の榮光を彰すべし。八 われ言ふ、キリ
八 ストは神の眞理のために割禮の役者となり給へり。これ先祖たちの蒙りし約束を堅うし給はん爲、九 また異邦人
九 も憐憫によりて神を崇めんためなり。錄して『この故に、われ異邦人の中にて汝を讃めたたへ、又なんぢの名を
一〇 謳はん』とあるが如し。一〇 また曰く『異邦人よ、主の民とともに喜べ』一一 又いはく、『もろもろの國人よ、主を讃
一一 め奉れ、もろもろの民よ、主を稱へ奉れ』一二 又イザヤ言ふ、『エッサイの萠蘖生じ、異邦人を治むる者、興らん。
一二 異邦人は彼に望をおかん』一三 願くは希望の神、信仰より出づる凡ての喜悅と平安とを汝らに滿しめ、聖靈の能力
一三 によりて希望を豐ならしめ給はんことを。

一四 わが兄弟よ、われは汝らが自ら善に滿ち、もろもろの知識に滿ちて互に訓戒し得ることを確く信ず。
一四 一五 然れど我なほ汝らに憶ひ出させん爲に、ここかしこ少しく憚らずして書きたる所あり、これ神の我に賜ひたる
一五 恩惠に因る。一六 即ち異邦人のためにキリスト・イエスの仕人となり、神の福音につきて祭司の職をなす。これ異
一六 邦人の聖靈によりて潔められ、御心に適ふ獻物とならん爲なり。一七 然れば、われ神の事につきては、キリスト・

フ羅四・二三、二四 撒ア哥後一・三 西一・三 メ羅四・一六 哥後一 又毋猶二二・五〇 詩一八・四九 ス太一二・二一 イ約壺三・三（彼前一・三）　ユ（太一五・二四）　テ羅一二・一六を見よ　コ羅八・二五　エ哥後一・三　サ默一・六　キ羅一四・一を見よ　ミ（羅三・二九、一一・三〇）　ヒ申三二・四三　モ詩一一七・一　セ箴一一・一〇（默五 ロ（羅一四・一七）　ホ哥前一・五、一三・チ羅一一・一三を見よ　ハ羅一五・一九 哥前二・四 撒前一・五 撒後一・ト徒九・五を見よ　ニ弗五・九　ヘ羅一二・三を見よ　リ羅一一・一弗五・二　ヌ來一二・七、五・一　ル腓三・三　ヲ（哥前八・一、七、一〇、一二・八）　ワ羅一五・一九（羅一五・一〇）

一八 イエスによりて誇る所あり。一八我はキリストの異邦人を服はせん爲に我を用ひて言と業と、一九また徴と不思議と
の能力、および聖靈の能力にて働き給ひし事のほかは敢て語らず、エルサレムよりイルリコの地方に到るまで徧
二〇 くキリストの福音を充たせり。二〇我は努めて他人の置ゑたる基礎のうへに建てじとて未だキリストの御名の稱へ
二一 られぬ所にのみ福音を宣傳へたり。二一錄して、『未だ彼のことを傳へられざりし者は見、いまだ聞かざりし者は悟
るべし』とあるが如し。

二二 二二この故に、われ汝らに往かんと爲しが、しばしば妨げられたり。二三然れど今は此の地方に働くべき處な
二四 く、且なんぢらに往かんことを多年、切に望みゐたれば、二四イスパニヤに赴かんとき立寄りて汝らを見、ほぼ意
二五 に滿つるを得てのち汝らに送られんことを望むなり。二五されど今、聖徒に事へん爲にエルサレムに往かんとす。
二六 二六マケドニヤとアカヤとの人々はエルサレムに在る聖徒の貧しき者に幾許かの施與をするを善しとせり。二七實に
二七 之を善しとせり、また聖徒に對して斯する負債あり。異邦人もし彼らの靈の物に與りたらんには、肉の物をもて
二八 彼らに事ふべきなり。二八されば此の事を成し了へ、この果を付してのち、汝らを歷てイスパニヤに往かん。二九わ
れ汝らに到るときは、キリストの滿ち足れる祝福をもて到らんことを知る。

二九 二九兄弟よ、我らの主イエス・キリストにより、また御靈の愛によりて汝らに勸む、なんぢらの祈のうちに、
三〇 我とともに力を盡して我がために神に祈れ。三一これユダヤにをる從はぬ者の中より我が救はれ、又エルサレムに
三一

イ（徒一五・一二、二一ホ（徒二〇・一、二）ヌ（撒前二・一八）カ徒二四・一七を見よ　七・五、八・一、九・ソ哥前九・一一
一・一九　羅一・五　ヘ哥後一〇・一五、一六（哥前三・一〇）ル羅一・二九、三二）ヨ徒一九・二一を見よ　二、四、一一・九　腓ツ羅一・五・二四
哥前三・五）ト羅一・一五（羅一〇・一・一〇、一一（羅一・二〇　タ哥前一六・五　哥後一・一六、二・一三、ネ徒一九・二一を見よ　七、八、四・一〇　撒前一・一〇　提　羅一・一〇、一一、
ロ約四・四八を見よ　ハ羅一五・一三を見よ　哥後六・六　チ羅一・一五　ワ徒一五・三を見よ　ヲ（羅一・一一）レ徒一八・一二を見よ　ラ西四・一二（哥後一・一一）　前一・三及び徒一六・一一）ム哥後一・一〇　撒後三・一　提後三・一　一、四・一七　一五・一三、三二　九を見よ　ナ加五・一二　西一・八

三三 對する我が務の聖徒の心に適ひ、三三かつ神の御意により、歡喜をもて汝等にいたり、共に安んぜん爲なり。三三願
一 くは平和の神なんぢら衆と偕に在さんことを、アァメン。

第一六章

一我ケンクレヤの教會の執事なる我らの姉妹フィベを汝らに薦む。二なんぢら主に在りて聖徒たる
に相應しく、彼を容れ、何にても其の要する所を助けよ、彼は夙くより多くの人の保護者また我が
保護者たり。

三プリスカとアクラとに安否を問へ、彼らはキリスト・イエスに在る我が同勞者にして、四わが生命のため
三 に己の首をも惜まざりき。彼らに感謝するは、ただ我のみならず、異邦人の諸教會もまた然り。五又その家にあ
四 る教會にも安否を問へ。又わが愛するエパネトに安否を問へ。彼はアジヤにて結べるキリストの初の實なり。
五 六汝等のために甚く勞せしマリヤに安否を問へ。七我とともに囚人たりし我が同族アンデロニコとユニアスとに
六 安否を問へ、彼らは使徒たちの中に名聲あり、かつ我に先だちてキリストに歸せし者なり。八主にありて我が愛
七 するアンプリヤに安否を問へ。九キリストにある我らの同勞者ウルバノと我が愛するスタキスとに安否を問へ。
八 一〇キリストに在りて錬達せるアペレに安否を問へ。アリストブロの家の者に安否を問へ。一一わが同族ヘロデオン
九 に安否を問へ。ナルキソの家なる主に在る者に安否を問へ。一二主に在りて勞せしツルパナとツルポサとに安否を
一〇 問へ。主にありて甚く勞せし愛するペルシスに安否を問へ。一三主に在りて選ばれたるルポスと其の母とに安否を
一二 問へ、彼の母は我にもまた母なり。一四アスンクリト、フレゴン、ヘルメス、パトロバ、ヘルマス及び彼らと偕に
一三 一四

ウ羅一五・二五・二六　哥後八・四、九・一、二）　ス羅一五・二三を見よ　ア哥前一六・一九　西四・一五　門二　ヒ哥前一・一一
井徒九・三を見よ　ノ羅一・一〇（徒一八　ク羅一六・二〇　哥後一三・一一　腓四・九　ヤ徒一八・一八　マ（哥後三・一）　撒前五・二三　來一　ケ徒九・一三を見よ　フ腓二・二九　コ徒一八・二を見よ　エ羅八・一を見よ　哥後五・一七、一二・二　加一・二二　羅一六・七、九、一〇　サ徒一六・六　哥前一六・一五　シ羅一六・三を見よ　モ羅一六・七を見よ　セ可一五・二一
テ羅一六・九、二一　哥後八・二三　腓四・一一　門三　西四・一一等　キ哥前一六・一五　ユ（撒前五・一二）　エ羅一六・三

一五 在る兄弟たちに安否を問へ。一六ピロロゴ、及びユリヤ、ネレオ及びその姉妹、またオルンパ及び彼らと偕に在る
一六 凡ての聖徒に安否を問へ。キリストの諸教會みな汝らに安否を問ふ。
一七 一七兄弟よ、われ汝らに勸む、おほよそ汝らの學びし教に背きて分離を生じ、顚躓をおこす者に心して之に遠
一八 かれ。一八斯る者は我らの主キリストに事へず、反つて己が腹に事へ、また甘き言と媚諂とをもて質朴なる人の
一九 心を欺くなり。一九汝らの從順は凡ての人に聞えたれば、我なんぢらの爲に喜べり。而して我が欲する所は汝ら
二〇 が善に智く、惡に疎からんことなり。二〇平和の神は速かにサタンを汝らの足の下に碎き給ふべし。
願くは我らの主イエスの恩惠、なんぢらと偕に在らんことを。
二一 二一わが同勞者テモテ及び我が同族ルキヨ、ヤソン、ソシパテロ汝らに安否を問ふ。二二この書を書ける我テル
二二 テオも主にありて汝らに安否を問ふ。二三我と全教會との家主ガイオ汝らに安否を問ふ。町の庫司エラストと兄弟
二三 クワルトと汝らに安否を問ふ。〔二四〕二五願くは長き世のあひだ隱れたれども、今顯れて、二六永遠の神の命にした
二四 二五 がひ、預言者たちの書によりて信仰の從順を得しめん爲に、もろもろの國人に示されたる奧義の默示に循へる
二六 我が福音と、イエス・キリストを宣ぶる事とによりて、汝らを堅うし得る、二七唯一の智き神に榮光、世々限りな
二七 くイエス・キリストに由りて在らんことを、アァメン。

ロマ人への書　をはり

イ羅一六・二（羅一六・三）　ロ哥前一六・二〇　哥後一三・一二　撒前五・二六（彼前五・一四）　ハ加一・八・九　多三・一〇（提前一・三、五）　ニ撒後三・六・一四　多三・一〇　約貳一〇　ホ羅一四・一八（太七・一五）　ヘ腓三・一九　ト（西一・四　彼後三・一・二）　チ羅六・一六を見よ　リ羅一・八　ヌ哥前一四・二〇　太一〇・一六を見よ　ル羅一五・三三を見よ　ヲ太四・一〇を見よ　ワ哥前一六・二三　哥後一三・一三　腓四・二三　撒前五・二八　撒後三・一八　默二一・二一　カ羅一六・三を見よ　ヨ徒一六・一を見よ　タ羅一六・七・一一　ソ徒一七・五？　ツ徒二〇・四？　ネ（哥前一六・二一　加六・一一　西四・一八　門一九）　ナ哥前一・一四（徒二〇・四）　ラ徒一九・二二を見よ　ム二五—二七（弗三・二〇・二一　猶二四、二五）　ウ提後一・九　多一・二　井羅一・二を見よ　ノ羅一・五を見よ　オ哥前一・七、四・一　弗一・九、三・三—五、九、六・一九　西一・二六、二七、二・二　特に四・三　提前三・一六及び羅一一・二五を見よ（太一三・三五）　ヤ（提前三・一六　多一・三）　マ彼前五・一〇を見よ　ケ羅一一・三六を見よ　ク羅一一・一六を見よ

四・一　或は「肉によれる我らの先祖アブラハム何を……」と譯す。

六・一三　或は「武器」と譯す。

九・五　或は「萬物の上に在す神は永遠に讃むべきかな」と譯す。

一二・一九　或は「その怒るに任せよ」と譯す。

一六・二四　異本二四節に「願くは我らの主イエス・キリストの恩惠汝等すべてと偕にあらん事なアァメン」とありて、二〇節に同義の句を缺く。

コリント人への前の書

第一章

一神の御意により召されてイエス・キリストの使徒となれるパウロ及び兄弟ソステネ、二書をコリントに在る神の教會、即ちいづれの處にありても、我らの主、ただに我等のみならず彼らの主なるイエス・キリストの名を呼求むる者とともに聖徒となるべき召を蒙り、三キリスト・イエスに在りて潔められたる汝らに贈る。願くは我らの父なる神および主イエス・キリストより賜ふ恩惠と平安と汝らに在らんことを。四われ汝らがキリスト・イエスに在りて神より賜はりし恩惠に就きて常に神に感謝す。五汝らはキリストに在りて、諸般のこと即ち凡ての言と凡ての悟とに富みたればなり。六これキリストの證、なんぢらの中に堅うせられたるに因る。七斯く汝らは凡ての賜物に缺くる所なくして我らの主イエス・キリストの現れ給ふを待てり。八彼は汝らを終まで堅うして我らの主イエス・キリストの日に責むべき所なからしめ給はん。九汝らを召して其の子われらの主イエス・キリストの交際に入らしめ給ふ神は眞實なる哉。

一〇兄弟よ、我らの主イエス・キリストの名に賴りて汝らに勸む、おのおの語るところを同じうし、分爭する事なく同じ心、おなじ念にて全く一つになるべし。一一わが兄弟よ、クロエの家の者、なんぢらの中に紛爭あること

イ羅一・五・三二　哥後一・一七　ロ羅一・七を見よ　羅一・一四を見よ　ヌ羅一・七を見よ　ヨ哥後八・七、九・一一　ラ申七・九　塞四九・七
一・一、八・五　弗一　ホ徒一・八・一を見よ　ハ二・八　ル哥前六・一一（哥前一・三〇）　ヘ提後一・八　撒後一・一〇　ム羅一・一三を見よ
一・一　西一・一　提後　ヘ提前二・八　ト哥前一〇・三二を見よ　チ羅一・七を見よ　ワ羅一・八を見よ　ヲ哥後八・七、九・一一　ソ腓一・六　西二・七　哥前一〇・一三　ウ羅一・一・一を見よ
一・一（羅一・一〇　ト哥前一〇・三二を見よ　カ哥後八・七　羅一五、二〇　路一七・三〇　撒前三・一三、五・二三（羅八・一九）　ネ羅八・二八を見よ　井哥前一・一八　ノ羅一・一・一六を見よ
哥後八・五）　チ徒七・五九を見よ　リ羅一・七　レ羅八・一九　腓三・ツ哥前五・五　哥後一・一四　腓一・六、一　彼前五・一〇　ナ約壁一・三　（腓一・二七）
ロ羅一・一を見よ　ヲ哥後八・七　ツ哥前五・五　哥後一・一四　腓一・六、一　彼前五・一〇　ナ約壁一・三　提後二・一三　多一
八（徒一・一五）

二六 二七 二八 二九 三〇 三一

二六 兄弟よ、召を蒙れる汝らを見よ、肉によれる智き者おほからず、能力ある者おほからず、貴きもの多からず。
二七 されど神は智き者を辱かしめんとて世の愚なる者を選び、強き者を辱かしめんとて弱き者を選び、二八 有る者を
二九 亡さんとて世の卑しきもの、輕んぜらるる者、すなはち無きが如き者を選び給へり。二九 これ神の前に人の誇る事
三〇 なからん爲なり。三〇 汝らは神に賴りてキリスト・イエスに在り、彼は神に立てられて汝らの智慧と義と聖と救贖
三一 とに爲り給へり。三一 これ『誇る者は主に賴りて誇るべし』と錄されたる如くならん爲なり。

第二章

一 兄弟よ、われ曩に汝らに到りしとき、神の證を傳ふるに言と智慧との優れたるを用ひざりき。二 イエス・キリスト及びその十字架に釘けられ給ひし事のほかは、汝らの中にありて何をも知るまじ
二 と心を定めたればなり。三 我なんぢらと偕に居りし時に弱く、かつ懼れ、甚く戰けり。四 わが談話も、宣教も、
三 四 五 智慧の美しき言によらずして、御靈と能力との證明によりたり。五 これ汝らの信仰の、人の智慧によらず、神の
能力に賴らん爲なり。

六 然れど我らは成人したる者の中にて智慧を語る。これ此の世の智慧にあらず、又この世の廢らんとする司
六 七 たちの智慧にあらず、七 我らは奥義を解きて神の智慧を語る、即ち隱れたる智慧にして神われらの光榮のために
八 世の創の先より預じめ定め給ひしものなり。八 この世の司には之を知る者なかりき、もし知らば榮光の主を十字
九 架に釘けざりしならん。九 錄して、『神のおのれを愛する者のために備へ給ひし事は、眼いまだ見ず、耳いまだ聞

イ 羅一・二九を見よ　ロ 哥前一・二〇、二・六　ハ 哥前一・二〇、二・一三、一六、二・一七　ニ 羅二・五　ホ 伯三四・一九　ヘ 哥後五・一一、腓三・一六（撒後二・八）　ト 弗二・九　チ 羅八・一を見よ　リ 哥前四・一五　ヌ 哥後五・一一、腓三・一九（耶三三・五、六、三三・一六）　ル（哥前一・二、六・一　一撒前五・二三）　ヲ 弗一・七、一四　西一・一四　及び羅三・二四を見よ　ワ 耶九・二三、二四　カ 哥前二・七を見よ　ヨ 哥前一・一七を見よ　タ 哥前一・二三を見よ　レ（徒一八・一）　ソ 哥前四・一〇　ラ 哥後四・七、六・七　ム 哥前四・二〇　ノ 哥前一・二八　オ 哥前二・一　ク（來一・二、一・二）　ヤ 羅八・二九、三〇を見よ　マ 哥前一・二六を見よ　ケ 雅二・一（徒七・二）　フ 箴六四・四、六五・一七　ワ 徒一八・四—一一、一八　哥前四・一五、

コ 約一四・二六を見よ　エ 太一・二五、一三　ア 徴二〇・二七　サ（羅八・一五）　キ 哥前一・二七を見よ　ユ 哥前一・一七を見よ　メ（哥前一五・四四、四三・五）　テ（羅一・三三—三五　默二・二四）　ミ 約一四・一七　（撒一九）　シ 哥前一・一九　ヱ 哥前一・一八を見よ　ヒ 約彼二・二〇を見よ　モ 羅一・三四を見よ　セ（約一五・一五）　タ 哥前一・二三を見よ　ツ 寒一九・一六　哥後七・一五　弗六・五　ス 哥前二・一五、一四　ヌ 羅一・一六　ル（哥前一・一、六・一　哥前一・一四を見よ　ヲ 弗一・七、一四　西一・一四　及び羅三・二四を見よ　ワ 耶九・二三、二四　カ 哥前二・七を見よ　ヨ 哥前一・一七を見よ　タ 哥前一・二三を見よ　レ（徒一八・一）　ソ 哥前四・一〇　ラ 哥後四・七、六・七　ム 哥前四・二〇　ノ 哥前一・二八　オ 哥前二・一　ク（來一・二、一・二）　ヤ 羅八・二九、三〇を見よ　マ 哥前一・二六を見よ　ケ 雅二・一（徒七・二）　フ 箴六四・四、六五・一七　ワ 徒一八・四—一一、一八　哥前四・一五、

一〇 かず、人の心いまだ思はざりし所なり』と有るが如し。一〇 然れど我らには神これを御靈によりて顯し給へり。
二 御靈はすべての事を究め、神の深き所まで究むればなり。二 それ人のことは己が中にある靈のほかに誰か知る
二 人あらん、斯のごとく神のことは神の御靈のほかに知る者なし。二 我らの受けし靈は世の靈にあらず、神より出
三 づる靈なり、是われらに神の賜ひしものを知らんためなり。三 又われら之を語るに人の智慧の教ふる言を用ひ
一四 ず、御靈の教ふる言を用ふ、即ち靈の事に靈の言を當つるなり。一四 性來のままなる人は神の御靈のことを受け
ず、彼には愚なる者と見ゆればなり。また之を悟ること能はず、御靈のことは靈によりて辨ふべき者なるが故な
一五 一六 り。一五 されど靈に屬する者は、すべての事をわきまふ、而して己は人に辨へらるる事なし。一六 誰か主の心を知り
て主を教ふる者あらんや。然れど我らはキリストの心を有てり。

第三章

一 兄弟よ、われ靈に屬する者に對する如く汝らに語ること能はず、反つて肉に屬するもの、即ちキ
二 リストに在る幼兒に對する如く語れり。二 われ汝らに乳のみ飲ませて堅き食物を與へざりき。汝等
三 そのとき食ふこと能はざりし故なり。三 今もなほ食ふこと能はず、今もなほ肉に屬する者なればなり。汝らの中
四 に嫉妬と紛爭とあるは、これ肉に屬する者にして世の人の如くに歩むならずや。四 或者は『われパウロに屬す』
五 といひ、或者は『われアポロに屬す』と言ふ、これ世の人の如くなるにあらずや。五 アポロは何者ぞ、パウロは
六 何者ぞ、彼等はおのおの主の賜ふところに隨ひ、汝らをして信ぜしめたる役者に過ぎざるなり。六 我は種を、ア

一一・二八　ト 哥前三・四　チ 哥前一・二二を見よ　リ 哥前三・三　ヌ 羅一一・六（哥前三・一〇）　ル 哥後三・六、六・四　ヲ 徒一八・四—一一、一八　哥前四・一五、　弗三・七　西一・二　三・二五　撒前三・二　（羅一・五、二・六　哥後三・三、四・二、五・一八　撒前一・二、二）　ワ 徒一八・二七（哥前一・二、一）　九・一、一五・一　哥後一〇・一、一四、一五

ポロは水灌げり、されど育てたるは神なり。七されば種うる者も、水灌ぐ者も數ふるに足らず、ただ尊きは育てたまふ神なり。八種うる者も、水灌ぐ者も歸する所は一つなれど、各自おのが勞に隨ひて其の値を得べし。九我らは神と共に働く者なり。汝らは神の畠なり、また神の建築物なり。

一〇我は神の賜ひたる恩惠に隨ひて熟錬なる建築師のごとく基を据えたり、而して他の人その上に建つるなり。然れど如何にして建つべきか、おのおの心して爲すべし、一一既に置きたる基のほかは誰も据うること能はず、この基は即ちイエス・キリストなり。一二人もし此の基の上に金・銀・寶石・木・草・藁をもつて建てなば、一三各人の工は顯るべし。かの日これを明かにせん、かの日は火をもつて顯れ、その火おのおのの工の如何を驗すべければなり。一四その建つる所の工、もし保たば値を得、一五もし其の工、燒けなば損すべし。然れど己は火より脫れ出づる如くして救はれん。一六汝ら知らずや、汝らは神の宮にして神の御靈なんぢらの中に住み給ふを。一七人もし神の宮を毀たば神かれを毀ち給はん。それ神の宮は聖なり、汝らも亦かくの如し。

一八誰も自ら欺くな、汝等のうち此の世にて自ら智しと思ふ者は、智くならんために愚なる者となれ。一九そは此の世の智慧は神の前に愚なればなり。錄して『彼は智者をその惡巧によりて捕へ給ふ』二〇また『主は智者の念の虛しきを知り給ふ』とあるが如し。二一さらば誰も人を誇とするな、萬の物は汝らの有なればなり。二二或はパウロ、或はアポロ、或はケパ、或は世界、あるひは生、あるひは死、あるひは現在のもの、或は未來のもの、皆なんぢらの有なり。二三汝等はキリストの有、キリストは神のものなり。

第四章

一人、宜しく我らをキリストの役者また神の奧義を掌どる家司のごとく思ふべし。二さて家司に求むべきは忠實ならん事なり。三我は汝らに審かれ、或は人の審判によりて審かるることを最小き事とし、また自らも己を審かず。四我みづから責むべき所あるを覺えねど、之に由りて義とせらるる事なければなり。我を審きたまふ者は主なり。五然れば主の來り給ふまでは時に先だちて審判すな。主は暗にある隱れたる事を明かにし、心の謀計をあらはし給はん。その時おのおの神より其の譽を得べし。

六兄弟よ、われ汝等のために此等のことを我とアポロとの上に當てて言へり。これ汝らが『錄されたる所を踰ゆまじき』を我らの事によりて學び、この人をあげ、かの人を貶して誇らざらん爲なり。七汝をして人と異らしむる者は誰ぞ、なんぢの有てる物に何か受けぬ物あるか。もし受けしならば、何ぞ受けぬごとく誇るか。八なんぢら既に飽き、既に富めり、我らを差措きて王となれり。われ實に汝らが王たらんことを願ふ、われらも共に王たることを得んが爲なり。九我おもふ、神は使徒たる我らを死に定められし者のごとく、後の者として見せ給へり。實に我らは宇宙のもの、即ち御使にも、衆人にも、觀物にせられたるなり。一〇我等はキリストのために愚なる者となり、汝等はキリストに在りて慧き者となれり。我らは弱く汝らは强し、汝らは尊く我らは卑し。一一今の時にいたるまで我らは飢ゑ、渴き、また裸となり、また打たれ、定まれる住家なく、一二手づから働きて勞し、

イ（哥前一五・一〇）ロ哥前三・一四、四・五、九・一七（加六・五）ハ可一六・二〇　哥後六・一　ニ（賽六一・三　太一五・二一）ホ哥前三・一六　弗二・二〇—二二　西二・七　彼前二・五　ヘ羅一一・三を見よ　ト羅一五・二〇を見よ　哥前三・一一、一二　チ（徴前三・二）リ弗二・二〇（賽二八・一六　彼前二・四—六）ヌ哥前四・五　ル撒後一・七—一〇　提後一・一二、一八、二・一八　ヲ哥前三・八を見よ　ワ猶二三（伯二三・一〇　詩六六・一〇、一五）カ羅六・二六を見よ　ヨ哥前六・一九　哥後六・一六　弗二・二一、二二及び羅八・一九を見よ（提前三・九を見よ）タ（賽五・二二）レ哥前一・二〇を見よ　ソ哥前八・二　加六・三　ツ哥前一・二〇を見よ　ネ伯五・一三　ナ詩九四・一一　ラ哥前四・六　ム羅八・三二　哥後六・一〇　ウ哥前一・一二を見よ（哥前三・五、六）井羅八・三八

ノ哥前一五・二三　哥後一・七　加三・一〇　マ多一・七　彼前四・二九　オ（哥前一一・三、五・二八）ク路一・二を見よ　ヤ羅一一・二五を見よ　コ羅一・一六を見よ（約二一・二二）エ太七・一　羅一・一　テ哥前三・一三（雅五・九）フ詩一四三・二　羅二・一三　ア哥後一〇・一八　羅二・二九を見よ（哥前三・八）サ（哥前一・一九、三・一、三・一九、二〇）キ哥前一・一二を見よ　ユ哥前四・一八、一九、八・一、一三・四　西二・一八　メ約三・二七　羅一・一　ミ（獻三・一七、一八）シ哥前一五・三一　哥後一一・二三　及び　羅八・三六を見よ　エ來一〇・三三　ヒ哥前一・一八を見よ（徒一七・一八、二六・二四）セ哥前一・三を見よ　哥後一三・九　ス羅八・三五を見よ　哥後一・一三—二七　ヒ（獻三・一八）モ哥前一・一九、二　イ徒一八・三を見よ

一三 罵らるるときは祝し、責めらるるときは忍び、一三 讒らるるときは勸をなせり。我らは今に至るまで世の塵芥のごとく、萬の物の垢のごとく爲られたり。

一四 わが斯く書すは汝らを辱しめんとにあらず、我が愛する子として訓戒せんためなり。一五 汝等にはキリストに於ける守役一萬ありとも、父は多くあることなし。そはキリスト・イエスに在りて福音により汝らを生みたるは、我なればなり。一六 この故に汝らに勸む、我に效ふ者とならんことを。一七 之がために主にありて忠實なる我が愛子テモテを汝らに遣せり。彼は我がキリストにありて行ふところ、即ち常に各地の教會に教ふる所を汝らに思ひ出さしむべし。一八 わが汝らに到ること無しとして誇る者あり。一九 されど主の御意ならば速かに汝等にいたり、誇る者の言にはあらで、その能力を知らんとす。二〇 神の國は言にあらず、能力にあればなり。二一 汝ら何を欲するか、われ笞をもて到らんか、愛と柔和の心とをもて到らんか。

第五章

一 現に聞く所によれば、汝らの中に淫行ありと、而してその淫行は異邦人の中にもなき程にして、或人その父の妻を有てりと云ふ。二 斯てもなほ汝ら誇ることをなし、斯る行爲をなしし者の除かれんことを願ひて悲しまざるか。三 われ身は汝らを離れ居れども、心は偕に在りて其處に居るごとく、斯ることを行ひし者を既に審きたり。四 即ち汝ら及び我が靈の、我らの主イエスの能力をもて偕に集らんとき、主イエスの名によりて、五 斯のごとき者をサタンに付さんとす、是その肉は亡されて、其の靈は主イエスの日に救はれん爲

イ 彼前三・九　ロ 約一五・二〇を見よ　羅八・三五　ハ 裏三・四五　哥後六・八　ニ（哥前六・五、一五・三四 撒後三・二四）　ホ 哥後六・一三 撒前二・一一（哥後一・一二）　ヘ 加三・二四・二五　ト 哥前一・三〇を見よ　チ 哥前九・一二、一四、一六、一八・二三、一五・一　リ 哥一・一〇（哥一・一）　ヌ 哥前一・一・一 腓三・一七、四・九 撒前一・六 撒後三・九 腓二・二二 提前一・一八 提後一・一　ル 哥前四・一四　ヲ 哥前一・一〇（哥一・一）　ワ 哥前一・六・一〇　カ 哥前七・一七（哥前一・一・三四、一四・三四、一六・一 多 哥前一・五）　ヨ（哥前七・一七、一六・二）　タ 哥前四・二一　レ 哥前四・六を見よ　ソ 徒一八・二一を見よ　ツ 哥前一・三五、一一 哥後一・三三、一三・一〇　ネ 哥前二・四　ナ 哥後一一・二〇、一三・二　ラ 哥後一・三三、一一・一三・一〇　ム 利一八・八（哥後七・一二）　ウ 哥前四・六を見よ　井（哥前五・一三）　ノ（哥後七・七・一〇）　オ 西二・五 撒前一・一七　ク（約二〇・二三 哥後三・一〇、提前五・二〇）　ヤ 撒後三・六　マ 太四・一〇を見よ　ケ（路二一・三一 提前一・一〇 歴二三・一四）　フ 哥前一・八を見よ　ホ 徒一・二を見よ（徒九・一三 哥前六・一）　ヘ 哥後六・一四、一五　ト（太五・三九、四〇）

コ 雅四・一六（哥前五・二）　ア 可一四・二二を見よ　彼前一・一九　サ 出一二・一九、一三　メ（哥前一〇・二七）　ミ 撒後三・六（徒一・一）　ヒ 可四・一一を見よ（哥前五・二一、五、六・一四）　セ（哥前五・二一 申一三・五、一七・七・一二）　ロ 太一九・二八を見よ　ス（太一八・一七）　イ 羅六・一六を見よ　哥前五・六、六・三　ニ 哥前一五・三四　ホ 徒一・二を見よ（徒九・一三 哥前六・一）　ヘ 哥後六・一四、一五　ト（太五・三九、四〇）

エ 加五・九（何七・四　太一六・六、一二）　テ 羅六・一六を見よ　キ 哥後二・一七を見よ（哥後六・一四 非五・一五）　ユ（哥後一・一・一 撒後三・六）　シ 哥前六・九、一〇・七、一四（哥前一〇・一九、二〇）　ヒ 可四・一一を見よ（哥前五・二一 申一三・五、一七・七・一二）　セ（哥前五・二一 申一三・六・一四）　ロ 太一九・二八を見よ　ス（太一八・一七）　イ 羅六・一六を見よ　哥前五・六、六・三　ニ 哥前一五・三四

第六章

六 汝らの誇は善からず、少しのパン種の、粉の團塊をみな膨れしむるを知らぬか。七 なんぢら新しき團塊となならんために舊きパン種を取り除け、汝らはパン種なき者なればなり。夫われらの過越の羔羊、即ちキリスト既に屠られ給へり、八 されば我らは舊きパン種を用ひず、また惡と邪曲とのパン種を用ひず、眞實と眞との種なしパンを用ひて祭を行ふべし。

九 われ前の書にて淫行の者と交るなと書き贈りしは、一〇 此の世の淫行の者、または貪欲のもの、奪ふ者、または偶像を拜む者と更に交るなと言ふにあらず（もし然せば世を離れざるを得ず）二 ＊ただ兄弟と稱ふる者の中に或は淫行のもの或は貪欲のもの或は偶像を拜む者、あるひは罵るもの或は酒に醉ふもの或は奪ふ者あらば、斯る人と交ることなく、共に食する事だにすなとの意なり。一二 外の者を審くことは我の干る所ならんや、汝らの審くは、ただ内の者ならずや。一三 外にある者は神これを審き給ふ、かの惡しき者を汝らの中より退けよ。

第六章

一 汝等のうち互に事あるとき、之を聖徒の前に訴へずして正しからぬ者の前に訴ふることを敢てする者あらんや。二 汝ら知らぬか、聖徒は世を審くべき者なるを。世もし汝らに審かれんには、汝ら最小き事を審くに足らぬ者ならんや。三 なんぢら知らぬか、我らは御使を審くべき者なるを、況てこの世の事をや。四 ＊然るに汝ら審くべき此の世の事のあるとき、教會にて輕しむる所の者を審判の座に坐らしむるか。五 わが斯く言ふは汝らを辱しめんとてなり。六 汝等のうちに兄弟の間のことを審き得る智きもの一人だになく、兄弟は兄弟を、而も不信者の前に訴ふるか。七 互に相訴ふるは既に當しく汝らの失態なり。何ゆゑ寧ろ不義を受けぬ

か、何ゆゑ寧ろ欺かれぬか。八然るに汝ら不義をなし、詐欺をなし、兄弟にも之を爲す。九汝ら知らぬか、正しからぬ者の神の國を嗣ぐことなきを。自ら欺くな、淫行のもの、偶像を拜むもの、姦淫をなすもの、男娼となるもの、男色を行ふ者、一〇盗するもの、貪欲のもの、酒に醉ふもの、罵るもの、奪ふ者などは、みな神の國を嗣ぐことなきなり。一一汝等のうち曩には斯のごとき者ありしかど、主イエス・キリストの名により、我らの神の御靈によりて、己を洗ひ、かつ潔められ、かつ義とせらるることを得たり。

一二一切のもの我に可からざるなし、然れど一切のものの益あるにあらず。一切のもの我に可からざるなし、然れど我は何物にも支配せられず。一三食物は腹のため、腹は食物のためなり。然れど神は之をも彼をも亡し給はん。身は淫行をなさん爲にあらず、主の爲なり、主はまた身の爲なり。一四神は既に主を甦へらせ給へり、又その能力をもて我等をも甦へらせ給はん。一五汝らの身はキリストの肢體なるを知らぬか、然らばキリストの肢體をとりて遊女の肢體となすべきか、決して然すべからず。一六遊女につく者は彼と一つ體となることを知らぬか『二人のもの一體となるべし』と言ひ給へり。一七主につく者は之と一つ靈となるなり。一八淫行を避けよ、人のをかす罪はみな身の外にあり、されど淫行をなす者は己が身を犯すなり。一九汝らの身はその內にある、神より受けたる聖靈の宮にして汝らは己の者にあらざるを知らぬか。二〇汝らは價をもて買はれたる者なり、然らばその身をもて神の榮光を顯せ。

イ（撒前四・六）　ロ哥前六・三、一五　ハ哥前六・一〇、一五　ニ哥前一五・三三　加　ホ羅一三・一三　哥前五・一一　加五・一九　ヘ哥前五・一一　ト哥前六・九を見よ　チ哥前一〇・二三　リ徒二〇・六を見よ　ヌ哥前一・二　約壹二・一　ル羅八・三〇　ヲ哥前一〇・二三　ワ（太一五・一七）　カ（西二・二二）　ヨ哥前六・一五・一九　タ（加五・二四　弗五・　レ徒二・二四を見よ　ソ哥前一五・二三　約　ツ羅一二・五　哥前六　ネ哥前六・九・一六　ナ路二〇・一六を見よ　ラ哥前六・一五・一九　ム創二・二四　太一九　ウ約一七・二一—二三　ノ（約一・二二）　オ哥前三・一六を見よ　ク羅一四・七・八を見　ヤ哥前六・一六　九・一三　マ徒二〇・二八　哥前七・二三　彼前一・一八、一九　ケ羅一二・一を見よ　（默一・二〇）

第七章

一汝らが我に書きおくりし事に就きては、男の女に觸れぬを善しとす。二然れど淫行を免れんためまた夫に然すべし。四妻は己が身を支配する權をもたず、之をもつ者は夫なり。斯のごとく夫も己が身を支配する權を有たず、之を有つ者は妻なり。五相共に拒むな、ただ祈に身を委ぬるため合意にて暫く相別れ、後また偕になるは善し。これ汝らが情の禁じがたきに乘じてサタンの誘ふことなからん爲なり。六されど我が斯くいふは命ずるにあらず、許すなり。七わが欲する所は、すべての人の我が如くならん事なり。然れど神より各自おのが賜物を受く、此は此のごとく、彼は彼のごとし。

八我は婚姻せぬ者および寡婦に言ふ。もし我が如くにして居らば、彼等のために善し。九もし自ら制することの能はずば、婚姻すべし、婚姻するは胸の燃ゆるよりも勝ればなり。一〇われ婚姻したる者に命ず（命ずる者は我にあらず主なり）妻は夫と別るべからず。一一もし別るる事あらば、嫁がずして居るか、又は夫と和げ。夫もまた妻を去るべからず。一二その外の人に我いふ（主の言ひ給ふにあらず）もし或る兄弟に不信者なる妻ありて偕に居ることを可しとせば、之を去るな。一三また女に不信者なる夫ありて偕に居ることを可しとせば、夫を去るな。一四そは不信者なる夫は妻によりて潔くなり、不信者なる妻は夫によりて潔くなりたればなり。然なくば汝らの子供は潔からず、然れど今は潔き者なり。一五不信者みづから離れ去らば、その離るるに任せよ。斯のごとき事あらば、兄弟または姉妹、もはや繫がるる所なし。神の汝らを召し給へるは平和を得させん爲なり。一六妻よ、汝いか

フ哥前七・八、二六　コ撒前四・四　エ（田二・一〇）　テ（田一九・一五　母前二・四、五　傳三・　サ哥前七・二、二五　五　强一二・一二—一四）　ア太四・一〇を見よ（撒前三・五）　哥後八・八（哥前七・一〇）　キ哥前七・八（哥前九・五）　ユ哥前一二・四、一一　羅一二・六を見よ（太一九・一一、一二）　ミ哥前七・一二、二六　シ撒前五・一四　エ哥前七・六を見よ（馬一・一六　太五・三二、一九・三—九　ヒ哥前七・六を見よ（哥後一・一七）　モ創九・二　馬二・二五　可一〇・二—一二　路一六・一八）　セ（羅一四・一九）

一七 で夫を救ひ得るや否やを知らん。夫よ、汝いかで妻を救ひ得るや否やを知らん。一七唯おのおの主の分ち賜ふところ、神の召し給ふところに循ひて歩むべし。凡ての教會に我が命ずるは斯のごとし。一八割禮ありて召されし者あらんか、その人、割禮を廢つべからず。割禮なくして召されし者あらんか、その人、割禮を受くべからず。一九割禮を受くるも受けぬも數ふるに足らず、ただ貴きは神の誡命を守ることなり。二〇各人その召されし時の狀に止るべし。二一なんぢ奴隷にて召されたるか、之を思ひ煩ふな（もし釋さるることを得ばゆるされよ）二二召されて主にある奴隷は、主につける自主の人なり。斯のごとく自主にして召されたる者は、キリストの奴隷なり。二三汝らは價をもて買はれたる者なり。人の奴隷となるな。二四兄弟よ、おのおの召されし時の狀に止りて神と偕に居るべし。

二五 處女のことに就きては主の命を受けず、然れど主の憐憫によりて忠實の者となりたれば、我が意見を告ぐべし。二六われ思ふに、目前の患難のためには、人その在るが隨にて止るぞ善き。二七なんぢ妻に繫がるる者なるか、釋くことを求むな。妻に繫がれぬ者なるか、妻を求むな。二八たとひ妻を娶るとも罪を犯すにはあらず。處女もし嫁ぐとも罪を犯すにあらず。然れど斯る者はその身、苦難に遭はん、我なんぢらを苦難に遭はすに忍びず。二九兄弟よ、われ之を言はん、時は縮れり。されば此よりのち妻を有てる者は有たぬが如く、三〇泣く者は泣かぬが如く、喜ぶ者は喜ばぬが如く、買ふ者は有たぬが如く、三一世を用ふる者は用ひ盡さぬが如くすべし。此の世の狀態は過行くべければなり。三二わが欲する所は汝らが思ひ煩はざらん事なり。婚姻せぬ者は如何して主を喜ばせんと主のことを慮ばかり、三三婚姻せし者は如何して妻を喜ばせんと世のことを慮ばかりて心を分つなり。三四婚姻せぬ女と處女とは身も靈も潔くならんために主のことを慮ばかり、婚姻せし者は如何してその夫を喜ばせんと世のことを慮ばかるなり。三五わが之を言ふは汝らを益せん爲にして汝らに絆を置かんとするにあらず、寧ろ汝らを宜しきに適はせ、餘念なく只管、主に事へしめんとてなり。三六人もし處女たる己が娘に對すること宜しきに適はずと思ひ、年の頃もまた過ぎんとし、かつ然せざるを得ずば、心のままに行ふべし。これ罪を犯すにあらず、婚姻せさすべし。三七されど人もし其の心を堅くし、止むを得ざる事もなく、又おのが心の隨になすを得て、その娘を留め置かんと心のうちに定めたらば、然するは善きなり。三八されば其の娘を嫁がする者の行爲は善し。されど之を嫁がせぬ者の行爲は更に善し。三九妻は夫の生ける間は繫がるるなり。然れど夫もし死なば、欲するままに嫁ぐ自由を得べし、ただ主にある者にのみ適くべし。四〇然れど我が意見にては、その儘に止らば殊に幸福なり。我もまた神の御靈に感じたりと思ふ。

第八章

一 偶像の供物に就きては我等みな知識あることを知る。知識は人を誇らしめ、愛は德を建つ。二もし人みづから知れりと思はば、知るべき程の事をも知らぬなり。三然れど人もし神を愛せば、その人、神に知られたるなり。四偶像の供物を食ふことに就きては、我ら偶像の世になき者なるを知り、また唯一の神の外には神なきを知る。五神と稱ふるもの、或は天に或は地にありて、多くの神、おほくの主あるが如くなれど、六我らには父なる唯一の神あるのみ、萬物これより出で、我らも亦これに歸す。また唯一の主イエス・キリ

七 ストあるのみ、萬物これに由り、我らも亦これに由れり。七 然れど人みな此の知識あるにあらず、或人は今もな
八 ほ偶像に慣れ、偶像の獻物として食する故に、その良心、弱くして汚さるるなり。八 我らを神の前に立たしむる
九 ものは食物にあらず。されば食するも益なく、食せざるも損なし。九 然れど心して汝らの有てる此の自由を弱き
一〇 者の躓物とすな。一〇 人もし知識ある汝が偶像の宮にて食事するを見んに、その人弱きときは良心そそのかされて
一一 偶像の獻物を食せざらんや。一一 然らばキリストの代りて死に給ひし弱き兄弟は、汝の知識によりて亡ぶべし。一二
一二 斯のごとく汝ら兄弟に對して罪を犯し、その弱き良心を傷めしむるは、キリストに對して罪を犯すなり。一三 この
一三 故に、もし食物わが兄弟を躓かせんには、兄弟を躓かせぬ爲に、我は何時までも肉を食はじ。

第九章

一 一 我は自主の者ならずや、使徒にあらずや、我らの主イエスを見しにあらずや、汝らは主に在りて
二 我が業ならずや。二 われ他の人には使徒ならずとも汝らには使徒なり。汝らは主にありて我が使徒
三 たる職の印なればなり。三 われを審く者に對する我が辯明は斯のごとし。四 我らは飲食する權なきか。五 我らは
四 他の使徒たち、主の兄弟たち及びケパのごとく姉妹たる妻を携ふる權なきか。六 ただ我とバルナバとのみ工を止
五 むる權なきか。七 誰か己の財にて兵卒を務むる者あらんや。誰か葡萄畑を作りてその果を食はぬ者あらんや。誰
六 か群を牧ひてその乳を飲まぬ者あらんや。八 我ただ人の思にのみ由りて此等のことを言はんや、律法も亦かく言
七 ふにあらずや。九 モーセの律法に『穀物を碾す牛には口籠を繫くべからず』と錄したり。神は牛のために慮ばか

イ 約一・三 四一・一六 ロ 哥前八・四—六 ハ 羅一四・一四、二二、二三 ニ 哥前八・一、四、一〇 ホ 羅一四・一七 ヘ 羅一四・一三、二一 哥前一〇・二八 加 五・一三 西二・八を見よ ト 哥前八・一〇—一二 羅一四・一を見よ チ 哥前八・四—六 リ 哥前八・一を見よ ヌ (羅一四・一五、二〇) ル 羅一四・二〇 (太一八・六) ワ 羅一四・二一 (哥前一〇・三二) 哥後六 カ 哥前九・一九 (哥前一・二、一一・二九) 一〇・二九 ヨ 羅一四・一四 哥後一二・一二 撒前二・六 提前二・七 提後一・一一 及び羅 タ 徒九・三一 一七、一八 ・九 二二・一四、一 八、二三・一一及び一八九 レ 哥前一五・八を見よ ソ (徒一・二五) ツ 約三・三三を見よ (哥後三・二、三) ネ 哥前九・一四 撒前二・六・九 撒後三・一 井 (哥後一〇・四 提前一・一八 提後二・三、四) ナ 太一二・四六を見よ ラ 太八・一四 約一・ノ 申二〇・六 箴二七 四二を見よ ム (哥前七・七、八) ウ 徒四・三六を見よ ヰ 羅三・五を見よ オ 羅三・五を見よ ク 申二五・四 提前五・一八 ヤ 申二二・一—四 箴一二・一〇

一〇 り給へるか、一〇 また專ら我等のために之を言ひ給ひしか、然り我らのために錄されたり。それ耕す者は望をもて
一一 耕し、穀物をこなす者は之に與る望をもて碾すべきなり。一一 もし我ら靈の物を汝らに蒔きしならば、汝らの肉の
一二 物を刈り取るは過分ならんや。一二 もし他の人なんぢらに對してこの權あらんには、況て我らをや。然れど我等は
一三 この權を用ひざりき。唯キリストの福音に障碍なきやうに一切のことを忍ぶなり。一三 なんぢら知らぬか、聖なる
一四 事を務むる者は宮のものを食し、祭壇に事ふる者は祭壇のものに與るを。一四 斯のごとく主もまた福音を宣傳ふる
一五 者の福音によりて生活すべきことを定め給へり。一五 されど我は此等のことを一つだに用ひし事なし、また自ら斯
一六 く爲られんために之を書き贈るにあらず、斯くせられんよりは寧ろ死ぬるを善しとすればなり。誰もわが誇を空
一七 しく爲ざるべし。一六 われ福音を宣傳ふとも誇るべき所なし、已むを得ざるなり。もし福音を宣傳へずば、我は
一八 禍害なるかな。一七 若しわれ心より之をなさば報を得ん、たとひ心ならずとも我はその務を委ねられたり。一八 然
一九 らば我が報は何ぞ、福音を宣傳ふるに、人をして費なく福音を得しめ、而も福音によりて我が有てる權を用ひ盡
二〇 さぬこと是なり。一九 われ凡ての人に對して自主の者なれど、更に多くの人を得んために、自ら凡ての人の奴隷と
二一 なれり。二〇 我ユダヤ人にはユダヤ人の如くなれり、これユダヤ人を得んが爲なり。律法の下にある者には——
二二 律法の下に我はあらねど——律法の下にある者の如くなれり。これ律法の下にある者を得んが爲なり。二一 律法な
き者には——われ神に向ひて律法なきにあらず、反つてキリストの律法の下にあれど——律法なき者の如くなれ

マ 羅四・二三、二四を見よ ケ (提後二・六) フ (羅一五・二七 哥前九・四) コ 哥前九・一五、一八 徒一八・三を見よ (徒二〇・三三) エ 哥前四・一五を見よ 哥後二・一二を見よ テ (哥後三・六、一一・一二) ア 哥前一三・七 サ 羅六・一六を見よ 哥前六・一九、九・二四 キ 利六・一六、二六、七・六、三二等 民五・九、一〇、一八・八 一二〇、三一 申一八・一 ユ 太一〇・一〇 路一〇・七 提前五・一八 メ 哥前九・四を見よ 略一〇・八 ミ 哥後一一・一〇 哥前九・一八 約四・三六 哥前三・八を見よ シ 哥後一一・七、一二 ヒ 哥後一一・一三 (徒一八・三) ロ (徒一六・三、二一・二三—二六 羅一一・一四) 彼後三・二) ス 太一八・一五 彼前三・二、三 腓一・一六) イ 哥後四・五 (加五・一) ホ (羅八・二 哥前七・一三) 加六・二 雅一・二五、二・一二 セ 哥前九・一を見よ モ 哥前七・三一 二五 (加二・七 弗三・二、三 腓一・一 ヘ (加二・三、三・二) ハ 加二・一九 ニ 羅一・一三、一四 ヌ (羅一四・一五、二) ル 羅一四・二〇 (太一八・六) ヲ 徒一四・一四 哥後一二・一二 撒前二・六 提前二・七 提後一・一一 及び羅 タ 徒九・三一 一七、一八 ・九 二二・一四、一 八、二三・一一及び一八九 レ 哥前一五・八を見よ ソ (徒一・二五) ツ 約三・三三を見よ (哥後三・二、三) ネ 哥前九・一四 撒前二・六・九 撒後三・一 井 (哥後一〇・四 提前一・一八 提後二・三、四) ナ 太一二・四六を見よ ラ 太八・一四 約一・ノ 申二〇・六 箴二七 四二を見よ ム (哥前七・七、八) ウ 徒四・三六を見よ ヰ 羅三・五を見よ オ 羅三・五を見よ ク 申二五・四 提前五・一八 ヤ 申二二・一—四 箴一二・一〇

二二 り、これ律法なき者を得んがためなり。二三 弱き者には弱き者となれり、これ弱き者を得んためなり。我すべての
二三 人には凡ての人の狀に從へり、これ如何もして幾許かの人を救はんためなり。二四 われ福音のために凡ての事をな
二四 す、これ我も共に福音に與らん爲なり。二五 なんぢら知らぬか、馳場を走る者はみな走れども、褒美を得る者の、
二五 ただ一人なるを。汝らも得んために斯く走れ。二六 すべて勝を爭ふ者は何事をも節し愼む、彼らは朽つる冠冕を得
二六 んが爲なれど、我らは朽ちぬ冠冕を得んがために之をなすなり。二七 斯く我が走るは目標なきが如きにあらず、我
二七 が拳闘するは空を擊つが如きにあらず。二八 わが體を打擲きて之を服從せしむ。恐らくは他人に宣傳へて自ら棄て
らるる事あらん。

第一〇章

一 兄弟よ、我なんぢらが之を知らぬを好まず、即ち我らの先祖はみな雲の下にあり、みな海をとほ
二 り、三 みな雲と海とにてバプテスマを受けてモーセにつけり。四 而して皆おなじく靈なる食物を食
三 し、四 みな同じく靈なる飲物を飲めり。これ彼らに隨ひし靈なる岩より飲みたるなり、その岩は即ちキリストな
四 りき。五 然れど彼らのうち多くは神の御意に適はず、荒野にて亡されたり。六 此等のことは我らの鑑にして、彼
五 らが貪りし如く惡を貪らざらん爲なり。七 彼らの中の或者に效ひて偶像を拜する者となるな、即ち『民は坐して
六 飲食し立ちて戲る』と錄されたり。八 又かれらの中の或者に效ひて我ら姦淫すべからず、姦淫を行ひしもの一日
七 に二萬三千人死にたり。九 また彼等のうちの或者に效ひて我ら主を試むべからず、主を試みしもの、蛇に亡され

イ 羅一・四・一を見よ　ロ 哥後一・二九　ハ 羅一・一・四を見よ　ニ 哥前九・一三を見よ　ホ 詩三・二四　西二・一八　ヘ 來一二・一（提後四・七　徒二〇・二四）　ト 提前六・一二　提後二・五、四・七（弗六・一二）　チ 提後四・八　猶一・一二　彼前五・四　獻二・一〇、三・一　リ（哥前一四・九）　ヌ（羅八・一三）　ル 羅一・一三を見よ　ヲ 出一三・二一　詩一〇五・三九　ワ 出一四・二二、二九　詩六六・六　カ（羅六・三　哥前一・一三　加三・二七）　ヨ 出一六・四、一五、三　申八・三　尼九・一五、二〇　八・二四、二五　約六・三一　タ 出一七・六　民二〇・一一　詩七八・一五　ツ 哥前一〇・一一　民一・四、三四　詩一〇六・一四　哥前五・一一を見よ　哥前一〇・一四　約壹五　ナ 出三二・四　哥前五　ラ 出三二・六　ム 出三二・一九　ウ 民二五・一、以下　井（民二五・九）　ノ 民二一・五　オ 民二一・六　ク 民一六・四一、一七・五、一〇　猶一・六　ヤ 出一二・二三　毋後二四・一六　代上二一・一五（來一一・二八）　マ 民一六・四九　ケ 哥前一〇・六　フ 羅一三・一一を見よ　コ 羅四・二三を見よ　エ 羅一一・二〇を見よ　（徒一〇・二五　哥前二三・一七）

一〇 たり。一〇 又かれらの中の或者に效ひて呟くな、呟きしもの、亡す者に亡されたり。一一 彼らが遭へる此等のことは
一一 鑑となれり、かつ末の世に遭へる我らの訓戒のために錄されたり。一二 然らば自ら立てりと思ふ者は倒れぬやうに
一二 心せよ。一三 汝らが遭ひし試煉は人の常ならぬはなし。神は眞實なれば、汝らを耐へ忍ぶこと能はぬほどの試煉に
一三 遭はせ給はず。汝らが試煉を耐へ忍ぶことを得んために之と共に遁るべき道を備へ給はん。
一四 さらば我が愛する者よ、偶像を拜することを避けよ。一五 われ慧き者に言ふごとく言はん、我が言ふところ
一五 を判斷せよ。一六 我らが祝ふところの祝の酒杯は、これキリストの血に與るにあらずや、我らが擘く所のパンは、
一七 これキリストの體に與るにあらずや。一七 パンは一つなれば、多くの我らも一體なり、皆ともに一つのパンに與る
一八 に因る。一八 肉によるイスラエルを視よ、供物を食ふ者は祭壇に與るにあらずや。一九 然らば我が言ふところは何
一九 ぞ、偶像の供物はあるものと言ふか、また偶像はあるものと言ふか。二〇 否われは言ふ、異邦人の供ふる物は神に
二〇 供ふるにあらず、惡鬼に供ふるなりと。我なんぢらが惡鬼と交るを欲せず。二一 なんぢら主の酒杯と惡鬼の酒杯と
二一 を兼飲むこと能はず。主の食卓と惡鬼の食卓とに兼與ること能はず。二二 われら主の妬を惹起さんとするか、我ら
二二 は主よりも强き者ならんや。
二三 一切のもの可からざるなし、然れど一切のもの益ある
二四 にあらず。一切のもの可からざるなし、然れど一切
二五 のもの德を建つるにあらず。二四 各人おのが益を求むることなく、人の益を求めよ。二五 すべて市場にて賣る物は
二六 良心のために何をも問はずして食せよ。二六 そは地と之に滿つる物とは主の物なればなり。二七 もし不信者に招かれ

ア（彼後二・九）　ユ 太二六・二七、二八　哥前一・一・二五　サ 來六・九を見よ　キ 哥前一〇・七を見よ　約壹五・二一（哥前一・九を見よ）　メ 太二六・二六　哥前一・一・二三、二四　徒一〇・一九、二〇　ミ 羅一・一・五　哥前一二・一二、二三、二七　弗四・四、一六　西三・一五　シ 羅一・三　ヱ 利七・六、一四、一二五　申一・一一、一七、一八（來一三・一〇）　ヒ 哥前八・四を見よ　モ 申三二・一七　詩一〇六・三七　默九・一〇　傳六・一〇　箴四五・二〇（加四・八）　セ（哥後六・一六）　ス（箴六五・一一）　イ 申三二・二一　ロ 傳六・一〇　箴四五・九　ハ 哥前六・一二　ニ 羅一四・一九を見よ　ホ 羅一五・二を見よ　ヘ（徒一〇・一五　哥前一〇・三三、一三・五　詩二・四、二）　ト 詩二四・一、五〇・一二（提前四・四）　チ（哥前五・一〇）

て往かんとせば、凡て汝らの前に置く物を良心のために何をも問はずして食せよ。二八人もし此は犧牲にせし肉なりと言はば告げし者のため、また良心のために食すな。二九良心とは汝の良心にあらず、かの人の良心を言ふなり。何ぞ、わが自由を他の人の良心によりて審かるる事をせん。三〇もし感謝して食する事をせば、何ぞ、わが感謝する所のものに就きて譏らるる事をせん。三一さらば食ふにも飲むにも何事をなすにも、凡て神の榮光を顯すやうに爲よ。三二ユダヤ人にもギリシヤ人にも、また神の教會にも躓物となるな。三三我も凡ての事を、すべての人の心に適ふやうに力め、人々の救はれんために、己の益を求めずして多くの人の益を求むるなり。

第一一章

一我がキリストに效ふ者なる如く、なんぢら我に效ふ者となれ。

二汝らは凡ての事につきて我を憶え、且わが傳へし所をそのまま守るに因りて、我なんぢらを譽む。三されど我なんぢらが之を知らんことを願ふ。凡ての男の頭はキリストなり、女の頭は男なり、キリストの頭は神なり。四すべて男は祈をなし、預言をなすとき、頭に物を被るは、其の頭を辱しむるなり。五すべて女は祈をなし、預言をなすとき、頭に物を被らぬは、其の頭を辱しむるなり。これ薙髪と異なる事なし。六女もし物を被らずば、髪をも剪るべし。然れど髪を剪り、或は薙ることを女の恥とせば物を被るべし。七男は神の像、神の榮光なれば、頭に物を被るべきにあらず、然れど女は男の光榮なり。八男は女より出でずして、女は男より出で、九男は女のために造られずして、女は男のために造られたればなり。一〇この故に女は御使たちの故によりて

イ（路一〇・八）ロ（哥前八・七、一〇—一二）ハ（哥前九・一九を見よ）ニ（羅一四・六を見よ）ホ（羅一四・二六）ヘ（西三・一七 彼前四 ・一一 徒二〇・二八 哥前一二・一、一五・九 哥後一・一 加一・一三 撒前二・一四 撒後一・四 提前三・五、一五）ト（哥前七・一七 腓三・六）チ（哥前八・一三を見よ 徒二四・一六 哥前九・一 リ（羅一五・二 哥前九・一二（加一・一〇）ヌ（撒前二・一六（羅一・一四）ル（羅一五・二を見よ 哥前一二・五（哥後一一・一四 腓一・一 ヲ（哥前四・一六を見よ）ワ（哥前四・一七 撒前二・一 ・一 ・一

二九 みて後、そのパンを食し、その酒杯を飲むべし。二九 御體を辨へずして飲食する者は、その飲食によりて自ら審判
三〇 を招くべければなり。三〇 この故に汝等のうちに弱きもの、病めるもの多くあり、また眠に就きたる者も少から
三一 ず。三一 我等もし自ら己を辨へなば審かるる事なからん。三二 されど審かるる事のあるは、我らを世の人とともに罪
三二 に定めじとて主の懲しめ給ふなり。三三 この故に、わが兄弟よ、食せんとて集るときは互に待ち合せよ。三四 もし飢
三三 うる者あらば、汝らの集會の審判を招くこと無からん爲に己が家にて食すべし。三五 その他のことは我いたらん時
三四 これを定めん。

第一二章

一 兄弟よ、靈の賜物に就きては、我なんぢら知らぬを好まず。二 なんぢら異邦人なりしとき、誘
二 はるるままに物を言はぬ偶像のもとに導き往かれしは、汝らの知る所なり。三 然れば我なんぢらに
三 示さん、神の御靈に感じて語る者は、誰も『イエスは詛はるべき者なり』と言はず、また聖靈に感ぜざれば、誰も
四 『イエスは主なり』と言ふ能はず。四 賜物は殊なれども、御靈は同じ。五 務は殊なれども、主は同じ。六 活動は
五 殊なれども、凡ての人のうちに凡ての活動を爲したまふ神は同じ。七 御靈の顯現をおのおのに賜ひたるは、益を
六 得させんためなり。八 或人は御靈によりて智慧の言を賜はり、或人は同じ御靈によりて知識の言、九 或人は同じ
七 御靈によりて信仰、ある人は一つ御靈によりて病を醫す賜物、一〇 或人は異能ある業、ある人は預言、ある人は靈
八 を辨へ、或人は異言を言ひ、或人は異言を釋く能力を賜はる。一一 凡て此等のことは同じ一つの御靈の活動にし
九 て、御靈その心に隨ひて各人に分與へたまふなり。

一二 體は一つにして肢は多し、體の肢は多くとも一つの體なるが如く、キリストも亦然り。一三 我らはユダヤ
一四 人・ギリシヤ人・奴隷・自主の別なく、一體とならん爲に、みな一つ御靈にてバプテスマを受けたり。而して
一五 みな一つ御靈を飲めり。一四 體は一肢より成らず、多くの肢より成るなり。一五 足もし『我は手にあらぬ故に體に屬
一六 せず』と云ふとも、之によりて體に屬せぬにあらず。一六 耳もし『われは眼にあらぬ故に體に屬せず』と云ふとも、
一七 之によりて體に屬せぬにあらず。一七 もし全身、眼ならば、聽くところ何れか。もし全身、聽く所ならば、臭ぐところ
一八 何れか。一八 げに神は御意のままに、肢をおのおの體に置き給へり。一九 若しみな一肢ならば、體は何れか。二〇 げに
一九 肢は多くあれど、體は一つなり。二一 眼は手に對ひて『われ汝を要せず』と言ひ、頭は足に對ひて『われ汝を要せ
二〇 ず』と言ふこと能はず。二二 否、からだの中にて最も弱しと見ゆる肢は、反つて必要なり。二三 體のうちにて尊から
二一 ずと思はるる所に、物を纏ひて殊に之を尊ぶ。斯く我らの美しからぬ所は、一層すぐれて美しくすれども、二四 美
二二 しき所には、物を纏ふの要なし。神は劣れる所に殊に尊榮を加へて人の體を調和したまへり。二五 これ體のうちに
二三 分爭なく、肢々一致して、互に相顧みんためなり。二六 もし一つの肢苦しまば、もろもろの肢ともに苦しみ、一つ
二四 の肢尊ばれなば、もろもろの肢ともに喜ぶなり。二七 乃ち汝らはキリストの體にして各自その肢なり。二八 神は第一
二五 に使徒、第二に預言者、第三に教師、その次に異能ある業、次に病を醫す賜物、補助をなす者、治むる者、異言
二六 などを教會に置きたまへり。二九 是みな使徒ならんや、みな預言者ならんや、みな教師ならんや、みな異能ある業

イ 徒七・六〇を見よ　ロ 約壹一・九　ハ 哥前一・一〇　ニ 哥後七・一四　ホ 哥前一一・二一　ヘ 哥前一一・二二　ト 哥前四・一九を見よ　チ 哥前七・一七、一六　リ 哥前一四・一（哥前四・一七）　ヌ 羅一・一三を見よ　ル 哥前六・一一を見よ　ヲ 詩一一五・五、耶一〇・五、哈二・一八、一九（箴四六・七）　ワ（箴前一・九）　カ 約壹四・二（太二二・四三 默一・一〇等）　ヨ 羅九・三を見よ　タ 同節御體の引用を見よ　レ 約一三・一三を見よ　ソ 羅一〇・九　ツ 羅一二・六を見よ　ネ（哥前一五・二八 弗一・二三、四・六）　ナ（哥前一一・一二—三〇、一四・二六）　ラ 哥前二・六（哥後一・一二）　ム 哥前一四・六（羅一五・一四 哥前二・一一、一六 哥後一・一四）　ノ 哥前一一・二八、二九、加三・五　オ（哥前一・四、一八・七、一一・六）　ク（哥前一三・二 哥後一三・二、八）　ヤ 哥前一一・二八、三〇、一三・一、一四・二以下（可一六・一七）　マ 哥前一一・三〇、一四・五、二六　ケ 哥前一二・一二　フ 哥前一二・四、八—一〇　コ 羅一一・四を見よ　ホ 哥前一〇・一七を見　エ 哥前一二・二七　デ 加三・二八　西三・一一（弗二・一三—一八 羅三・二二）　ア（弗二・一八）　ヨ 哥前一二・二七　ス（約七・三七—三九）　キ 哥前一二・三〇　ユ 哥前一二・一一　メ 哥前一三・二八（羅一二・六）　ミ 哥前一二・二二を見よ　シ 哥前一二・一四（哥前一・二 弗一・二三、四・一二、五・三〇 西一・一八、二四、二・一九）　ヱ 弗五・三〇 羅一二・五を見よ　ヒ 弗二・二〇、三・五、四・一一　モ 弗二・二〇、三・五、四・一一 徒一三・一を見よ　セ 徒一三・一を見よ　ス 哥前一二・一〇、二九　イ 哥前一二・九、三〇　ロ 羅一二・八　ハ 哥前一二・一〇を見よ　ニ 哥前一〇・三二を見よ　ホ 哥前一二・一八

を行ふ者ならんや、三〇みな病を醫す賜物を有てる者ならんや、みな異言を語る者ならんや、みな異言を釋く者ならんや。三一なんぢら優れたる賜物を慕へ、而して我さらに善き道を示さん。

第一三章

一たとひ我もろもろの國人の言および御使の言を語るとも、愛なくば鳴る鐘や響く鐃鈸の如し。二假令われ預言する能力あり、又すべての奥義と凡ての知識とに達し、また山を移すほどの大なる信仰ありとも、愛なくば數ふるに足らず。三たとひ我わが財産をことごとく施し、又わが體を燒かるる爲に付すとも、愛なくば我に益なし。四愛は寛容にして慈悲あり。愛は妬まず、愛は誇らず、驕らず、五非禮を行はず、己の利を求めず、憤ほらず、人の惡を念はず、六不義を喜ばずして、眞理の喜ぶところを喜び、七凡そ事忍び、おほよそ事信じ、おほよそ事望み、おほよそ事耐ふるなり。八愛は長久までも絶ゆることなし。然れど預言は廢れ、異言は止み、知識もまた廢らん。九それ我らの知るところ全からず、我らの預言も全からず、一〇全き者の來らん時は全からぬもの廢らん。一一われ童子の時は語ることも童子のごとく、思ふことも童子の如く、論ずる事も童子の如くなりしが、人と成りては童子のことを棄てたり。一二今われらは鏡をもて見るごとく見るところ朧なり。然れど、かの時には顏を對せて相見ん。今わが知るところ全からず、然れど、かの時には我が知られたる如く全く知るべし。一三げに信仰と希望と愛と此の三つの者は限りなく存らん、而して其のうち最も大なるは愛なり。

第一四章

一愛を追ひ求めよ、また靈の賜物、ことに預言する能力を慕へ。二異言を語る者は人に語るにあら

イ 哥前一二・一〇を見ロ 哥前一四・一三九ハ 哥前一二・一〇を見ニ（哥後一二・四 默一四・二）ホ 詩一五〇・五ヘ 徒一三・二を見ト 哥前一四・二、一五チ 羅一五・一四を見リ 太一七・二〇、二一・八、一四・二、六、二二、二四、三九ヌ（哥前一二・九）ル（太六・二）ヲ 但三・二八ワ 詩一〇・一二、一七カ（徒七・九）ヨ 哥前四・六タ 哥前一〇・二四を見レ（哥後五・一九 提後四・一六）ソ（撒後二・二）ツ（約貳四 約參三、四）ネ 哥前九・一二ナ 哥前一二・二を見ラ 哥前一二・一を見ム 哥前八・二を見ウ（哥後三・一八、五・七 腓三・一二 雅一・二三）ノ 哥前一三・九オ 哥前八・三を見ク（加五・六）ヤ 哥前一六・一四マ 哥前一二・一ケ 哥前一三・二を見フ 哥前一二・三一、一四・三九コ 哥前一二・一〇を見

ずして神に語るなり。そは靈にて奥義を語るとも、誰も悟る者なければなり。三されど預言する者は人に語りて其の德を建て、勸をなし、慰安を與ふるなり。四異言を語る者は己の德を建て、預言する者は教會の德を建つ。五われ汝等がみな異言を語らんことを欲すれど、殊に欲するは預言せん事なり。異言を語る者、もし釋きて教會の德を建つるにあらずば、預言する者のかた勝るなり。六然らば兄弟よ、我もし汝らに到りて異言をかたり、或は默示、あるひは知識、あるひは預言、あるひは教をもて語らずば、何の益かあらん。七生命なくして聲を出すもの、或は笛、あるひは立琴、その音もし差別なくば、爭で吹くところ、彈くところの何たるを知らん。八ラッパ若し定まりなき音を出さば、誰か戰鬪の備をなさん。九斯のごとく汝らも舌をもて明かなる言を出さずば、爭で語るところの何たるを知らん、これ汝等ただ空氣に語るのみ。一〇世には國語の類おほかれど、一つとして意義あらぬはなし。一一我もし國語の意義を知らずば、語る者に對して夷人となり、語る者も我に對して夷人とならん。一二然らば汝らも靈の賜物を慕ふ者なれば、教會の德を建つる目的にて賜物の豐ならん事を求めよ。一三この故に異言を語る者は自ら釋き得んことをも祈るべし。一四我もし異言をもて祈らば、我が靈は祈るなれど、我が心は果を結ばず。一五然らば如何にすべきか、我は靈をもて祈り、また心をもて祈らん。我は靈をもて謳ひ、また心をもて謳はん。一六汝もし然せずば靈をもて祝するとき、凡人は汝の語ることを知らねば、その感謝に對し如何にしてアァメンと言はんや。一七なんぢの感謝はよし、然れど、その人の德を建つることなし。一八我なんぢら衆の者よりも多く異言を語ることを神に感謝す。一九然れど我は教會にて異言をもて一萬言を語るよりも、寧ろ人を教へん

エ 哥前一三・二を見オ 哥前一四・四、一一、二三ア 徒四・三六、一三・キ 哥前一四・三を見ユ 哥前一四・一ミ 哥前一二・一〇シ 哥前一四・三を見ヱ 哥前一四・二六 弗一五 撒前二・三（徒二・四〇、一一・二三）サ 哥前一四・二羅一四・一九を見ヒ 哥前一二・一八を見メ 民一一・二九モ 哥前一三・二を見セ 哥前一四・二六 徒二・四二 羅六・一七イ（哥前九・二六）ス（民一〇・九 箴五八・一 耶四・一九 結三三・三一六 耳二・一）ロ 徒二八・二を見ヘ 哥前一四・三を見ハ 哥前一四・二六 徒二・一、二三）ホ（弗五・一九 西三・一九）ト 詩一七・一五 太一五・三六 代上一六・三六 尼五・三、八・六 詩一〇六・四八 耶一・五、二八・六 默一九・四（哥後一・二〇）チ 申一七・一五—二六 尼五・一三、八・六 詩一〇六・四八 耶一・五、二八・六 默一九・四（哥後一・二〇）リ 哥前一四・三を見ヌ 哥前一四・二六 弗

ために我が心をもて五言を語らんことを欲するなり。

二〇兄弟よ、智慧に於ては子供となるな。惡に於ては幼兒となり、智慧に於ては成人となれ。二一律法に錄して『主、宣給はく、他し言の民により、他し國人の口唇をもて此の民に語らん、然れど尙かれらは我に聽かじ』とあり。二二されば異言は、信者の爲ならで不信者のための徵なり。預言は、不信者の爲ならで信者のためなり。二三もし全教會一處に集れる時、みな異言にて語らば、凡人または不信者いり來らんに、汝らを狂へる者と言はざらんや。二四然れど若しみな預言せば、不信者または凡人の入りきたるとき、會衆のために自ら責められ、會衆のために是非せられ、二五その心の秘密あらはるる故に伏して神を拜し『神は實に汝らの中に在す』と言はん。

二六兄弟よ、さらば如何にすべきか、汝らの集る時はおのおの聖歌あり、教あり、默示あり、異言あり、釋く能力あり、みな德を建てん爲にすべし。二七もし異言を語る者あらば、二人、多くとも三人、順次に語りて一人これを釋くべし。二八もし釋く者なき時は教會にては默し、而して己に語り、また神に語るべし。二九預言者は二人もしくは三人かたり、その他の者はこれを辨ふべし。三〇もし坐しをる、他のもの默示を蒙らば、先のもの默すべし。三一汝らは皆すべての人に學ばせ、勸を受けしめんために一人一人、預言することを得べければなり。三二また預言者の靈は預言者に制せらる。三三それ神は亂の神にあらず、平和の神なり。

三四聖徒の諸教會のするごとく、女は教會にて默すべし。彼らは語ることを許されず、律法に云へるごとく順

イ 羅一・一三を見よ　ロ 弗四・一四　一二、一三　ハ 羅一六・一九　ニ（詩一三一・二）　八・九　太一八・三を見よ　ホ 哥前二・六　ヘ 約一〇・三四を見よ　來五・一　ト（哥前一四・三四）　チ（哥前一三・二）　リ（徒二・一三）　ヌ 哥前一三・二を見よ　ル（約四・一九）　ヲ 路一七・一六　ワ 箴四五・一四　亞八・二三　（但二・四七）　カ 羅一・一三を見よ　ヨ 哥前一四・一五を見　タ（哥前一二・八—一　ナ 哥前一二・一〇を見　ラ 哥前一四・三を見よ　ム 哥前一二・一〇を見よ　ウ 哥前一四・五、一三　ク 徒九・一三を見よ　ヤ 哥前七・一七を見よ　（哥前四・一七）　マ（哥前一一・五、一三）　ケ（哥前一四・二一）　フ 創三・一六　コ 提前二・一一、一二　彼前三・一　ヨ（太一〇・二〇 哥前三・六 哥後三・五 腓二・一三）

ふべき者なり。三五何事か學ばんとする事あらば、家にて己が夫に問ふべし、女の教會にて語るは恥づべき事なれば なり。三六神の言は汝等より出でしか、また汝等にのみ來りしか。

三七人もし自己を預言者とし、或は御靈に感じたる者と思はば、わが汝らに書きおくる言を主の命なりと知れ。三八もし知らずば其の知らざるに任せよ。

三九されば我が兄弟よ、預言することを慕ひ、また異言を語ることを禁ずな。四〇凡ての事、宜しきに適ひ、かつ秩序を守りて行へ。

第一五章

一兄弟よ、曩にわが傳へし福音を更に復なんぢらに示す。汝らは之を受け、之に賴りて立ちたり。二なんぢら徒らに信ぜずして我が傳へしままを堅く守らば、この福音に由りて救はれん。三わが第一に汝らに傳へしは、我が受けし所にしてキリスト聖書に應じて我らの罪のために死に、四また葬られ、聖書に應じて三日めに甦へり、五ケパに現れ、後に十二弟子に現れ給ひし事なり。六次に五百人以上の兄弟に同時にあらはれ給へり。その中には既に眠りたる者もあれど、多くは今なほ世にあり。七次にヤコブに現れ、次にすべての使徒に現れ、八最終には月足らぬ者のごとき我にも現れ給へり。九我は神の教會を迫害したれば、使徒と稱へらるるに足らぬ者にて使徒のうち最小き者なり。一〇然るに我が今の如くなるは、神の恩惠に由るなり。斯てその賜はりし御惠は空しくならずして、凡ての使徒よりも我は多く働けり。これ我にあらず、我と偕にある神の恩惠

エ（哥後一〇・七）　テ（哥前二・二五を見よ）　ア（哥前七・四〇 約靈四・六）　サ 哥前一三・二を見よ　キ 哥前一二・二一を見ユ（哥前一四・三三）　メ 哥前三・六を見よ（羅二・一六）　ミ 加一・一一　シ 羅五・二（羅一一・三〇 哥前一六・一　三 哥後一・二四 彼前一・七）　ヒ 羅一・一三を見よ　モ 哥前一一・二三　セ 箴五三・五—一二　メ 約一・二九 加一・四　來五・一・三 彼前二・二四　イ 太二七・五七—六一（路二四・二五—二七）　ロ 詩一六・一〇、一一　ハ 太一六・二一を見よ　約二・二一、二二 徒一七・二、三、二六・四　ニ 哥前一・二一を見よ　ホ 路二四・三四　ヘ 可一六・一四　ト 牛七・六〇を見よ　哥前一五・一八、二一　チ 徒一二・一七を見よ　リ（路二四・三二、三六、三七 徒一・三、四）　ヌ 哥前九・一を見よ　ル 徒一・一二—一八　ヲ 徒八・三を見よ　ワ 羅一二・三を見よ　カ（徒九・三—八、一二・六—一一、二六）　ヨ 哥後一・二三、一二・一一、四一・二九　撒前五・一二 提前四・一〇　ヨ（太一〇・二〇 哥前三・六 哥後三・五 腓二・一三）

二 なり。二一されば我にもせよ、彼等にもせよ、宣傳ふる所は斯の如くにして、汝らは斯のごとく信じたるなり。
二二 二キリストは死人の中より甦へり給へりと宣傳ふるに、汝等のうちに、死人の復活なしと云ふ者のあるは何
二三 ぞや。二三もし死人の復活なくば、キリストもまた甦へり給はざりしならん。二四もしキリスト甦へり給はざりし
二四 ならば、我らの宣教も空しく、汝らの信仰もまた空しからん、二五かつ我らは神の僞證人と認められん。我ら神は
二五 キリストを甦へらせ給へりと證したればなり。もし死人の甦へることなくば、神はキリストを甦へらせ給はざり
二六 しならん。二六もし死人の甦へる事なくば、キリストも甦へり給はざりしならん。二七若しキリスト甦へり給はざり
二七 しならば、汝らの信仰は空しく、汝等なほ罪に居らん。二八然ればキリストに在りて眠りたる者も亡びしならん。二九
二八 我等この世にあり、キリストに頼りて空しき望を懷くに過ぎずば、我らは凡ての人の中にて最も憫むべき者なり。
二九 三〇然れど正しくキリストは死人の中より甦へり、眠りたる者の初穗となり給へり。三一それ人によりて死の來
三〇 りし如く、死人の復活もまた人に由りて來れり。三二凡ての人、アダムに由りて死ぬるごとく、凡ての人、キリス
三一 トに由りて生くべし。三三而して各人その順序に隨ふ。まづ初穗なるキリスト、次はその來り給ふときキリストに
三二 屬する者なり。三四次には終きたらん、その時キリストは、もろもろの權能・權威・權力を亡して國を父なる神に
三三 付し給ふべし。三五彼は凡ての敵をその足の下に置き給ふまで、王たらざるを得ざるなり。三六最終の敵なる死もま
三四 た亡されん。三七『神は萬の物を彼の足の下に服はせ給ひ』たればなり。萬の物を彼に服はせたりと宣給ふときは、
三五 萬の物を服はせ給ひし者のその中になきこと明かなり。三八萬の物かれに服ふときは、子も亦みづから萬の物を己
三六

イ（徒一七・三二、一二 三・八提後二・一八）
ロ 撒前四・一四
ハ 徒二・三四を見よ
ニ 羅四・二五
ホ 哥前一五・六を見よ
ヘ（哥後四・八、九 後三・一二）
ト 徒二・二四を見よ 提後二・八 彼前一 撒前四・一六 默一 四・一一
チ 哥前一五・一八を見よ
リ 哥前一五・二三 徒二六・三三を見よ
ヌ 羅五・一二
ル 羅五・一四—一八
ヲ 約一一・二六 羅六
ワ 哥前一五・二〇を見よ
カ 撒前二・一九を見よ
ヨ 哥前六・一四、一五
タ 羅八・三八
レ（但二・四四、七・一 四、二七 後一・
ソ 弗五・二〇
ツ 詩一一〇・一 太二二・四四
ネ 提後一・一〇（默二
ナ 詩八・六 弗一・二二 來二・八（太一一・二七、二八・二八）
ラ 腓三・二一
ム 哥前一二・六（哥前三・二三）
ウ 哥後一一・二六
井 羅八・三六を見よ
ノ 哥前一六・八、九 徒一八・一九を見よ
オ 哥後一・八
ク 箴三・一三（箴五六・一二 路一二・九）
ヤ 哥前六・九を見よ
マ 羅一三・一一を見よ
ケ（太二二・二九 徒二六・八）
フ 哥前六・五を見よ
コ（羅九・一九）
エ（結三七・三）
テ 路一・四〇を見よ
ア 約一二・二四
サ 創一・二一
キ 但一二・三（太一三・四三）
ユ 羅八・二一 哥前一五・五〇 加六・八
メ 羅二・七を見よ
ミ 腓三・二一（西三・四）
シ（哥前二・一四）
エ（哥前一五・五〇）
ヒ 創二・七

に服はせ給ひし者に服はん。これ神は萬の物に於て萬の事となり給はん爲なり。
三九もし復活なくば、死人の爲にバプテスマを受くるもの何をなすか、死人の甦へること全くなくば、死人の
三〇 ためにバプテスマを受くるは何の爲ぞ。三〇また我らが何時も危險を冒すは何の爲ぞ。三一兄弟よ、われらの主イエ
三一 ス・キリストに在りて、汝等につき我が有てる誇によりて誓ひ、我は日々に死すと言ふ。三二我がエペソにて獸と
三二 鬪ひしこと、若し人のごとき思にて爲ししならば、何の益あらんや。死人もし甦へる事なくば『我等いざ飲食せ
三三 ん、明日死ぬべければなり』三三なんぢら欺かるな、惡しき交際は善き風儀を害ふなり。三四なんぢら醒めて正しう
三四 せよ、罪を犯すな。汝等のうちに神を知らぬ者あり、我が斯く言ふは汝らを辱しめんとてなり。
三五 三五然れど人あるひは言はん、死人いかにして甦へるべきか、如何なる體をもて來るべきかと。三六愚なる者
三六 よ、なんぢの播く所のもの先づ死なずば生きず。三七又その播く所のものは後に成るべき體を播くにあらず、麥に
三七 ても、他の穀にても、ただ種粒のみ。三八然るに神は御意に隨ひて之に體を予へ、おのおのの種にその體を予へた
三八 まふ。三九凡ての肉、おなじ肉にあらず、人の肉あり、獸の肉あり、鳥の肉あり、魚の肉あり。四〇天上の體あり、
三九 地上の體あり、されど天上の物の光榮は地上の物と異なり。四一日の光榮あり、月の光榮あり、星の光榮あり、此
四〇 の星は彼の星と光榮を異にす。四二死人の復活もまた斯のごとし。朽つる物にて播かれ、朽ちぬものに甦へらせら
四一 れ、四三卑しき物にて播かれ、光榮あるものに甦へらせられ、弱きものにて播かれ、强きものに甦へらせられ、四四
四二 血氣の體にて播かれ、靈の體に甦へらせられん。血氣の體ある如く、また靈の體あり。四五錄して始の人アダム
四三
四四
四五

四六 は、活ける者となれりとあるが如し。而して終のアダムは、生命を與ふる靈となれり。四六 靈のものは前にあら
四七 ず、反つて血氣のもの前にありて靈のもの後にあり。四七 第一の人は地より出でて土に屬し、第二の人は天より出
四八 でたる者なり。四八 この土に屬する者に、すべて土に屬する者は似、この天に屬する者に、すべて天に屬する者は
四九 似るなり。四九 我ら土に屬する者の形を有てるごとく、天に屬する者の形をも有つべし。五〇 兄弟よ、われ之を言は
五〇 ん、血肉は神の國を嗣ぐこと能はず、朽つるものは朽ちぬものを嗣ぐことなし。五一 視よ、われ汝らに奥義を告げ
五一 ん、我らは悉とく眠るにはあらず、五二 終のラッパの鳴らん時みな忽ち瞬間に化せん。ラッパ鳴りて死人は朽ちぬ
五二 者に甦へり、我らは化するなり。五三 そは此の朽つる者は朽ちぬものを著、この死ぬる者は死なぬものを著るべけ
五三 ればなり。五四 此の朽つるものは朽ちぬものを著、この死ぬる者は死なぬものを著んとき『死は勝に呑まれたり』
五四 と錄されたる言は成就すべし。五五『死よ、なんぢの勝は何處にかある。死よ、なんぢの刺は何處にかある』五六 死の
五五 刺は罪なり、罪の力は律法なり。五七 されど感謝すべきかな、神は我らの主イエス・キリストによりて勝を與へた
五六 まふ。五八 然れば我が愛する兄弟よ、確くして搖くことなく、常に勵みて主の事を務めよ、汝等その勞の、主にあ
五七 りて空しからぬを知ればなり。

第一六章

一 聖徒たちの爲にする寄附の事に就きては、汝らも我がガラテヤの諸教會に命ぜしごとく爲よ。二
一 一週の首の日ごとに、各人その得る所にしたがひて己が家に貯へ置け、これ我が到らんとき始め
二 て寄附を集むる事なからん爲なり。三 われ到らば、汝らが選ぶところの人々に添書をあたへ、汝らの惠む物をエ

イ(羅五・一四) ロ約五・二一、六・五 七、五・八 羅八・二 (來九・一四) ハ約三・三一 ニ創二・七、三・一九 ホ腓三・二〇、二一 ヘ創五・三 ト羅八・二九を見よ チ太一六・一七 (約三・五、六) リ哥前六・九を見よ (提後四・一八) ヌ羅一・七を見よ ル哥前一三・二を見よ ヲ(哥後五・一四) ワ太二四・三一を見よ カ約五・二八を見よ ヨ撒前四・一五、一七 タ羅二・七を見よ レ哥後五・四 ソ察二五・八 ツ何一三・一四 ネ羅五・一二を見よ ナ(羅三・二〇、四・一 五、七・八) ラ哥後二・一四を見よ ウ(彼後三・一四) 羅七・二五 ム(羅八・三九 來二・一四、一五 約壹五・四 默二一・四) ク徒一六・六を見よ ヤ(哥前四・一七) マ徒二〇・七を見よ ノ徒九・一三を見よ オ徒二四・一七を見よ ケ哥後八・四 フ哥後九・四、五

ルサレムに携へ往かしめん。四 もし我も往くべきならば、彼らは我と共に往くべし。五 我マケドニヤを通らんと
六 すれば、マケドニヤを過ぎて後に、汝らの許にゆかん。六 斯て汝らの中に留りぬて或は冬を過すこともあらん、
七 是わが何處に往くも汝らに送られん爲なり。七 我は今なんぢらを途の次に見ることを欲せず、主ゆるし給はば、
八九 暫く汝らと偕に留らんことを望む。八 われ五旬節まではエペソに留らんとす。九 そは活動のために大なる門、わ
一〇 が前にひらけ、また逆ふ者も多ければなり。
一〇 テモテもし到らば愼みて汝等のうちに懼なく居らしめよ、彼は我と同じく主の業を務むる者なり。一一 され
一一 ば誰も之を卑むることなく、安らかに送りて我が許に來らしめよ、我かれが兄弟たちと共に來るを待てるなり。
一二 兄弟アポロに就きては我かれに兄弟たちと共に汝らに到らんことを懇ろに勸めたりしが、今は往くことを更に
一三 欲せず、然れど好き機を得ば往くべし。
一三 目を覺し、堅く信仰に立ち、雄々しく、かつ剛かれ。一四 一切のこと愛をもて行へ。
一五 兄弟よ、ステパナの家はアカヤの初穗にして、彼らが身を委ねて聖徒に事へたることは、汝らの知る所な
一六 一七 り。一六 われ汝らに勸む、斯のごとき人々また凡て之とともに働きて勞する者に服せよ。一七 我ステパナとポルトナ
一八 トとアカイコとの來るを喜ぶ。かれらは汝らの居らぬを補ひたればなり。一八 彼らは我が心と汝らの心とを安ん
じたり、斯のごとき者を認めよ。

コ(哥後八・一八、一九) エ哥後三・一 ア徒一九・二一を見よ イ徒一九・二二を見よ ウ哥後一・一五、一六 エ哥後一・一五、一六 オ哥後一・一五を見よ カ撒前四・一二 多二、勝一・二七、四・一 撒前三・八 撒後二・一五(哥前一五・一) キ哥前一六・一一 徒一五・三を見よ ク徒一六・六を見よ ケ哥後八・四 ク哥後一・一四 ケ哥後一・一四・一 ク哥後一・一四・一 ケ哥後一・一四・一 ク哥後一・一四・一 ケ哥後一・一四・一 ク哥後一・一四・一

一九 アジヤの諸教會なんぢらに安否を問ふ。アクラとプリスカ及びその家の教會、主に在りて懇ろに汝らに
二〇 安否を問ふ。二〇すべての兄弟なんぢらに安否を問ふ。なんぢら潔き接吻をもて互に安否を問へ。
二一 二一我パウロ自筆をもて汝らに安否を問ふ。二二もし人、主を愛せずば詛はるべし、我らの主きたり給ふ。二三
二四 願くは主イエスの恩惠、なんぢらと偕にあらんことを。二四わが愛はキリスト・イエスに在りて汝等すべての者と
ともに在るなり。

イ 使一六・六を見よ　ロ 使一八・二を見よ　ハ 羅一六・五を見よ　ニ 羅一六・一六を見よ　ホ 加六・一一　一八 撒後三・一七、二〇　一九 羅一六・二　門一九（羅一六・二〇を見よ）　二〇 ヘ 羅九・三を見よ　ト（腓四・五 默二二）

コリント人への前の書をはり

五・一一 或は「今また書き贈る、兄弟……すな」と譯す。　六・四 或は「さらば……すわらし」　一一・一九 或は「異端」と譯す。
めよ」と譯す。

コリント人への後の書

第一章

一 一神の御心によりてイエス・キリストの使徒となれるパウロ及び兄弟テモテ、書をコリントに在る
二 神の教會ならびにアカヤ全國に在る凡ての聖徒に贈る。二願くは我らの父なる神および主イエス・
三 キリストより賜ふ恩惠と平安と汝らに在らんことを。
四 三讃むべき哉、われらの主イエス・キリストの父なる神、即ちもろもろの慈悲の父、一切の慰安の神、四わ
五 れらを凡ての患難のうちに慰め、我等をして自ら神に慰めらるる慰安をもて、諸般の患難に居る者を慰むること
六 を得しめ給ふ。五そはキリストの苦難われらに溢るる如く、我らの慰安も亦キリストによりて溢るればなり。
六 我ら或は患難を受くるも汝らの慰安と救とのため、或は慰安を受くるも汝らの慰安の爲にして、その慰安は汝
七 らの中に働きて我らが受くる如き苦難を忍ぶことを得しむるなり。七斯て汝らが苦難に與るごとく、また慰安に
八 も與ることを知れば、汝らに對する我らの望は堅し。八兄弟よ、我らがアジヤにて遭ひし患難を汝らの知らざる
九 を好まず、即ち壓せらるること甚だしく力耐へがたくして生くる望を失ひ、九心のうちに死を期するに至れり。
一〇 これ己を頼まずして、死人を甦へらせ給ふ神を頼まん爲なり。一〇神は斯る死より我らを救ひ給へり、また救ひ給
一一 はん。我らは後もなほ救ひ給はんことを望みて神を頼み、一一汝らも我らの爲に祈をもて助く。これ多くの人の
願望によりて賜る恩惠を多くの人の感謝するに至らん爲なり。

イ 哥前一・一を見よ　ロ 加三・二六を見よ　ハ 弗一・一　提前一・一　四一・一　提後一・一　多一・一（羅一・一）　加一・一　ニ 哥後一・一九　徒一六・二を見よ　ホ 徒一八・一を見よ　哥後一・二三　ヘ 哥前一〇・三二を見よ　ト 徒一八・一二を見よ　チ 徒九・一三を見よ　リ 羅一・七を見よ　ヌ 弗一・三　彼前一・三　ル 羅一五・六を見よ　ヲ 羅一五・五　哥後七・四　ワ 哥後七・六、七・一三（箴五一・一二、六・一三）　カ（哥後四・一〇　腓三・一〇　西一・二四）　ヨ 提後二・一〇（哥後四・一五、一二・一）　タ 羅八・一七を見よ　默一・九　レ 徒一六・六を見よ　ソ 徒一九・二三　哥前一五・三二　ツ 羅一・一三を見よ　ネ 羅一五・三一を見よ　ナ 提前四・一〇　五 弗三・一、一三）　ラ（羅一五・三〇　腓一・一九　門二二）　ム 哥後四・一五　九・一一、一二

一二 一三 われら世に在りて殊に汝らに對し、神の清淨と眞實とをもて、また肉の智慧によらず、神の恩惠によりて
一三 行ひし事は我らの良心の證する所にして、我らの誇なり。一三 我らの書き贈ることは、汝らの讀むところ知る所の
一四 他ならず。一四 而して我は汝等のうち或者の既に知れる如く、我らの主イエスの日に我らが汝らの誇、なんぢらが
一五 我らの誇たるを終まで知らんことを望む。
一五 この確信をもて先づ汝らに到り、再び益を得させ、一六 斯て汝らを經てマケドニヤに往き、マケドニヤより
一七 更に復なんぢらに到り、而して汝らに送られてユダヤに往かんことを定めたり。一七 斯く定めたるは浮きたる事な
一八 らんや。わが定むるところ肉によりて定め、然り然り、否々と言ふが如きこと有らんや。一八 神は眞實にて在せば、
一九 我らが汝らに對する言も、然りまた否と言ふが如きにあらず。一九 我ら即ちパウロ、シルワノ、テモテが汝らの中
二〇 に傳へたる神の子キリスト・イエスは、然りまた否と言ふが如き者にあらず、然りと言ふことは彼によりて成り
二一 たるなり。二〇 神の約束は多くありとも、然りと言ふことは彼によりてアァメンあり、
二二 我ら神に榮光を歸するに至る。二一 汝らと共に我らをキリストに堅くし、且われらに膏を注ぎ給ひし者は神なり。
二三 神はまた我らに印し、保證として御靈を我らの心に賜へり。
二四 我わが靈魂を賭けて神の證を求む、我がコリントに往くことの遲きは、汝らを寛うせん爲なり。二四 されど
我らは汝らの信仰を掌どる者にあらず、汝らの喜悅を助くる者なり、汝らは信仰によりて立てばなり。

イ 哥後二・一七を見よ　ロ 哥前一・二七を見よ　ハ 徒三・一五、一六を見よ　ニ 撒前二・一〇　ホ 哥前一・八を見よ　ヘ 哥後五・一二　ト 哥前一・八を見よ　チ 哥前四・一九　リ 羅一・一一、一五・二九　ヌ 徒一九・二一　カ 哥後一〇・二、三　ル 羅一五・二六を見よ　ヲ 徒一五・三を見よ　ワ 徒一九・二一を見よ　タ 哥後二・一七　レ 撒前一・一　ソ 哥後一・一を見よ　ツ 太一六・一六、二六　ヨ 哥前一・九を見よ　ネ 哥後一・二〇（來一三・八）　ナ 羅一五・八　ラ 哥後一・二九を見よ　ム 哥前一四・一六を見よ　ウ 哥前一・八　來一三・九　井 約壹二・二〇、二七　ノ 約三・三三を見よ　オ 哥後五・五　弗一・一四（羅八・一六）　ク 哥後五・五　ヤ 羅一・一〇を見よ（加一・二〇）　マ 哥後一・一　ケ 哥前四・二一を見よ（哥後一・一、三）　フ 彼前五・三（哥後四・五、一一・二〇）　コ 羅一一・二〇（哥前一五・一）

第二章

一 われ再び憂をもて汝らに到らじと自ら定めたり。二 我もし汝らを憂ひしめば、我が憂ひしむる者
もの、反つて我を憂ひしむる事のなからん爲にして、汝らは皆わが喜悅を喜悅とするを信ずるに因りてなり。
三 我わが汝らに對する愛の溢るるばかりなるを知らしめん爲なり。
四 われ大なる患難と心の悲哀とにより、多くの涙をもて汝らに書き贈れり。これ汝らを憂ひしめんとにあらず、
五 我が汝らに對する愛の溢るるばかりなるを知らしめん爲なり。
五 もし憂ひしむる人あらば我を憂ひしむるにあらず、幾許か汝ら衆を憂ひしむるなり。（幾許かと云へるは、
六 われ激しく責むるを好まぬ故なり。）六 斯る人の多數の者より受けたる懲罰は足れり。七 されば汝ら寧ろ彼を恕
七 し、かつ慰めよ、恐らくは其の人、甚だしき愁に沈まん。八 この故に我なんぢらの愛を彼に顯さんことを勸む。
八 九 前に書き贈りしは、凡ての事につきて汝らが從順なりや否やをも試み知らん爲なり。一〇 なんぢら何事にても
九 一〇 人を恕さば我も亦これを恕さん、われ恕したる事あらば、汝らの爲にキリストの前に恕したるなり。一一 これサタ
一一 ンに欺かれざらん爲なり、我等はその詭謀を知らざるにあらず。
一二 我キリストの福音の爲にトロアスに到り、主われに門を開き給ひたれど、一三 我が兄弟テトスに逢はぬによ
一三 一四 りて心に平安をえず、彼處の者に別を告げてマケドニヤに往けり。一四 感謝すべきかな、神は何時にてもキリスト
一四 一五 により、我らを執へて凱旋し何處にても我等によりて、キリストを知る知識の馨をあらはし給ふ。一五 救はるる者

エ 哥前四・二一　哥後一二・二（一二・二一）　テ 哥後七・八　ア 哥後二・四、九、七・八、一二　サ 加五・一〇　撒後三・四、四二一　キ 哥後二・三を見よ　ユ 哥前五・一、一二　メ 哥前五・四・五　ミ 哥後七・一一　ヒ 哥前五・四　モ 太四・一〇を見よ　セ 羅一二・一二・三一　哥後四・四　彼前五・八　ス 哥後四・三、四、八・一八、九・一三、一〇・一四、一一・四、七　撒前三・二　ヱ 哥後七・一五、一〇・六　ヒ 哥前五・四　ム 太四・一〇を見よ　ワ 徒一・一一　イ 徒一六・八を見よ　ロ 徒一四・二七を見よ　ハ 哥後七・六、一三、一四、八、八・六、一六、二三、二八　加三・一、二・一、三　提後四・一〇　多一・四　ニ 哥後七・五　ホ 可六・四六を見よ　ヘ 羅一五・二六を見よ　ト 羅六・一七、七・二五　哥前一五・五七　哥後八・六、九・一五（羅一・八）　チ（西二・一五）　リ 哥前一二・八を見よ　ヌ 哥後一二・一五、一六　結二〇・四一　弗五・二　腓四・一八（歌一・三）

一六 にも亡ぶる者にも、我らは神に對してキリストの香ばしき馨なり。一六この人には死よりいづる馨となりて死に至
一七 らしめ、かの人には生命より出づる馨となりて生命に至らしむ。誰か此の任に耐へんや。一七我らは多くの人のご
とく神の言を曲げず、眞實により神による者のごとく、神の前にキリストに在りて語るなり。

第三章

一 我等ふたたび己を薦め始めんや、また或人のごとく人の推薦の書を汝らに齎し、また汝等より
二 受くることを要せんや。二汝らは即ち我らの書にして我らの心に錄され、又すべての人に知られ、
三 かつ讀まるるなり。三汝らは明かに我らの職によりて書かれたるキリストの書なり。而も墨にあらで活ける神の
四 御靈にて錄され、石碑にあらで心の肉碑に錄されたるなり。四我らはキリストにより、神に對して斯る確信あり。五されど己は何事をも自ら定むるに足らず、定むるに
六 足るは神によるなり。六神は我らを新約の役者となるに足らしめ給へり、儀文の役者にあらず、靈の役者なり。
七 そは儀文は殺し、靈は活せばなり。七石に彫り書されたる死の法の職にも光榮ありて、イスラエルの子等はその
八 頓て消ゆべきモーセの顏の光榮を見つめ得ざりし程ならんには、八況て靈の職は光榮なからんや。九罪を定むる
九 職もし光榮あらんには、況て義とする職は光榮に溢れざらんや。一〇もと光榮ありし者も更に勝れる光榮に比ぶれ
一〇 ば、光榮なき者となれり。一一もし消ゆべき者に光榮ありしならんには、況て永存ふるものに光榮なからんや。
一一 一二我らは斯のごとき希望を有つゆゑに更に臆せずして言ひ、一三又モーセの如くせざるなり。彼は消ゆべき者

イ 哥前一・一八を見よ　ロ 哥後二・一四を見よ　ハ（路二・三四　約九・三九　彼前二・七、八）　ニ 哥後二・一四を見よ　ホ 哥後三・五、六　ヘ 哥後四・二（加一・六—九）　ト 哥前五・八　哥後一・二（撒前二・四）　チ 哥後二・一九　リ 哥後五・二、一〇　ヌ 徒一八・二七　羅一六・一　哥前一六・三　ル（哥前九・二）　ヲ 哥後三・六）　ワ 太一六・一六を見よ　カ 哥後三・七　出二四・一二、三一・一八、三二・一五、一六　ヨ 歴三・三、七・三　耶一七・一、三一・三　ネ 羅二・二九を見よ　ナ 約六・六三　羅七・六　ラ 哥後三・三を見よ　ム 哥後三・九　羅七・五・六　加三・一〇、二一、二二（羅四・一五、五・二〇）　ウ 哥後三・一三　出三四・二九—三五　ク 哥後七・四　弗六・井 哥後三・七を見よ（申二七・二六　來一二・一八—二一）　ノ（羅一・一七、三・二一、二二）　オ 哥後七・四　ヤ 哥後三・七　マ 羅一・七を見よ（哥後四・四）　ケ 徒一三・一五　フ 羅一・一三　コ 哥後三・一八　加四・六（箴六・一）　エ 約八・三二を見よ　ア 哥後四・四（哥後四・六、約一七・二二、二四）　サ 哥前一三・一二　約一五・五　キ 哥後三・一七　ユ 羅八・二九を見よ　メ 哥前七・二五を見よ　ミ（哥前三・五）　シ 哥後四・一六　路一八・一を見よ　ス 哥後三・一四（哥前二・六、七等）　ヘ 哥後四・六（徒二六・一八）　ホ 哥後三・一八（哥後四・六）　ト 撒前一・一八　ロ 約一・一・三一を見よ　ハ（哥後三・一四　約豊二・一・一）　ニ 罪二・六　西一・一五　來一・三（約一・一）　リ（來六・四　彼後一・一九）　ヌ 哥後五・一　提後二・一　ワ（哥後六・一二）　カ 加四・二〇　ヨ 約一・五・二〇を見よ　羅八・三五、三六　タ 弗三・一二　來一三・五　チ 創一・三　哥後四・四（徒二六・一八）　ル 哥前二・五を見よ（七七・二）　ヲ 哥後七・五（哥後一・八）　レ（詩三七・二四　箴二四・六　來七・八）　ソ 羅六・八を見よ　ツ 哥前三・五を見よ　ム 哥後三・九　羅七・五・六　加三・一〇、二一、二二（羅四・一九）　ノ（羅一・一七、三・二一、二二）　ク 哥後七・四　弗六・一九（徒四・一三、二九、三一　撒前二・二　四八）

一四 の消えゆくをイスラエルの子らに見せぬために面帕を顏におほひたり。一四然れど彼らの心鈍くなれり。キリスト
一五 によりて面帕の廢るべきを悟らねば、今日に至るまで舊約を讀む時その面帕なほ存れり。一五今日に至るまでモー
一六 セの書を讀むとき、面帕は彼らの心のうへに置かれたり。一六然れど主に歸する時、その面帕は取り除かるべし。
一七 一七主は即ち御靈なり、主の御靈のある所には自由あり。一八我等はみな面帕なくして鏡に映るごとく、主の榮光を
一八 見、榮光より榮光にすすみ、主たる御靈によりて主と同じ像に化するなり。

第四章

一 この故に我ら憐憫を蒙りて此の職を受けたれば、落膽せず、二恥づべき隱れたる事をすて、惡巧
二 に歩まず、神の言をみださず、眞理を顯して神の前に己を凡ての人の良心に薦むるなり。三もし
三 我らの福音おほはれ居らば、亡ぶる者に覆はれをるなり。四この世の神は此等の不信者の心を暗まして神の像な
四 るキリストの榮光の福音の光を照さざらしめたり。五我らは己の事を宣べず、ただキリスト・イエスの主たる事
五 と我らがイエスのために汝らの僕たる事とを宣ぶ。六光、暗より照り出でよと宣ひし神は、イエス・キリストの
六 顏にある神の榮光を知る知識を輝かしめんために我らの心を照し給へるなり。
七 七我等この寶を土の器に有てり、これ優れて大なる能力の我等より出でずして神より出づることの顯れんた
八 めなり。八われら四方より患難を受くれども窮せず、爲ん方つくれども希望を失はず、九責めらるれども棄てら
九 れず、倒さるれども亡びず、一〇常にイエスの死を我らの身に負ふ。これイエスの生命の我らの身にあらはれん爲

ヤ 哥後三・七　ラ 哥前一三・一二を見よ　ユ 羅八・二九を見よ　メ 哥前七・二五を見よ（哥後四・四）　ア 哥後四・四（哥後四・六、約一七・二二、二四）　ミ（哥前三・五）　シ 哥後四・一六　路一八・一を見よ　ス 哥後三・一四（哥前二・六、七等）　ヘ 哥後四・六（徒二六・一八）　ホ 哥後三・一八（哥後四・六）　ト 撒前一・一八　ロ 約一・一・三一を見よ　ハ（哥後三・一四　約豊二・一・一）　ニ 罪二・六　西一・一五　來一・三（約一・一）　リ（來六・四　彼後一・一九）　ヌ 哥後五・一　提後二・一　ワ（哥後六・一二）　カ 加四・二〇　ヨ 約一・五・二〇を見よ　羅八・三五、三六　タ 弗三・一二　來一三・五　チ 創一・三　哥後四・四（徒二六・一八）　ル 哥前二・五を見よ（七七・二）　ヲ 哥後七・五（哥後一・八）　レ（詩三七・二四　箴二四・六　來七・八）　ソ 羅六・八を見よ　ツ 哥前三・五を見よ　ム 哥後三・九　羅七・五・六　加三・一〇、二一、二二（羅四・一九）　ノ（羅一・一七、三・二一、二二）　ク 哥後七・四　弗六・一九（徒四・一三、二九、三一　撒前二・二　四八）　ウ 哥後三・一三　出三四・二九—三五　オ 哥後七・四　ヤ 哥後三・七　マ（哥後四・四）　ケ 徒一三・一五　フ 羅一・一三　コ 哥後三・一八　加四・六（箴六・一）　エ 約八・三二を見よ　サ 哥前一三・一二　約一五・五　キ 哥後三・一七　ユ 羅八・二九を見よ　メ 哥前七・二五を見よ（哥後四・四）　ア 哥後四・四（哥後四・六、約一七・二二、二四）　ミ（哥前三・五）　シ 哥後四・一六　路一八・一を見よ　ス 哥後三・一四（哥前二・六、七等）　ヘ 哥後四・六（徒二六・一八）　ホ 哥後三・一八（哥後四・六）　ト 撒前一・一八　ロ 約一・一・三一を見よ　ハ（哥後三・一四　約豊二・一・一）　ニ 罪二・六　西一・一五　來一・三（約一・一）　リ（來六・四　彼後一・一九）　ヌ 哥後五・一　提後二・一　ワ（哥後六・一二）　カ 加四・二〇　ヨ 約一・五・二〇を見よ　羅八・三五、三六　タ 弗三・一二　來一三・五　チ 創一・三　哥後四・四（徒二六・一八）　ル 哥前二・五を見よ（七七・二）　ヲ 哥後七・五（哥後一・八）　レ（詩三七・二四　箴二四・六　來七・八）　ソ 羅六・八を見よ　ツ 哥前三・五を見よ　ム 哥後三・九　羅七・五・六　加三・一〇、二一、二二（羅四・一九）　ノ（羅一・一七、三・二一、二二）　ク 哥後七・四　弗六・一九（徒四・一三、二九、三一　撒前二・二　四八）　ウ 哥後三・一三　出三四・二九—三五　オ 哥後七・四

二 なり。二それ我ら生ける者の常にイエスのため死に付さるるは、イエスの生命の我らの死ぬべき肉體にあらはれ
一三 ん爲なり。一三さらば死は我等のうちに働き、生命は汝等のうちに働くなり。一三錄して『われ信ずるによりて語れ
一四 り』とあるごとく、我等にも同じ信仰の靈あり、信ずるに因りて語るなり。一四これ主イエスを甦へらせ給ひし者
一五 の我等をもイエスと共に甦へらせ、汝らと共に立たしめ給ふことを我ら知ればなり。一五凡ての事は汝らの益な
一六 り。これ多くの人によりて御惠の增し加はり、感謝いや增りて神の榮光の顯れん爲なり。
一七 一六この故に我らは落膽せず、我らが外なる人は壞るれども、內なる人は日々に新なり。一七それ我らが受くる
一八 暫くの輕き患難は極めて大なる永遠の重き光榮を得しむるなり。一八我らの顧みる所は見ゆる者にあらで見えぬ者
一 なればなり。見ゆる者は暫時にして、視えぬ者は永遠に至るなり。

第五章

一我らは知る、我らの幕屋なる地上の家、壞るれば、神の賜ふ建造物、すなはち天にある、手にて造
二 らぬ、永遠の家あることを。二我等はその幕屋にありて歎き、天より賜ふ住所をこの上に著んこと
三 を切に望む。三之を著るときは裸にてある事なからん。四我等この幕屋にありて重荷を負へる如くに歎く、之を
四 脫がんとにあらで此の上に著んことを欲すればなり。これ死ぬべき者の生命に呑まれん爲なり。五我らを此の事
五 に適ふものとなし、その證として御靈を賜ひし者は神なり。六この故に我らは常に心强し、かつ身に居るうち
六 は主より離れ居るを知る、七見ゆる所によらず、信仰によりて步めばなり。八斯く心强し、願ふところは寧ろ身
七 を離れて主と偕に居らんことなり。九然れば身に居るも身を離るるも、ただ御心に適はんことを力む。一〇我等は
八 受くべければなり。

一一斯く主の畏るべきを知るによりて人々に說き勸む。われら旣に神に知られたり、亦なんぢらの良心にも知
九 られたりと思ふ。一二我らは再び己を汝らに薦むるにあらず、ただ我等をもて誇とする機を汝らに與へ、心によら
一〇 ず外貌によりて誇る人々に答ふることを得させんと爲るなり。一三我等もし心狂へるならば、神の爲なり、心慥
一一 ならば、汝らの爲なり。一四キリストの愛われらに迫れり。我ら思ふに、一人すべての人に代りて死にたれば、凡
一二 ての人すでに死にたるなり。一五その凡ての人に代りて死に給ひしは、生ける人の最早おのれの爲に生きず、己に
一三 代り死にて甦へり給ひし者のために生きん爲なり。一六されば今より後われ肉によりて人を知るまじ、曾て肉によ
一四 りてキリストを知りしが、今より後は斯の如くに知ることをせじ。一七人もしキリストに在らば新に造られたる者
一五 なり、古きは旣に過去り、視よ新しくなりたり。一八これらの事はみな神より出づ、神はキリストによりて我らを
一六 己と和がしめ、かつ和がしむる職を我らに授け給へり。一九即ち神はキリストに在りて世を己と和がしめ、その
一七 罪を之に負はせず、かつ和がしむる言を我らに委ね給へり。
一八 二〇されば我等はキリストの使者たり、恰も神の我等によりて汝らを勸め給ふがごとし。我等キリストに代り
一九 て願ふ、なんぢら神と和げ。二一神は罪を知り給はざりし者を我らの代に罪となし給へり、これ我らが彼に在りて

神の義となるを得んためなり。

一　我らは神とともに働く者なれば、神の恩惠を汝らが徒らに受けざらんことを更に勸む。二（神いひ

第六章

給ふ『われ惠の時に汝に聽き、救の日に汝を助けたり』と。視よ今は惠のとき、視よ今は救の日な

三　我等この職の謗られぬ爲に何事にも人を躓かせず。四　反つて凡ての事において神の役者のごとく己をあら

り）

四　はす、即ち患難にも、窮乏にも、苦難にも、五　打たるるにも、獄に入るにも、騷擾にも、勞動にも、眠らぬに

五　も、斷食にも、大なる忍耐を用ひ、六　また廉潔と知識と寛容と仁慈と聖靈と虚僞なき愛と、七　眞の言と神の能力

六　と左右に持ちたる義の武器とにより、八　また光榮と恥辱と惡名と美名とによりて表す。我らは人を惑はす者の

七　如くなれども眞、九　人に知られぬ者の如くなれども人に知られ、死なんとする者の如くなれども、視よ、生ける

八　者、懲さるる者の如くなれども殺されず、一〇　憂ふる者の如くなれども常に喜び、貧しき者の如くなれども多くの

九　人を富ませ、何も有たぬ者の如くなれども凡ての物を有てり。

一〇　二　コリント人よ、我らの口は汝らに向ひて開け、我らの心は廣くなれり。一二　汝らの狹くせらるるは、我らに

一一　因るにあらず、反つて己が心に因るなり。一三　汝らも心を廣くして我に報をせよ。（我わが子に對する如く言ふなり）

一二　一四　不信者と軛を同じうすな、鈞合はぬなり、義と不義と何の干與かあらん、光と暗と何の交際かあらん。

一三　一五　キリストとベリアルと何の調和かあらん、信者と不信者と何の關係かあらん。一六　神の宮と偶像と何の一致かあ

イ 羅一・二七を見よ　ロ 哥前三・九を見よ　ハ（徒一一・二三）　ニ（哥後五・二〇）　ホ 寒四九・八　ヘ 哥前八・九、一三、九・二二　ト 哥前三・五を見よ　チ（提後二・二四、二五）　リ（哥後四・八—一一、一二・二三—二七、一三・一〇　徒九・一六）　ヌ 徒一六・二三　ル 徒一六・二三　テ（徒一九・二三）　ワ 哥後一・二七　カ 哥後一・六　哥前一三・八を見よ　ヨ（哥後一・二三、二・一〇）　タ 撒前一・五　哥前二・一四を見よ　レ 羅一二・九を見よ　ソ 雅一・八（哥後二・一七、四・二）　ツ 哥前二・五を見よ　ネ 羅一三・一二を見よ　ナ（寒前四・一〇）　ム（太二七・六三）　ウ（哥後一・一八、四・二）　ヰ 撒前二・三、四）　ノ 哥後一・八、一〇、四・一一　オ 哥後七・四　撒前一・六　腓二・一七、四・四　西一・二四　（約一六・二二）　ク 哥後八・九　默二・九　ヤ（徒三・六）　マ 羅八・三二　哥前三・二一　ケ 結三三・二二　弗六・一九　フ（哥後七・三　寒六〇・五）　コ（哥後七・二）　エ（加四・一二）　テ 哥前四・一四を見よ　ア 哥後六・六を見よ　哥後六・一五　サ 申二二・一〇（哥前五・九、一〇）　キ 弗五・七、一一　約壹一・六　ユ（哥前一〇・二一）　（約參四）

一七　一八　一　二　三　四　五　六　七　八　九

らん、我らは活ける神の宮なり、即ち神の言ひ給ひしが如し。曰く、『われ彼らの中に住み、また歩まん。我かれ

らの神となり、彼等わが民とならん』と。一七　この故に、『主いひ給ふ、汝等かれらの中より出で、之を離れ、穢れ

たる者に觸るなかれと。さらば我なんぢらを受け、一八　われ汝らの父となり、汝等わが息子・娘とならんと全能の

主いひ給ふ』とあるなり。

第七章

一　されば愛する者よ、われら斯る約束を得たれば、肉と靈との汚穢より全く己を潔め、神を畏れて

その清潔を成就すべし。

二　我らを受け容れよ、われら誰にも不義をなしし事なく、誰をも害ひし事なく、誰をも掠めし事なし。三　わ

が斯く言ふは、汝らを咎めんとにあらず、そは我が既に言へる如く、汝らは我らの心にありて共に死に、共に生

くればなり。四　我なんぢらを信ずること大なり、また汝等をもて誇とすること大なり、我は慰安にみち、凡ての

患難の中にも喜悅あふるるなり。

五　マケドニヤに到りしとき、我らの身はなほ聊かも平安を得ずして樣々の患難に遭ひ、外には分爭、内には

恐懼ありき。六　然れど哀なる者を慰むる神は、テトスの來るによりて我らを慰め給へり。七　唯その來るに因りて

のみならず、彼が汝らによりて得たる慰安をもて慰め給へり。即ち汝らの我を慕ふこと、歎くこと、我に對して

熱心なることを我らに告ぐるによりて我ますます喜べり。八　われ書をもて汝らを憂ひしめたれども悔いず、その

書の汝らを暫く憂ひしめしを見て、前には悔いたれども今は喜ぶ。九　わが喜ぶは汝らの憂ひしが故にあらず、憂

イ 徒五・一四（彼前一・二一）　ロ 太一六・一六を見よ　ハ 哥前三・六を見よ　ニ（哥後六・一四を見よ）　ホ 彼前一・一七を見よ　ヘ（哥後六・一二、一三、一四・一五）　ト 哥後六・一一、一二　チ 腓一・七　リ 哥後七・一四、八・二四、九・二、三　撒後一・四（哥後一〇・八　腓一・二六）　ヌ 哥後一・三を見よ　ル 哥後八・一〇を見よ　ヲ 哥後一・三、四・一三を見よ　ワ 哥後四・八　カ 申三二・二五　ヨ 哥後一・三、四　タ 哥後七・一三　レ 哥後七・一一　ソ 哥後七・一一　ツ 哥後七・一三を見よ　ヌ 哥後七・一二　ヘ 太一六・一六を見よ　ヒ 哥前三・六を見よ　モ 利二六・一二　結三七・二七　シ（哥前一〇・二一）　ス（默二・一）　イ 寒五二・一一　默一　ロ 寒四三・六　羅八・一四を見よ　ハ 來六・九を見よ　ニ 彼前一・一五、一六　ト 哥後六・一一、一二　チ 腓一・七　ル 羅一四・一三　羅一五・六を見よ　ヲ 哥後一・三を見よ　ワ 哥後七・一一　ソ 哥後七・一一　ツ 哥後七・一二

一〇 ひて悔改に至りし故なり。汝らは神に從ひて憂ひたれば、我等より聊かも損を受けざりき。一〇それ神にしたがふ
憂は、悔なきの救を得るの悔改を生じ、世の憂は死を生ず。一一視よ、汝らが神に從ひて憂ひしことは、如何許の
一二 奮勵・辨明(イ)・憤激・恐懼・愛慕・熱心・罪を責むる心などを汝らの中に生じたりしかを。汝等かの事に就きては
全く潔きことを表せり。一二されば前に書を汝らに書き贈りしも、不義をなしたる人の爲にあらず、また不義を受
一三 けたる人の爲にあらず、我らに對する汝らの奮勵の、神の前にて汝らに顯れん爲なり。一三この故に我らは慰安を
得たり。慰安を得たる上にテトスの喜悅によりて更に喜べり。そは彼の心なんぢら一同によりて安んぜられたれ
一四 ばなり。一四われ曩に彼の前に汝らに就きて誇りたれど恥づることなし、我らが汝らに語りし事のみな誠實なりし
一五 如く、テトスの前に誇りし事もまた誠實となれり。一五彼は汝等みな從順にして畏れ戰き、己を迎へしことを思ひ
一六 出して、心を汝らに寄すること增々深し。一六われ凡ての事に汝らに就きて心强きを喜ぶ。

第八章

一兄弟よ、我らマケドニヤの諸教會に賜ひたる神の恩惠を汝らに知らす。二即ち患難の大なる試練
のうちに彼らの喜悅あふれ、又その甚だしき貧窮は吝なく施す富の溢るるに至れり。三われ證す、
彼らは聖徒に事ふることに與る惠を切に我らに請ひ求め、みづから進みて力に應じ、否これに過ぎて施濟をなせ
り。五我らの望のほかに先づ己を主にささげ、神の御意によりて我らにも身を委ねたり。六されば我らはテトス
が前に此の慈惠のことを汝らの中に始めたれば、又これを成就せんことを勸めたり。七汝等もろもろの事、すな
はち信仰に、言に、知識に、凡ての奮勵に、また我らに對する愛に富めるごとく、此の慈惠にも富むべし。八

イ(徒一一・一八) ロ哥後七・七 ハ(哥後二・六) ニ(徒三・五 羅三・一 ホ哥後七・八を見よ ヘ哥前五・一二 ト哥後七・六 チ哥後二・一三を見よ リ哥前一六・一八 ヌ哥後七・四を見よ ル哥後一二・六 ヲ哥後七・一三 ワ哥後二・九を見よ カ腓二・一二 哥前二・三 ヨ(哥後二・三) タ羅一五・二六を見よ レ羅二・四を見よ ソ腓一・五・二五 哥後九・一、一二 徒九・一三を見よ ツ哥後八・六、七、一九 哥前 ナ哥後八・一〇、二〇、九・一、一二、一三 羅一五・二六 徒二・七 ラ哥前一・二を見よ ム哥後八・一六、二三 及び哥後二・一三を見よ ヰ哥後八・一〇 ノ哥後八・一七、一八 オ(哥前一・五、一二、八 羅一五・二四)

九 われ斯く言ふは汝らに命ずるにあらず、ただ他の人の奮勵によりて、汝らの愛の眞實を試みん爲なり。九汝らは
我らの主イエス・キリストの恩惠を知る。即ち富める者にて在したれど、汝等のために貧しき者となり給へり。
一〇 これ汝らが彼の貧窮によりて富める者とならん爲なり。一〇施濟のことに就きて我ただ意見を述ぶ、これは汝らの
益なり。汝らは此の事をただに一年前より人に先だちて行ひしのみならず、又これを願ひ始めし事なれば、二今
一二 これを成遂げよ、汝らが心より願ひしごとく、所有に應じて成遂げよ。一二人もし志望あらば其の有たぬ所に由る
一三 にあらず、其の有つ所に由りて嘉納せらるるなり。一三これ他の人を安くして汝らを苦しめんとにあらず、均しく
一四 せんと爲るなり。一四即ち今なんぢらの餘るところは彼らの足らざるを補ひ、後また彼らの餘る所は汝らの足らざ
一五 るを補ひて均しくなるに至らんためなり。一五錄して『多く集めし者にも餘る所なく、少く集めし者にも足らざる
所なかりき』とあるが如し。

一六 汝らに對する同じ熱心をテトスの心にも賜へる神に感謝す。一七彼はただに勸を容れしのみならず、甚だ
一七 熱心にして、自ら進んで汝らに往くなり。一八我等また彼とともに一人の兄弟を遣す。この人は福音をもて諸教會
一八 のうちに譽を得たる上に、一九主の榮光と我らの志望とを顯さんがために掌どれる此の慈惠に就きて諸教會より
一九 我らの道伴として選ばれたる者なり。二〇彼を遣すは此の大なる醸金を掌どるに人に咎められる事を避けんためな
二〇 り。二一そは主の前のみならず、人の前にも善からんことを慮ばかりてなり。二二また一人の兄弟を彼らと共につ
二一 かはす、我らは多くの事につきて屢次かれの熱心なるを認めたり。而して今は彼が汝らを深く信ずるに因りて、

ク哥後九・八 ヤ哥後八・三を見よ マ哥後九・八 ケ哥前七・六 フ哥後一二・一三 コ哥後六・一〇 腓二・六、七 默二・九 太二〇・二八を見よ エ哥後八・四を見よ チ哥前七・二五、四〇 ア(哥前一六・二、三) サ哥後九・二 キ哥後八・一一、一九、 ユ(申一二・四三、四四 路二一・三 哥後九・七) ミ出一六・一八 默一七・一七 シ哥後九 ヱ哥後八・六を見よ ヒ哥後二・一四を見よ モ哥後八・六を見よ セ哥後一二・一八 (哥前一六・三) ス哥後二・一二を見よ イ哥前七・一七 及び 勸前四・一七を見よ ロ哥後八・一二を見よ ハ哥後八・四を見よ ニ(哥前一六・三、四 徒一四・二三) ホ羅一四・一八を見よ ヘ羅一二・一七 提前三・七 ト哥後一二・一三を見よ チ哥後七・一四 門七 リ哥前一六・一八 ヌ哥後七・四を見よ ル哥後一二・六 ヲ哥後七・一三 ワ哥後二・九を見よ カ腓二・一二 哥前二 ヨ(哥後二・三) タ羅一五・二六を見よ レ羅二・四を見よ ソ腓一・五・二五 哥後九・一、一二 徒九・一三を見よ ツ哥後八・六、七、一九 哥前 ナ哥後八・一〇、二〇、九・一、一二、一三 羅一五・二六 徒二・七 ラ哥前一・二を見よ ム哥後八・一六、二三 及び哥後二・一三を見よ ヰ哥後八・一〇 ノ哥後八・一七、一八 オ(哥前一・五、一二、八 羅一五・二四) ワ哥後八・三を見よ

その熱心の更に加はるを認む。二三 テトスのことを言へば我が友なり、汝らに對して我が同勞者なり。この兄弟たちの事をいへば彼らは諸教會の使なり、キリストの榮光なり。二四 されば汝らの愛と我らが汝らに就きて誇れる事との證を諸教會の前にて彼らに顯せ。

第九章

一 聖徒に施すことに就きては汝らに書きおくるに及ばず、二 我なんぢらの志望あるを知ればなり。その志望につき汝らの事をマケドニヤ人に誇りて、アカヤは既に一年前に準備をなせりと云へり。斯て汝らの熱心は多くの人を勵したり。三 然れど、われ兄弟たちを遣すは、我が言ひしごとく汝らに準備をなさしめ、之につきて我らの誇りし事の空しくならざらん爲なり。四 もしマケドニヤ人、われと共に來りて汝らの準備なきを見ば、汝らは言ふに及ばず、我らも確信せしによりて恐らくは恥を受けん。五 この故に兄弟たちを勸めて、先づ汝らに往かしめ、曩に汝らが約束したる慈惠を咨むが如くせずして、惠む心より爲んために預じめ調へしむるは、必要のことと思へり。

六 それ少く播く者は少く刈り、多く播く者は多く刈るべし。七 おのおの咨むことなく、强ひてすることなく、その心に定めし如くせよ。神は喜びて與ふる人を愛し給へばなり。八 神は汝等をして常に凡ての物に足らざることなく、凡ての善き業に溢れしめんために、凡ての恩惠を溢るるばかり與ふることを得給ふなり。九 錄して、『彼は散らして貧しき者に與へたり。その正義は永遠に存らん』とある如し。一〇 播く人に種と食するパンとを與ふる者は、汝らにも種をあたへ、且これを殖し、また汝らの義の果を增し給ふべし。二 汝らは一切に富みて

イ 哥後二・一三を見よ　ロ 門一七　ハ 哥後八・一八、二二　ニ 腓二・二五（約一三・一六）　ホ（哥前一一・七）　ヘ 哥後七・四を見よ　ト 哥後八・四を見よ　チ（箴前四・九）　リ 哥後八・一二を見よ　ヌ 羅一五・二六を見よ　ル 哥後九・四　ヲ 哥後七・四を見よ　ワ 哥後八・一〇　カ 哥後九・五　ヨ 哥前一六・二　タ 哥後九・二　レ 哥後九・二　ソ 哥後九・三　ツ 創三三・一一　ネ（哥後一二・一七、一八）　ナ（腓四・一七）　ラ（箴一一・二四、二五、二二・九 加六・七—九）　ム 申一五・一〇 代上二九・一七　ウ 門一四　ヰ 詩二二・一九 哥後九・二一及び 羅一二・八を見よ（哥後八・一一）　ノ（弗三・一〇）　オ 詩一一二・九　ク 箴五五・一〇

ヤ（伝一〇・一二）　マ 哥前一・五　ケ 哥後九・七、一三　フ（哥後一・一一）　コ 哥後八・四を見よ　エ（哥後八・四）　テ（哥後一・一一）　ア（哥後八・四）　羅一五・三一を見よ　サ 哥後二・一二を見よ　キ 提前六・一二、一三　來三・一、四・一四、一〇・二三　ユ 哥後九・七、一一　メ 太九・八を見よ　ミ 羅五・一五、一六　シ 哥後二・一四を見よ　ヱ（哥前一一・三、四）　ヒ 加五・一　弗三・一　イ 哥前四・二一　哥後一三・一、一〇　モ 太一・一九（哥前四・二一　腓四・五）　ロ 哥後一〇・二を見よ　セ 羅一二・一を見よ　ス 哥後一・一七を見よ　羅八・五　哥後一〇・二　ハ 哥後六・七を見よ（哥前九・七　箴前一・一八）　ニ 耶一・一〇（哥後一〇・八、一三・一〇）　ホ（箴二・一一、一二）　ヘ（腓四・七）　ト（哥後九・一二）　チ 哥後二・九を見よ　リ（約七・二四、五・一二）　ヌ 哥前一・一二（哥前一四・三七）　ル 哥後一一・二三　（哥前九・一　加一・一二）　ヲ 哥後一・三、一〇　ワ（哥後七・四）

第一〇章

一 汝らに對し面前にては謙だり、離れねては勇ましき我パウロ、自らキリストの柔和と寛容とをもて汝らに勸む。二 我らを肉に從ひて歩むごとく思ふ者あれば、斯る者に對しては雄々しく爲んと思へど、願ふ所は我が汝らに逢ふとき斯く勇ましく爲ざらん事なり。三 我らは肉にありて歩めども、肉に從ひて戰はず。四 それ我らの戰爭の武器は肉に屬するにあらず、神の前には城砦を破るほどの能力あり、我等はもろもろの論說を破り、五 神の示教に逆ひて建てたる凡ての櫓を毀ち、凡ての念を虜にしてキリストに服はしむ。六 且なんぢらの從順の全くならん時、すべての不從順を罰せんと覺悟せり。七 汝らは外貌のみを見る、若し人みづからキリストに屬する者と信ぜば、己がキリストに屬する如く、我らも亦キリストに屬する者なることを更に考ふべし。八 假令われ汝らを破る爲ならずして建つる爲に、主が我らに賜ひたる權威につきて誇ること稍過ぐとも恥とはならじ。九 われ書をもて汝らを嚇すと思はざれ。一〇 彼らは言ふ『その書は重く、かつ强し、その逢ふときの

一一 容貌は弱く、言は鄙し』と。一二 斯のごとき人は思ふべし。我らが離れをる時おくる書の言のごとく、逢ふときの
一三 行爲も亦然るを。一三 我らは己を譽むる人と敢て並び、また較ぶる事をせず、彼らは己によりて己を度り、己をも
一四 て己に較ぶれば智なき者なり。一三 我らは範圍を踰えて誇らず、神の我らに分ち賜ひたる範圍にしたがひて誇ら
一五 ん。その範圍は汝らに及べり。一四 汝らに及ばぬ者のごとく範圍を踰えて身を延すに非ず、キリストの福音を傳へ
一六 て汝等にまで到れるなり。一五 我らは己が範圍を踰えて他の人の勞を誇らず、唯なんぢらの信仰の彌増すにより我
一七 らの範圍に循ひて汝等のうちに更に大ならんことを望む。一六 これ他の人の範圍に既に備りたるものを誇らず、
一八 汝らを踰えて外の處に福音を宣傳へん爲なり。一七 誇る者は主によりて誇るべし。一八 そは是とせらるるは己を譽む
る者にあらず、主の譽め給ふ者なればなり。

第一一章

一 願くは汝等わが少しの愚を忍ばんことを。＊請ふ我を忍べ。二 われ神の熱心をもて汝らを慕ふ、わ
二 れ汝らを潔き處女として一人の夫なるキリストに獻げんとて、之に許嫁したればなり。三 されど我
三 が恐るるは蛇の惡巧によりてエバの惑されし如く、汝らの心害はれてキリストに對する眞心と貞操とを失はん
四 事なり。四 もし人きたりて我らの未だ宣べざる他のイエスを宣ぶる時、また汝らが未だ受けざる他の靈を受け、
五 未だ受け容れざる他の福音を受くるときは汝ら能く之を忍ばん。五 我は何事にも、かの大使徒たちに劣らずと思
六 ふ。六 われ言に拙けれども知識には然らず、凡ての事にて全く之を汝らに顯せり。七 われ汝らを高うせんために

イ 哥前二・一七 ロ 哥前一・一七 哥後一一・六 ハ 哥後一〇・一八 哥後三・一を見よ
ニ 哥後一〇・一四—一 ホ 哥後一一・七 加四・一三を見よ ヘ 哥後一〇・一五、一一・六
ト 哥前三・六を見よ チ 哥後一〇・一三 リ 羅一五・二〇を見よ ヌ 哥後一〇・一六
ル 哥後一一・一三 ヲ 哥後一〇・一五 ワ 徒一九・二一 カ 羅一・一を見よ 哥後二・一二、一・七
ヨ 哥前一・三一を見よ 耶九・二四 タ 哥後一〇・一二を見 レ 羅二・二九 哥前四・五
ソ 哥後一・一七、二一 哥後五・一三 ツ 哥後一一・一九、二〇 弗 ネ 何二・一九、二〇 哥後一一・一六
五・二六、二七 ナ 創三・四、一三 提前二・一四 默一一・九、一五 約八・四 ラ 哥前三・一一
ム 羅八・一五 ウ 加一・六 提前一・三 ヰ 可七・九 ノ 哥後一一・一を見よ オ 哥後一二・一一 加
ク 哥後一〇・一〇を見よ ヤ 哥前一二・八を見よ 弗三・四 マ 哥後四・二

ケ 哥前九・一八を見よ フ 羅一・一を見よ コ 哥後一二・一三 エ 腓四・一五、一八 哥前九・一五
テ 腓四・二、九・六 ア 哥後一二・一三、一 サ 羅一五・二六を見よ キ 徒一八・五 ユ 羅九・一を見よ
メ 哥前九・一五 ミ 徒一八・一二を見よ シ 哥後一二・一五 ヱ 哥後一一・三一、一 セ 腓三・一二
ヒ 哥前九・一二 モ 默二・一 徒二〇・三 加一・七、二 腓一・一五 多 一・一〇・一一 彼後 二・一
ス 太四・一〇を見よ 弗六・一二 西一・一三 加一・一 イ 西一・一二 ホ 哥後一一・二一、一
ヘ 哥後五・一六を見よ ト 哥前四・一〇を見よ チ 加二・四、五・一 リ 可一二・四〇 ヌ 哥後一二・一六
ル 哥後一〇・五 ヲ 哥前四・一一 哥後 ワ 哥後六・八 カ 哥後一〇・一〇 ヨ 哥後一〇・二 タ 哥後一一・一七
レ 徒六・一を見よ ソ 腓三・五 ツ 羅九・四 ネ 腓三・五 ナ 加三・一六 ラ 羅一一・一 ム 哥前三・五を見よ
提前三・六 哥後一〇・七

自己を卑うし、價なくして神の福音を傳へたるは罪なりや。八 我は他の教會より奪ひ取り、その俸給をもて汝ら
九 に事へたり。九 又なんぢらの中に在りて乏しかりしとき、誰をも煩はさず、マケドニヤより來りし兄弟たち我が
一〇 窮乏を補へり。斯く凡ての事に汝らを煩はすまじと慎みたるが、此の後もなほ慎まん。一〇 我に在るキリストの
一一 誠實によりて言ふ、我この誇をアカヤの地方にて阻まる事あらじ。一一 これ何故ぞ、汝らを愛せぬに因るか、
一二 神は知りたまふ。一二 我わが行ふ所をなほ行はん、これ機會をうかがふ者の機會を斷ち、彼等をしてその誇る所に
一三 つき我らの如くならしめん爲なり。一三 斯の如きは僞使徒また詭計の勞動人にして、己をキリストの使徒に扮へる
一四 者どもなり。一四 これ珍しき事にあらず、サタンも己を光の御使に扮へば、一五 その役者らが義の役者のごとく扮ふ
一六 は大事にはあらず、彼らの終局はその業に適ふべし。
一七 一六 われ復いはん、誰も我を愚と思ふな。もし然おもふとも少しく誇る機を我にも得させん爲に愚なる者とし
一八 て受容れよ。一七 今いふ所は主によりて言ふにあらず、愚なる者として大膽に誇りて言ふなり。一八 多くの人、肉に
一九 よりて誇れば我も誇るべし。一九 汝らは智き者なれば喜びて愚なる者を忍ぶなり。二〇 人もし汝らを奴隷とすとも、
二一 食ひ盡すとも、掠めとるとも、驕るとも、顏を打つとも、汝らは之を忍ぶ。二一 われ恥ぢて言ふ、我らは弱き者の
二二 如くなりき。然れど人の雄々しき所は我もまた雄々し、われ愚にも斯く言ふなり。二二 彼らヘブル人なるか、我も
二三 然り、彼らイスラエル人なるか、我も然り、彼らアブラハムの裔なるか、我も然り。二三 彼らキリストの役者なる

か、われ狂へる如く言ふ、我はなほ勝れり。わが勞は更におほく、獄に入れられしこと更に多く、鞭うたれしこ
と更に夥だしく、死に瀕みたりしこと屢次なりき。二四ユダヤ人より四十に一つ足らぬ鞭を受けしこと五度、二五笞
にて打たれしこと三たび、石にて打たれしこと一たび、破船に遭ひしこと三度にして一晝夜、海にありき。二六し
ばしば旅行して河の難、盜賊の難、同族の難、異邦人の難、市中の難、荒野の難、海上の難、僞兄弟の難にあ
ひ、二七勞し、苦しみ、しばしば眠らず、飢ゑ渴き、しばしば斷食し、凍え、裸なりき。二八ここに擧げざる事もあ
るに、なほ日々われに迫る諸教會の心勞あり。二九誰か弱りて我弱らざらんや、誰か躓きて我燃えざらんや。
三〇もし誇るべくば、我が弱き所につきて誇らん。三一永遠に讃むべき者、すなはち主イエスの神また父は、我が僞
らざるを知り給ふ。三二ダマスコにてアレタ王の下にある總督われを捕へんとてダマスコ人の町を守りたれば、
三三我は籠にて窓より石垣傳ひに縋下されて其の手を脫れたり。

第一二章

一 わが誇るは益なしと雖も止むを得ざるなり、茲に主の顯示と默示とに及ばん。二 我はキリストに
ある一人の人を知る。この人、十四年前に第三の天にまで取り去られたり（肉體にてか、われ知ら
ず、肉體を離れてか、われ知らず、神しり給ふ）三 われ斯のごとき人を知る、（肉體にてか、肉體の外にてか、わ
れ知らず、神しり給ふ）四 かれパラダイスに取り去られて言ひ得ざる言、人の語るまじき言を聞けり。五 われ斯
のごとき人のために誇らん、然れど我が爲には弱き事のほか誇るまじ。六 もし自ら誇るとも我が言ふところ誠實

イ 哥前一五・一〇を見ト 徒一四・一九　ロ 哥後六・五　ハ 徒一六・二三　哥前四・一　羅八・三六を見よ　ニ 羅八・三六を見よ　ホ 申二五・三　ヘ 徒一六・二二　チ（徒九・二三、一三・四五、五〇、一四・五、一七・五、一三、一八・一二、二〇・三、一九、二一・二、七、二三・一〇・二、二五・三　撒前一・二五）　リ（徒一四・五、一九、一九・二三以下　二七・四二）　ヌ 徒二一・三一　ル 加二・四　ヲ 撒前二・九　撒後三・八　ワ 哥前四・一一　排四・二　カ 哥後六・五　ヨ 哥前四・一一　タ 哥前七・一七を見よ　レ 哥前九・二二を見よ　（哥前八・九、一三）　ソ 哥前二・三を見よ　ネ 羅一・二五を見よ　ナ 哥後一・一一を見　ラ 徒九・二　ム 徒九・二四　ウ（徒九・二五）　井 哥後一・三〇、一二・一五）　ノ 哥後一・七　加一・一二、二・二　弗三・三（哥前一四・六）　ヤ 哥後一・一四　撒前四・一八　ヨ 哥後一・九・一四（結三四・二）　マ 哥後一・一一を見　ケ 哥後一・一一を見　来四・一四）　コ 哥後一・二を見よ　エ 哥後一・一・一を見　テ 哥前二・三を見よ　ア 哥後七・一四　フ 路二三・四三を見よ　ヲ 哥後一・一一　ソ 哥後一・九　ツ（哥後一・二〇）

なれば、愚なる者とならじ。然れど之を罷めん。恐らくは人の我を見、われに聞くところに過ぎて我を思ふこと
あらん。七 我は我が蒙りたる默示の鴻大なるによりて高ぶることの莫らんために肉體に一つの刺を與へらる、即
ち高ぶること莫らんために我を擊つサタンの使なり。八 われ之がために三度まで之を去らしめ給はんことを主に
求めたるに、九 言ひたまふ、『わが恩惠なんぢに足れり、わが能力は弱きうちに全うせらるればなり』然ればキリ
ストの能力の我を庇はんために、寧ろ大に喜びて我が微弱を誇らん。一〇この故に我はキリストの爲に微弱・恥辱・
艱難・迫害・苦難に遭ふことを喜ぶ、そは我よわき時に强ければなり。
二 われ汝らに强ひられて愚になれり、我は汝らに譽めらるべかりしなり。我は數ふるに足らぬ者なれども、
二 何事にもかの大使徒たちに劣らざりしなり。一二 我は徵と不思議と能力ある業とを行ひ、大なる忍耐を用ひて汝等
のうちに使徒の徵をなせり。一三 なんぢら他の教會に何の劣る所かある、唯わが汝らを煩はさざりし事のみならず
や、此の不義は請ふ我に恕せ。
一四 視よ、茲に三度なんぢらに到らんとして準備したれど、尙なんぢらを煩はすまじ。我は汝らの所有を求め
一五 ず、ただ汝らを求む。それ子は親のために貯ふべきにあらず、親は子のために貯ふべきなり。一五 我は大に喜びて
汝らの靈魂のために物を費し、また身をも費さん。我なんぢらを多く愛するによりて汝ら我を少く愛するか。
一六 或人いはん、我なんぢらを煩はさざりしも、狡猾にして詭計をもて取りしなりと。一七 然れど我なんぢらに遣し

ヲ 哥後一・一六、一七、一一・一、五　ワ 哥後一一・一三を見よ　カ 哥後一二・五　ヨ 哥後一二・六を見よ　タ 哥後一二・五を見よ　レ 哥後一二・六を見よ　ソ 哥後一一・一一を見　ツ 哥後一一・一二を見よ　ネ 羅一・二五を見よ　ナ 哥後一一・一一を見　ラ 徒九・二　ム 徒九・二四　ウ（徒九・二五）　井 哥後一一・三〇、一二・一五）　ノ 哥後一一・七　加一・一二、二・二　弗三・三（哥前一四・六）　ヤ 哥後一一・一四　撒前四・一八　ヨ 哥後一・九・一四（結三四・二）　マ 哥後一一・一一を見　ケ 哥後一一・一一を見　来四・一四）　コ 哥後一一・二を見よ　エ 哥後一一・一を見　テ 哥前二・三を見よ　ア 哥後七・一四　フ 路二三・四三を見よ　ヲ 哥後一一・一一　ソ 哥後一一・九　ツ（哥後一一・二〇）　ト 哥前九・一を見ト　（羅一五・九　特に約四・四八）　ル 哥後一二・三を見　ヲ（哥前一〇・二四、三九、一二・一四　ワ（哥前九・一九）　カ 哥前四・一四、一五　加四・一九　ヨ 哥後一九・一四（結三四・二）　タ（羅九三　哥後一・六　排二・一七　西一・二四　撒前二・八　提後二・一〇）　レ 哥後一一・一一　ソ 哥後一一・九　ツ（哥後一一・二〇）

し者のうちの誰によりて汝らを掠めしや。一八我テトスを勸めて汝らに遣し、これと共にかの兄弟を遣せり、テトスは汝らを掠めしや。我らは同じ御靈によりて歩み、同じ足跡を蹈みしにあらずや。

一九 汝らは夙くより我等なんぢらに對して辯明すと思ひしならん。されど我らはキリストに在りて神の前にて語る。愛する者よ、これ皆なんぢらの德を建てん爲なり。二〇わが到りて汝らを見ん時、わが望の如くならず、汝らが我を見んとき、亦なんぢらの望の如くならざらんことを恐れ、かつ分爭・嫉妬・憤恚・徒黨・誹謗・讒言・驕傲・騷亂などの有らんことを恐る。二一また重ねて到らん時、わが神われを汝等のまへにて辱しめ、且おほくの人の、前に罪を犯して行ひし不潔と姦淫と好色とを悔改めざるを悲しましめ給ふことあらん乎と恐る。

一 今われ三度なんぢらに到らんとす、二三の證人の口によりて凡てのこと慥めらるべし。二われ既に告げたれど、今離れをりて、二度なんぢらに逢ひし時のごとく、前に罪を犯したる者とその他の凡ての人々とに預じめ告ぐ、われ復いたらば決して宥さじ。三汝らはキリストの我にありて語りたまふ證據を求むればなり。キリストは汝らに對ひて弱からず、汝等のうちに強し。四微弱によりて十字架に釘けられ給ひたれど、神の能力によりて生き給へばなり。我等もキリストに在りて弱き者なれど、汝らに向ふ神の能力によりて彼と共に生きん。五なんぢら信仰に居るや否や、自ら試み、自ら驗しみよ。汝等みづから知らざらんや、若し棄てらるる者ならずば、イエス・キリストの汝らの中に在す事を。六我は我らの棄てらるる者ならぬを汝らの知

イ（哥後九・五）　ル（哥前一・二一、三）　ケ羅六・八
ロ哥後一二・一三を見よ　チ來六・九を見よ　ク（腓二・八、彼前三・一、四）
ハ哥後八・六を見よ　リ羅一・四・一九を見よ　フ（約六・六）
ニ哥後一三・一一　哥後一〇・八（撒前五・一）　ヨ羅一・三〇　タ（哥前四・六、一八、五・一）　ワ羅二・八を見よ　ヤ羅一・四、六・四　コ哥前一・二八を見よ
ホ（哥前四・二一）　カ羅一・三〇　羅四・一一　後前一・一　レ（哥前一四・三三）　ヨ哥後一三・二　ヨ哥後一〇・一、一　ヨ哥後一〇・一、一
ヘ羅四・一二　ヌ哥後一二・一—四　ヌ哥後一二・一—四　ソ哥後一三・二　哥前六・一四　ノ（哥後一〇・一、一）
ト哥後一二・七（哥前四・二一）　ツ加五・一九（哥前六・九、一八）　西三・五　ネ哥後一二・一四　ナ申一九・一五　太一八・一六を見よ　ラ哥後一二・二一　ム哥後一三・一〇（哥前四・二一）　井（太一〇・二〇　哥前五・四）　マ哥前一二・三を見よ　哥後一三・九　オ（哥後九・八、一〇・　エ（哥前九・二七）

七 らんことを望む。七我らは汝らの少しにても惡を行はざらんことを神に祈る。これ我らの是とせらるるを顯さんの爲にあらず、縱われらは棄てらるる者の如くなるとも、汝らの善を行はん爲なり。八我らは眞理に逆ひて能力なく、眞理のためには能力あり。九われら弱くして汝らの强きことを喜ぶ、また之に就きて祈るは汝らの全くならん事なり。一〇われ離れ居りて此等のことを書き贈るは、汝らに逢ふとき、主の破る爲ならずして建つる爲に我に賜ひたる權威に隨ひて嚴しくせざらん爲なり。

一一 終に言はん、兄弟よ汝ら喜べ、全くなれ、慰安を受けよ、心を一つにせよ、睦み親しめ、然らば愛と平和との神なんぢらと偕に在さん。一二潔き接吻をもて相互に安否を問へ、凡ての聖徒なんぢらに安否を問ふ。

一三 願くは主イエス・キリストの恩惠・神の愛・聖靈の交感、なんぢら凡ての者と偕にあらんことを。

コリント人への後の書　をはり

テ哥後一三・四（哥後一二・一〇）　サ哥後一〇八・（哥前五・四）　メ哥後一三・九を見よ　イ腓二・一
ア哥後一三・一一　弗四・一二（哥前一・一〇）　キ多一・一三　ユ撒前四・一　撒後三・一〇　撒前三・一〇　ミ羅一二・一六を見よ　シ可九・五〇を見よ　ユ羅一五・三三を見よ（弗六・二三）　ヒ羅一六・一六を見よ　モ腓四・二二　セ羅一六・二〇を見よ（哥後八・九）　ス羅五・五（猶二一）

一一・一　或は「もとより汝らは我を忍ぶなり」と譯す。

ガラテヤ人への書

第一章

一 人よりに非ず、人に由るにも非ず、イエス・キリスト及び之を死人の中より甦へらせ給ひし父
二 なる神に由りて使徒となれるパウロ、及び我と偕にある凡ての兄弟、書をガラテヤの諸教會に
三 贈る。 四 願くは、我らの父なる神および主イエス・キリストより賜ふ恩惠と平安と汝らに在らんことを。 主は
四 我らの父なる神の御意に隨ひて、我らを今の惡しき世より救ひ出さんとて、己が身を我らの罪のために與へたま
五 へり。 五 願くは榮光、世々限りなく神にあらん事を、アァメン。
六 我は汝らが斯くも速かにキリストの恩惠をもて召し給ひし者より離れて異なる福音に移りゆくを怪しむ。
七 此は福音と言ふべき者にあらず、ただ或る人々が汝らを擾してキリストの福音を變へんとするなり。 八 されど
八 我等にもせよ、天よりの御使にもせよ、我らの曾て宣傳へたる所に背きたる福音を汝らに宣傳ふる者あらば詛はる
九 るべし。 九 われら前に言ひし如く、今また言はん、汝らの受けし所に背きたる福音を宣傳ふる者あらば、詛はる
一〇 べし。

一〇 我いま人に喜ばれんとするか、或は神に喜ばれんとするか、抑もまた人を喜ばせんことを求むるか。もし
我なほ人を喜ばせをらば、キリストの僕にあらじ。

一 人より非ず、人に由るにも非ず、 イ加一・一、一二 ロ徒二〇・二四 徒九・一五を見よ ハ徒二・二四を見よ ニ(後後一・一) ホ腓四・二一 ヘ徒一六・六を見よ ト羅一・七を見よ チ腓四・二〇 撒前一 リ太一三・二三を見よ ヌ太二〇・二八を見よ 羅四・二五 哥前一・一 ル腓四・二〇 (羅一一・三、三・一一、一三 ヲ(徒一六・六、一八・三六) ワ加一・一五、五・八 カ羅八・二八を見よ 哥後一・四 加一・七—九 (提前一・三) ヨ(加二・四) タ徒一五・二四 加五・ネ羅一六・一七を見よ ナ(哥前一〇・三三) ラ撒前二・四 ム羅一・一 腓一・一
二 兄弟よ、われ汝らに示す、わが傳へたる福音は、人に由れるものにあらず。 三 我は人より之を受けず、ま
三 た教へられず、唯イエス・キリストの默示に由れるなり。 一三 我がユダヤ教に於ける曩の日の擧動は、なんぢら既
一四 に聞けり、即ち烈しく神の教會を責め、かつ暴したり。 一四 又わが國人のうち、我と同じ年輩なる多くの者にも勝
一五 りてユダヤ教に進み、わが先祖たちの言傳に對して甚だ熱心なりき。 一五 然れど母の胎を出でしより我を選び別
一六 ち、その恩惠をもて召し給へる者、 一六 御子を我が内に顯して其の福音を異邦人に宣傳へしむるを可しとし給へる
一七 時、われ直ちに血肉と謀らず、 一七 我より前に使徒となりし人々に逢はんとてエルサレムにも上らず、アラビヤに
出で往きて遂にまたダマスコに返れり。

一八 その後三年を歴てケパを尋ねんとエルサレムに上り、十五日の間かれと偕に留りしが、 一九 主の兄弟ヤコブ
二〇 のほか孰の使徒にも逢はざりき。 二〇 (茲に書きおくる事は、視よ神の前にて僞らざるなり) 二一 その後シリヤ、キリ
二二 キヤの地方に往けり。 二二 キリストにあるユダヤの諸教會は我が顏を知らざりしかど、 二三 ただ人々の『われらを前
二四 に責めし者、曾て暴したる信仰の道を今は傳ふ』といふを聞き、 二四 わが事によりて神を崇めたり。

第二章

一 その後十四年を歴てバルナバと共に、テトスをも連れて、復エルサレムに上れり。 二 我が上りし
は默示に因りてなり。斯て異邦人の中に宣ぶる福音を彼らに告げ、また名ある者どもに私かに告げ
たり、これは我が走ること、又すでに走りしことの空しからざらん爲なり。 三 而して我と偕なるギリシヤ人テト

ウ哥前一五・一(羅二・一六) 井哥前九・八 ノ加一・一 哥前一一・三三を見よ オ加一・一六 哥前二・一〇を見よ(哥後一・一二・一 加二・二) ク徒二六・四、五 ヤ哥前一〇・三二を見よ マ徒八・三 及び九・二一を見よ ケ(使二二・三) フ太一五・二 可七・三(西二・八) コ徒九・一五を見よ エ加一・六を見よ テ加二・九 徒九・一五を見よ ア徒九・二〇 サ太一六・一七 キ徒九・一九—二二 ユ徒九・二を見よ メ(徒九・二二、二三) ミ約一・四二を見よ モ徒一五・二三を見よ セ徒六・九を見よ ス羅一六・三を見よ 立太一二・四六 及び(撒前二・一四(哥前一二・一七を見よ) ヒ(羅九・一 哥後一・三、一一・三一) ロ徒六・七を見よ(加六・一〇) ハ太九・八を見よ ニ徒四・三六を見よ ホ哥後二・一三を見よ イ撒前二・一四(哥前七・一七) ヘ(徒一五・二) ト(徒一五・二) 加一・一二を見よ チ加二・六を見よ リ加五・七 腓二・一六 (羅九・二・六 哥前九・二四—二六 提後 四・七 來一二・一)

一一 兄弟よ、われ汝らに示す、わが傳へたる福音は、人に由れるものにあらず。 一二 我は人より之を受けず、ま
一三 た教へられず、唯イエス・キリストの默示に由れるなり。 一三 我がユダヤ教に於ける曩の日の擧動は、なんぢら既
一四 に聞けり、即ち烈しく神の教會を責め、かつ暴したり。 一四 又わが國人のうち、我と同じ年輩なる多くの者にも勝
一五 りてユダヤ教に進み、わが先祖たちの言傳に對して甚だ熱心なりき。 一五 然れど母の胎を出でしより我を選び別
一六 ち、その恩惠をもて召し給へる者、 一六 御子を我が内に顯して其の福音を異邦人に宣傳へしむるを可しとし給へる
一七 時、われ直ちに血肉と謀らず、 一七 我より前に使徒となりし人々に逢はんとてエルサレムにも上らず、アラビヤに
出で往きて遂にまたダマスコに返れり。

一八 その後三年を歴てケパを尋ねんとエルサレムに上り、十五日の間かれと偕に留りしが、 一九 主の兄弟ヤコブ
二〇 のほか孰の使徒にも逢はざりき。 二〇 (茲に書きおくる事は、視よ神の前にて僞らざるなり) 二一 その後シリヤ、キリ
二二 キヤの地方に往けり。 二二 キリストにあるユダヤの諸教會は我が顏を知らざりしかど、 二三 ただ人々の『われらを前
二四 に責めし者、曾て暴したる信仰の道を今は傳ふ』といふを聞き、 二四 わが事によりて神を崇めたり。

第二章

一 その後十四年を歴てバルナバと共に、テトスをも連れて、復エルサレムに上れり。 二 我が上りし
は默示に因りてなり。斯て異邦人の中に宣ぶる福音を彼らに告げ、また名ある者どもに私かに告げ
たり、これは我が走ること、又すでに走りしことの空しからざらん爲なり。 三 而して我と偕なるギリシヤ人テト

四 スすら割禮を強ひられざりき。四これ私かに入りたる僞兄弟あるに因りてなり。彼らの忍び入りたるは、我らが
五 キリスト・イエスに在りて有てる自由を窺ひ、且われらを奴隷とせん爲なり。五然れど福音の眞理の汝らの中に
六 留らんために、我ら一時も彼らに讓り從はざりき。六然るに、かの名ある者どもより——彼らは如何なる人なる
七 にもせよ、我には關係なし、神は人の外面を取り給はず——實にかの名ある者どもは我に何をも加へず、七反つ
八九 てペテロが割禮ある者に對する福音を委ねられたる如く、我が割禮なき者に對する福音を委ねられたるを認め、
八 (ペテロに能力を與へて割禮ある者の使徒となし給ひし者は、我にも異邦人のために能力を與へ給へり)九また
九 我に賜りたる恩惠をさとりて、柱と思はるるヤコブ、ケパ、ヨハネは、交誼の印として我とバルナバとに握手せ
一〇 り。これは我らが異邦人にゆき、彼らが割禮ある者に往かん爲なり。一〇唯その願ふところは我らが貧しき者を顧
一一 みんことなり、我も固より此の事を勵みて行へり。
一二 一一然れどケパがアンテオケに來りしとき責むべき事のありしをもて、面前これと諍ひたり。一二その故は或る
一三 人々のヤコブの許より來るまでは、かれ異邦人と共に食しゐたるに、かの人々の來りてよりは、割禮ある者ども
一四 を恐れ、退きて異邦人と別れたり。一三他のユダヤ人も彼とともに僞行をなし、バルナバまでもその僞行に誘はれ
ゆけり。一四然れど我かれらが福音の眞理に循ひて正しく歩まざるを見て、會衆の前にてケパに言ふ『なんぢユダ
ヤ人なるにユダヤ人の如くせず、異邦人のごとく生活せば、何ぞ強ひて異邦人をユダヤ人の如くならしめんとす

イ(徒一六・三 哥前九・一一・五、一二・一 ル 撒前二・四 提前一・一一) ヨ 加一・一九を見よ タ(王下一〇・一五) ナ 加二・一 ロ 加一・七 徒一五・二) チ 徒一〇・三四を見よ レ 加一・一六 ラ 加二・五を見よ ハ(箴四・一七) ホ 哥後一一・二〇を見よ ソ(徒二四・一七) ム(來一二・一三) ニ 加一・一四 哥後一一・一一 リ(加一・一八、二・九) ツ 徒一一・一〇を見よ ウ 加一・一八を見よ ヘ 加二・一四 哥後一一・二六 ヌ 徒九・一五を見よ カ 默三・一二(提前三・一五) ヰ 加二・一八 井 加二・一二(徒一一・二八) ト 加二・二・九(哥後一三・一四) ネ 加二・一四(徒一一・二八)

一五 るか』一五我らは生來のユダヤ人にして罪人なる異邦人にあらざれども、一六人の義とせらるるは律法の行爲に由ら
一六 ず、唯キリスト・イエスを信ずる信仰に由りて義とせられん爲なり。律法の行爲によりては義とせらるる者、一人だになし。
一七 キリストを信ずる信仰に由りて義とせられんことを求めて、なほ罪人と認められなば、キリストは罪の役者なるか、
一八 一七若しキリストに在りて義とせられんことを求めて、なほ罪人と認められなば、キリストは罪の役者なるか、
一九 決して然らず。一八我もし前に毀ちしものを再び建てなば、己みづから犯罪者たるを表す。一九我は神に生きんため
二〇 に、律法によりて律法に死にたり。二〇我キリストと偕に十字架につけられたり。最早われ生くるにあらず、キリ
二一 スト我が内に在りて生くるなり。今われ肉體に在りて生くるは我を愛して我がために己が身を捨て給ひし神の
子を信ずるに由りて生くるなり。二一我は神の恩惠を空しくせず、もし義とせらるること律法に由らば、キリスト
の死に給へるは徒然なり。

第三章

一 愚なる哉、ガラテヤ人よ、十字架につけられ給ひしままなるイエス・キリスト、汝らの眼前に顯
二 されたるに、誰が汝らを誑かししぞ。二我は汝等より唯この事を聞かんと欲す。汝らが御靈を受け
三 しは律法の行爲に由るか、聽きて信じたるに由るか。三汝らは斯くも愚なるか、御靈によりて始りしに、今肉に
四五 よりて全うせらるるか。四斯程まで多くの苦難を受けしことは徒然なるか、徒然にはあるまじ。五然らば汝らに
六 御靈を賜ひて汝らの中に能力ある業を行ひ給へるは、律法の行爲に由るか、聽きて信ずるに由るか。六錄して
『アブラハム神を信じ、その信仰を義とせられたり』とあるが如し。

ノ 腓三・四、五 オ 哥前一五・一八 ク 加三・二、一四 一三・三九を見よ ヤ 羅九・三〇を見よ マ 羅三・二〇 ケ(加二・一五) フ 加三・二、一 踏二〇 コ 羅七・四を見よ 羅六・二 哥前九・二〇 エ 羅六・六を見よ(西二・二〇) テ 羅八・一〇を見よ 腓一・二一 西三・四 (約一一・二六) ア 羅八・三七を見よ サ(加一・四) キ 太四・三を見よ ユ 加三・二一 メ(加一・二) ミ 哥前一・二三を見よ シ 加三・一四を見よ ヱ 加三・五(羅一〇・一七) ヒ(哥前一五・二) モ 腓一・一九(哥後九・一〇) セ 哥前一一・一〇 ス 加三・二を見よ イ 羅四・三を見よ 創一五・六

七 されば知れ、信仰に由る者は、是アブラハムの子なるを。八 聖書は神が異邦人を信仰に由りて義とし給ふことを知りて、預じめ福音をアブラハムに傳へて言ふ『なんぢに由りて、もろもろの國人は祝福せられん』と。九 この故に信仰による者は、信仰ありしアブラハムと共に祝福せらる。一〇 されど凡て律法の行爲による者は詛の下にあり。錄して『律法の書に記されたる凡ての事を常に行はぬ者はみな詛はるべし』とあればなり。一一 律法により て神の前に義とせらるる事なきは明かなり『義人は信仰によりて生くべし』とあればなり。一二 律法は信仰に由るにあらず、反つて『律法を行ふ者は之に由りて生くべし』と云へり。一三 キリストは我等のために詛はるる者となりて律法の詛より我ちを贖ひ出し給へり。錄して『木に懸けらるる者は凡て詛はるべし』と云へばなり。一四 これアブラハムの受けたる祝福のイエス・キリストによりて異邦人におよび、且われらが信仰に由りて約束の御靈を受けん爲なり。

一五 兄弟よ、われ人の事を藉りて言はん、人の契約すら既に定むれば、之を廢し、また加ふる者なし。一六 かの約束はアブラハムと其の裔とに與へ給ひし者なり、多くの者を指すごとく『裔々に』とは云はず、一人を指すごとく『なんぢの裔に』と云へり、これ即ちキリストなり。一七 然れば我いはん、神の預じめ定め給ひし契約は、その後四百三十年を歴て起りし律法に廢せらるることなく、その約束も空しくせらるる事なし。一八 もし嗣業を受くること律法に由らば、もはや約束には由らず、然るに神は約束に由りて之をアブラハムに賜ひたり。一九 然れば律法は何のためぞ。これ罪の爲に加へ給ひしものにて、御使たちを經て中保の手によりて立てられ、約束を與へられたる裔の來らん時にまで及ぶなり。二〇 (中保は一方のみの者にあらず、然れど神は唯一に在せり)二一 然らば律法は神の約束に悖るか、決して然らず。もし人を生かすべき律法を與へられたらんには、實に義とせらるるは律法に由りしならん。二二 然れど聖書は凡ての者を罪の下に閉ぢ籠めたり。これ信ずる者のイエス・キリストに對する信仰に由れる約束を與へられん爲なり。

二三 信仰の出來らぬ前は、われら律法の下に守られて、後に顯れんとする信仰の時まで閉ぢ籠められたり。二四 斯く信仰によりて我らの義とせられん爲に、律法は我らをキリストに導く守役となれり。二五 されど信仰の出來たりし後は、我等もはや守役の下に居らず。二六 汝らは信仰によりキリスト・イエスに在りて、みな神の子たり。二七 凡そバプテスマに由りてキリストに合ひし汝らは、キリストを衣たるなり。二八 今はユダヤ人もギリシヤ人もなく、奴隷も自主もなく、男も女もなし、汝らは皆キリスト・イエスに在りて一體なり。二九 汝等もしキリストのものならば、アブラハムの裔にして約束に循へる世嗣たるなり。

第四章

一 われ言ふ、世嗣は全業の主なれども、成人とならぬ間は僕と異なることなく、二 父の定めし時の至るまでは後見者と家令との下にあり。三 斯のごとく我らも成人とならぬほどは、世の小學の下にありて僕たりしなり。四 然れど時滿つるに及びては、神その御子を遣し、これを女より生れしめ、律法の下に生れしめ給へり。五 これ律法の下にある者をあがなひ、我等をして子たることを得しめん爲なり。六 斯く汝ら神の子たる故に、神は御子の御靈を我らの心に遣して『アバ、父』と呼ばしめ給ふ。七 然れば最早なんぢは僕にあら